

【別冊3】監査委員評価及び局評価
対比シート

施策分野

消防力の強化

(3施策・27事業)

318 ページから 379 ページ

施策分野

地球環境の保全

(5施策・47事業)

380 ページから 485 ページ

平成 18 年9月 29 日

横浜市報定期第 639 号 別冊

「消防力の強化」系統図

消 防 力 の 強 化

<施策名>		監査		局		頁
1	火 災 予 防 体 制 の 充 実	B	71	B	84	320

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	防火管理経費	B	78	B	88	322	
2	市民防災実践活動費	B	82	B	88	324	
3	広報活動費	B	72	B	78	326	
4	少年消防クラブ育成指導費	C	64	B	72	328	意 見
5	家庭防災員指導経費	C	70	B	86	330	意 見
6	危険物許認可等業務費	B	78	B	84	332	
7	査察業務費	B	80	B	86	334	
8	音楽隊運営費	B	78	B	78	336	
9	消防設備指導事務費	B	74	B	82	338	
.....平均点.....		75.1		82.4			

<施策名>		監査		局		頁
2	火災・地震・都市災害等に対応できる 警 防 体 制 の 充 実	B	75	B	82	340

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	警防活動諸費	B	86	B	84	342	優れた取組
2	警防訓練費	B	74	B	84	344	
3	救助隊運営費	B	80	B	80	346	
4	警防計画費	C	70	C	62	348	
5	消防水利整備費	B	72	B	78	350	
6	災害原因調査費	B	72	B	84	352	
7	航空隊運営費	B	72	C	66	354	
8	指令運営費	C	70	B	74	356	
9	消防車両購入費	B	74	B	78	358	
10	消防庁舎建設費	B	74	B	82	360	
11	防火水槽整備費	C	68	B	78	362	意 見
12	消防科学・研究開発費	B	84	B	86	364	
13	消防団費	C	68	B	74	366	意 見
14	消防団奨励費	C	60	C	68	368	
.....平均点.....		73.1		77.0			

<施策名>		監査		局		頁
3	救 急 体 制 の 充 実	C	69	C	70	370

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	救急運営費	B	74	C	68	372	
2	救急指導費	B	74	B	74	374	
3	教育費	C	70	B	72	376	
4	救急業務の高度化の推進	C	70	B	76	378	意 見
5	【再掲】消防車両購入費	B	74	B	78	358	
.....平均点.....		72.4		73.6			

「① 火災予防体制の充実」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	6	① b	火災予防体制の充実は、火災等の災害を未然に防止し市民の被害を軽減することが常に求められるものであり、市民意識調査等でも市民の関心は高く非常に期待されている。また、高齢化の進展や家族構成の変化などに伴い、住宅火災による被害を減らすため、高齢者在宅世帯を中心に、火災予防対策を進めるなど、市民の安全・安心を守り、これを実現するためのものとなっている。
			② b	住宅用火災警報器設置については、社会経済情勢を考慮して寝たきりやひとり暮らし高齢者について先行して推進事業を行い、査察業務など市民の関心が高いものについては、その要請等を的確にとらえて行われている。市民の防災力を向上するため、少年消防クラブ育成や家庭防災員指導など育成啓発事業が実施されているが、より広く多くの市民の防災意識向上を進める必要がある。
	2 有効性 (10点)	6	① b	施策を構成している事業は、消防法令による査察業務、消防同意や危険物許認可等業務などの予防関連業務と少年消防クラブ育成や家庭防災員指導など市民を対象とした育成啓発事業により施策を推進している。施策の目的は明確でそれを実現するためのものとなっているが、家庭防災員指導と町の防災組織関連事業についてその役割等が明確でなく、また消防団を含めた関連団体との間でも不明瞭な部分がある。
			② b	中期政策プランにおいて、市民一人ひとりが安心して暮らせる都市を目指し、『安全・安心都市の実現』のために『消防力の強化』がその一翼を担うこととなっており、火災予防体制の充実にかかる各事業はその施策を実現するために行われており、その目指す方向は明確で、施策は上位の政策の実現に寄与している。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	個々の事業については目標数値が示されているものがあるが、市民一人ひとりの防災能力の向上などにより、火災等の災害を未然に防止し被害を軽減することについて、分かりやすい目標が示されていない。
			② b	関連事業において目標数値は概ね達成されている。また、平成17年度は前年に比して火災件数、放火件数とも減少している。しかしながら、施策として分かりやすい指標がなく、目標は示されていない。
	小計 (30点)	18	B	市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守るため、危険物許認可、建築物等の査察、消防設備指導など法令に基づく業務は、施策を実現する基幹事業として着実に実施されている。 また、住宅用火災警報器の設置義務化に合わせて、高齢者に対する補助制度を検討し、普及・啓発を図るなど適切な対応をしている。 しかし、予防体制の強化には、安全管理局のみではおのずと限界があり、地域の防災力をより充実することが重要である。 このため、少子高齢化や核家族化など社会情勢の変化を踏まえ、地域の防災組織である消防団、家庭防災員、町の防災組織、自衛消防隊等の充実と相互の連携を深めることにより、火災予防体制の強化を図ることが必要である。
	事業評価計 (70点)	53		
	総合評価 (100点)	71		

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	8	① a	火災予防の各事業は、国民のニーズ（市民ニーズも当然含まれる。）を受け制定されている消防法等の法令に基づき実施しなければならない事業、市民の自発的行動を促すため消防行政遂行上、消防本部が当然の責務として実施すべき事業など様々な側面を持っている。 事業の性格から、法の適正な執行を要求されているもの、市民と協働で実施していくものがあるが、いずれの事業も、火災を予防し、又は火災による被害を軽減するという市民共通の願いを目的としているものである。
			② b	法令改正や火災発生事例を受けた迅速な対応を図ると共に、少子高齢化の進展や学校教育の充実など社会情勢の変化に応じた事業の見直しを適時行っているが、市民からの要望や意見により的確に応えていくための検討を随時進めていく必要がある。
	2 有効性 (10点)	10	① a	火災予防施策は、法令に基づく立入検査や違反是正等の行政が行うべき分野、住宅防火等の市民自らが実施すべき分野、少年消防クラブ等の地域住民と行政が一体となり協働で実施すべき分野から構成されており、市民の意向や要望を的確に取り入れ見直しを実施していく必要がある事業もあるが、それぞれ一つでも欠けると、施策目的の達成が困難となるものである。
			② a	本施策は、重点施策として、中期政策プランでは「住宅防火対策の推進」、運営方針では「安全・安心サポート」「住宅防火対策の強化推進」の中核をなすものであり、これら上位方針の具体化を図る施策としての位置づけとしている。
	3 目標達成度 (10点)	8	① a	数値目標が設定可能な事業については、極力目標値を定め実施しているほか、住宅防火等の市民自らが実施すべき分野については、様々な媒体や手段を活用して啓発活動を行うと共に、特に放火防止に関しては、モデル事業として放火防止カメラの設置を行った。
			② b	目標値を定めた事業については、概ね目標を上回る結果となっている。他局と連携して実施している事業の中には、状況の変化により前年を下回る結果となった事業もあるが、法令改正や社会情勢の変化等を踏まえた目標値や新たな施策展開を行うこととしている。
	小計 (30点)	26	B	火災予防と出火時の被害、死傷者の減少は、市民すべての願いであり、その目的達成のため、本施策の各事業を推進しているものである。各事業は、自助・共助・公助の観点から相互に連携して推進されている。 今後各事業の実効性が、より上がるよう、 ① 法令改正をはじめ社会情勢の変化に応じた迅速的確な対応 ② 市民等の声や要望に基づく、事業の検証・見直し ③ より効率的で効果的な運営を目指した事業展開 等について、一層の取組を推進することで、安全で安心して暮らせる社会に近づいていくことができるものと考えている。
	事業評価計 (70点)	58		
	総合評価 (100点)	84		

防火管理経費

事業の目的		火災予防業務の執行体制の強化及び適正化を推進し火災の予防を図る。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
13	① a	市民ニーズを把握するため、防火管理者資格取得講習では「受講者アンケート」を実施し、その分析・検討の結果を踏まえ、講習内容の充実を図り、受講者のニーズに対応し、講習の土曜日・日曜日開催を実施している。		
	② b	他都市の状況を調査した上で、防火管理者資格取得講習の受講手数料を徴収するなど適時見直しを行っている。		
	③ a	住宅防火予防推進委員会を設け、官と民との役割分担を踏まえた上で、火災予防に係る協働事業について検討を行っている。防火管理者資格取得講習の開催については財団法人横浜市防災指導協会に委託している。		
9	① b	防火管理者資格取得講習では、講習内容についての効果測定を行うことで知識等の修得状況を確認している。		
	② b	甲種防火管理講習等の実施機関は、法令により定められていることから、事業の重複や欠落はない。		
	③ b	事業は上位の施策の目標実現のため実施されており、目標の実現に寄与している。		
11	① a	防火管理者資格取得講習の受講者数について、具体的な目標値が定められている。		
	② b	過去の実績等により目標値が定められている。		
	③ b	おおむね目標を達成している。		
13	① b	防火管理者資格取得講習の実施について、財団法人横浜市防災指導協会に委託するなどコスト削減に努めている。		
	② a	法令改正により新たに実施することとなった甲種防火管理再講習についても、受講手数料を徴収し実施している。		
	③ a	防火管理者資格取得講習の受講者に、講習終了後、修了証をその場で交付することにより、無駄のない事業執行に努めている。		
10	① a	消防法令等の改正にのっとり事業を行っている。また、法令の改正が行われた場合にはその内容に対応した事業（甲種防火管理再講習など）を実施している。		
	② a	委託契約において個人情報保護に関する条項を定めるなど、情報漏えいのないよう努めるとともに、事故防止については職員に周知徹底を行っている。		
8	① b	防火管理者資格取得講習は法令に基づき実施されているが、講習会場については、費用対効果の観点から検討された結果、実施場所について1か所に限定されて行われている。		
	② a	受益者負担の観点から、防火管理者資格取得講習の受講料の徴収を行っており、新たに始まった再講習についても同じく受講料を徴収して実施している。		
6	① b	防火管理者資格取得講習の講習日程については、ホームページを始め、消防署に掲示する等により広報が行われている。		
	② b	防火管理者資格取得講習の開催日程とともに、講習の内容、受講対象者の区分等を併せて市民に情報提供している。		
5	① a	各区に自衛消防隊の連絡協議会を置き、消防操法大会では企業の自衛消防組織と連携を保ちながら事業が計画され行われている。		
3	① b	防火管理が適切に実施されること等により、火災の発生や被害の軽減を図ることとなり、環境負荷の低減に役立つ取組である。		
78	B	防火管理資格取得講習は、社会経済情勢を考慮し、土・日開催を実施するなど受講者のニーズをとらえている。また、平成17年度からは、法定再講習の義務化に伴い、防火管理実務講習を廃止し、甲種防火管理再講習が実施されている。		

事業の内容		(1) 火災予防業務の執行体制の強化 (2) 防火管理者の養成等防火管理業務のため各種資格取得講習の実施			所管局課名
					安全管理局予防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	防火管理講習の受講者に対し「受講者アンケート」を実施、その結果を踏まえ講習内容等の充実を図っている。		
		② a	受講者の要望に応じ、土日の講習開催回数を増やし、受講者がより受講しやすい環境を整えている。		
		③ a	企業の自衛消防組織と連絡会議を開催し、自衛消防力維持・向上に向けたあり方について検証を行っている。		
2 有効性 (15点)	13	① b	受講者の講習内容の理解度を、効果測定により確認し、受講者が一定水準以上の知識・技術を確実に習得できるよう講習を実施している。		
		② a	甲種防火管理講習等の実施機関は、法令により定められていることから、事業の重複や欠落はない。		
		③ a	防火対象物における防火管理の実務を向上させることが、火災の発生防止及び被害を低減させることとなる。		
3 目標達成度 (15点)	11	① b	講習委託先団体と協約事項を定め、目標を設定し実施している。		
		② a	協約事項の内容については、団体の自主的・自立的経営を目指すものとしている。		
		③ b	おおむね達成しているが、今後、達成に向けさらなる事業の推進が必要である。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	15	① a	甲種防火管理講習等の実施の一部を、公益法人に委託することにより効率的な事業の実施を図っている。		
		② a	法令改正により新たに実施することとなった、甲種防火管理再講習についても、受講手数料を徴収し実施している。		
		③ a	防火管理講習等の受講者には、受講後すぐに修了証を交付している。		
5 合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	甲種防火管理講習等の実施については、消防法に基づき適正に行われており、法令改正に応じて見直しを行っている。		
		② a	甲種防火管理講習等の受講者の個人情報の保護について、確実に遵守可能な委託先を選定すると共に、委託契約に個人情報保護に関する条項を定めている。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	甲種防火管理講習等の講習内容は、法令に定められており、これに基づき適正に実施している。		
		② a	甲種防火管理講習等の受講者から、受益者負担の原則に基づき受講手数料を徴収し実施している。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	講習日程等について、適時適切な時期に市民に公示すると共に、当局ホームページ、案内等でお知らせしている。		
		② b	日程とともに、講習の内容、受講対象者の区分等を併せてお知らせしている。		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	企業の自衛消防組織と連携し、自衛消防力維持・向上等について適切に事業を実施している。		
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	防火管理等が適切に実施されることにより、火災の発生防止や被害の軽減を図ることが可能になり、二酸化炭素排出量の削減等環境負荷の軽減につながるものである。		
総合評価 (100点)	88	B	防火対象物における防火管理を適正に実施するため、防火管理講習の開催回数を受講希望者の要望に答え増加するとともに、法令改正により新たに規定された甲種防火管理再講習を実施するなどの確に対応している。		

市民防災実践活動費

事業の目的		地震対策、住宅防火対策、放火されない・放火させない環境作りの推進を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	地震防災展におけるアンケート調査の実施、「市民の声」事業、条例改正に伴うパブリック・コメントの実施などを通じて市民ニーズの把握に努め、事業を実施している。	
	② a	高齢化等の社会情勢を踏まえ、住宅火災による死者発生防止のため、法令改正に合わせ横浜市火災予防条例の改正を行い、火災警報器設置推進事業を実施している。	
	③ a	行政と民間の役割を踏まえ、使い易く障害者でも利用可能な住宅用火災警報器の開発の進言や設置推進の広報は行政が行い、設置は民間が行うなど役割分担をした上で推進している。	
13	① a	「防災訪問事業」においては、健康福祉局の日常生活用具の給付制度と連携し事業展開を行い、住宅用火災警報器の普及に努めている。	
	② a	住宅用火災警報器設置補助要綱制定に当たり、他局の制度と重複を避けるため調整を行っている。また、モデル事業である放火防止カメラ設置については、関係機関と連携・調整を行い実施している。	
	③ b	住宅用火災警報器設置の推進や放火防止カメラの設置等を通じて、上位の施策目標の実現に寄与している。	
9	① b	具体的な目標設定が可能なものについては、放火防止カメラの設置箇所など数値目標を設定している。	
	② b	放火防止カメラ設置や、防災訪問事業と日常生活用具の給付制度との連携など他都市にない事業を展開している。	
	③ b	放火防止カメラの設置箇所について、おおむね目標どおり設置することができている。	
11	① a	事業の広報に当たり民間事業者と協働でパンフレットを作成するなどのコスト削減に努めている。	
	② b	チラシなど各種広報媒体を活用した広告料収入の確保に向けた検討を行っている。	
	③ b	放火防止カメラのメンテナンスについて、消防署の巡回パトロールの中で行い、効率的な維持管理を行っている。	
10	① a	法令改正に伴い横浜市火災予防条例の改正を行い、改正内容に則り事業を実施し、また、放火防止カメラ設置においては設置管理運用基準を策定し、これにより管理を行っている。	
	② a	事故防止のため、安全管理マニュアルが整備され、職員に周知徹底され、これにより対応している。	
10	① a	補助制度について、受益者以外の市民からみても、説明ができるように公表されており、事業の推進も各区消防署を中心に行われている。	
	② a	住宅用火災警報器設置に対する給付・補助制度については、それぞれ一定の基準に基づいて、受益者負担とし、設置推進を図るものとなっている。	
8	① b	法令改正に伴う横浜市火災予防条例の改正については、パブリックコメントを行いその結果もホームページに掲載し、情報提供に努めている。	
	② a	住宅用火災警報器設置に係る給付・補助制度の違いについて、パンフレットで図表を用いて説明を行い市民が理解しやすいように工夫をしている。また、放火防止カメラの設置については、関係地域に説明を十分に行い、理解を得て設置している。	
5	① a	使いやすい住宅用火災警報器のために民間企業とその使用について意見交換を行い連携を図り、広報パンフレットを民間団体と共同で作成するなど、役割分担を明確にし、広報啓発事業を展開している。	
3	① b	火災の発生や被害の軽減を図る火災予防の推進は、環境負荷の低減に役立つ取組である。	
82	B	健康福祉局との連携や民間との協働により、住宅用火災警報器の設置推進を行い、火災による死者発生防止に努めるとともに、放火防止のモデル事業として地域と連携の上、放火防止カメラの設置を行うなど、新たな予防対策を推進している。	

事業の内容		(1)「市民防災の日」関連事業の実施 (2) 住宅用火災警報器の設置促進 (3) 放火防止カメラ設置による放火防止活動の促進		所管局課名
				安全管理局予防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	15	① a	「市民の声」事業、アンケート調査、検討委員会、パブリックコメント等を通じ、市民ニーズを把握した上で事業展開がされている。	
		② a	高齢者の焼死や放火火災の増加等、社会情勢を勘案した事業が展開されている。	
		③ a	行政が行うべき市民に対する周知や広報、火災危険の高い市民への補助制度の創設と民が行うべき機器の開発、販売促進について、十分な検討に基づき実施されている。	
2 有効性 (15点)	13	① b	事業が効果的に推進できるよう、モデル地区での試験的な事業展開や、他事業（他局）との調整を図った上で、事業展開を行っている。	
		② a	事業の重複を避けるため、他局と調整の上、十分な連携が図られている。また、民との役割分担も明確にされている。	
		③ a	安全管理局の重点事業、運営方針として位置付け、事業展開を図っている。	
3 目標達成度 (15点)	9	① b	数値化が困難な事業が多いが、到達目標を定め実施している。	
		② b	他局と連携して実施する事業については、一部状況の変化により、前年と比較して数値が減少したが、これらを含め、他都市にない事業展開を図っている。	
		③ b	他局と連携して実施する事業については、一部状況の変化により、前年と比較して数値が減少したが、確実に推進されている。また、条例の制定等により、今後事業展開されるものもある。	
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	事業の推進に向けては、民との協働の視点で、それぞれの役割分担に基づき実施している。	
		② b	次年度配布予定の各種広報媒体を活用した広告料収入の確保に向けた取組みを実施した。	
		③ a	民との協働による事業展開を図っており、特に住宅防火対策については、行政・事業者の連携により、新たな機器開発や周知に向けた広報活動が推進されている。	
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	法令改正等に基づく事業を実施しているもので、条例改正を含め、適正に業務執行が行われている。	
		② a	機器の販売に伴う、トラブル発生の防止策として、ホームページの活用、パンフレットの作成等により市民への周知を図っている。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	住宅防火対策や放火防止対策等の事業は、一部モデル事業以外は全区、全市民を対象にしているため、公平性と公正性が確保されているものと考えている。	
		② a	民との協働により実施している事業も多く、行政の一方的な負担により事業展開を行っているものではないと考えている。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	法改正時期を勘案した広報を行うと共に、特に火災予防条例の改正といった市民生活に直接影響する内容については、パブリックコメントを実施し、市民意識の把握に努めた。	
		② a	特に住宅防火対策については、必要な情報が図解や写真等により、誰でもわかりやすい広報資料を作成した。	
8 市民との協働(5点)	5	① a	住宅防火対策を始め、各事業が「民との共働」を進めていること、火災予防事業自体が、市民自らの自助努力により火災等による被害の軽減を目的としているものであることから、民との協働が不可欠な事業である。	
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	火災予防自体が火災の減少を目指した事業であり、火災の減少が、二酸化炭素排出量の削減等環境負荷の軽減に繋がるものである。	
総合評価 (100点)	88	B	本事業は、市民の方々が火災予防をはじめとした防災に対して意識を高めていただき実践していくことを目的としているものであり、その啓発を行っている点で、一定の成果を上げているものと考えている。	

	事業の目的 消防行政及び防災情報の公表により防災意識の高揚を図る。	
	点数 abc 評価 理由、説明等	
	11 ① b	市民のニーズの把握手法は主として市の広聴事業によるもので、その意見をホームページ作成等に反映している。
	② b	市民への情報提供の手法として、主としてホームページに情報を掲載することで行っている。
	③ a	防災に関するイベントを、官民の役割分担を考慮の上「民との協働」を推進する視点で内部で検討を行い、事業の実施につなげている。
	9 ① b	防災イベントの開催に当たっては、まちづくり調整局、健康福祉局、水道局など関連局との連携・調整を図り相互に効果的な事業となるようテーマ等を工夫し実施している。
	② b	防災イベントの開催に当たっては、関係機関、他の自治体、他局、民間企業と連絡・調整を図って行っている。
	③ b	防災意識の高揚のため、事業を実施しており、施策目標の実現に寄与している。
	9 ① b	具体的な数値目標を設定していないが、年間計画によりイベント等の事業を実施することを目標としている。
	② b	過去の実績と同様に、年間計画により行う取組となっている。
	③ b	年間計画のとおり事業を実施している。
	11 ① a	コスト削減のため、機関誌「横浜消防」を廃刊することとした。また、ホームページ作成については、ほとんどが職員により行われている。
	② b	ホームページに広告を掲載することで、新たな財源の開拓の検討を行っている。
	③ b	電子メール等の活用で、スケジュール管理を行い計画どおり事業が進められている。
	10 ① a	広報規程、横浜市広告掲載要綱、WEBページ広告取扱要領等により、事業を実施している。
	② a	事故対応マニュアルを整備し対応している。また、職員に周知徹底を図っている。
	6 ① b	広報活動は、主としてホームページ上で行われ、その他は各種イベントで専用ブースを設け行っている。
	② b	行政側から市民に情報を伝達するために行う広報活動の事業であり、防災広報活動について、受益者に負担を求めることは困難である。
	10 ① a	「顔の見える消防」を標語にホームページ、防災イベント、グッズ等各種配布物品、パンフレット、ポスター等を通じて広報広聴活動を実施している。
	② a	ホームページは、主に職員により作成され、市民が理解しやすいように図表、写真等を使用し視覚的工夫を行い情報掲載を行っている。
	3 ① b	各種防災イベントに協力を求め、また求められた場合の民との協力体制が構築されている。
	3 ① b	火災予防の推進のための広報事業であり、火災の減少は、間接的には、環境負荷の低減に役立つ取組となる。
	72 B	事業の見直しを行い経費の削減に努めている。市民ニーズの把握方法が限られており、その他の媒体の活用と連携が必要と考えられる。一方、情報提供については、主として職員の作成によるホームページで行っている。

事業の内容		(1) 消防訓練及び災害情報の記録 (2) 防災に関するイベントによる情報提供 (3) 消防職員へ消防業務に係る情報提供、消防技術発表		所管局課名
				安全管理局予防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	13	① a	「市民の声」事業による意見、ホームページに寄せられる意見を参考に「安全管理局ホームページ」を作成したり、防災イベントを開催している。	
		② b	社会情勢として、ホームページが情報発信の主となっていることから、更新についてはここ数年で約10倍にのびている。また、防災イベントに対する要望についても増加し、その対応を着実にやっている。	
		③ a	防災イベントを「民との協働」の視点から、より効果的な広報となるよう検討を行った。	
2 有効性 (15点)	11	① b	防災イベントの開催に当たって、他の局との連携を図るなど、単独で行うことと比較し、より効果的に行われている。	
		② b	防災イベントやホームページの作成に当たって、関係機関、他の自治体、他局、民間との連携が図られている。	
		③ a	安全管理局運営方針である項目は、ホームページ等を活用し、市民への周知を図っている。	
3 目標達成度 (15点)	9	① b	火災予防広報のほか、住宅用火災警報器設置普及、救急利用抑制における重点広報を定め、年間計画により事業展開をしている。	
		② b	「民との協働」の分野において、ホームページのバナー広告や冊子への広告等の掲載率を高めるなど、ハードルの高い目標としている。	
		③ b	イベントにおける「民との協働」について、民間の参加と冊子への広告掲載を依頼し、また、民間からの逆依頼の場合などを想定し、さらに民との協働を強める必要がある。また、ホームページ広報媒体へ広告掲載されることを目標とする。	
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	広報媒体への広告掲載による広告料収入の確保を図る検討をしている。また、職員向け教養誌「機関誌横浜消防」を廃刊することとした。	
		② a	ホームページに広告掲載をすることにより、新たな収入の確保を図ることとした。(平成18年度開始)	
		③ b	ホームページの更新作業をより迅速に処理するため、複数の係員が作業可能となるよう職場内研修を実施している。	
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	「広報規程」、「横浜市広告掲載要綱」、「webページ広告取扱要領」等により、適正な執行が行われている。	
		② b	事故時の連絡体制及び対応マニュアルより対応し、職員に周知されている。また、ホームページの内容更新については、毎日行い内容の精査を実施している。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	ホームページ上への広告は、横浜市広告掲載基準の適用や安全管理局独自の規程を設け、公正を期している。	
		② b	上記基準及び他局の状況を勘案することにより、適正な受益者負担となっている。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	「市民の声」事業による意見、ホームページに寄せられる意見を参考に、市民ニーズに合った情報提供が適時行われている。	
		② a	情報提供に際しては、図解、写真等を多く取り入れ、内容を判りやすくしている。	
8 市民との協働(5点)	5	① a	各種防災イベントに協力を求め、また求められた場合の民との協力体制が構築されている。	
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	広報活動により市民が防火・防災に関心をもち、火災の減少に繋がり、CO2削減により環境負荷の軽減に繋がる。	
総合評価 (100点)	78	B	広報事業全体に広告掲載による収入の確保を図る工夫が必要である。また、数値化できる目標設定の検討も今後は行っていく必要がある。	

事業の目的		少年・少女の火災予防に関する意識の啓発を図る。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
7	① b	少年消防クラブ指導員及び全消防署・出張所にアンケート調査を実施するなど、ニーズの把握を行い、事業の今後のあり方について、検討を始めている。		
	② c	社会情勢の変化から、今後のあり方の検討を進める必要がある。		
	③ b	事業のあり方について検討を開始し、今後外部委員も含めた検討委員会を設置し、検討を行う予定となっている。		
9	① b	事業の効果をより高めるために、火災予防に関して学校教育と連携を図るため、モデル事業として学校のカリキュラムに防災教育を取り入れることを試験的に開始している。		
	② b	自治会町内会、防災関係団体、学校等と連携・調整を図っている。		
	③ b	事業は少年・少女に火災予防に関し研修や訓練を実施することで、上位の施策目標の実現に寄与している。		
9	① b	具体的に数値化した目標は設定していないが、各クラブごとに事業計画等を定め目標設定を行い事業を実施している。		
	② b	過去の実績と同等の事業計画を定めている。		
	③ b	計画に基づき研修や訓練等を実施している。		
9	① b	訓練等の内容を検討し、保有資材の有効活用を進めることで、経費節減に努めている。		
	② b	新たな財源確保のため、広告掲載などの検討を始めている。		
	③ b	各消防署・出張所単位の区域で事業を行うことにより効率的な事業展開を進めているが、参加率が低く活動が低調になっている地域がある。		
10	① a	少年消防クラブ育成指導要綱を定め、これに基づき事業を実施している。		
	② a	事故の予防として、横浜市の「少年消防クラブの進め方」通知により安全管理を図っている。また、横浜市消防団員等公務災害補償条例を適用し、事故後の対応を図っている。		
6	① c	クラブへの加入は、地域が主体の子供会等を通じて行われており、広く一般に募集がなされていない。		
	② a	研修や訓練など事業の実施において、必要な材料等は実費負担としており、また、地域の子供会や自治会町内会の支援により行われている。		
6	① b	市民への情報提供に当たり、ホームページでの掲載は行われているが、広報紙による広報の実施はなく、幅広い広報媒体の活用はない。		
	② b	本市のホームページ上の説明では写真等を使用した説明を取り入れて行っている。		
5	① a	少年・少女の参加、地域住民の支援・後援等の適切な協力の下に事業が行われている。		
3	① b	少年・少女への火災予防の意識啓発は、将来の環境負荷の低減に役立つ事業である。		
64	C	事業は少ない経費の中でその趣旨を実現すべく努力して行われているが、少子化など社会情勢の変化に応じた効果的な事業のあり方等について検討が必要である。		

事業の内容		(1) 火災予防に関する各種訓練を実施 (2) 防災に関する研修会を実施 (3) 防災イベント等へ参加		所管局課名 安全管理局予防課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	①	b	少年消防クラブ指導員及び全署所にアンケート調査を実施する等、ニーズの把握を行い、事業の今後のあり方について、検討を始めている。
			②	b	社会情勢の変化から、今後のあり方の検討を進めるにあたり、教育委員会小・中学校教育課との調整を行った。
			③	b	事業のあり方についての検討を開始している。
2	有効性 (15点)	9	①	b	現在、一部の区域において小学校への「出前授業」を試験的に新たな事業としてスタートしたが、今後これらの検証を行う必要がある。
			②	b	地域（自治会町内会）、教育委員会、学校との調整が不可欠であり、今後の検討に向け、一部調整を開始している。
			③	b	上位の施策に合致しているものの、より効果的な手法を検討する。
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	防火・防災に関し、知識及び技術を習得することを目的として、具体的には「火遊びをしない」「119番通報ができる」ことなどを目標設定し、年間計画を定め実施している。
			②	b	少年期における火災予防に関する思想を普及し、生活に密着した防災知識の普及が最終目標であり、より多くの参加もまた目標としている。
			③	b	これまでの事業では、一定の目標を達成していると考えられる。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	活動をするにあたって、消防署所が保有する資機材の有効活用を図るとともに、資料等の作成など手作りで対応している。
			②	b	テキストへの広告掲載等、新たな収入の確保の検討を始めている。
			③	b	消防署所単位で区域を定め、効率的な事業展開を図っている。
5	合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	少年消防クラブ育成指導要綱に基づき、事業内容を明確にしている。
			②	a	横浜市消防団員等公務災害補償条例を適用し、事故発生時の対応を図っている。事故予防としては、具体的な内容を「少年消防クラブの進め方」を通知し、安全管理の徹底を図っている。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	本事業は、市内の小学校1～6年生、中学校1～3年生を対象としており、各地域を網羅するとともに、空白域が生じないよう事業展開し、指導員は地域からの推薦によることとしている。
			②	a	事業の実施においては、必要に応じて参加者から実費負担を求めている。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	b	少年消防クラブの活動概要についてはホームページ上に掲載しているが、さらに、今後はクラブ員募集等に関する内容掲載の検討があげられる。
			②	a	少年消防クラブ研修テキストは写真や図を多く取り込み、各署独自のものを作成している。
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	少年消防クラブの活動は全て、地域との連携により実施されている。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	火災の減少や被害の軽減を目的とし、防火・防災思想を少年期から普及させる事業であり、火災の減少に繋がり、CO2削減により環境負荷の軽減に繋がる。また、訓練に際し、粉末消火器を使わずに、水消火器を使用することでも、環境負荷低減となっている。
総合評価 (100点)		72	B		少年消防クラブ制度は現在、確立されているといえるものの、アンケート調査結果や社会情勢から、今後、そのあり方について検討が必要な時期となっている。

事業の目的		家庭防災員の委嘱を通じて市民の防災意識の向上を図る。		
監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等	
	11	① b	「市民の声」事業をはじめ、家庭防災員連絡員会議等を通じニーズの把握をし、事業の展開を行っている。	
		② b	他都市にはない本市独自の事業であり、社会の要請に応じて、基礎研修に普通救命講習を組み込み、また、男性の委嘱等も行っている。	
		③ a	家庭防災員のあり方について検討を行うため、「家庭防災員制度局内検討委員会」を設置し、様々な観点から検証を行い、これを受けた検討を平成18年度に開始するため家庭防災員制度検討委員会設置要綱を平成18年3月に策定している。	
	7	① c	家庭防災員の研修参加率の向上を図り併せて資質向上に資するため研修開催日時や時期について、参加しやすい土曜日、日曜日、夜間開催等を実施している。しかし、隣近所へ活動を拡大する具体的施策が講じられていない。	
		② b	自治会町内会、区役所、各関係機関等と連絡・調整を行い事業を実施している。	
		③ b	事業は上位の施策目標である火災予防の実現のために行われており、また救命講習も行うなど、他の施策目標の実現にも寄与している。	
	11	① a	家庭防災員の委嘱人数については、具体的に目標数値が明確に定められている。	
		② b	家庭防災員の委嘱人数について、計画数値は昭和49年より同じ数字が使われて実施されている。	
		③ b	おおむね目標どおり委嘱されている。（平成17年度 実績 4,710人）	
	11	① a	家庭防災員への配布物品（防災コート、帽子等）の見直しや、テキストの作成経費の縮減などにおいてコスト削減を進めている。	
		② b	家庭防災員テキストに、広告掲載の有無について内部で検討を加えている。	
		③ b	年間計画を作成し、スケジュール管理を徹底することにより、事業は進められている。	
	10	① a	横浜市家庭防災員要綱により事業が行われている。また自主活動奨励費については交付要綱を変更し、平成18年度より家庭防災員自主活動補助金交付要綱に基づき交付することとしている。	
		② a	横浜市消防団等公務災害補償条例を適用し、事故後の対応を図っている。職員には事故防止マニュアルにより、職員研修を行い周知徹底を図っている。	
	6	① b	委嘱募集は主として自治会町内会を通じて行われているが、自治会町内会未加入者に対するフォローについては、ほとんど行われていない。	
		② b	横浜市が家庭防災員を委嘱し、防災意識の向上のために行われている事業である。	
	6	① b	市民への情報提供では、自治会町内会を通じた回覧板等で行われているが、広報媒体を幅広く活用した紹介は行われていない。また、横浜市家庭防災員要綱も公開されていない。	
		② b	市民に分かりやすいように、ホームページを絵や写真を用いて作成している。	
	5	① a	横浜市が家庭防災員を委嘱し、訓練、研修等を行う事業であり、市民の参加により、進められている。	
	3	① b	火災予防という事業であり、結果的にCO2の削減など環境負荷の低減につながる面もある。	
	70	C	家庭防災員を委嘱し市民の防災知識等の修得、意識の向上のため事業が行われているが、事業手法等の改善が求められ、隣近所等に防災の輪を広げるための具体的取組を行えるよう、事業を効果的に推進する必要がある。	

事業の内容		(1) 自治会町内会を通じて、家庭防災員を委嘱(5,000人) (2) 火災予防に関する各種訓練、基礎研修・実践研修等の開催 (3) 自主活動に対する補助		所管局課名
				安全管理局予防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	9	① b	「市民の声」事業をはじめ、家庭防災員連絡員会議等を通じニーズの把握をし、事業の展開を行っている。	
		② b	基礎研修に普通救命講習の組み込み、実践研修（自主活動）の創設、研修奨励費の補助事業への転換、男性の委嘱等、社会情勢の変化に応じた見直しを行っている。	
		③ b	これまで幾度も見直しを行っているが、平成17年度は家庭防災員事務を担当する職員をメンバーとした「家庭防災員制度局内検討委員会」により、様々な観点から検証を行うとともに、さらに「外部検討委員会」の開催を決定した。	
2 有効性 (15点)	15	① a	家庭防災員制度の周知、研修参加率の向上については、十分な広報を実施するとともに、研修については土日、夜間の開催などの工夫をしている。	
		② a	事業の重複を避けるため、各区に地域、防災関係団体、区役所で構成される「市民防災の日推進委員会」が家庭防災員の推薦母体となるとともに、連絡調整ができる体制が取れている。	
		③ a	上位施策として、火災の減少や応急手当の普及があり、施策目標達成に大きく寄与している。	
3 目標達成度 (15点)	15	① a	家庭防災員の委嘱数は明確に目標数値が定められている。	
		② a	「家庭防災員制度」は各世帯を単位とし「自らの家庭は自らの手で守る」ことをスローガンに防火・防災の知識及び技術を学ぶ、横浜市独自の先駆的な研修制度である。	
		③ a	毎年、5,000人づつほぼ目標どおり委嘱されている。「自らの家庭を守る」知識及び技術の習得者が確実に市内で増員されている。	
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	配布物品（防災コート、帽子等）の見直しを含め、テキストのコスト削減など、要望との兼ね合いを図りながら事業を進めている。	
		② b	「家庭防災員テキスト」に、広告掲載の有無について内部で検討を加えている。	
		③ a	委嘱式の簡略化（時間、経費の削減）、連絡員制度の活用による通信費の削減など、予算の有効活用を図っている。また年間計画を作成し、スケジュール管理を徹底することにより迅速な業務推進を行っている。	
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	横浜市家庭防災員要綱を基本に、運用に至るまで明確に定められている。	
		② a	横浜市消防団員等公務災害補償条例の準用により、研修中の事故についての補償が規定されている他、自主活動においては積極的に障害保険の加入を推奨している。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	家庭防災員の委嘱については、自治会町内会の推薦による他、応募も可能とし公平に機会が設けられている。研修の開催も平日の他、土日・夜間も設定し、より公平に受講できるようになっている。	
		② a	実践研修の自主活動は補助金制度とし、一定の基準が定められ、補助額が算定され公正・公平に制度の利用が可能となっている。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	家庭防災員制度や募集については、全戸回覧を実施するほか、市連会、区連会、ポスター、ホームページとあらゆる広報媒体を活用し市民に周知を図っている。	
		② b	家庭防災員関係の情報（パンフ、テキスト等）は写真や図により分かりやすいものとしている。	
8 市民との協働(5点)	5	① a	家庭防災員制度は地域との連携を基本としているため、推薦は自治会町内会長であり、推薦母体は地域、防災団体、区役所、消防署で構成される「市民防災の日推進委員会」とされている。（委員長は区長）	
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	火災の減少や被害の軽減が事業目的であり、火災の減少に繋がり、CO2削減により環境負荷の軽減となる。	
総合評価 (100点)	86	B	これまで、様々な見直しを行っている事業である。市民の期待が大きい事業であるので、見直しに当たっては、様々な方の意見を聴取する必要がある。	

危険物許認可等業務費

事業の目的		危険物許認可業務を通じた危険物の貯蔵及び取扱に対する保安体制を確立し火災による被害の低減を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① a	市民ニーズ把握のため、「市民不満足度調査」を行い、その分析・検討の結果、相談コーナーの新設、照明の改善などの改善整備を行っている。また、メールを利用した意見・要望の聴取も行っている。	
	② b	法令に基づく事業であるが、その中でも届出等について、事務手続きの簡素化（簡易なものについてはファックス受付）などを行い、事業者の負担を軽減している。	
	③ b	法令により市町村長等が行う事務と定められている。なお、検査業務において委託可能なものについては危険物保安技術協会に委託している。	
11	① a	許認可業務等だけでなく、危険物安全週間には事業者を含めた「パワーアップセミナー」研修会等を開催し、法令改正の周知や安全についての啓発を行い事業を推進し、また、その他研修会も積極的に実施している。	
	② b	法令に定められた事務であり、それにのっとり連携・調整を図っている。	
	③ b	危険物に係る許認可及びその指導により、上位施策である『火災予防体制の充実』に寄与している。	
13	① a	危険物施設における事故の軽減を目指し、具体的な数値目標を設定している。	
	② a	過去5年間の平均事故発生件数を下回ることを目標として設定している。	
	③ b	事故発生件数の抑制は、目標値に比してほぼ達成している。	
11	① b	特定屋外タンク貯蔵所の審査等については、他都市と同様に危険物保安技術協会に検査業務を委託し、コスト縮減を図っている。	
	② b	法令で定められた事務であり、手数料の見直しについては地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に合わせて行っている。	
	③ a	認定事業者制度（自主管理制度）活用を推奨することにより、事務の省力化・迅速化を図っている。	
10	① a	消防法令、横浜市危険物規制規則、危険物規制事務処理規程、危険物規制事務審査指針等により事務を行い、法令改正に伴う見直しも適時行っている。	
	② a	事故防止については職員に周知徹底を図っており、誤送付防止の観点からファックスによる事務を原則禁止するなどしている。	
6	① b	法令に定められた事務で、法令にのっとり行われている。	
	② b	法定受託事務で手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等により定められている。	
6	① b	条例改正については主として消防署を通じて事業者周知を行い、また、業務の実績については、適時ホームページで公表している。	
	② b	ホームページの実績の公表は、項目ごとに実数を一覧表で表し、また関係事業者への説明は、安全対策の指導を通じて行われている。	
5	① a	危険物安全週間には、事業者等との共催で研修会を行っている。	
5	① a	許認可業務及び保安指導業務により、危険物による火災や漏えい事故を減少させ、環境負荷の低減に努めている。	
78	B	事業は法令に定められた法定受託事務であり、自治体の裁量が発揮できる余地が少ない中で、課として市民ニーズの把握に努め、その結果を反映し窓口改善に繋げたり、事務の簡素化を図るなど改善が進められ事業が実施されている。	

事業の内容		(1) 許認可業務の実施 (2) 保安指導業務の実施			所管局課名
					安全管理局指導課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	11	① a	昨年度は、市民不満足度調査を行い、その結果に基づき相談コーナーの新設、照明の改善などの環境整備や特定事業者とのメールを活用した意見、要望の聴取を行い、改善を図っている。		
		② b	法令に基づく事業であるが、その中でも届出等について、事務手続きの簡素化などを行い、事業者の負担を軽減している。		
		③ b	法令により市町村長等が行う事務と定められており、民との役割分担はできない。		
2 有効性 (15点)	15	① a	内部研修として「危険物技術基準等研修会」を年に4回開催するとともに、外部の研修にも積極的に参加している。また、事業者に対しては法令改正や危険物安全週間などの機会をとらえ指導会を開催している。		
		② a	消防庁との連携を深めるため、各種委員会、検討委員会の委員を受託している。また、近隣消防本部とも担当者会議などを開催し、円滑な事務の推進を図っている。		
		③ a	危険物に係る許認可及びその指導により、上位施策である『火災予防体制の充実』に寄与している。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	危険物等に係る安全対策の推進として、危険物に係る事故の減少を目標としている。		
		② a	過去5年間の平均事故発生件数を下回ること为目标としている。唯一、数値化できる目標として設定しているが、当課だけの努力では達成困難な課題である。		
		③ b	平成17年の事故の発生は、過去5年間の平均事故発生件数と同程度にとどまった。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	特定屋外タンク貯蔵所の審査等を危険物保安技術協会に委託することにより、最小限の人員で事業を行っている。		
		② b	法令に定められた事業であり、なじまない。		
		③ a	事業者に「認定事業所制度（自主検査制度）」の活用を推奨することにより、完成検査、完成検査前検査での出向が減り、事務の省力化、スピードアップが図られている。		
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	法令及び法令に基づき定めた「危険物規制事務審査指針」により適正に行われており、法令の改正などに合わせた見直しも適宜行っている。		
		② a	従来行われていたファックスによる事務も原則として禁止し、また、事業者との書類の受け渡しについても確認作業を行っている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	法令に定められた事業であり、公平・公正に行われている。		
		② b	受益者負担についても法令に定められており、公平・公正に行われている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	条例改正などの市民への周知は主に消防署を介して行っている。		
		② b	事業者への説明は十分、かつ分かりやすく行われている。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	事業者等との共催で研修会を行っている。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	危険物に係る安全対策を推進することにより、危険物施設等の火災や漏えい事故を減少させ、温暖化、大気汚染、土壌汚染、海洋汚染等の防止を図っている。		
総合評価 (100点)	84	B	根拠法令に基づき実施される事業であり、国の規制緩和などによるところが大きいものの、市民や事業者からの要望、意見を取り入れ、法令の許容範囲内での事務手続きの簡素化などは積極的に行っている。		

査察業務費	事業の目的		消防法等の査察を通じて火災時における人命の安全確保を図る。	
	点数	abc 評価	理由、説明等	
	13	① a	市民ニーズは市民意識調査や広聴等から把握し、火災予防に関する意見要望を受け事業に反映している。査察実施計画に基づく対象のほか、市民から通報を受けた施設についても査察を行い是正指導等を実施している。	
		② a	大規模商業施設、ホテル、グループホーム火災などの事件に対応するため、緊急の査察を適時実施し、また無通告での夜間査察を実施するなど、社会情勢を捕らえた査察を実施している。	
		③ b	法令により消防長、消防署長が行う事務と定められているが、査察管理委員会を置き、実施基本計画等の見直しを行っている。	
	13	① a	査察管理委員会により査察の実実施計画の策定や見直しを行っており、防火対象物定期点検報告制度に伴う特例認定を受けた対象物の査察を見直し、違反是正に重点を置いた査察計画を実施している。	
		② a	まちづくり調整局や健康福祉局等の関連局や神奈川県警など関係機関と連携・調整を図り、情報を共有し事業を推進している。	
		③ b	消防法等による査察を実施することで、火災予防という施策目標の実現に寄与している。	
	15	① a	査察実施基本計画を策定し、違反是正に重点を置いた査察、消防法令改正に対応した査察、危険物施設の安全確保に向けた査察などにおいて、それぞれ目標を具体的に数値化し設定している。	
		② a	査察の重点を、件数より違反是正を中心とした査察へ転換し、重大違反対象物への是正強化を大きく打ち出している。	
		③ a	重大違反対象物については100%是正を行っている。	
監査委員による事業評価	9	① b	防火対象物定期点検報告制度に伴う特例認定を受けた対象物の査察実施を毎年1度から2年に1度にする事で、効率的に査察業務を行いコストの削減に努めている。	
		② b	査察業務は、法令に基づき指導を行い是正を求めるもので、新規財源等の開拓については困難でありなじまない。	
		③ b	スケジュール管理を十分に行い、査察実施計画に基づかない緊急の査察案件が入った場合でも、計画調整を行うことで査察を実施し、無駄のない執行を行っている。	
	10	① a	消防法、石油コンビナート等災害防止法等の関係法令、横浜市火災予防条例、横浜市火災予防査察、違反是正措置に関する規程等により業務が行われている。	
		② a	立入検査マニュアル、違反是正マニュアル及び危険物施設の事故に関する対応マニュアルを作成し、関係職員に周知徹底している。	
	8	① a	業務は法令に定められた事務であり、査察対象は査察管理委員会を設置し「査察実施基本計画」を策定し、これに基づき策定された「査察実施計画」により実施している。	
		② b	査察業務は、法令に基づき指導を行い是正を求めるもので、受益者負担の視点にはなじまない。	
	6	① b	業務の実績について、適時、ホームページで公開されているだけでなく、無通告査察の実施や火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧についても、市民に情報が提供されている。	
		② b	関係事業者への説明は、その都度行われており、また、実績の公表は項目別に一覧表として行われている。	
	3	① b	市民の協力により査察は実施されているが、法令により消防長、消防署長が行う事務と定められており、市民との協働はなじまない。	
	3	① b	査察業務は人命安全の確保だけでなく、出火危険を防ぐための事業であり、火災予防の推進を図り環境負荷の低減に役立つ事業である。	
	80	B	業務は法令に基づき行われている中で、査察実施基本計画を見直し、防火対象物定期点検報告制度に伴う特例認定制度を利用した査察の実施により、効率的に事務が推進されている。	

事業の内容		(1) 消防法第4条及び第16条の5並びに石油コンビナート等災害防止法第40条に基づき査察を実施 (2) 法令に違反する事項についての是正		所管局課名 安全管理局査察課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	13	① a	市民意見の分布における消防行政分野の第1位は、対象物の違反是正を促す市民からの通報など、火災予防に関する意見要望となっており、査察実施計画に基づく対象のほか弾力的に違反の是正指導を行い効果をあげている。	
			② a	埼玉で発生したドン・キホーテの火災を受け大規模商業施設の査察を行い100%是正を達成するほか、無通告での夜間査察を実施し、避難階段等に置かれた物品等の除去命令を行うなど社会情勢に応じた査察を実施している。	
			③ b	消防法令違反を把握するための立入検査は、消防職員のみが付与された権限であり、また、主に個人情報を扱う業務であり、民との役割分担は不可能である。	
2	有効性 (15点)	15	① a	査察の実実施計画の策定、見直し等を行うため、規程に基づく査察管理委員会を年2回開催している。委員会では、一部の消防署長や警防部の課長なども委員として、意見を聴取するなど、事業の成果や効果を検証している。	
			② a	消防署（査察対象全般）、まちづくり調整局（建築基準法違反）、健康福祉局（社会福祉施設）、区福祉保険センター（宿泊施設）、神奈川県警（夜間査察、風俗営業）とも連携し情報の共有を図っている。	
			③ a	消防法令違反の解消は火災予防に欠かせないものであり、査察により、消防用設備等の維持管理や防火管理の安全確保が図られ、火災予防に寄与している。	
3	目標達成度 (15点)	15	① a	各年度ごとに査察実施計画を作成しており、目標も具体的に数値化し、課内及び各署の共通の目標としてその達成に向けて業務を推進している。	
			② a	違反是正強化対象物の是正状況等は、他都市からも模範とされており、また、是正に向けての数値も、非常に高いレベルのものとなっている。	
			③ a	違反是正強化対象物の是正など予想を大幅に上回る達成度となっており、課として業績表彰を受けている。（平成17年12月22日・18年3月17日表彰）	
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	防火面の優良対象物の査察は縮減させ、より違反是正に力点を置いた査察を行うとともに、人材育成手段として、派遣研修を行うなど、各署の警備職員の査察能力の向上を図り、査察のレベルアップを行っている。	
			② b	なじまない。	
			③ b	緊急に違反を是正させなければならない対象物の査察にあつては、署と査察課、関係局と合同で査察を行うなど、連携により違反是正に向けた対策を行っている。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	消防法令で基準が明確に定められており、関係法令の解釈・適用について誤りはない。	
			② a	立入検査マニュアル、違反是正マニュアル、危険物施設の事故に関する対応マニュアルを作成し、配布しており関係職員に周知徹底している。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	消防法令違反の度合いにより、重大違反対象物を局と署に分類し、是正指導を最優先に実施するほか、避難施設の管理などが劣悪な場合は躊躇することなく命令を発し、是正を図っている。	
			② b	査察において金銭の負担を求める理由はない。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	消防法改正などの情報は、ホームページで公開するとともに、命令をかけて是正措置を行うものは、標識を設置するほか、掲示板や市報・ホームページへの掲載を行うなど、市民の安全を図るため情報を提供している。	
			② b	立入検査の実施結果や各種届出についても情報公開請求があれば、個人情報を除き一般に公開しており、また、上記情報についても図式化又は命令案件が市民に分かりやすいよう工夫している。	
8	市民との 協働(5点)	3	① b	1の③と同様になじまない	
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	火災予防の観点から、査察により火災の発生を防止することにより、二酸化炭素抑制を行い環境負荷の軽減を図っている。	
総合評価 (100点)		86	B	市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応し、成果をあげているが、対象物は毎年増加しており、違反の解消に向けて効率性を一層高めていく必要がある。	

事業の目的

音楽の演奏やドリル演技による市民防災意識の普及と高揚を図る。

点数

abc
評価

理由、説明等

監査委員による事業評価

9

①

b

定期演奏会でアンケートを実施し、演奏希望曲などの市民ニーズを把握し、演奏曲や活動等に反映している。

②

b

他都市音楽隊の実態調査を実施し、音楽隊の活動で行われる防災広報のあり方等について検討を行っている。

③

b

「音楽隊等のあり方」検討会を設置し、音楽隊のスリム化や業務の付加価値を高めるために演奏活動以外の業務について検討を行っている。

11

①

a

防災広報だけでなく、他局事業の広報活動にも参加し広報活動を行っている。また、定期演奏会では職員が構成した救急車の適正利用に関する寸劇を行ったり、横断幕等を作成し標語が一目で分かるような工夫を行い、広報活動を実施している。

②

b

音楽隊は横浜市では本隊だけであるが、他の自治体にもあり、県下の行事や県大会など大きな催しで派遣依頼のあるものは、重複して参加することのないように連絡・調整を行っている。

③

b

防災活動の広報を通じて、施策の目標の実現に寄与している。また、本市他局の重点施策に関する広報やその他行事での演奏活動を通じて、防災に限らず横浜市のPRを行っている。

15

①

a

防災ふれあいコンサートを各区で開催し、その観客数の増という具体的で分かりやすい数値目標を設定している。

②

a

過去の実績や水準を上回る目標が定められている。

③

a

過去3か年の平均観客数を大幅に上回り、82%増となっている。

11

①

b

コスト削減のため、演奏服の見直しによる経費の削減を検討している。

②

a

定期演奏会開催において、展示ブースの協賛企業を募り、新たな財源として広告収入を確保している。

③

b

スケジュール管理を十分に行うことで、急な派遣依頼にも対応しつつ、自主事業を滞りなく実施し、新レパートリーの練習も行うなど、計画的に研修・訓練が行われている。

10

①

a

横浜市安全管理局音楽隊運営規程及び音楽隊派遣審査会運営要綱に基づき事業を実施し、必要に応じて改正を行っている。

②

a

演奏活動に遺漏のないよう派遣先の行動基準を定め、職員に周知徹底を行い事業を実施している。また、交通事故発生対応マニュアルを随時更新し交通事故の発生防止に努め、万が一の場合の対応についても周知徹底している。

8

①

a

音楽隊の派遣については、横浜市安全管理局音楽隊運営規程及び音楽隊派遣審査会運営要綱に基づき派遣先等について審査・決定を行い、公平な事業の執行に努めている。

②

b

広報活動が主たる事業であり、受益者負担はなじまない。

6

①

b

市のホームページ、広報よこはま、市内PRボックスなどを通じて、演奏会等の情報提供を行っている。

②

b

音楽隊の紹介に関するホームページには写真や図表を用いて、市民に分かりやすくするための工夫を行っており、演奏会の情報や嘱託職員の募集案内等の掲載を併せて行っている。

5

①

a

地域住民の催しに参加し、中学生との合同演奏を実施するなど、市民との協働の中で事業を推進している。

3

①

b

防災意識の普及・高揚という事業そのものが環境負荷の低減に役立つ事業であり、また、G30、放火防止対策及び救急車の適正利用など広報活動を実施し、また使用車両のアイドリングストップの励行や積極的な裏紙使用などにも取り組んでいる。

78

B

防災思想の普及啓発のため、音楽の演奏やドリル演技を積極的に行うことで市民に親しまれる活動を行っている。専務隊である音楽隊は全国では6隊余りであるが、そのことを踏まえ、市民に理解される音楽隊を目指し、あり方の検討を開始している。

音楽隊運営費

事業の内容		(1) 防災ふれあいコンサートの実施 (2) 定期演奏会の実施 (3) 派遣演奏の実施		所管局課名
				安全管理局総務課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	11	① b	通常の演奏依頼における事前調整及び演奏活動時に市民とのふれあいにより、市民ニーズを踏まえた対応を実施するとともに、定期演奏会でのアンケート調査を実施し、市民が知りたい情報の把握に努めた。	
		② a	一般の演奏会を鑑賞する機会が少ない高齢者を対象に、老人ホーム及びデイケアセンターでの防災ふれあいコンサートを開催した。一方、他都市の音楽隊の実態調査を実施し、防災広報のあり方等について検討を継続中である。	
		③ b	局内で、「音楽隊等のあり方」検討会を開催し、H19年4月を目途に、音楽隊のスリム化及び業務の付加価値を高めるため、演奏活動以外の業務（現在、119番着信訓練実施中）についても検討中である。	
2 有効性 (15点)	15	① a	住宅用警報器の有効性について実物を用い、市民に対し重点的にPRした。また横断幕、横型看板の作成及び定期演奏会での音楽に合わせた寸劇（救急車の適正利用）など、ひと目でわかりやすい防災広報を実施した。	
		② a	防災ふれあいコンサートは、消防署と連携・協議し、広報内容、チラシ作成などの重複をなくし、効果的なPRを実施した。また県下消防行事については、川崎市消防音楽隊と協議し、原則隔年担当とする調整が行われている。	
		③ a	市民に対し、市・局の重点施策【G30、局再編(安全管理局誕生)及び火災予防体制の充実（住警器設置促進、救急車の適正利用）】をPRするとともに、港での歓迎演奏等を通して、横浜の魅力を観光客へPRした。	
3 目標達成度 (15点)	15	① a	防災ふれあいコンサートを各区で開催し、その観客数（過去3年平均）20%増という数値化された目標を設定している。	
		② a	年間約150件の派遣依頼に基づく演奏活動を実施しながらも、自主事業であるふれあいコンサートを各消防署と連携し33回開催し、火災予防体制の充実について強化推進を図った。	
		③ a	過去3年平均観客数7,307人を大幅に上回り、H17年の観客数は13,310人で82%の増となった。	
4 経済性・効率性 (15点)	7	① c	経費削減対策として演奏服と制服との統廃合について検討した。現行の演奏服を活用して統廃合を行うため、複数年度にわたり実施予定。また、積極的な裏紙利用などは具体的な経費削減に効果があった。	
		② a	定期演奏会開催に際し、協賛企業（2社合計40万円）を初めて得たことは、高く評価できる。	
		③ c	音楽隊演奏業務は、特殊性（派遣依頼に基づき業務を実施）のため、全体計画を立てにくい面があるが、定期演奏会及び新採用女性嘱託員の訓練については効率的に実施できた。	
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	派遣業務に関しては、音楽隊運営規程及び派遣審査会要綱に基づき実施している。また適正に業務運営が実施できるよう、必要に応じ改正を行っている。	
		② a	派遣業務は依頼先に出向き演奏活動を実施するため、車両運行は欠かせない業務となっており、交通事故防止対策はもとより、万一の事故発生に際して、交通事故発生対応マニュアルを更新した。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	基本的には、市民に対し無償で演奏・演技を提供しているため、公平性は確保されている。派遣対象は公的行事、地域住民の催しなどであるが、障害者施設に積極的に出向き演奏活動を行っていることは、社会的公正性が適切なものとなっている。	
		② b	広報団体という性格からして、受益者負担という考えはなじみにくい、知名度が高まり、観客動員数が増すほど、公平性・公正性を確保することできる。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	定期演奏会をはじめとする各種演奏会開催に関する情報を、局ホームページ、広報よこはま、市内PRボックス及び桜木町まちかどスクリーン等を活用し、広く市民に対し、情報を提供している。	
		② b	演奏会情報、年間活動概要及び新採用嘱託員募集などの情報をホームページに掲載している。今後は、各世代に合わせた情報提供の媒体についても検討し、より多くの市民に情報提供を目指したい。	
8 市民との協働(5点)	5	① a	地域住民の催しに積極的に参加（48件、約25%）し、市民（地域、NPO、地元企業等）の活動と適正な連携を図るとともに、市の重点施策及び防災情報について市民に提供した。	
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	G30、放火防止対策及び救急車の適正利用など環境負荷の軽減に役立つ施策について、積極的な広報活動を実施するとともに、アイドリングストップの励行、休み時間の消灯及び用紙使用量の削減に積極的に取り組んだ。	
総合評価 (100点)	78	B	目標達成度・有効性については有効に推進しているが、経費削減に向けた取組、業務を効率的に推進する全体計画の見直し及び市民に対するより効果的なPR手法等について、今後の工夫が必要である。	

事業の目的

建築物の消防同意事務を通じて建築物の安全性確保及び火災等による人的被害の軽減を図る。

消防設備指導事務費

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① a	市民ニーズ把握のため、窓口で「市民不満足度調査」を行い、その分析・検討の結果、相談コーナーの新設、照明改善などの窓口改善整備を行っている。また、その他に電子メールを利用した意見・要望の聴取も行っている。
	② b	緊急離着陸場等設置指導基準を策定し、緊急時におけるヘリコプター運用のため、離着陸場を確保するための指導を行っている。また、住宅用火災警報器の設置義務化に向けた広報・啓発活動も行っている。
	③ b	民間の指定確認検査機関への同意を行っているが、法令規制事務であり、民間との役割分担はできない事務である。
11	① a	消防同意事務の効率化を図るため、事前指導を十分に行うことで、事業の効果をより高める工夫を行っている。
	② b	消防同意を依頼する建築主事等の理解を進め、まちづくり調整局との情報の共有化や調整を行い、円滑な事務を推進している。
	③ b	上位の施策である『火災予防体制の充実』に、消防設備の設置指導を通じて寄与している。
13	① a	消防同意の事務処理期間の短縮を目標として掲げ、具体的な目標数値の設定を行っている。
	② a	過去の実績などから、通常の水準を上回る目標を設定している。
	③ b	事務処理期間の短縮については、おおむね達成できているが、建築物の規模によっては達成できないものもあった。
9	① b	事前指導を推進することで、審査事務の時間短縮を図り、コスト削減に努めている。
	② b	消防同意については、法令に定められた事務で、建築確認申請で手数料を徴収しており、また、緊急離着陸場設置指導は本市が事業者者に依頼しているもので、「認定プレート」の発行について有料化は困難である。
	③ b	審査基準情報の提供や事前指導の徹底により、同意事務の効率化を図り、事務執行の短縮化を図っている。
10	① a	消防法令、建築防火事務処理規程、消防用設備等審査マニュアル、消防用設備等検査マニュアル等により事務が行われている。
	② a	建築確認申請書の誤送付防止対策として、複数の担当者による確認作業を行っており、事故防止マニュアルを職員に周知徹底している。
8	① a	法令による指導事務で、消防用設備等設置規制事務審査基準を作成・配布し、公平・公正な審査事務を執行している。
	② b	建築確認申請に当たり、法令等で定められた手数料の納入が行われており、適正な受益者負担となっている。
6	① b	消防同意事務処理件数、用途別同意・検査件数等をホームページで公表し、法令等の解釈、行政指導等について情報提供を行っている。
	② b	公表している消防同意の件数は、一覧表として公表している。
3	① b	消防設備の指導事務は建築確認事務の一部であり、建築士等の理解と協力が得られて推進できる事務である。
3	① b	消防設備の指導事務は建築確認事務の一部であるが、火災予防の推進を図る事業であり、環境負荷の低減に役立つ事業である。
74	B	消防設備指導事務は建築確認事務の一部で、建築基準法による消防同意を行う事務で、その手続等は法令で定められたものであるが、課として窓口業務について、アンケートを実施し、窓口改善につなげ、また審査期間の短縮を図る取組などを行っている。

事業の内容		法令に基づく建築物の消防同意事務を実施			所管局課名	
					安全管理局指導課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	13	①	a	7月に行った顧客不満足度調査結果の分析を通して、相談コーナーの新設、照明を増設するなど来庁者の満足度の向上を図っている。	
			②	a	焼死者発生防止のため、住宅用火災警報器の条例化、設置・促進に向け建築事務所協会等への周知を図っている。	
			③	b	民間の指定確認検査機関への同意を行っているが、法令規制事務であり、民間との役割分担はできない事務である。	
2	有効性 (15点)	15	①	a	建築主の代理者である建築士の理解と協力を得て安全な建築物の構築に携わっている。	
			②	a	消防庁との連携を深めるため、各種委員会、検討委員会の委員を受託している。また、まちづくり調整局の研修会等に参加し情報の共有化や調整を行い、円滑な事務を推進している。	
			③	a	「火災予防体制の充実強化」の柱である焼死者発生防止のため、住宅用火災警報器の条例化、設置・促進をしている。	
3	目標達成度 (15点)	11	①	b	建築主、また、その代理である建築士等の理解と協力を得て安全な建築物の構築を目指している。	
			②	a	安全な建築物の構築が大変重要な課題であり、一層の安全対策の向上を目指している。	
			③	b	建築士等に対する事前指導、また、建築士等の理解と協力により、安全な建築物が実現していると考えている。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	①	a	民間の指定確認検査機関指定の宅配業者及びまちづくり局指定の書類搬送業者により建築確認申請書等の配送を行い、通信運搬費がかからないようにしている。	
			②	b	法令に定められた事務のためになじまない。	
			③	b	情報の提供や事前指導の徹底による同意期間の短縮等を目指し、効率的に事務を推進している。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	①	a	消防法令等で技術審査基準が定められており、本基準に基づき、関係法令の解釈、運用について適正に実施している。	
			②	b	建築確認申請書等の誤送付防止対策として、複数の担当者による確認作業を行っている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	消防用設備等設置規制事務審査基準を作成して配布し、安全な建物の実現に向け、公平・公正に事務を執行している。	
			②	b	建築確認申請等には手数料が規定されているが、消防同意事務は行政機関相互間の内部行為であるため、なじまない。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	消防用設備等設置規制事務審査基準を作成し、法令等の解釈、行政指導等について、情報提供を行っている。	
			②	b	建築主の代理である建築士等に対し消防用設備等の設置について説明を行っている。	
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	建築主の代理である建築士等の集まりである建築事務所協会などの研修会に参加し情報の提供を行い、理解と協力を得て安全な建築物の構築を目指している。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	火災予防の観点からの火災発生の防止により、二酸化炭素の発生防止等による、環境負荷の軽減を図っている。	
総合評価 (100点)		82	B		国の規制緩和や性能規定化等の流れの中で、規制法令の範囲内において、事務の簡素化、効率化について積極的に対応している。	

「② 火災・地震・都市災害等に対応できる警防体制の充実」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	8	① a	平成17年度「市民意識調査」において、3年連続第1位の「防犯対策」に続き、「地震などの災害対策」が前年度の第5位から第2位に上昇しており、安全・安心を求める市民の要望が高まっている。 本施策ではこれにこたえるため、消防に関する車両、ヘリコプターなど、資機材を整え、隊員の訓練を徹底して、警防体制を整えている。とくに市民要望に直接応えた消防隊による学校巡回や、救急隊とのタイアップのPA連携など市民要望を反映した施策展開を図っている。
			② b	JR福知山線列車脱線事故のような大規模災害時に対処する活動要領を速やかに策定し、適切な対応を図っている。 また、地域の安全・安心確保に大きな役割を担っている消防団について社会環境の変化に適した消防団のあり方について検討が必要である。
	2 有効性 (10点)	10	① a	建築物等の消火活動をつかさどる警防活動事業、人命救助にあたる救助隊事業、これらに出動指令を与える指令事業、出火原因を調査し、今後の消防活動の基礎資料とする出火原因調査事業、消防ロボット開発等の実用化を目指した技術開発を行っている研究開発事業、個々の消防隊員や救助隊員の訓練活動事業、地域の消防力に大きな役割を担っている消防団事業など、施策を推進する上での確かな事業配分とその執行を実施している。
			② a	本施策は、消防力を強化して、火災、地震、都市災害などの様々な災害に対応できる警防体制を充実し、市民一人ひとりが安心して暮らせる都市を目指すことであり、上位政策である「安全・安心都市を実現する」ために進められている施策である。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	平成17年度作成した消防局改革推進プランにおいて、当施策を包括した目標を設定している。その施策の下で個々の事業について具体的目標設定を行い、達成状況を管理している。
			② b	消防署所の配置基準の見直しを17年度に完了させることができなかったことなど、いくつかの事業で目標達成度が低いものが見られるが、施策全体としてはおおむね目標は達成されている。
	小計 (30点)	24	B	本施策では、火災や地震災害、都市災害など様々な災害から市民の生命と財産を守るため、消防隊による消火活動や巡回警戒活動、救助隊による人命救助活動などを着実にを行っている。 また、新たに消防隊(Pumper)と救急隊(Ambulance)が連携した救急活動(PA連携)や、消防隊の巡回警戒等に合わせて不審者に対する警戒を行う学校巡回などの取組を行っている。 一方で、地域の消防活動に大きな役割を持つ消防団について、団員の職業の多様化や高齢化、女性の社会進出など社会環境の変化に対応したあり方の検討が求められている。 平成18年度消防部門、危機管理部門及び防犯部門が統合されて安全管理局が誕生したが、新しく一体化した組織において、各部門の連携により市民生活の安全確保に総合的に取り組むことが期待される。
	事業評価計 (70点)	51		
	総合評価 (100点)	75		

評価項目		点数	abc 評価		理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	①	a	「市民意識調査」によると、3年連続1位の「防犯対策」に続き、「地震などの災害対策」が昨年度の第5位から第2位に上昇しており、安全・安心を求める市民の要望が高まっている。当局では、この要望を踏まえた上で、火災、地震、都市災害等に対応するための施設、車両・ヘリ、資機材、消防水利等を整備するとともに、各種計画の策定、定期的な訓練の実施、各種資機材の開発や火災等の原因調査などの事業を一体的に行うことにより、警防体制の充実を図っている。
			②	a	「アスベスト問題」に対応するため、石綿を使用した建築物で発生した災害における救助・救急活動、破壊活動、調査活動、残火処理等を行う際の消防職団員の安全確保策として防塵マスク、防護服等を配布した。また、「JR福知山線列車事故」を受け、大規模災害時における指揮体制を見直すとともに、活動要領を策定するなど社会情勢の変化を踏まえた対応が図られた。
	2 有効性 (10点)	10	①	a	火災、地震、都市災害等に対応するための施設、車両・ヘリ、資機材、消防水利等を整備するとともに、各種計画の策定、定期的な訓練の実施、各種資機材の開発や火災等の原因調査などの事業を一体的に行うことにより、警防体制の充実を図っている。
			②	a	本施策は「安全・安心都市の実現」を目指した「中期政策プラン」に掲げる「消防体制の整備」、「地震災害に対応できる体制の整備」及び「都市災害に対応できる体制の整備」の実現に向け、各事業を推進している。
	3 目標達成度 (10点)	8	①	a	「中期政策プラン(平成14年度～平成18年度)」において次に掲げる7つの目標を掲げている。 ①「消防署・消防出張所の整備」として消防出張所2か所 ②「消防車両の増強」として5台(ポンプ車2台・ミニ消防車3台) ③「災害対応能力の向上」として水槽車の整備11台 ④「特殊災害対策の推進」として水難救助隊1隊 ⑤「防火水槽の整備」として47基(40立方メートル29基・100立方メートル18基) ⑥「災害監視カメラシステムの整備」として1か所 ⑦「都市災害時の対応の強化」として都市災害対応車両1台 また、「運営方針」において具体的取組として「消防団活動体制の充実」を掲げている。
			②	b	「中期政策プラン」関係については、「防火水槽の整備」や「都市災害時の対応の強化」が目標を100%以上達成している。 一方、「消防署・消防出張所の整備」、「消防車両の増強」や「特殊災害対策の推進」については、現行の「署所配置基準」の課題を抽出し、建物構造の変化や道路の整備状況などの地域の実情に応じた署所や部隊の配置等を検討した上で「時代の変化に合った新たな署所配置基準」への見直しを行っているところである。 また、「運営方針」関係については、消防団員の定員の見直しを行うなど、消防団の活動体制の充実を図った。
	小計 (30点)	28	/		本施策は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に定める「消防の任務」を遂行するために、あらゆる施設及び人員を活用して事業展開していくものである。このため、施策を構成する13の事業のうち、1事業でも欠けた場合は当該任務を果たすことが困難になってしまうことから、各事業はそれぞれ連携し、一体的に推進していく必要がある。また、施策を推進するに当たっては、これまでの成長・拡大を前提とした考え方は見直し、市民ニーズを踏まえた上で効率的・効果的な人員、資機材等の活用方策を検討していく必要がある。 一方、平成18年度は局再編成により「安全管理局」が誕生するが、大規模災害を始めとした様々な危機事態に対し、危機管理部門との連携をいかにスムーズに行っていくかが今後の課題である。
	事業評価計 (70点)	54			
	総合評価 (100点)	82			
			B		

事業の目的		事業の目的	
災害発生時の被害の軽減を図るため、警防活動や、消防隊の運営に必要な物品購入、資機材の点検、整備、修繕等を実施するものである。			
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民意識調査の要望結果を踏まえ、消防事業として新たに消防隊による学校巡回を行っている。	
	② a	J R 福知山線列車脱線事故を踏まえ、大規模災害時における指揮体制の確立及び活動要領を策定している。	
	③ b	放火火災対策としての「巡回警戒」の実施に当たっては、地域住民との役割分担等（合同パトロールの実施や消防隊と町内会等の巡回時間が重ならないような調整）が一部の消防署と地域住民間においてなされている。	
13	① a	消防隊と救急隊が同時に救急現場へ出場し、A E D（自動体外式除細動器）等を活用した救命措置を実施する P A 連携事業の導入を検討した。（平成18年度実施）	
	② a	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時には国・県との連絡体制が迅速に進むように調整を整えている。	
	③ b	この事業は、上位施策における基本的な事業であり、運営方針に基づき事業が行われている。	
15	① a	J R 福知山線列車脱線事故を踏まえた大規模災害時における指揮体制の確立及び活動要領の策定を目標としている。	
	② a	J R 福知山線列車脱線事故はこれまで予期してこなかった大規模災害であり、指揮体制の確立及び活動要領の策定は、チャレンジ性の高い目標となっている。	
	③ a	列車事故等の大規模救助・救急事案に係る消防活動要領を定めた。	
11	① b	警防資機材の一部について、一律配布をやめ、要望に応じた配布としたことで、効率的・経済的運用を行っている。	
	② b	神奈川県からの補助を獲得して財源を確保している。予算におけるメリットシステムを活用している。	
	③ a	学校巡回業務では、地域住民や学校等との間で連絡調整や協議を行い、消防隊の巡回警戒等と学校巡回を効率よく組み合わせて巡回頻度を決定している。	
10	① a	消防法令、警防規程、要綱等に基づき適正に行われている。	
	② a	安全管理マニュアルや警備資機材取扱マニュアルにより、関係職員に事故防止体制が徹底されている。	
8	① a	警防活動は市民・事業者全体を対象としたものであることから、公平性が保たれている。	
	② b	警防活動に関して受益者負担の考え方はなじまない。	
6	① b	警防活動に関する様々な情報（火災発生状況など）は安全管理局ホームページにより公開している。	
	② b	安全管理局ホームページ上には表による統計的データが掲載されている。	
5	① a	学校巡回業務では、地域住民や学校等との間で連絡調整や協議を行い、巡回の頻度や、緊急時の連絡体制を決定し、役割を明確にして実施している。	
5	① a	事業本来の目的の一つである消火活動は、C O ₂ 削減に貢献している。また、消火損やダイオキシン、汚濁水等の環境への影響を考慮した最新鋭の警防資機材等を活用した消防技術の導入について検討した。	
86	B	消防隊による学校巡回を実施するなど市民の要望に的確にこたえ、また、救急隊とタイアップした P A 連携事業の実施に向けて検討を行うなど、適応性及び有効性の高い事業展開を行っている。	

事業の内容		(1) 警防活動 (2) 警防資機材の購入、検査・点検、修繕 (3) 巡回警戒・学校巡回 (4) P A (Pumper, Ambulance) 連携		所管局課名
				安全管理局警防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	13	① a	・市民意識調査の要望結果（「防犯対策」が3年連続1位）等を踏まえ、学校巡回を5月から実施した。・救急需要の増加に対応するとともに、救命率の向上を図るための部隊運用として、消防隊等と救急隊の連携活動（P A連携）の導入について検討した。	
		② a	「生徒・児童に対する犯罪の発生」や「アスベスト問題」といった社会情勢を踏まえ、当初計画していなかった業務であっても、緊急に対応しなければならない事案が発生した場合は、事業の見直し等を行った。	
		③ b	放火火災対策としての「巡回警戒」の実施に当たっては、地域住民との役割分担等（合同パトロールの実施や消防隊と町内会等の巡回時間が重ならないような調整）が一部の消防署と地域住民間においてなされている。	
2 有効性 (15点)	9	① b	救急需要の増加に対応するとともに、救命率の向上を図るための部隊運用として、消防隊等と救急隊の連携活動（P A連携）の導入について検討した。	
		② b	類似の事業を所管する部署が、庁内・庁外にない。	
		③ b	中期政策プランや運営方針等に基づき事業が行われている。	
3 目標達成度 (15点)	15	① a	次に掲げる目標を設定した。・尼崎列車事故を踏まえた大規模災害時における指揮体制の確立及び活動要領の策定・地域の特性を考慮した消防署長の判断による部隊運用の確立・病気による重篤患者など、災害以外で発生した負傷者の救命率の向上を図るための部隊運用の検討	
		② a	・他都市で発生した大規模災害を即座に本市に置き換え、指揮体制の充実と各指揮部の活動要領を具体的に示すことを目標設定とした。・今までの消防隊の編成基準・運用基準を根本から見直し、地域の特性を考慮した消防署長の判断によるものとする。各消防署における災害対応能力の向上を図ることを目標設定とした。	
		③ a	・「列車事故等の大規模救助・救急事案に係る消防活動要領」を定めた。 ・地域の特性を考慮した消防署長の判断による部隊運用を確立し、関係規程等に反映した。	
4 経済性・効率性 (15点)	13	① b	・費用対効果を考慮し、40mmホースの購入に当たって、耐久性に優れた仕様に変更した。	
		② a	・空気呼吸器（ボンベを含む。）の更新については、県からの補助金を活用して財源確保を図っている。・メリットシステムを活用し、緊急に必要な警防資機材（放射線防護服5着）を購入した。	
		③ a	・新たな資機材等を購入する際には、他都市における使用状況等を参考にして具体的な機種選定を行っている。・消防用ホースの更新方法（一律に50mmホース・65mmホースの隔年更新→各消防署からの要望を考慮した更新）を見直した。	
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	事業は、消防法令を始め、警防規程、警防規程事務処理要綱等に基づき適正に行われており、また、必要に応じて、適宜、見直しを行っている。	
		② a	・安全管理体制が確立されている。 ・「安全管理マニュアル」や「警備資機材取扱マニュアル」が整備され、関係職員に周知徹底されている。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	災害時には各種出場計画に基づき定められた隊数の消防隊等が市内全域一律に出場するため、市民に対するサービスは、公平かつ公正に提供されている。	
		② b	馴染まない。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① b	警防活動等に係る情報（「火災概況」や「放火火災発生状況」等の情報）を電子媒体（安全管理局HP）を中心に発信している。	
		② a	上記の情報は、表や図を活用するなど市民が理解しやすいように工夫している。	
8 市民との協働(5点)	5	① a	一部の業務（巡回警戒）を実施する上で、行政（各消防署）と地域等（住民や学校関係者）との間で、情報の共有化や協議がなされている。	
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	火災による被害を最小限に軽減するとともに、消火損やダイオキシン、汚濁水等の環境への影響を考慮した新たな消防戦術（最新鋭の警防資機材等（40ミリホース・流量可変小型ノズル・消火薬剤）を活用した消防戦術）の導入について検討した。	
総合評価 (100点)	84	B	各種災害から市民を守るための消防の根幹をなす事業であり、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応している。平成17年度は「顔の見える消防」といった視点に立ち、市民に安心感を与えるための各種施策について検討を重ね、具体的事業を打ち出した。平成18年度はこれを推進するとともに、実効性あるものにするための各課題に対する取組が必要である。	

警防訓練費	事業の目的		地区訓練会、地域訓練会等を実施し、消防隊員等の警防技術や知識を習得するとともに、士気高揚を図るものである。	
	監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
		9	① b	地震災害、風水害等、社会的関心の高い大規模災害を想定した訓練を実施している。
			② b	毎年、訓練の重点項目を設定して、繁華街の狭い敷地に立つビルの火災を想定するなど、社会状況の変化に対応した訓練メニューを作成し、実施している。
			③ b	地域訓練においては、自主防衛の考え方により、事業者主導の防災のための訓練を実施している。
		13	① a	訓練効果を確認し、また、消防職員の士気高揚のために、横浜市独自の取組として5段階の成績による警防能力の効果測定を実施している。
			② b	国県他都市と連携して、緊急消防援助隊の訓練などを実施することで、訓練の効果を高めている。
			③ a	消防職員の警防技術は、訓練の効果測定によって数値化されており、訓練によって警防活動を実践に行うためにふさわしい警防技術がもたらされている。
		11	① a	消防隊員の諸能力訓練については、具体的な目標タイムを設定し実施している。
			② a	消防隊員の諸能力測定において、各級別の基準タイムの短縮化を図り、より高度な目標設定として実施した。
			③ c	消防隊員の諸能力測定において、67%の隊員が1級以上を取得した。消防隊員は1級以上の取得に努める必要があることからさらなる訓練が必要である。
		11	① b	訓練時に用いる特殊効果を見直すこと（火災を赤い旗で代用するなど）でコストの削減を行った。
			② b	警防訓練の実施は、自らの災害対応能力の向上を図ることが目的であることから、歳入確保や新規財源開拓の観点はない。
			③ a	大規模な訓練の実施に際しては、関係機関との連絡調整についてメールを活用し迅速な対応に努めている。
		10	① a	消防組織法等の法令に基づき適正に実施されている。
			② a	安全管理マニュアルによって事故防止の徹底に努めている。
		6	① b	社会的に要求の高い災害を重点訓練として実施しており、公平性・公正性の観点から適切である。
			② b	警防訓練の実施は、自らの災害対応能力の向上を図ることが目的であることから、受益者負担の観点はない。
		6	① b	市民参加型の訓練については、積極的に広報活動を行っているが、一方で、消防関係者における訓練に関する広報が消極的である。
			② b	ホームページには上記訓練の開催結果について写真などを用いてわかりやすく記載している。
		5	① a	地域訓練などの参加型訓練では、各消防署ごとに地域住民の役割を明確にして連携の取れた訓練が実施されている。
		3	① b	不断の訓練により消防に関する基礎能力を高め、有効な消火活動を実施することでCO ₂ 削減に寄与するとともに、訓練の実施において、消防車のアイドリング停止、水消火器を用いるなど、環境負荷の低減を図っている。
		74	B	消防職員は、訓練によって警防活動を実践に行うためにふさわしい警防技術を備えているが、諸能力測定では一層の効果が望まれる。一方で、市民参加型の訓練では、ホームページをさらに有効に活用して、広く市民、事業者にも広報して、市民の関心を高める必要がある。

事業の内容		(1) 地区訓練会 (2) 中央訓練会 (3) 地域訓練等の訓練実施			所管局課名 安全管理局警防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	地震災害、風水害等、社会的関心の高い大規模災害を想定した訓練を実施している。		
		② a	繁華街のペンシルビル火災を想定した訓練など、社会情勢の変化に対応した訓練を実施している。		
		③ b	地域訓練は、各消防署ごとに地域住民等と協力して企画、実施している。中央訓練に関しては消防隊員の技術等を向上させることが目的のため、官民の役割分担については検討していない。		
2 有効性 (15点)	13	① a	訓練効果を確認するため、消防隊員に対する警防活動諸能力の測定を実施している。		
		② a	緊急消防援助隊の訓練など、国・県・他の市町村と連携し、訓練を実施している。また、局内各課では訓練種別に応じたそれぞれの役割分担が明確にされている。		
		③ b	政策、施策の目的に合致した形で年間訓練計画を策定し、実施している。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	消防隊員の諸能力訓練については、具体的な目標タイムを設定し実施している。		
		② a	消防隊員の諸能力測定において、各級別の基準タイムの短縮化を図り、より高度な目標設定として実施した。		
		③ b	消防隊員の諸能力測定において、67%の隊員が1級以上を取得した。消防隊員は1級以上の取得に努める必要があることからさらなる訓練が必要である。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	訓練時の視覚的効果（煙や炎の発生）について見直しを行い、コストの軽減に努めた。		
		② b	警防訓練の実施は、自らの災害対応能力の向上を図ることが目的であることから、歳入確保や新規財源開拓の観点は適さない。		
		③ a	大規模な訓練の実施に際しては、関係機関との連絡調整についてメールを活用し迅速な対応に努めている。		
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	根拠法令（消防法、消防組織法、警防規程）に基づき適正に実施している。		
		② a	安全管理マニュアルに基づき、訓練実施に際し事故防止の徹底に努めている。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	社会的に要求の高い災害を重点訓練として実施しており、公平性・公正性の観点から適切である。		
		② b	警防訓練の実施は、自らの災害対応能力の向上を図ることが目的であることから、受益者負担の観点は適さない。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	市民参加型の訓練については、関係局、関係機関等を通じて積極的に広報している。また、各消防署についてもホームページ等で積極的に広報している。		
		② b	訓練時の写真をホームページに掲載するなど、分かりやすいものとしている。		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	地域訓練の実施に際しては、各消防署ごとに地域住民の役割分担を明確にし、連携した訓練が行われている。		
9 環境負荷の 低減(5点)	3	① b	訓練の実施に際し、消防車のエンジンは必要がないときはできるだけ停止させるなど環境負荷の軽減を図っている。		
総合評価 (100点)	84	B	災害発生時に市民の安全を守るため、隊員及び部隊の能力向上を図ることを主眼とした各種警防訓練は必要であり、また、消防団、自衛消防隊等との連携を強化していくため、地域訓練の充実が必要である。		

救助隊運営費	事業の目的		火災、風水害、交通事故、地震災害等のあらゆる災害から人命救助を行う。	
	監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
		11	① b	地域訓練活動や、各種報道から、人命救助に対する市民の考え方、要望を把握して、事業に反映している。
			② a	多様化する災害発生形態に迅速に対応して、救助活動に改善を加えるとともに、救助訓練に新たなメニューを取り入れた。
			③ b	災害時の救助は、危険を伴う活動であることから、特別な訓練を受けた安全管理局の救助隊が行っている。
		15	① a	訓練効果の確認及び消防職員の士気高揚のために、横浜市独自の取組として救助訓練の効果測定を実施している。
			② a	災害発生時の救助活動については市長一県知事一国の間で、救助要請に基づく協力体制が構築されている。
			③ a	人命救助は「火災・地震・都市災害に対応できる警防体制の充実」に不可欠の事業であり、消防力の強化に大きく貢献している。また最も古い歴史を持つ本市の救助隊は、国際救助活動等で活躍を果たしている。
		13	① a	救助隊員の訓練効果を計る基礎的諸能力測定については、知識力や技術力の達成度を点数化して評価し、総合力をランク分けしており、基礎的能力で1級（90点以上）取得者100%を目標としている。
			② a	救助隊員の基礎的諸能力測定について、救助隊員としての業務を行う上で、定期的に受けることを義務づけており、各救助隊員がランク分けされることとなるため、救助隊自身にとって高度な目標設定となっている。
			③ b	1級取得者95%を達成している。
		9	① b	訓練に用いる消耗品等は一律基準に基づく支給でなく、各救助隊からの要望により配布することで経費を削減している。また、救助訓練による技術を生かして、資機材の修理を自前で行い経費を節減している。
			② b	高額な救助資機材や空気ポンプの充填施設等について、国・神奈川県からの補助金を導入し財源を確保している。
			③ b	横浜仕様の資機材を汎用品へ替えることで経費の削減を行った。
		10	① a	消防に関する法令、各種基準や要綱、マニュアルに基づき合规性を確保しながら適正な事業執行を図っている。
			② a	「安全管理マニュアル」による事故防止対策やヒヤリ・ハット事例集を作成し職員で共有することで、事故防止に取り組んでいる。また訓練中の事故等について事故調査委員会のもと原因を究明し再発防止策を講じている。
		8	① a	救助の対象はすべての被災市民であり、社会的公平性が保たれている。
			② b	災害からの救助活動に受益者負担の考え方はなじまない。
		8	① a	市民から関心の高い救助隊の車両や活動内容について、ホームページで紹介するとともに、救助技術向上のための訓練会等について、報道機関を通じて広く市民に広報している。
			② b	ホームページでは写真を多く使い分かりやすい内容とするとともに、市民からの質問や要望に対しては専門用語を避け、平易な回答を行っている。
		3	① b	災害時の救助は、危険を伴う活動であることから、特別な訓練を受けた安全管理局の救助隊が行うべきものである。
		3	① b	訓練実施において、車両及び資機材のアイドリング停止を実施して環境配慮に心がけている。
		80	B	本市の救助隊は、市域、広域活動、さらに国際援助の場でも活躍しており、優れた活動を実施している。今後とも優れた救助能力を維持するとともに、活躍状況を市民へ広報して、より一層の市民の安心感の向上を図ることが期待される。

事業の内容		(1) 救助隊運営 (2) 資機材の整備 (3) 拡充及び維持管理			所管局課名
					安全管理局警防課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	J R 福知山線列車事故やエレベーター事故など、身近な生活の中で起こりうる災害に迅速的確に対応するために必要な資機材の整備、災害活動に備えるための訓練を実施している。		
		② a	生活スタイルや日常的に使用している機械等が変化してきていることに伴い、災害発生形態も多様化していることから、社会情勢の変化に対応した活動方法や訓練について見直しを図っている。		
		③ b	災害発生時の対応であることから、官民の役割分担等の検証は事業に馴染まない。		
2 有効性 (15点)	11	① a	訓練効果を確認するため、救助隊員に対する基礎的諸能力（知識力・技術力）の測定を実施している。		
		② b	類似の事業を所管する部署が、庁内及び庁外に存在しない。		
		③ b	中期政策プランや運営方針等に基づき事業を行うとともに、年間計画を策定し、訓練等を実施している。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	救助隊員の基礎的諸能力測定については、知識力や技術力の達成度を得点化して評価し、総合力をランク分けしている。		
		② a	救助隊員の基礎的諸能力測定については、救助隊員としての業務を行う上で、定期的に受けることを義務づけており、各救助隊員がランク分けされることとなるため、自身にとっての高度な目標設定となっている。		
		③ b	救助隊員の基礎的諸能力測定において、約95%の隊員が1級以上を取得しており、救助隊員の全てが1級以上を取得することを最終目標としていることから、さらなる救助知識の充実と訓練が必要である。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	訓練に必要な消耗品等については、各救助隊からの要望を取り入れながら一括購入することにより、コストの削減を図っている。また、軽微な修理については、必要部品のみを購入し隊員自らが修理を行っている。		
		② a	高額な救助資機材や空気ボンベ充填施設の更新については、国・県からの補助金を活用して財源確保を図っている。		
		③ b	従来の「横浜仕様」という特殊な資機材選定から、コストパフォーマンスが見込める汎用品に移行している。		
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	消防法令を始め、各種規程や要綱に基づき適正に実施している。		
		② a	「安全管理マニュアル」を整備し、関係職員に周知徹底するとともに、「ヒヤリ・ハット事例」の収集や、訓練中の事故等が発生した場合は、その原因を調査し、調査結果を隊員に公開して再発防止に向けて取り組んでいる。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	救助活動が必要となる災害については、災害現場により近い救助隊が市内全域一律に対応しており、市民に対するサービスは、公平かつ公正に提供されている。		
		② b	災害対応という観点から、受益者負担は馴染まない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	救助技術向上を目的として実施する救助技術訓練会などについては、報道機関等を通じて広報を行っている。また、救助隊に係わる各種車両や活動内容についてもホームページで広報している。		
		② b	救助隊に係わる市民等からの質問や要望については、極力、専門用語等を廃し、分かりやすい内容になるように配慮して情報提供を行っている。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	災害発生時の対応であることから、市民との協働は馴染まない。		
9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	訓練の実施に際し、必要時以外の車両エンジンの停止や訓練実施時以外の資機材作動の禁止を徹底し、環境負荷の軽減を図っている。		
総合評価 (100点)	80	B	災害発生時に迅速的確に対応するため、常に救助隊員の救助に関する知識と技術の向上を図っており、変化する社会情勢に対応するため、新しい救助法に対する検証を行い、積極的に取り入れている。		

警防計画費

事業の目的		消防活動を効率的に実施するために、震災、風水害等の都市災害に対応した消防計画と消火活動を効率的に実施するための警防計画を策定するものである。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	各計画は消防活動を効率的に行うことが目的であって、市民ニーズに合ったものである。	
	② a	他都市での大規模地震や、都市災害を分析し、本市の消防計画や警防計画に反映させている。	
	③ b	ビル管理者等から資料提供などを受けて、計画策定・更新を行っている。	
11	① a	他課との連携により訓練を実施し、各消防計画の実効性を図りながら机上の計画に終わらないように事業を進めることができている。	
	② b	各計画の策定に当っては、関係部局はもとより、国、神奈川県との調整が図られている。	
	③ b	各計画によって消火活動や、消防活動が実施されることになり、上位施策に貢献している。	
11	① a	対象となるすべての新築物に対して警防計画を100%作成を目標としている。	
	② b	計画策定後に新築される物件があるが100%達成を目指すものである。	
	③ b	おおむね目標は達成されている。	
7	① b	印刷物の削減により経費を削減している。	
	② b	各種計画は市民向けのものではないので、広告収入等財源を確保することは困難である。	
	③ c	スケジュール管理不十分のため効率的に進捗が図られなかった。	
10	① a	消防法令等に基づき適正に実施されている。	
	② a	事故防止等安全管理に対する観点で事業が進められている。	
8	① a	全体に対する計画を策定するものであり、公平性は保たれている。	
	② b	当事業に、受益者負担の考え方はなじまない。	
6	① b	消防職員による防災指導会等において、間接的ではあるが消防計画の内容は周知されている。	
	② b	消防計画等は、市民に公開しているものではないため、市民への説明はなじまない。	
3	① b	ビル管理者等からの資料提供などを受けて、計画策定・更新を行っている。	
3	① b	警防計画の策定により、火災における消防隊等の活動を迅速かつ的確にし、焼損により発生するCO ₂ 等を削減に貢献している。	
70	C	警防計画は、すべての消防車両に装備され、効率的な消火活動に貢献するものとなっている。平成17年度は課内のスケジュール管理に不十分な点があり、効率的な進捗が図られなかった。	

事業の内容		消防計画、警防計画等の策定・修正		所管局課名	
				安全管理局計画課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	9	① a	災害時における消防隊等の活動を、迅速かつ的確に実施することを目的に策定する各消防計画、警防計画及び警防基本図の更新等は、被害を最小限に止めることになり、市民にとって有益なものである。	
			② b	近年、台風や局地的な集中豪雨、大地震などの発生が相次ぐ中、それぞれの災害での教訓等を踏まえ、消防計画の更新を実施している。また、警防計画は、高層化等の特殊な建築物等へ対応するため更新を進めている。	
			③ c	訓練等を行い、その結果を踏まえ各消防計画に反映するようにしているが、その更新ペースが遅れている。	
2	有効性 (15点)	9	① b	他課との連携により訓練を実施し、各消防計画の実効性を図りながら机上の計画に終わらないように事業を進めることができている。	
			② a	各消防計画の策定にあたっては、国、県、市長部局及び各課との連絡調整を行い、事業の推進が図れている。	
			③ c	運営方針の最重点取組事項に基づき、消防計画の改正について検討されたが、計画の策定まで至らなかった。	
3	目標達成度 (15点)	11	① b	警防計画策定基準の改正により、新警防計画の策定・更新事務が期限内に、目標通り実施されたが、消防計画については、継続事業となった。	
			② a	本市として策定することになる国民保護計画について、積極的に参画し、その項目として、策定されていなかった細部計画の策定（消防計画）を盛り込むことができた。	
			③ b	警防計画策定基準の改正により、新警防計画の策定・更新事務が期限内に、目標通り実施されたが、消防計画については、更新事務等が遅延し、目標達成に至らないものがあった。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	① b	警防計画策定項目を絞り込み、従来より印刷物の削減が図れている。	
			② b	消防計画等は、市民に公開しているものではないので、広告料収入等は困難である。	
			③ c	スケジュール管理が不十分のため、効率的に進捗が図れなかった。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	関係法令及び国、県、市が示す基準に従い、適正に行われている。	
			② b	計画策定は、隊員の行動基準を定めており、事故防止につながっている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	計画策定により、消防隊等の活動が迅速かつ的確になり、その結果被害が軽減し、市民にその便益が享受され、社会的公平性を確保している。	
			② b	市民に負担して頂く事業ではなく、馴染まない。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	消防職員による防災指導会等において、間接的ではあるが、消防計画の内容は伝達されている。	
			② b	消防計画等は、市民に公開しているものではないので、馴染まない。	
8	市民との 協働(5点)	3	① b	警防計画策定には、市民の協力を得て資料提供や対象物の査察を実施している。	
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	警防計画の策定により、火災における消防隊等の活動を迅速かつ的確にし、焼損により発生するCO ₂ 等を削減している。	
総合評価 (100点)		62	C	計画策定により、災害現場における消防隊等の活動を円滑にし、市民の被害軽減が図れるよう努めていく必要がある。	

消防水利整備費	事業の目的		本市に帰属する防火水槽を含め、現有の消防水利施設を適正に維持管理して良好な使用状態を保ち、火災時の迅速な消火活動に資するものである。	
	点数	abc 評価	理由、説明等	
	13	① a	当事業は火災発生時の迅速な消火活動に資するものであり、市民ニーズにかなったものである。特に防火水槽用地の維持管理には、地元の要望を考慮して事業を行っている。	
		② a	防火水槽への人の転落事故が他都市で発生したことを受け、市内の防火水槽の緊急点検を実施し、早急に対応した。	
		③ b	供給施設の管理者との調整や、本市土木事務所等との調整を請負業者の責任において実施することとした。	
	11	① b	水道局の作成する配水管図を利用することで、効果的な消火栓管理を実施している。	
		② a	当局発注の工事における事業の重複や欠落を避けるため、当局と請負業者の役割分担を明確にした。	
		③ b	当事業は消火活動の基幹をなすものであり、火災に対応できる警防体制の充実に寄与している。	
	9	① a	防火水槽補修工事（漏水防止工事等）及び防火水槽占用地改修工事（フェンス工事等）について、数値目標が設置され、担当者で共有されている。（補修2機、改修5箇所）	
		② b	妥当な目標値を設定している。	
		③ c	補修工事2箇所は達成できたが、防火水槽占用地改修工事は実施できていない。	
監査委員による事業評価	11	① a	補修工事の内容の再検討や部材の再利用などによりコスト縮減を行い、予算におけるメリットシステムを適用することができた。市内配水管図の貸与を受け経費を削減した。	
		② b	事業の性質から防火水槽用地の土地利用ができず、収益を上げるための運用ができない。	
		③ b	防火水槽撤去工事において、廃棄処分される予定であった水槽のふたを再利用することにより無駄のない事業執行が図られた。	
	10	① a	関係法令に基づき適正に実施されている。	
		② a	横浜市安全管理局請負工事検査事務取扱要綱に基づき事故防止を図り、周知徹底がされている。	
	6	① b	民有地にあるすべての防火水槽について固定資産税の減免措置及び謝金を交付している。	
		② b	消防水利の利用者は消防隊であることから受益者負担の考え方はなじまない。	
	6	① b	工事実施に対して周辺住民に対する工事のお知らせや、工事期間中の説明など直接行い、周辺住民の理解を得ている。	
		② b	上記の説明にあたっては、行政側、請負業者側から丁寧で分かりやすい説明を実施している。	
	3	① b	公園内での工事に関しては、周辺住民、自治会等と調整を図りながら実施している。	
	3	① b	消防水利を整備することにより、火災における消防隊等の活動を迅速かつ的確にし、焼損により発生するCO ₂ 等の削減に貢献している。	
	72	B	他都市の事故を踏まえ、早急に防火水槽の点検を行い安全性を確保していることは評価できるが、防火水槽占用地改修工事について実施できていない。	

事業の内容		(1) 防火水槽補修 (2) 防火水槽占用地改修		所管局課名 安全管理局計画課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	13	① a	地域住民からの要望及び意見を反映した事業内容である。 ～ 防火水槽占用地樹木剪定業務	
			② a	他都市での、防火水槽蓋欠損に伴う、転落事故の発生をうけ、当市内の緊急点検を実施、交換が必要な箇所について、早急な対応を図った。 ～ 防火水槽蓋枠補修業務	
			③ b	設計業務について、業務のあり方を検討した結果、次年度から他局へ委託を実施することとした。	
2	有効性 (15点)	13	① a	公設防火水槽設置敷地権利者に対する謝金交付事務について、一部銀行振込みによる対応を実施、効果的に事務を推進した。また、設計業務については、他局へ委託することでより高い成果が期待できる。	
			② a	当局発注の工事における、事業の重複や欠落を避けるため、当局と請負業者の役割分担を明確にした。 ～ 防火水槽撤去工事	
			③ b	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するために必要な消防水利の維持管理の適正化に向けて事業が進められた。	
3	目標達成度 (15点)	9	① a	防火水槽補修工事及び防火水槽占用地改修工事について、目標が数値化され、共有されている。	
			② b	前年実施しなかったものを防火水槽補修工事は2基、防火水槽占用地改修工事については5箇所の目標を定めた。	
			③ c	補修工事については、目標を達成できたものの、占用地改修については、実施できなかった。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	① a	防火水槽補修工事については、防水塗装を全面から特定箇所にするによりコスト削減が図られ、リットシステムが認められた。市内配水管図については、予算を確保し印刷製本してきたものを、関係局と調整し、貸与してもらうことにより対応した。	
			② b	馴染まない	
			③ b	防火水槽撤去工事により、廃棄処分される水槽の蓋について、再利用することにより無駄のない事務執行が図られた。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	公共工事により発生した廃棄物は、建設リサイクル法に基づき適正に処分された。	
			② a	当局発注工事については、横浜市安全管理局請負工事検査事務取扱要綱により事故防止を図り、周知徹底がされている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	防火水槽蓋枠補修業務については、市内全域で緊急点検を実施、補修が必要な11箇所について、業務を実施した。	
			② b	特定の市民が利益を得るものではないことから馴染まない	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	工事を実施するにあたり、事前のお知らせ、工事期間中における情報提供等は、直接市民に説明し理解を得ている。	
			② a	市民への情報提供にあつては、行政側、請負業者側双方から実施することにより、情報を広く、わかりやすく伝えられた。	
8	市民との 協働(5点)	3	① b	公園内での工事については、周辺住民、自治会、愛護団体等との調整を図りながら実施した。	
9	環境負荷の 低減(5点)	3	① b	消防水利を整備することにより、火災における消防隊等の活動を迅速かつ的確にし、焼損により発生するCO2等を削減している。	
総合評価 (100点)		78	B	無駄のない事務執行及び予算の削減、適正な執行、また、市民要望への早期の対応については、概ね良好に達成できた。	

災害原因調査費	事業の目的		火災の原因を調査し、その結果を警防・予防活動に反映させるものである。	
	監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等
		13	① a	火災原因調査の結果を予防活動や消火活動に生かし市民の生命財産を守るとは、市民ニーズにかなったものであり、り災証明発行に関して市民の対応時間の拡大を実施している。
			② a	火災原因及びその究明に関する社会情勢の変化に対応できるように、最新の情報・知識・技術を習得するために、調査員等は研修を受けている。
			③ b	火災調査は消防法第31条に基づき行われているもので、民間事業者により実施することはできない。
		11	① a	本市の文書電子化に伴い、平成17年度から火災原因調査に用いる写真についてデジタルカメラを用いることを検討し実施した。
			② b	火災原因調査の結果については、広域的な観点からの消防行政に資するために国・神奈川県へ統計データを報告している。
			③ b	火災原因調査は予防・警防活動のために重要な役割を果たしており、上位施策に貢献している。
		9	① a	火災原因調査の報告書提出期限を定め、遅延のないよう目標設定している。
			② b	火災現場での見分、関係者からの事情聴取など、報告事項が多い中での目標設定となっている。
			③ c	特殊な火災については原因調査に時間を要するものがあり、一部の報告書が期限内に提出できていない実態がある。
		11	① a	デジタルカメラ導入によって、フィルム代、プリント代などコストを削減している。
			② c	り災証明書の発行に際して、手数料収入等の徴収の検討が必要である。
			③ a	デジタルカメラ導入により、プリントされるまでの時間が短縮され、効率性の向上が図られている。
		10	① a	個人情報保護を含めて根拠法令に基づいて適正に事業が進められており、法令の改正に合わせた見直しも適正に行っている。
			② a	事故防止のために、報告書作成の段階で複数の専門研修を受講した職員によるチェック体制を敷いている。
		6	① a	公平性・公正性を確実に保ちながら推進している。
			② c	り災証明書の発行に関しては、手数料の徴収の検討が必要である。
		6	① b	火災予防の意味をこめて、調査結果から出火原因についてインターネットなどで広報をしている。
			② b	個々の報告書の内容については正確性を確保するために、専門用語を使っており、分かりにくいものとなっているが、火災原因に関する広報では分かりやすい説明を心掛けている。
		3	① b	消防法に基づき消防本部に課せられた業務であり、市民との協働はなじまない。
		3	① b	火災原因を明確にすることにより、火災予防及び警防活動をより効果的に実施する事ができ、消火活動を通じてCO ₂ 削減に寄与している。
		72	B	調査員等は研修会を設けて火災の原因及びその究明に関する最新の情報・知識・技術を習得し、自己研鑽に努めている。また、火災原因究明を適切に行い、その結果を予防活動に反映している。今後は、り災証明書の発行に関して手数料の徴収を検討することが必要である。

事業の内容		(1) 火災の原因及び損失の調査 (2) 専門調査員の研修			所管局課名 安全管理局計画課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	9	①	b	火災の原因等を調査し、その報告結果から、同類の火災を予防することにより市民の生命や財産を守っている。また、り災証明の発行に関し市民の対応時間の拡大を実施した。	
			②	a	各消防署の調査員を対象として定期的に研修会を実施し、最新の調査情報の研鑽を行うとともに、調査指揮者全員を対象とした研修会も毎年実施している。	
			③	c	火災調査は消防法第31条に基づき消防長が実施しなければならないもので、検討は実施していない。	
2	有効性 (15点)	15	①	a	横浜市の文書電子化に伴い、平成17年度から電子化の検討を行い、火災原因調査に用いる写真については、今年度からデジタルカメラを使用しての効率化を図っている。	
			②	a	火災原因調査の結果については、予防行政に活かされるほか、県及び国にも統計として報告することにより、調整が図られている。	
			③	a	火災原因調査は消防行政の根底をなすものであり、国はサポート体制を整えている。	
3	目標達成度 (15点)	13	①	a	火災原因の調査については、報告書の提出期限を定めて遅滞ないよう目標設定を行っている。	
			②	a	調査報告書については、火災現場での見分を行ったり、関係者からの聴取をしたり報告事項が多いことから、期限内に報告することはかなり高い目標である。	
			③	b	特殊な火災(タンク火災など)についてはその原因調査に時間を要するものがあるほか、全ての報告書が期限内に提出できていない実態もある。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	①	a	写真のデジタル化を導入したことにより、従来のフィルム代や現像・焼付費用が大幅に削減することができている。	
			②	c	新規財源の確保は特に検討していない。	
			③	a	写真のデジタル化により、その場で撮影した写真の確認ができるほか、現像を待たないで報告書作成に着手できるので、効率は高まった。	
5	合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	根拠法令に基づき、個人情報保護も踏まえて適正に行われていて、法令の改正などに合わせた見直しも適宜行っている。	
			②	a	報告書作成の過程で、複数の職員によるチェックを行うほか、報告書を最終的には局長に提出することにより、さらなるチェックを実施している。また、調査に関与する職員(一部管理職も含む)には、毎年専門研修を実施して知識の高揚を図っている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	火災原因の調査については、公平・公正性というまでもなく、事実のみを調査することが求められていて、適正に執行されている。	
			②	a	火災の原因を調査し、公表することにより、火災の予防に寄与し、市民の生命や財産を守ることとなる。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	a	火災原因の調査報告書については、市民による開示請求に対応しているほか、国にも統計資料として報告している。	
			②	b	報告書の内容については、一部専門用語が使用されていることから、若干理解しにくいものであると思われる。	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	消防法に基づいて行われる事務のため、市民の協働という観点では馴染むものではない。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	火災の原因を調査することにより、同じ火災が防げれば、環境に対しては大きな負荷の軽減(CO2削減、資源の削減)となる。	
総合評価 (100点)		84	B		この事業は消防法に基づき市民の生命・身体・財産を守るために行っていて、火災を未然に防ぐことにより、環境負荷の大きな軽減にも寄与するものである。	

航空隊運営費

事業の目的		航空隊は、様々な災害に対応し、市民の安全を「空から守る」ため、2機のヘリコプターにより、航空活動を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	機動力のあるヘリコプターによる広域活動への期待も高く、これを反映した事業活動を実施している。	
	② a	近年、同型機のヘリコプター尾部回転翼に起因する事故が相次ぎ発生したことから、安全性を確保するために、尾部回転翼を強化型に改修し、対応を図った。	
	③ b	民間事業者によるヘリコプターの運行は存在するが、消防活動、救助活動を実施することは困難である。	
9	① b	天候に左右されず、訓練を行うことができる救助訓練施設を格納庫に設置した。	
	② b	航空機を安全に運行させ、航空消防体制を確立するために関係機関との連携は不可欠であり、各方面と調整を行っている。	
	③ b	施策体系に位置付けられており、施策目標にあった事業を展開している。	
9	① b	地上消防隊との連携活動能力の向上等の、具体的目標を設定している。	
	② b	地上消防隊との連携活動能力の向上や、関係機関航空隊との連携訓令の実施などレベルの高い目標を掲げている。	
	③ b	上記目標はおおむね達成されたと考えられる。	
9	① b	訓練計画等の情報伝達方法及び収集方法に電子メール等の媒体を利用したシステムへの移行を図っている。	
	② b	消防活動のためのヘリコプターであり事業運行を行っていないことから収入を見込むことは困難である。	
	③ b	災害活動で使用する装備品の一括管理を徹底し、災害の早期対応体制を整えている。	
10	① a	航空法及び製造会社発行の基準書により適正に運行している。	
	② a	航空隊の運航については、各役割のマニュアルができており、安全・確実な運航が確立されている。	
8	① a	航空業務の受益者は市民全体であり、公平性は確保されている。	
	② b	航空業務の受益者は市民全体であると考えられ、受益者負担の考えはなじまない。	
10	① a	航空隊の活動状況、施設、装備品等を安全管理局ホームページに掲載している。また、社会科見学においても展示エリアを設け児童や生徒等を受け入れている。	
	② a	写真を用い、分かりやすいホームページとなっている。展示場にはリタイアしたヘリコプターを置き、見て触る体験施設とし、写真やパネルを掲示して用い分かりやすい説明を加えている。	
3	① b	防災訓練においては、救急支援組織等と連携した訓練を行っている。	
3	① b	ヘリコプターは騒音問題、CO ₂ 発生など課題はあるが、空からの消防活動によりCO ₂ 削減に貢献している。	
72	B	ヘリポートの格納庫内に展示スペースを設け、児童・生徒等に分かりやすい説明を実施するなど、航空隊の事業の説明を効果的に実施している。引き続き、安全性に十分留意して事業を進めることが期待される。	

事業の内容		(1) 情報収集・映像伝送 (2) 救助・消火・広報 (3) 救急患者の搬送		所管局課名 安全管理局航空管制科	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	13	①	a	騒音に関する市民からの苦情を踏まえ、飛行経路及び飛行高度を見直すと共に災害現場上空での飛行時間の短縮を図り対応している。
			②	a	近年、同型機のヘリコプター尾部回転翼に起因する事故が相次ぎ発生し、安全性確保が緊急の課題となっている。そこで、問題となっている尾部回転翼を強化型に改修し対応を図った。
			③	b	消防航空隊の活動は、消防法及び消防組織法に基づき活動されている。
2	有効性 (15点)	9	①	b	天候に左右されず訓練を行える救助訓練施設を格納庫に製作し、効率的な訓練を実施している。
			②	b	航空機を安全に運航させ、航空消防体制を確立するため関係機関との連携は、不可欠であり各方面と調整を行っている。
			③	b	安全管理局の施策を実現するため計画的に連携訓練を実施している。
3	目標達成度 (15点)	11	①	a	航空救助連携隊及び航空支援隊の発足に伴い、地上消防隊との連携活動能力の向上を図ると共に、他機関航空隊との連携訓練等を実施し大規模災害時の航空消防活動体制の充実・強化を図る。
			②	b	他都市に先駆けて行う取り組みである。通常業務・緊急業務及び機体の故障等はあるが早期対応を行い、ヘリコプターの安定供給を図り実施している。
			③	b	年度内の計画及び実施については、予定どおり実施し無事故運航を継続している。
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	①	b	訓練計画等の情報伝達方法及び収集方法に電子メール等の媒体を利用したシステムへの移行を図っている。
			②	b	内部で事業量を検討している。
			③	b	災害活動で使用する装備品の一括管理を徹底し、災害の早期対応ができています。また、OAシステムにより航空機部品を管理している。
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	航空法及び製造会社発行の基準書に基づき適正に行われており、法令等の改正に合わせた見直しを適宜行っている。
			②	b	安全管理体制の徹底、緊急事態発生時の措置、連絡体制の強化等迅速に対応するためOA化を推進している。
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	航空隊の運航については、各役割のマニュアルができており、安全・確実な運航が確立されている。
			②	b	航空隊業務の受益者は市民全体であるため、特定の受益者は無く、税により負担するべきものとする。
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	航空隊の活動状況、施設、装備品等は、安全管理局HPに掲載している他、施設見学時等においても、航空隊の現況等を説明し公開している。
			②	b	広報普及と市民防災意識啓発の一助に役立てるため、旧型ヘリコプターを保存展示し、見て触り体検できる施設としている。また業務の内容や特性などを写真・パネル等を用いて展示している。
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	防災訓練においてD-MAT（救急支援組織）等と連携した訓練を実施した。
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	航空機の運航時は、騒音が発生するため、飛行経路や飛行高度などに配慮した運航を行っている。
総合評価 (100点)		66	C		航空隊の現状を踏まえ、新たな航空体制の充実を目指し検討していきたい。

事業の目的

火災・救急災害時における部隊運用及び各種警防支援情報の管理に必要な消防通信指令施設の適切な維持管理を図るとともに、消防情報の収集や伝達、記録等を迅速に行うものである。

点数

abc
評価

理由、説明等

監査委員による事業評価

13

①

a

119番通報によって市民と直結しており、ダイレクトに連絡が寄せられる。市民の生命、身体、財産の被害を最小限にするために、適正でかつ迅速な出動指令が重要で、そのために通信指令設備の維持管理を行っている。

②

a

I P電話（インターネット回線を利用した電話）等の新たな通報手段に対するシステム対応や携帯電話直接受信への対応を図っている。また、消防救急無線デジタル化及び消防広域共同化については、神奈川県主導で検討、調整を進めている。

③

b

通信システムの維持等については外部委託している。

9

①

b

消防通信システムのより迅速な運用を図るために、ソフトウェアの改善を実施している。

②

b

消防救急無線のデジタル化については、神奈川県下の消防本部で広域利用について検討・調査を実施している。

③

b

適正でかつ迅速な指令を確保することは火災及びその他の災害に対応できる警防体制を充実させることに貢献している。

9

①

b

指令管制システムの障害抑制を目標としている。

②

b

システムの維持管理として妥当な目標である。

③

b

システム障害が何件か生じたが、ソフトウェアの改善を迅速に行い対応している。

9

①

b

システムの維持に関して、民間事業者と適正で無駄のない契約を実施し、コストの削減に努めている。

②

b

指令設備等の維持管理に新規財源の開拓は困難である。

③

b

指令設備の定期点検において、他の機器の点検と併せて実施するなど効率的運用を図っている。

10

①

a

電波法を遵守し、119番通報の受信・指令管制・無線交信等を実施している。

②

a

消防通信指令設備の障害発生時の対応マニュアルにより対応する体制を整えている。また、障害発生時における早期対応のためにオンコールの保守体制を備えており、影響を最小限にしている。

8

①

a

すべての市民に対する119番サービスであり、社会的公平性は高い。

②

b

受益者負担の考え方はなじまない。

6

①

b

リアルタイムの消防隊の出場状況が消防テレホンサービスにより実施されている。

②

b

安全管理局ホームページには統計数字を載せ、消防テレホンサービスには音声情報を提供している。

3

①

b

この事業は「消防通信指令設備」の維持管理のため、市民との協働の観点はない。

3

①

b

消火活動を迅速に実施することは、火災によるCO₂発生抑制に貢献するものである。

70

C

生命、身体、財産の被害を最小限にするために、適正・迅速な出場指令が重要で、システム障害に関してはメンテナンス会社とオンコール体制を整えるなど、適正な通信指令設備の維持管理を行っている。今後は定量的指標を掲げて目標管理を実施し、事業を推進することが必要である。

指令運営費

事業の内容		(1) 災害時の部隊運用 (2) 通信システム維持管理 (3) 電源設備維持管理 (4) 消防デジタル無線調査			所管局課名 安全管理局指令課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	11	① a	火災をはじめとする各種災害の119番通報受信から、部隊の選別、出場指令、指令管制業務を実施し、市民の生命・身体・財産について被害の軽減を図るための「消防通信指令設備」の維持管理を行っている。		
		② b	I P電話等の新たな通報手段に対して、システム対応や携帯電話直接受信への対応を図っている。また、消防救急無線デジタル化及び消防広域共同化については、神奈川県主導で検討、調整を進めている。		
		③ b	民間業者に委託できる部分については、アウトソーシングしているが、指令業務に関することは、他都市においても行政職員が実施している。		
2 有効性 (15点)	11	① a	消防通信指令システムのより迅速な運用を図るため、ソフトウェアの改善を実施している。		
		② b	消防救急無線のデジタル化については、広域共同化に向けて神奈川県下の全消防本部で検討・調整中である。		
		③ b	各種災害に対応するために必要な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	指令設備等を有効適切に維持管理する事業であるため、具体的な目標値の設定はなじまないが、ソフトウェアの改善によりシステム操作性の向上や障害等の発生防止を図っている。(平成17年度中 10件)		
		② b	チャレンジすべき目標設定は不可能である。消防通信指令設備全般の安定稼働、維持管理が目的である。		
		③ b	当初予定した、ソフトウェアの改善について全て完了している。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	毎年、保守契約内容を精査し、コストの削減に努めている。		
		② b	指令設備等を維持管理する費用が大半であるため、新規財源の開拓は難しい。		
		③ b	年間の定期点検を実施するにあつては、他の機器の点検項目と併せて実施するなど、効率的に実施している。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	電波法等に基づき、119番通報の受信・指令管制・無線交信等を実施している。		
		② a	「消防通信指令設備」障害発生時の対応マニュアルを策定している。また、障害発生時における早期対応のためワンコールの保守体制をとっており、影響を最小限にしている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	一定の市民に対してのみにサービスを提供する事業ではないため、公平性は高い。通報があった場合は、同一水準のサービスを提供している。		
		② b	受益者負担については該当しない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	統計業務については定期的に公表している。また、消防隊等が出場した災害は、安全管理局ホームページや消防テレビジョンにより広報をしている。		
		② a	安全管理局ホームページには統計数字、消防テレビジョンについては音声など、市民に理解しやすいように工夫している。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	「消防通信指令設備」の維持管理のため、当該項目にはなじまない。		
9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	必要な物品等の発注については、グリーン購入法適合品を調達するよう遵守している。		
総合評価 (100点)	74	B	市民の安全・安心を守るための消防業務において、市民にとって最初の窓口である「119番通報」(消防通信指令設備)の指令設備を維持管理するものであり、取組みは概ね良好であるが、民間度については該当外が多い。		

消防車両購入費	事業の目的		消防車両の増車・更新を行い、消防力の強化を図る。	
	監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等
		9	① b	消防車両等は警防活動を実施する上で、必要なものであり、適切に消防車両等を購入している。
			② b	地下街などの都市災害に対応するための特殊な車両や、化学物質を用いて消火を行う「化学車」を確保している。
			③ b	民間参入の可能な分野に「連絡車」があり、一部リースによる配備を実施している。
		11	① b	配置後に行う取扱訓練日程を考慮し納入日を設定している。
			② a	効率的に車両を確保するため関係課と調整するほか、車両登録等が円滑に行えるよう関係者と調整を行っている。
			③ b	中期政策プランに基づき、車両の更新や増強を行っている。
		9	① b	指定の期日までに車両の増強及び更新が完了していることを目標としている。
			② b	車両の仕様、納期を盛り込んだ目標である。
			③ b	予定どおり目標を達成している。
		13	① a	仕様検討委員会においてコスト削減に向けた仕様の見直しを行っている。
			② b	施設整備に国庫補助、神奈川県補助、宝くじ助成を導入している。
			③ a	効率的に車両確保するため関係課と調整するほか、車両登録等が円滑に行えるよう神奈川運輸支局、神奈川県公安委員会と調整を行っている。
		10	① a	車両として新規登録するため、関係法令等に適合している。
			② a	納期遅延、不良品とならないよう中間検査を確実に実施するとともに、事故防止マニュアルを整え、職員のローテーションを適宜行っている。
		6	① b	価格調査を実施し、適正な設計を心掛けている。
			② b	消防車両の更新増強には、受益者負担の考え方はなじまない。
		6	① b	車両の概要についてホームページ等で公開している。
			② b	ホームページに消防署ごとの配備車両を写真付きで記載しているが、車両の説明がなく、一部に分かりにくいものがある。
		5	① a	NPOと連携し、廃車の有効活用を図っている。
		5	① a	八都県市指定低公害車を購入し、環境に配慮した消防活動に努めるとともに、消防活動によるCO ₂ 削減に、消防車両の整備は大きく貢献している。
		74	B	効率的に車両を確保するため関係課と調整するほか、車両登録等が円滑に行えるよう関係者と調整を行っている。引き続き、確実に消防車両が維持されるように、拡充・更新を行うことが期待される。

事業の内容		(1) 増強車両：高規格救急車 1 台 (2) 更新車両：38台			所管局課名 安全管理局施設課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	11	①	b	・仕様検討委員会を開催し、職員の意見を反映した車両としている。 ・関係課と活動目的にあった車両となるよう調整を行い、製作にあたっている。	
			②	b	コスト削減を考慮して仕様の見直しを行っている。	
			③	a	連絡車にリース車両を一部導入しているが、更に車種拡大する方向で検討を行っている。	
2	有効性 (15点)	13	①	b	・仕様を検討し、災害活動、安全性を優先したものとしている。 ・配置後に行う取扱訓練日程を考慮し納入日を設定している。	
			②	a	・効率的な車両とするため関係課と調整するほか、車両登録等が円滑に行えるよう神奈川運輸支局、県公安委員会と調整を行っている。 ・補助金交付要綱に関し、消防庁に意見を提出している。	
			③	a	中期政策プランに基づいて救急車 1 台を増車、火災対応能力向上として普通消防車 1 台を水槽付消防車に更新している。	
3	目標達成度 (15点)	11	①	b	目標どおり仕様書に基づき製作され、指定の期日までに増強及び更新が完了している。	
			②	b	確実性を優先に実施しており、納期、仕様を検討する段階においてチャレンジ性を活かしている。	
			③	a	予定どおり目標を達成している。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	①	b	仕様検討委員会においてコスト削減に向け仕様の見直しを行っており、装備品等についても見直しを行っている。	
			②	a	施設整備に国庫補助、県補助、宝くじ助成を導入している。	
			③	a	製作中の業者に対する工程管理のほか、円滑に事務が進むよう神奈川運輸支局、神奈川県公安委員会と随時調整を実施している。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	車両として新規登録するため、関係法令等に適合している。	
			②	b	・納期遅延、不良品とならないよう中間検査を確実に実施している。 ・横浜市職員倫理規程を遵守している。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	・NOx・PM法使用期限及び更新基準による経年劣化の状況により更新している。 ・設計にあたっては、他都市の購入価格等も参考にしている。	
			②	a	更新にあたっては、走行距離、各部の劣化度を総合的に判断し決定している。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	車両の概要についてホームページ等で公開している。	
			②	b	車両の概要についてホームページ等で公開している。	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	・仕様検討委員会、整備担当者会議等において職員との意見交換を行っている。 ・NPO等と協力し、廃車にす	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	・八都県市指定低公害車を購入している。	
総合評価 (100点)		78	B		限られた予算の中で増強、更新を行っているがNox・PM法による使用期限の車両を更新することで予算の大部分を費やしており、経年劣化の著しい車両が増加している。車両の仕様だけでなく、必要台数の見直しを行い、適正な消防力の整備が必要と思われる。	

消防庁舎建設費	事業の目的		消防庁舎の耐震化、新築を図るものである。	
	監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等
		9	① b	迅速で確実な消防活動に対する市民ニーズは大きいと考えられ、これを踏まえて、消防庁舎建設を行っている。
			② b	道路整備状況等の地域の実情が変化を来しており、消防庁舎の整備基準を見直しを検討中である。
			③ b	建設に、民間の資金やノウハウを活用するPFI手法を取り入れるための事業を行っており、官民の役割分担の有効性を検証している。
		11	① a	消防庁舎建設の設計に消防の観点を反映させるために、各種研修会等を受講することで、建築に関する見識を身に付けている。
			② b	他局区と重複する部分について、相互に連絡調整会議等を定期的に開催しており、円滑な業務推進が行われている。
			③ b	事業を多年度にわたり平準化して事業を実施している。
		9	① a	中期政策プランで、明確にかつ具体的に目標を設定している。
			② b	地元調整など不確定な要素がある中での目標となっている。
			③ c	平成17年度時点で、中期政策プランの平成18年度水準を達成できる見込みはない。
		11	① a	将来の維持管理コスト削減を考慮した事業計画としており経済性の向上を図っている。
			② b	消防庁舎の壁面を利用した広告料収入を平成18年度実施に向けて検討している。
			③ b	係内の事務に関して、スケジュールをアイネット（局内web）を利用して管理している。
		10	① a	建築基準法、そのほか関連する法令等に基づき適正に事業が進められている。
			② a	不祥事防止マニュアルに基づき定期的に研修を行っている。
		6	① b	建築基準法等に基づき、公正に事業が進められている。
			② b	受益者負担の考えはなじまない。
		10	① a	地元説明会、区民会議等計画から建設まで丁寧な説明を実施している。
			② a	建設工事の工程や、完成イメージなど、図・表等を用い分かりやすく説明している。
		3	① b	一部の新消防庁舎建設に関して、PFI手法を採用している。
		5	① a	消防庁舎建設事業は消火活動に必要な事業であり、火災による環境負荷を低減するものである。また、環境保全に資するために大気浄化植樹事業を採用している。
		74	B	消防庁舎の整備手法としてPFIを導入していることは事業の効果を高めるポテンシャルが高い。今後の円滑な進ちょくが期待される。

事業の内容		(1) 北山田消防出張所新築工事 (2) 青葉台消防出張所新築工事 (3) 長津田消防出張所建替工事		所管局課名
				安全管理局施設課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	13	① a	消防庁舎建設については当局における必要性の評価はもとより、区民会議等における市民ニーズ等も十分に配慮している。	
		② a	消防庁舎の整備については、社会情勢を考慮し耐震化に主眼を置きスクラップアンドビルドにより事業を推進している。	
		③ b	一部ではあるが、建設にPFI手法を取り入れるための事業を行っており、官民の役割分担の有効性を検証している。	
2 有効性 (15点)	13	① a	職員は各種研修会等を積極的に受講し最新の知識を得ると共に、業務の中での経験を生かして最も効率的な方法により庁舎の建設を行っている。	
		② a	事業は本市他局区と重複する部分が存在するが、相互に連絡調整会議等を定期的に開催しており、円滑な業務推進が行われている。	
		③ b	事業は上位の政策に基づいて体系立って進められているが、昨今の厳しい財政状況のなか平準化など創意工夫を取り入れた事業を推進している。	
3 目標達成度 (15点)	11	① a	事業目標は「中期政策プラン」等で具体的でわかりやすい形で定められており、関係課内で共有化されている。	
		② b	厳しい財政状況のなかではあるが、新しい事業手法により計画事業量と同等の成果を上げるよう努力している。	
		③ b	厳しい財政状況の中、計画事業量と同程度の成果をあげていると考えている。	
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	入札制度により事業を進めているほか、新工法や新技術を取り入れたなかで事業を進めている。また、将来の維持管理コスト縮減も考慮した計画を立てている。	
		② a	現在、消防庁舎の壁面を利用した広告料収入を得るため事業を進めている。	
		③ b	係内の事務スケジュールを調整会議やアイネット等の活用により共有化し、無駄のない出向スケジュールを常に心掛け、事務の効率性を高めている。	
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	判断の拠り所となる基準が、主管局（まちづくり調整局等）に整備されていることから実務上のガイドラインとなっている。	
		② b	業務推進上の安全管理に関するマニュアルが各種整備されており、関係職員及び業者にも周知されている。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	消防庁舎の建設は、市民にとって消防行政サービスが更に公平に行われるために実施している事業である。	
		② b	受益者負担の考えは当事業の評価には馴染まないと考えている。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	事業の計画から完成に至るまで、市民に対しては適切な広報手段により適宜、情報を伝えている。	
		② b	区民会議及び「広報よこはま」や建設現場の作業工程表等により、それぞれ方法を工夫し市民に情報を提供している。	
8 市民との協働(5点)	3	① b	市民との協働の考え方は、当事業には馴染まないと考えている。	
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	庁舎建設に際しては様々な法令等により順守事項が定められており、環境負荷低減に向けて最大限の努力をしている。	
総合評価 (100点)	82	B	消防庁舎建設が適正に推進されることは消防業務の円滑な推進に資することから、結果として市民に対する貢献に繋がることとなる。こういった視点からも適正な取り組みを行っていると考えている。	

事業の目的		地震災害等による消火栓使用不能時の消防水利確保対策として防火水槽を計画的に整備する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	この事業は地震時の消火活動の基幹をなすものであり、消防活動に寄せる市民ニーズにかなったものである。	
	② a	防火水槽設置候補地が年々減少している中で、民間建物の蓄熱槽を指定消防水利に指定し、消防水利施設設置補助金交付制度を創設した。	
	③ a	用地の問題から、官のみによる整備は困難であることから、民間事業者による防火水槽の設置へ補助金を交付することで、事業の推進を図っている。	
9	① b	防火水槽整備工事について、従来の現場打ちから、二次製品の採用について、検討した。	
	② b	民間事業者による防火水槽設置のための補助審査において、事業の重複がないように調整を図っている。	
	③ b	当事業は消火活動の基幹をなすものであり、火災に対応できる警防体制の充実に貢献している。	
7	① a	防火水槽については年間5基・10年間で50基、民間事業者による補助金対象の防火水槽については年間2基を整備目標にしている。（平成17年度策定）	
	② c	この整備目標では10年後70基の整備が確保される。5年ごとに見直しを図ることとしている。	
	③ c	目標値7基に対して6基の整備となり、一部目標値に至っていない。	
9	① b	公園内に設置する防火水槽の設置場所について、極力、撤去・復旧物の少ない場所を選びコスト削減を図った。	
	② b	防火水槽を整備するに当たり、神奈川県からの補助金を導入している。	
	③ b	防火水槽の工事中に湧水により予定工期を越えてしまったが、年度内に事業を完了することができた。	
10	① a	補助金交付に関する要綱や施設の設置基準に基づき、適正に行われている。	
	② a	当局発注の工事については、要綱により事故防止を図り、周知徹底がなされている。	
8	① a	市全体をメッシュで区切りメッシュ内の危険度によって必要水量を決定するという新しい整備水準を平成17年度に作り、市全体で公平性が保たれるよう計画を立てて整備を進めている。	
	② b	特定の市民が利益を得るものとならないことから、受益者負担の考え方はなじまない。	
6	① b	工事を実施する際には、事前のお知らせ、工事期間中における情報提供等、直接市民に説明し、理解を得ている。	
	② b	地元説明においては、行政側及び請負業者側の両方で調整を取りながら分かりやすく説明している。	
3	① b	公園内の工事に関しては、周辺住民、自治会、愛護団体等との調整を図りながら実施している。	
3	① b	当該事業は消火活動時の消火水を確保するためのものであり、消火活動によるCO ₂ 削減に寄与している。	
68	C	民間による防火水槽の整備等に補助金を交付して、防火水槽の設置促進に努めているが、目標の整備水準を達成するためには、事業効果の発揮の面から検討する必要がある。	

事業の内容		(1) 公設防火水槽の整備 (2) 消防水利施設設置補助金交付制度による民間事業者に対する防火水槽整備指導		所管局課名 安全管理局計画課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	11	① b	震災時の多発火災への対策として耐震性防火水槽を設置した。	
		② a	防火水槽設置候補地が年々減少している中で、民間建物の蓄熱槽を指定消防水利に指定し、消防水利施設設置補助金交付制度を創設した。	
		③ b	設計業務について、業務のあり方を検討した結果、次年度から他局へ委託を実施した。	
2 有効性 (15点)	13	① a	防火水槽整備工事について、従来の現場打ちから、二次製品への採用について、検討をした。	
		② a	当局発注の工事における、事業の重複や欠落を避けるため、当局と請負業者の役割分担を明確にした。	
		③ b	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するために必要な消防水利の維持管理の適正化に向けて事業が進められた。	
3 目標達成度 (15点)	13	① a	防火水槽設置基数については年間5基、10年間で50基を、消防水利施設設置補助金交付制度については年間2基を整備目標にしている。	
		② b	消防水利施設設置補助金交付制度については、周知期間も短く市民への認知度も低い中でかなり高い目標になっている。	
		③ a	目標を概ね達成しているが、一部達成出来ない部分があった。	
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	公園内に設置する防火水槽の設置場所について、極力、撤去、復旧物がない場所を選定し、コスト削減を図った。	
		② b	防火水槽を整備するにあたり、県の補助金交付申請を行い一部財源を確保している。	
		③ b	防火水槽整備工事で、掘削工程中に土中から湧き水が出たため、予定していた工期より遅れたものの年度内に事業を完了することができた。	
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	公共工事により発生した廃棄物は、建設リサイクル法に基づき適正に処分された。	
		② a	当局発注工事については、横浜市安全管理局請負工事検査事務取扱要綱により事故防止を図り、周知徹底がされている。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	防火水槽整備工事の請負業者の決定については、入札制度により適正に選定した。	
		② b	特定の市民が利益を得るものにならないことから馴染まない	
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① b	工事を実施するにあたり、事前のお知らせ、工事期間中における情報提供等は、直接市民に説明し理解を得ている。	
		② a	市民への情報提供にあつては、行政側、請負業者側双方から実施することにより、情報を広く、わかりやすく伝えられた。	
8 市民との協働(5点)	3	① b	公園内での工事については、周辺住民、自治会、愛護団体等との調整を図りながら実施した。	
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	防火水槽を整備することにより、火災における消防隊等の活動を迅速かつ的確にし、焼損により発生するCO2等を削減している。	
総合評価 (100点)	78	B	防火水槽整備工事については、従来の方法により概ね良好に実施したが、今後、より一層の効率的、効果的な、整備計画、設置場所、工法選定、施工要領等を取り入れる余地がある。	

事業の目的		様々な災害から市民を守るため、災害原因調査等に係る鑑識・鑑定や、分析判定試験の実施及び研究開発を行うものである。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	消火活動をより確実に、安全に、消火損を最小限にするための研究活動は市民ニーズにかなったものであり、近年は、水損を低減するための研究を続けている。	
	② b	ウェブサイト内の地震情報を収集する体制を採用し、自ら観測することを取りやめることについて検討を行っている。（平成18年度実施）	
	③ a	政府系の研究機関消防研究センター及び民間事業者との共同研究を実施している。	
15	① a	「産」による研究機材・資金提供、「学」による知識、「官」による消防の実務を組み合わせることで有効な事業成果をあげている。	
	② a	火災学会や消防技術者会議に参加し、研究発表を行うとともに、他の研究発表等聴講することで、情報収集に努め、展望性のあるテーマを設定しつつ、研究テーマの重複を避けている。	
	③ a	中期政策プランで掲げるロボット開発として、ロボットの目となる赤外線感知システムを組み込んだ赤外線モニタシステム等を研究している。消火システムについては平成17年度3件の特許を取得している。	
13	① a	現場支援装置（赤外線カメラシステム）の研究開発を目標とするとともに過去の研究の特許取得を目標とした。	
	② b	研究テーマ設定に関して独自性が認められる。	
	③ a	目標を達成し、特許の実用化が図られており、総務大臣賞を受賞している。	
11	① a	微小地震観測業務を実施していたが、国の研究機関からの情報収集業務へ事業を転換している。	
	② b	平成17年度3件の特許を取得している。	
	③ b	業務の効率性を上げるために、職員間に配備されたパソコンを活用し、通知文等の送付を行っている。	
8	① a	災害原因調査、判定分析等、関係法令に基づき適正に行われている。	
	② b	誤送付防止のために、空メール、空ファックスを徹底している。	
6	① b	特許の実用化に関しては広く一般に公開している。	
	② b	特許の実施許諾に当っては、対価を取っている。	
8	① b	防災研究、全国消防技術者会議、日本火災学会等で発表しているが、消防関係者に限られた情報の開示である。	
	② a	製作した作品を市民に分かりやすくセーフティーフェアで展示している。	
5	① a	政府系の研究機関消防研究センター及び民間事業者との共同研究を実施している。	
5	① a	消火水削減に関する研究など、消防活動による環境負荷低減に資する研究を実施するとともに、燃焼実験等の回数を減らすことで、環境負荷の低減を図っている。	
84	B	研究開発においては、産学官共同研究を実施してきており、平成17年度特許取得、第3回産学官連携表彰総務大臣表彰受賞を果たした。また、平成17年度から新たに赤外線カメラシステムの研究に取り組んでいる。これらのシステムは消防ロボットの手・眼となるものであり、有効性が評価される。	

事業の内容		(1) 火災原因鑑定実験 (2) 危険物判定試験 (3) 研究開発			所管局課名 安全管理局管理・研究課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	15	①	a	消火損に占める水損の割合が増加しており、水損を低減させることが必要である。そこで、2流体消火システムや赤外線カメラをの技術を活用した現場活動支援装置の開発等を行っている。	
			②	a	共同研究による実験費用の低減が行われている。また、自ら地震観測を行う体制から、ウェブサイト内の地震情報を収集する体制へ転換し、業務の効率化を図る検討が行われた。	
			③	a	国や民間企業と共同研究契約を結び、実験費用の低減、先端技術の取り入れ等を行っている。	
2	有効性 (15点)	13	①	a	火災原因調査において、計画課と共に調査を行い、鑑識・鑑定実験等を実施している。	
			②	a	全国消防技術者会議や火災学会等で研究の成果等と発表し、情報交換を行っている。	
			③	b	中期政策プラン等に基づいて事業が行われている。	
3	目標達成度 (15点)	15	①	a	消防隊員現場活動支援装置（ディスプレイ部）の開発、2流体消火システムの改良、地震観測情報収集体制への転換に伴うシステムの検討・設計、外部機関の分析・測定機器を利用した鑑識・鑑定を目標とした。	
			②	a	限られた予算の中で、迅速に、最先端技術を取り入れた研究・開発を行っている。	
			③	a	2流体消火システムの開発・改良において、第3回産学官連携表彰総務大臣表彰を受賞した。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	①	a	平成18年度は、地震観測業務から地震観測情報収集体制への転換により、約1,300万円のコスト削減になる予定である。また、共同研究による実験費用の低減、外部機関の高額な分析・測定機器を利用した鑑識鑑定を行っている。	
			②	b	メリットシステムを活用している。今後、消防防災科学技術研究制度（競争的研究資金）の活用について検討する。	
			③	a	係員全員に通知文等の電子メールを送ることにより、紙ベースの供覧決裁が減少し、決裁の迅速化が図られた。	
5	合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	根拠法令、政策プラン等に基づき適正に実施されている。	
			②	b	ファックス、電子メールを新規箇所へ送付する際には、必ず事前に空ファックス又は空メールを送付し、誤送付の防止を行っている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	b	研究開発により取得した特許は、誰にでも実施許諾し、独占は認めていない。	
			②	b	特許の実施許諾にあつては、実施権許諾の対価を取っている。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	①	a	各年度に行われた成果は、防災研究としてまとめられており、また、全国消防技術者会議、日本火災学会等において可能な限り発表している。また、製作した作品はセーフティーフェア等で展示している。	
			②	a	セーフティーフェア等で作品を展示する際には、ただ展示するだけではなく、来場者に実際に作品にさわって体験してもらうようにしている。	
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	平成17年度は、消防研究センター及び2つの民間企業と共同して、研究開発を行った。	
9	環境負荷の 低減(5点)	3	①	b	計画的な実験を行い、燃焼実験等の回数を減らしている。また、実験により出た廃棄物は、分別し、産業廃棄物として排出している。	
総合評価 (100点)		86	B		あらゆる視点に立ち、その都度業務内容を検証しながら事業を推進している。	

事業の目的

地域の消防活動や災害対策等を実施するために設置された消防団の活動を推進するために、消防団運営の必要経費を計上するものである。

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	各消防団は、地域の災害活動に迅速に対応することができ、ニーズに合った活動を行うことができる。
	② b	団員の高齢化、職業の多様化、女性の活動拡大など、社会環境の変化に対応した消防団のあり方について更に検討が必要である。
	③ b	消防団検討委員会（団の内部委員会）を実施し、表彰制度のあり方等を検討している。
11	① b	活動実績簿により、消防団の活動実態を把握している。
	② a	火災発生や、大規模災害発生時における消防署－消防団の役割分担等について役割が明確になっている。
	③ b	消防団員定数の見直し等に関し、平成18年4月の条例改正に向けて、関係者と調整を図りながら作業を実施している。
11	① a	団員確保について条例で定めた定数を目標として設定している。
	② b	全国的にも、団員減少が課題となっており、予断を許さない状況である。
	③ b	ほぼ目標値を達成している。
9	① b	被服貸与について、団からの要請に基づく配布方法に改めるなど改善を図った。
	② b	消防団等公務災害補償共済基金からの歳入を得た。
	③ b	団内部に検討委員会を設置し、迅速で無駄のない事業執行に努めている。
8	① a	根拠法令、要綱等に基づき行われている。
	② b	平成16年度の消防団長の改選時期に伴い、現金の振込先を変更すべきところ、指摘を受け、訂正している。
8	① a	消防組織法、本市条例等に基づき公正な取組を行っている。
	② b	消防団活動に受益者負担の考え方はなじまない。
6	① b	消防団ホームページをはじめ、広報よこはまや地域のミニコミ紙等により、広報活動を展開しており、区民まつりや各種イベントを通じ消防団についての情報を発信している。
	② b	消防団ホームページは、内容は分かりやすいが、写真等の掲載が少なく情報提供が少ない。
3	① b	消防団紹介を本市安全管理局のポータルサイトに載せている。
3	① b	消防団による消火活動はCO ₂ 削減に貢献するものであるが、作成資料が片面印刷であるなど、環境負荷低減への具体的取組に欠ける点がある。
68	C	消防団員の定数条例の改正に向けた様々な課題に取り組んでいる。社会環境の変化に対応した消防団のあり方が求められている。

監査委員による事業評価

事業の内容		(1) 消防団員の災害補償 (2) 退職報奨金 (3) 市長表彰式経費 (4) 被服経費		所管局課名
				安全管理局総務課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	13	① a	消防団に関する情報をタイムリーに市民に伝えていくために、公設ホームページの中に、「消防団」を開設し、毎月、消防団員により更新している。	
		② a	消防団を取り巻く環境にアスベストが存在しないかどうかについて、全器具置場の調査を実施した結果、異状がなかった。(公設民営91か所、民設民営385か所)活動中の飛散防護対策として防塵マスクを3,010枚配布した。	
		③ b	消防団の業務を消防組織法に基づくものであることを明確にして活動を推進するために、「消防団事業計画」作成の指導を行い、適正な活動であるかのチェック機能を加味した。	
2 有効性 (15点)	13	① b	消防団員個人の活動実績簿を作成し、班長が確認後、分団長に報告し、活動実績のない団員には今後 退団勧告等を行っていくこととしている。	
		② a	消防団長会議、各種検討課題ごとの検討委員会を開催し、消防団事業の円滑な推進調整を図った。また、消防団事務担当者の事務推進委員会により、担当者の意見を聞き、モチベーションアップにつなげた。	
		③ a	17年6月に国の基準「消防力の整備指針」が改正されたことを受け、消防団員定数を見直し、併せて資格要件も緩和し、関係条例を改正した。	
3 目標達成度 (15点)	13	① a	①消防団組織の体制の強化、②定員の見直し、③加入促進策の強化について目標を設定し、推進した。	
		② a	定員見直しについても条例を改正することであり、目標は高かった。	
		③ b	条例改正を実行できた。他の目標については、団員確保を100%充足できず、97%にとどまった。	
4 経済性・効率性 (15点)	9	① c	コスト削減までは到達できなかった。	
		② a	消防団安全装備品整備事業として、消防団等公務災害補償共済基金から積載車20台のシートベルト40セット設置経費の歳入を受け、697,000円の歳入を受けることができた。	
		③ b	経費執行時期が一時に集中してしまうため、迅速性に欠けた点があった。	
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	根拠法例、要綱等に基づき適正に行われた。	
		② b	16年度が消防団長の改選時期であったことから、活動奨励費の振込先が以前のままだになっていて指摘を受け、訂正をしたものがあった。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	18歳以上で、思想堅実、身体強健の他資格要件を満たしていれば入団可能であるが、各消防団の実情により入団時の年齢や、男女比率、地域の平均化などから入団を余儀なくされている方もいる。	
		② b	消防団器具置場設置補助事業、積載車補助事業、トイレ等の環境整備事業については、地域の負担を否めない実情があり、今後地域負担軽減の方向で改善が必要である。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	消防団ホームページをはじめ、広報よこはまや地域のミニコミ紙等により、広報活動を展開しており、区民まつりや各種イベントを通じ消防団についての情報を発信している。	
		② b	消防団ホームページは、全団が一定のきまりの中で作成しているため、映像等の情報提供が少ない点についての苦情はある。	
8 市民との協働(5点)	5	① a	消防団ホームページは団員の広報担当者が作成し、更新している。	
9 環境負荷の低減(5点)	1	① c	消防団長会議等に配布する資料等も、よりわかりやすくするために比較的大きな文字で書いたり、片面印刷をしていることから、使用する紙数も節約に到っていない現状がある。	
総合評価 (100点)	74	B	国民保護法を背景とした消防力の整備指針改正に伴う定員の見直し、資格要件の緩和等の条例改正と、法令に基づく事業を、団長による検討委員会と調整しながら推進できた。	

消防団奨励費		事業の目的		消防団員は条例に基づき無報酬であるが、災害活動や訓練において活動した団員に対してその苦労に報い士気高揚を高めるために、要綱を定めて各奨励金を支給するものである。	
		点数	abc 評価	理由、説明等	
監査委員による事業評価	11	①	b	各消防団は、地域の災害活動に何よりも迅速に対応することができ、活動自体、ニーズにかなっているといえる。	
		②	a	活動奨励費支出の一方で報酬は支給していない。報酬の適切な額の確保が必要であるとの消防庁通知があり、両者のあり方の検討に着手している。	
		③	b	消防団検討委員会（消防団内部委員会）を実施し、表彰制度のあり方等を検討している。	
		①	b	活動奨励費を有効に活用するために、団で出納簿を作成し管理している。	
		②	b	国の検討委員会や国からの通達に基づき、事業を展開している。	
		③	b	団員の士気高揚を目的とした奨励費支出は、団の活動を活性化するものであり、上位施策に寄与するものとなっている。	
		①	b	活動奨励費が、「取扱要綱」に基づき適正に交付されていることを目標としている。	
		②	b	過去の実績と同等の目標である。	
		③	b	各消防団ごとに出納簿に記載して使途を明確に管理したうえで、団活動に使用しており、奨励費としての目標は達成している。	
		①	c	奨励費の算出単価が過去3年間変化しておらず、コスト削減の取組が見られない。	
		②	b	活動奨励費の見直しを図るため、平成18年度に消防団長をそのメンバーとした、検討委員会を設置することとしており、将来にわたる改善策について、今後検討を行う予定である。	
		③	b	活動奨励費は年度初めに、速やかに団長の口座に振込んでおり、迅速な事務処理を行っている。	
		①	a	活動奨励費は「取扱要綱」に基づき、適正に交付されている。	
		②	b	活動奨励費の金額は高額なことから、団長の銀行口座に振り込んでおり、事故防止を図っている。	
	4	①	c	活動奨励費は活動の苦労に報い、士気の高揚を図ることを目的として、各消防団に交付されているが、一方で報酬は支払われておらず、今後公平性等について検討していくこととしている。	
		②	b	消防団活動に対する受益者負担の考え方はなじまない。	
	4	①	b	消防団員募集のホームページで、活動奨励費が消防団長を通じて分団、班へ配賦されることを説明している。	
		②	c	上記説明内容は、奨励費は訓練に使用する消耗品の購入、資機材の軽微な修理などに充てるとしているが、この説明だと、奨励費としてふさわしくない。	
	5	①	a	地域の防災訓練などにおいては、消防団員の指導により、市民の協力も得られた訓練が実施されている。	
	3	①	b	消防団による消火活動はCO ₂ 削減に貢献するものである。	
	60	C		活動実績の無い団員の実態を把握するとともにこれを是正し、団員に対する奨励費及び報酬に関する課題について市民及び団員の考えを反映しながら検討が必要である。	

事業の内容		(1) 火災出動奨励費 (2) 風水害出場奨励費 (3) 消防訓練出動奨励費 (4) 予防運動・年頭行事参加奨励費、その他			所管局課名
					安全管理局総務課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	11	① b	消防団に対する市民ニーズは広聴により捉えているが、活動奨励費関係についての市民提案はない。		
		② b	女性消防団員の増加、国民保護法の施行、団員のサラリーマン化などの情勢の変化を踏まえた対応を図っている。		
		③ a	消防団は消防機関で、消防本部と両輪の関係にあり、必要不可欠であるという検証を行っているところである。		
2 有効性 (15点)	5	① b	活動奨励費を有効に活用するために、団で出納簿を作成し管理している。		
		② c	活動奨励費は、横浜市独自の事業であり、特に他機関との調整はしていない。		
		③ c	活動奨励費は、消防団に交付されるもので、団員個人に支払われるものではないことから、支出の方法についての方向性を考えていく。		
3 目標達成度 (15点)	11	① b	活動奨励費は、「取扱要綱」に基づき交付しており、交付項目を分けていることが、各団における予算執行の目標になっている。		
		② b	市操法大会出場奨励費や県大会出場奨励費を交付しているが、大会参加に向けた訓練や活動は、大きな目標になっている。		
		③ a	各消防団ごとに出納簿に記載して使途を明確に管理したうえで、団活動に使用しており、奨励費としての目標は達成している。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① c	活動奨励費は消防団活動を展開する上で十分なものではないことから、コスト削減の問題まで到達していない現況下にある。		
		② a	活動奨励費の見直しを図るべく、消防団長からなる検討委員会をたちあげることにしており、将来にわたる改善策について、今後検討を行う。		
		③ a	活動奨励費は年度初めに、すみやかに団長の口座に振込んでおり、迅速な事務処理を行っている。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	活動奨励費は「取扱い要綱」に基づき、適正に交付されている。		
		② b	活動奨励費の金額は高額なことから、団長の銀行口座に振り込んでおり、事故防止を図っている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① c	活動奨励費は活動の労苦に報い、士気の高揚を図ることを目的として、各消防団に交付されているものであり、社会的公平性については今後検討を行う。		
		② a	消防団活動は、ボランティア活動の要素が強いことから各消防団の活動費として配布されており、個人支給とはしていない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	消防団活動や組織についての広報活動により活動奨励費が支給されていることは公開されている。(ホームページ、広地域ミニコミ紙など)		
		② b	ホームページは毎月更新し、新しい情報を提供しているが、グラフなどは使用していない。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	地域の防災訓練などにおいては、消防団員の指導により、市民の協力も得られた訓練が実施されている。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	消防団活動により、火災が減少していくことは、環境負荷の軽減に繋がっている。		
総合評価 (100点)	68	C	「消防団活動奨励費」事業は消防団に対するものであるが、効率よい適正な使途を図ると共に、今後の消防団員の処遇改善に向けて、当該事業を見直していく。		

「③ 救急体制の充実」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	6	① b	平成17年度市民意識調査で行政が充実すべきものとして「病院や救急医療など地域医療」を29.3%の人が挙げており、例年高い数値を示している。これは救急体制に対する直接的なニーズではないが市民の関心が高いことを垣間見ることができる。また、年々救急搬送者数が増加していることから市民ニーズの高まりを知ることができ、救急搬送に対する市民の関心の高さが示されており、施策はこの体制を充実し更に高度な処置が可能となるように推進されている。
			② b	救急隊を増隊することだけで体制の強化を図るのではなく、現在の資源をより有効に活用することで体制の充実を推進している。消防隊と救急隊の連携による救命処置の推進や、救急隊の行動をより効率化するため救急活動時間の標準化への取組、救急救命士の処置範囲拡大に伴う研修体制の整備や資機材の整備など、厳しい財政状況等を考慮した上で施策の実現を目指している。
	2 有効性 (10点)	6	① b	施策を実現するための事業として、5つの事業が生まれ、救急隊の運営、救急に関する広報啓発、救急隊の教育・訓練等に分担して実施されている。救急救命士の処置範囲拡大に伴う研修体制の整備や資機材の整備については、平成15年度に新規事業「救急業務の高度化の推進」として取組を開始し、平成17年度まで実施している。（平成18年度はその他の関係事業に統廃合し、救急体制を充実するための事業体系は整理されている。）
			② b	上位の政策『安全・安心都市の実現』のために、消防力の強化の一翼を担うべく救急体制の充実が施策として推進されている。物的資源の充実や、既存資源の有効活用の推進を図るとともに、救急車の適正利用に向けた取組を行い、『救える命を救いたい！』を標語にタクシー代わりと言われるような不適正な利用をなくし、心筋梗塞など緊急に救急車を必要としている人が、より有効に利用できるように、救急車の公正・公平な利用について市民に呼びかけを行い、政策の実現に寄与している。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	施策の目標を具体的に表すものとして7分救急体制の実現とともに、救急傷病者の救命効果の向上を実現することを目指すものである。救急隊の増隊や、救急救命士の処置範囲拡大及び応急手当の普及啓発など事業の個々の目標値を数値化しており、救急隊の活動時間の標準化にも取り組んでいるが、救命効果の向上について、分かりやすい具体的な指標は示されていない。
			② b	救急傷病者の救命効果の向上については具体的な指標が明らかでないが、目に見える指標としての7分救急体制は、出場指令から現場到達までの平均として達成しているが、病院到着までの所用平均時間は増加傾向にある。救急車の適正利用に向けた取組を行い、不適正な利用をなくし、緊急に救急車を必要としている人が、より有効に利用できるよう市民に各種広報を行い施策の実現を図っている。
	小計 (30点)	18		増加を続ける近年の救急需要に対応するため、救急救命士の養成教育や、応急手当の知識・技術の普及啓発事業などを実施し、救急体制の充実を図っている。 また、不適正な救急車利用をなくし、真に救急車を必要とする人が利用できるよう、ポスターやチラシなどにより市民啓発を行っているが、併せて、救急車の適正利用のあり方について、『横浜市救急業務委員会』で有効な方策が検討されることが期待される。
	事業評価計 (70点)	51		
	総合評価 (100点)	69	C	救急救命士については、新たに拡大された処置範囲に対応するため、研修体制の整備により研修修了者は増えているが、実技対象となる患者（症例）が少ないために実習が滞り、配備が十分に進まない状況にある。 このため、救急救命士の確保に向け、医療機関などとの連携を強化し、計画的な配備が求められる。

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	6	① b	年々増加する救急需要に対して市民の救命率の向上を図るため、中消防署本署に第二救急隊を配置し、現場到着時間の短縮を図った。
			② b	救急救命士の処置範囲の拡大（包括的指示下での除細動、気管挿管、薬剤投与）に伴う救急業務の高度化に対応すべく、救急救命士への追加教育を含む体制整備を進めた。
	2 有効性 (10点)	6	① b	様々な広報媒体を活用した救急需要抑制広報を積極的に実施し、市民に対して適正な救急車の利用について関心を高めることができた。
			② b	単に救急隊の増隊によることなく増え続ける救急需要対策について検討を行った。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	目的を実現するため、市民広報の継続や増隊計画にとどまらず、増え続ける救急需要対策に対し、効果的・効率的な救急隊の運用など、様々な角度からその手法について検討を行っている。
			② b	局運営方針である「安全・安心な暮らしのサポート」として、救急車の適正利用に向けた施策を推進することにより、緊急に救急車を必要としている人が、より有効に利用できるような状態となっている。
			① b	傷病者の医療機関等への迅速な搬送、適切な観察、応急処置等の実施により、市民の救命効果の向上・生命保持に寄与するため、救急出場件数を考慮し、救急隊の運用、車両及び必要資器材の維持管理を目標としている。
			② b	本当に救急車を必要としている市民のもとへ、いち早く救急車を到着させるため、救急需要の多い中区に救急隊を増隊したことにより、周辺救急隊の出場件数が減少し、救急現場到着平均時間が短縮された。
	小計 (30点)	18	C	年々増え続ける救急需要と救急救命士の処置範囲の拡大など、量と質への対応が求められていることから、需要増加については、毎年救急隊の増隊という手法で対処してきたが、平成16年度からは、需要対策広報を積極的に展開し、昨年度については、単に救急隊の増隊を伴わず、救急件数の抑制対策を検討してきた。
	事業評価計 (70点)	52		
	総合評価 (100点)	70		

救急運営費

事業の目的		救急傷病者の医療機関等への迅速な搬送、適切な観察・応急処置等による救命効果の向上・生命維持を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	救急搬送者や家族の要望などをとらえ、隊員の対応などについて検討を行い事業を推進している。	
	② a	高齢化、核家族化、不適正な救急出動要請等に対応するため検討を行っている。	
	③ a	救急業務のあり方について、横浜市救急業務委員会において、「病院間の転院搬送」や「救急の将来像」（消防隊と救急隊の連携についても含む）について検討を行っている。	
11	① a	迅速かつ確実な救急活動を行うために救急活動要領を定め、各隊員間の役割の明確化・活動の標準化を図る取組を行っている。	
	② b	総務省消防庁、神奈川県、他都市消防本部等と情報交換を行うとともに、業務の連携・調整を随時図っている。	
	③ b	上位の施策、中期政策プラン、運営方針等に沿った事業を展開し、施策の目標実現に寄与している。	
9	① b	7分救急体制の実現を目標としている。また、救急活動時間の標準化に取り組んでいる。	
	② b	救急活動時間の標準化という救急隊の活動能力の底上げや全体の活動能力の向上につながる取組を行っている。	
	③ b	7分救急については平均で達成しているが、救急出動1件あたりの走行距離の延び等により、活動時間については短縮されていない。	
9	① b	救急活動で使用する医療器具について、3か月の試用・安全確認の上、より経済性の高い器具を導入し、コスト削減を図っている。	
	② b	救急車の利用について、アンケートの実施や検討委員会の開催を行っているが、救急隊の円滑な運用が主たる業務であるため、歳入の確保については困難であると考えられる。	
	③ b	救急隊の活動時間短縮を図るため、各隊員が役割を明確にして行動するためのマニュアルとして救急活動要領を作成し、随時更新している。	
10	① a	消防法、救急規程、救急活動要領等に基づき適正に活動している。	
	② a	事故防止のための「安全管理マニュアル」が整備され、関係職員に周知徹底を十分に図っているだけでなく、救急活動の事故発生時における対応及びその後の調査体制についても整備されている。	
6	① b	傷病者の救急搬送という緊急通報を受けたものに対して公平に対応し業務が行われている。	
	② b	通報者の緊急度・重症度に応じた救急体制のあり方や、緊急性のない病院間の転院搬送等についての検討を行った。	
10	① a	「広報よこはま」や局のホームページなど様々な媒体を活用し、救急車の適正利用について広報を行っている。	
	② a	図やグラフだけでなく、職員のアイデアによる漫画等を用いて、市民に理解しやすいような工夫をして、ホームページやポスター、啓発チラシを作成し広報活動を行っている。	
3	① b	救急車の適正利用について、市民も含めた様々な団体等の協力の下、ポスターの掲示など啓発活動を行っている。	
3	① b	所属内文書について、裏紙を活用するなど、資源の有効活用について、日頃より職員に周知徹底を図り、環境負荷の低減に努めている。	
74	B	救急隊の救急活動時間の標準化に関する取組を行っている。また、横浜市救急業務委員会において「救急の将来像」について検討を行い消防隊と救急隊の連携運用を行うことについて検討を行っている。	

事業の内容		(1) 救急傷病者の救命効果の向上及び生命維持に寄与するため、応急処置等の実施 (2) 適切な医療機関への迅速な搬送			所管局課名
					安全管理局救急課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	迅速な出動態勢を構築し、市民からの要請について十分に対応している。		
		② a	高齢化や核家族化などによる救急件数の増加や、社会的に問題となっている不適正な救急出動に対する対応策の検討を行っている。		
		③ b	緊急度・重症度の低い救急要請については、交通手段や医療機関を紹介できるシステムや病院間の転院搬送について民間救急の活用方策の検討を行っている。		
2 有効性 (15点)	9	① b	迅速かつ確実な救急活動を行うために救急活動要領を定め、各隊員間の役割の明確化・活動の標準化を図っている。		
		② b	総務省消防庁、神奈川県はもとより、他都市消防本部との情報交換を行うとともに、横浜市救急業務委員会を開催し外部の意見聴取を行っている。		
		③ b	救急業務の適正化については、中期政策プランにも位置づけられおり、運営方針に沿った事業を展開している。		
3 目標達成度 (15点)	7	① b	救急活動要領に基づく活動により標準化が図られることを目標とした。		
		② b	救急需要対策については、大都市共通の課題であり、国及び各都市において様々な検討がなされている難しい課題の一つである。		
		③ c	救急出場一件あたりの走行距離の延び等もあり、活動時間の短縮は図られなかった。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	救急救命士が使用する気道確保器具についてより経済性の高い器具を導入することにより、コスト削減を図った。		
		② b	救急隊の円滑な運用が主たる業務であるため、歳入の確保は難しいと考えられる。ただし、広報指導については、積極的な歳入を見込んだ事業展開を図っている。		
		③ b	救急隊の一回あたりの活動時間短縮を図るため、各隊員の役割を明確にした、救急活動要領を作成している。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	消防法及び救急規程、救急活動要領等に基づき適正に活動されている。		
		② a	他都市の事故事例等を各所属に情報提供するとともに、救急活動時における事故発生時の対応及びその後の調査体制について整備されている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	一部に頻回利用者や不適正な利用があり、これらについて、公平性・公正性を確保すべく検討を行っている。		
		② b	通報者の緊急度・重症度に応じた救急体制のあり方や、緊急性のない病院間の転院搬送等についての検討を行った。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	「広報よこはま」や市・局のホームページ等あらゆる広報媒体を活用した、救急車の適正利用について情報提供している。		
		② b	できるだけわかりやすい例を示してポスター等に行っている。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	救急車の適正な利用について、様々な団体等の協力の下、啓発活動を行っている。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	所属内文書については、裏紙を活用し資源の有効活用に努めるとともに、事務連絡については、公共交通機関の利用に努めている。		
総合評価 (100点)	68	C	病院間転院搬送の適正化を図るためのガイドラインを作成したことから、これを各医療機関へ周知し徹底を図るとともに、老人保健施設等からの要請についても適正化を図る必要がある。		

救急指導費

事業の目的		救急業務における感染防止対策を推進し、「救急の日」実践活動等を通じて救急業務に関する普及・啓発を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	「救急の日」実践活動に関する事業等で、市民ニーズの把握に努め、救急車の適正利用を含め普及・啓発事業に反映している。	
	② a	救急救命士の活動範囲など、時代の変化に対応していない国の制度について改善を求めている。	
	③ a	緊急度・重傷度の低い搬送や病院間の転院搬送は、民間事業者の利用促進を推進するとともに、応急手当普及に係る講習会は財団法人横浜市防災指導協会に委託し、その内容についても見直すなど、適時検証を行っている。	
9	① b	広報活動の実施は、応急手当の普及だけでなく、新たにAED（自動体外式除細動器）の普及啓発について協賛企業を募り行うことで、効果を高める工夫をしている。	
	② b	事業の実施に当たっては、神奈川県、健康福祉局などの関連部局、民間事業者等と連携・調整を図り実施している。	
	③ b	上位の施策や、中期政策プランの施策目標の実現に寄与している。	
11	① a	応急手当普及啓発事業では、具体的に分かりやすい目標数値として、成人人口の20%以上が心肺蘇生法を習得するという最終目標を掲げて、当期の具体的な目標数値も定めている。	
	② b	事業計画量が、過去の実績からみて適切な水準のものとなっている。	
	③ b	平成17年度までにおける救命講習の修了者数は延べ178,751人、また、救急の日実践活動は延べ116件23,005人の参加となっている。	
9	① b	委託している講習会において、教材の実費負担を求める等のコスト削減の検討を行っている。	
	② b	広報活動の実施に当たって、協賛企業を募り、広報ブースの設置を任せるなど事業経費の節減に努めている。	
	③ b	各消防署との連絡調整は電子メールで行い、事業のスケジュール管理を十分に先行予定通り実施されている。	
10	① a	消防法、救急規程、救急活動要領、感染防止マニュアル等に基づき、適正に行われている。	
	② a	他都市の事故事例等を各所属に速やかに情報提供するとともに、救急活動時における事故発生時の対応について整備している。	
6	① b	応急手当普及啓発に係る講習会はホームページで紹介し、受講を希望する市民が参加できるように紹介している。	
	② b	応急手当普及啓発事業で、講習会の参加費について、検討を行い、従来は無料で行っていたものを、平成18年度より教材費等については実費負担（普通1,000円、上級1,500円）を求め実施することとしている。	
10	① a	「広報よこはま」や局のホームページ、日産スタジアムの電子掲示板、電車・バスの中吊りなど様々な媒体を活用し、関連事業も含め広報活動を行っている。	
	② a	図やグラフだけでなく、職員のアイデアによるイラスト等を用いて、市民に理解しやすいような工夫をして、ホームページやポスターを利用し、また、実績等については年報で公表している。	
3	① b	救急車の適正利用について、市民も含めた様々な団体や協賛企業の協力の下、ポスターの掲示など啓発活動を行っている。	
3	① b	感染性廃棄物を適正に処理しているだけでなく、資源の有効活用について、日頃より職員に周知徹底を図り、環境負荷の低減に努めている。	
74	B	職員のアイデアによるイラストなどを用いたポスター等で救急車の利用について啓発活動を実施している。また、応急手当普及啓発に係る講習会について検討を行い、平成18年度よりテキスト代等について実費負担とすることとしている。	

事業の内容		(1) 感染防止対策の実施 (2) 「救急の日」実践活動 (3) 救急救命士実務研修の開催 (4) 応急手当普及啓発事業の実施			所管局課名 安全管理局救急課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	市民からの救急要請に迅速かつ的確に対応するため、救急車の適正利用を呼び掛けている。		
		② b	高齢化の進展や市民意識の変化による救急需要が年々増加する中、社会問題となっている救急車の不適正利用に対する抑制活動を行っている。		
		③ a	緊急度・重傷度の低い搬送や病院間の転院搬送は、民間事業者の利用を推進するとともに、応急手当の普及にあたり、財団法人横浜市防災指導協会の活用を図っている。		
2 有効性 (15点)	11	① b	救急車の不適正利用を抑制するため、協賛企業を募り、広報効果の増大を図った。		
		② a	神奈川県や健康福祉局等の他部局はもとより、民間（患者等搬送事業者・財団法人横浜市防災指導協会等）と連携を図っている。		
		③ b	応急手当の普及啓発は、中期政策プランに基づいた事業展開を図っている。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	応急手当の普及啓発は、成人人口の20%以上に心肺蘇生法の習得を最終目標に掲げ、この達成に向け、段階的な数値目標の設定をしている。		
		② b	積極的な事業推進により、達成できる目標の設定とした。		
		③ a	平成17年における救命講習の修了者数を157,988人と予定したが、20,763人多い178,751人が修了している。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	感染防止対策として、救急隊の感染防止衣を定期的に更新しているが、その素材を耐久性に優れたものに変更した。		
		② b	広報活動の展開にあたり、協賛企業による協力を募っている。		
		③ b	講習会場の固定化を図ったことにより、講習回数が増加するとともに、交通費等諸経費の削減を図った。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	消防法及び救急規程、救急活動要領等に基づき、適正に行われている。		
		② b	他都市の事故事例等を各所属に情報提供するとともに、救急活動時における事故発生時の対応を整備している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	一部に頻回利用者や不適正な利用があり、これらについて、社会的公平・公正性を確保すべく検討を行っている。		
		② b	救命講習において、受講者の教材費等実費負担を検討している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① b	各種広報媒体等を活用し、救急の実態について広報している。		
		② a	救急車の適正利用について、見やすく、分かりやすい広報を心掛けている。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	救急車の適正利用について、協賛企業と協力のもと、広報活動を行っている。		
9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	感染性廃棄物を適正に処理している。		
総合評価 (100点)	74	B	救命率の向上に期するため、救急車の適正利用に向けた広報及び応急手当の普及啓発活動を、民との協働・連携のもと、より積極的に展開していく必要がある。		

教育費	事業の目的		消防職員等に対する消防に関する知識、技術の習得を通して、消防業務の適正執行と防災意識の向上を図る。		
	点数	abc 評価	理由、説明等		
	11	① b	消防職員教育は、社会環境等の変化を踏まえ、各課・各署の意見を考慮し内容を精査、決定し行われており、消防団員教育では、社会の要請である緊急性の高い内容を訓練に取り入れて実施している。		
		② a	消防学校教育はある程度不変のものであるが、人材育成ビジョンを策定し、組織的に人材育成に取り組む体制を整備し、救急救命士養成教育に率先して取り組むなど新たな課題を取り入れている。		
		③ b	消防学校を民間が行っている事例はないが、NBC災害に関する技術など民間の外部講師を積極的に活用するようにしている。		
	9	① b	毎年度、教育年間計画を策定し、実施後に振り返りを行うだけでなく、効果測定を取り入れ、次年度計画に成果を反映できるよう工夫している。		
		② b	国が定める教育訓練の基準に準拠し、関係部署や他の自治体と連携・調整の上、実施している。		
		③ b	事業は消防職員の教育を行うもので、上位の施策目標実現に寄与している。		
	11	① a	各教育ごとに、到達目標を具体的に設定し、初任教育では期間別目標も設定し実施している。		
		② b	教育年間計画を策定し、過去の実績に基づいた適正な目標を設定している。		
		③ b	教育年間計画は100%実施し、資格取得教育についてはおおむね達成している。		
	9	① b	配付資料の見直し、減量化や、施設紹介パンフレットの手作りなど、コスト削減に努めている。		
		② b	他都市職員の受け入れについては有料としている。		
		③ b	事業は教育年間計画に基づきスケジュール管理を行い実施している。		
	10	① a	消防学校の教育訓練の基準、人材育成ビジョン、局運営方針、教育年間計画、教育規程、教授要領にのっとり実施している。		
		② a	安全管理体制を組織化し、責任体制を明確化するとともに、実技教科では複数教官を配置し、事故の未然防止と万が一の場合に迅速な対応ができる体制の確保を行っている。		
	6	① b	消防学校の教育訓練の基準に準拠しながら、本市の状況を踏まえ教育内容・教育期間を決定し実施している。		
		② b	他都市職員の負担については、「横浜市消防訓練センター受託教育実施要綱」を定め、明確な算出方法に基づいた適正な水準となっている。		
	8	① a	予算や事業計画などは、ホームページ等を通じて、局として全体計画の中で公表しているだけでなく、近隣住民に対しては、初任教育の成果を披露する場を設け、消防教育の理解を推進している。		
		② b	ホームページには、消防学校教育を初め、その他の実施している教育内容を公表しているだけでなく、職員の体力測定の結果等についても公表している。		
	3	① b	近隣住民に教育成果を公表し、また、施設の空き時間については、施設を開放している。		
	3	① b	事業は消防職員の教育であり、資料の減量化などに取り組んでいる。		
	70	C	消防学校の教育を主とした事業を法令に準拠し行っている。また、全国に先駆け救急救命士養成学校を設置し、他都市職員の養成教育も行うなど先進的な取組が行われている。		

事業の内容		(1) 初任教育 (2) 現任教育 (3) 救急救命士養成教育		所管局課名 安全管理局教育課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	13	① a	・消防職員教育は、社会環境等の変化を踏まえ、各課・各署の意見を考慮して内容を精査し決定 ・消防団員教育は、大規模災害時の役割分担を考え緊急性の高い内容を実施	
			② a	・消防学校教育の根幹は、ある程度は不変のもの ・人材育成ビジョンを策定し、組織的に人材育成に取り組む体制を整備 ・救急需要の拡大に伴う救急教育のあり方について検討が必要	
			③ b	・消防業務の特殊性はあるが、教科目によっては民間外部講師を積極活用 ・外部講師の講義は基本的に公開授業とし、多数の職員に聴講機会を提供 ・救急教育では、高度な隊員養成のため、医療関係団体に委託	
2	有効性 (15点)	11	① b	・毎年度、教育年間計画を策定、実施後に振り返り、次年度計画に反映 ・初任教育で各署と確実に連携するために、指導者教育、総括教育を実施 ・消防学校教育の各科において、所属教育との連携を図るシステムを実施	
			② b	・国が定める教育訓練の基準に準拠 ・各課が行う主管課教育や所属教育との役割分担を明確にし、効果的に推進 ・消防団員教育は、各消防署の教育を補完・支援する形で、連携を図りながら実施	
			③ a	・組織の経営方針と人材育成の方針を一体化する旨を明確に規定 ・組織にとっての緊急的に対応すべき人材育成テーマを取り入れて対応(救急業務、危機管理業務、人材育成等)	
3	目標達成度 (15点)	11	① a	・人材育成ビジョンで消防職員が保有すべき能力を明確に設定 ・各教育ごとに到達目標を設定 ・初任教育では到達目標のほか、期間別目標を設定	
			② b	・消防学校教育の根幹は、ある程度は不変のもの ・個々の教育では、前例を是とせず、常に教育レベル、内容、技法を研究	
			③ b	・教育年間計画は100%実施、資格取得教育は大いに業務に貢献 ・教育で修得した知識は無形ではあるが、修得技術とともに業務に反映 ・教育成果が、その後の業務にどの程度反映できているかの検証が課題	
4	経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	・配布資料は必要最小限とし、ペーパーレス化に配慮 ・教育用消防車は廃車を利用 ・教育用資機材は、必要に応じて消防車配置の実機を借り上げ利用	
			② b	・他都市からの教育生の受入れを有料とし、歳入(救急救命士養成科)	
			③ b	・教育年間計画で教育スケジュールを管理、実行 ・集合教育は、各署の警備人員確保に影響を及ぼすため、実施時期を考慮	
5	合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	・消防学校の教育訓練の基準(消防庁長官告示)、人材育成ビジョン、運営方針、教育年間計画、教育規程、教授要領に則り実施	
			② b	・安全管理体制を組織化し、責任体制を明確化 ・実技教科は複数教官を配置、未然防止と万が一の迅速な体制確保に配慮 ・個人情報保護に係るマニュアルを整備し、職員へ周知徹底	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	・国の基準に準拠しながら、本市の実態を踏まえて教育内容などを決定 ・教育修了者の得た知識、技術は、その後の現場活動等において、市民の安全安心の確保に活用	
			② b	・他都市教育生の受入れについて、必要経費の徴収は、国の基準に順次、公平公正に執行	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	・予算や事業計画など、局としての全体計画の中で公表 ・初任教育の成果を近隣住民に披露し、消防理解に繋げている。	
			② b	・局としての全体計画の中で、わかりやすいように努めている。	
8	市民との 協働(5点)	3	① b	・外来講師の活用 ・救急教育の外部委託	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	・教育資料のペーパーレス化 ・訓練用消防車の燃料の抑制	
総合評価 (100点)		72	B	社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、求められる消防職員像を人材育成ビジョンに掲げ、組織的に人材育成に取り組む体制を整備してきたが、今後は、これを実践し、より実効性を高めていく必要がある。	

事業の目的

救急救命士の処置範囲拡大に伴う養成教育体制を充実し、救急搬送による傷病者の救命効果の向上を図る。

点数	abc 評価	理由、説明等
13	① b	救急業務検討委員会を設置し、外部の意見を取り入れており、また、医療機関との連携の下で、体制の整備の推進に取り組んでいる。
	② a	救急救命士の特定行為における処置拡大については、随時国に要望を行っている。
	③ a	横浜市救急業務委員会を設置し、外部の意見を取り入れており、また救急救命士の処置拡大に伴う研修を実施するに当たっては、各医療機関と連携している。
9	① b	教育課との事業分担について見直しを行い、効果的・効率的な事業の推進を図るための検討を行っている。
	② b	関連する事業の所管である国、神奈川県、健康福祉局などの他の部局、市内医療機関等と緊密に連絡・調整を行い、円滑な事業推進の取組を行っている。
	③ b	救急体制の強化のための事業であり、施策目標実現のために寄与している。
11	① a	メディカルコントロール体制を確立し、処置範囲拡大に伴う研修実施体制の構築を図り、救急救命士の養成に取り組んでいる。
	② a	医療機関等との連携の下、研修・再教育体制の整備を進め、救急救命士養成教育を推進している。
	③ c	メディカルコントロール体制については確立し、救急救命士の処置拡大養成教育も行っているが、実技実習に時間を要している。
9	① b	教育課との事業分担の見直しから、事務の省力化や効率的推進を図っている。
	② b	新たな業務の中で新規の歳入確保が図れるかどうかについては、横浜市救急業務委員会の審議内容も踏まえ検討を行うこととしている。
	③ b	電子メールの活用を図るとともに、医療機関等との連携で、救急救命士の実習が推進されるように、スケジュール管理を十分に行っている。
10	① a	救急救命士法のほか各法令、「救急業務の高度化について」（通知）など各通知等に基づき事業を執行している。
	② a	本市の救急規程ほか、安全管理マニュアル等により事業を実施し、事故防止を図っている。
6	① b	傷病者の救急搬送時に高度な救命処置を行えるよう体制の整備を進めている。
	② b	通報者の緊急度・重傷度に応じた救急体制のあり方や緊急性のない病院間の転院搬送等について検討を行っている。
6	① b	処置拡大に伴う実習については、医療団体等を通じて周知を図っている。
	② b	市民からの理解と協力を得られるようチラシ等を配布している。
3	① b	医療機関との連携だけでなく、救急救命士の実技研修には市民の承諾が必要であり、市民の協力の下、事業を進めている。
3	① b	所属文書について、裏紙を活用するなど、資源の有効活用について、日頃より職員に周知徹底を図り、環境負荷の低減に努めている。
70	C	救急業務の高度化の推進のため、メディカルコントロール体制や研修体制の確立などは実施されているが、新たに拡大された処置を行うための実技実習に時間を要しており、関係機関との調整等を一層推進する必要がある。

事業の内容		(1) メディカルコントロール体制の構築 (2) 処置拡大に伴う研修体制の整備 (3) 救命処置用資機材を整備			所管局課名
					安全管理局救急課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① b	広く国民のニーズ等を取り込んだ国からの通知に基づき、救急サービスの質の向上を図っている。		
		② a	救急救命士の特定行為における処置範囲の拡大を図っている。		
		③ a	救急救命士の再教育研修にあたり、最新の医療知識・技術の習得に向け、医療機関と連携を図っている。		
2 有効性 (15点)	11	① b	教育課との事業分担の見直しから、効果的・効率的な事業推進を図っている。		
		② a	国・県・他の部局はもとより、市内各医療機関との連絡調整のもと、円滑な事業推進に取り組んでいる。		
		③ b	法令や国の動向に合わせ、事業展開している。		
3 目標達成度 (15点)	13	① b	メディカルコントロール体制の確立から処置範囲の拡大に伴う研修実施体制の構築を図っている。		
		② a	医療機関等との連携強化のもと、研修・再教育体制の整備を図っている。		
		③ a	メディカルコントロール体制の整備から、救急救命士への常時指示体制の確立、事後検証及び再教育研修の実施のほか、気管挿管など処置範囲の拡大が図られている。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	教育課との事業分担の見直しから、効率的な事業推進を図っている。		
		② b	救急業務の質的の向上から、市民の救命効果を高めるものであり、歳入確保はなじまない。		
		③ b	電子メールの活用を図るとともに、医療機関との連携のもと円滑な事業推進を図っている。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	救急救命士法のほか、各種国からの通知等に基づき、適正に事業執行している。		
		② a	救急規程等により、運用されている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	広く市民に対する救命効果の向上を図っている。		
		② b	なじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	処置拡大に伴う実習にあたり、医療機関等を通じての広報を実施している。		
		② b	市民からの理解と協力を得られるよう配慮している。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	医療機関との連携強化を図っている。		
9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	所属内文書については、裏紙を活用し資源の有効活用に努めるとともに、事務連絡については、公共交通機関の利用に努めている。		
総合評価 (100点)	76	B	医療機関と連携強化のもと、事後検証を実施し、救急救命士の養成及び再教育研修並びに気管挿管などの処置拡大研修を実施している。		

「地球環境の保全」系統図

地球環境の保全

<施策名>		監査		局		頁
1	地域から地球に広がる環境行動都市の創造	C	70	B	86	382

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	横浜・地域エネルギー政策基本構想検討調査	C	70	B	86	384	意見
2	I S O 14001 認証取得事業	B	74	A	94	386	
3	E C O + 横浜普及事業	B	78	A	94	388	
4	規制指導、環境情報管理システム運用事業	B	86	B	84	390	
5	市民協働による陸域生物相・生態系調査	C	62	B	74	392	
.....平均点.....		74.0		86.4			

<施策名>		監査		局		頁
2	地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献	C	64	B	83	394

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	太陽光発電の率先導入事業	B	74	B	72	396	意見
2	温室効果ガス排出状況調査	C	62	B	80	398	意見
3	大型風力発電事業	C	70	B	72	400	
4	新地域推進計画策定事業	C	68	B	86	402	意見
5	横浜型企業の温暖化対策率先行動促進事業	C	68	B	84	404	
6	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	B	74	B	90	406	意見
7	燃料電池モデル導入	C	64	B	72	408	
8	屋上緑化推進事業	C	58	C	70	410	意見
9	ヒートアイランド対策事業（環境科学研究所）	B	80	B	88	412	意見
10	ヒートアイランド対策事業（温暖化対策課）	B	80	B	88	414	
11	酸性降下物の影響に関する調査	C	66	B	88	416	
12	環境影響評価審査事務費（環境配慮型公共工事ガイドラインの策定）	C	56	C	68	418	意見
13	環境影響評価審査事務費（C A S B E E：建築物環境配慮事業）	B	76	B	80	420	
14	公共建築物省エネルギー推進事業（E S C O 事業審査委員会費）	A	94	A	92	422	
15	公共建築物省エネルギー推進事業（省エネルギー設備導入計画策定）	B	80	B	82	424	意見
16	すず風舗装整備事業	B	82	B	88	426	
.....平均点.....		72.0		81.3			

<施策名>		監査		局		頁
3	自動車公害対策の強化	B	75	B	86	428

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	低公害車民間普及促進事業	B	76	B	80	430	
2	低公害バス集中導入事業（自動車事業会計繰出金）	C	70	B	82	432	
3	ディーゼル車の運行規制	B	80	B	80	434	
4	八都県市首脳会議関連対策等事業	B	80	B	80	436	
5	収集車等低公害化推進事業	B	72	A	92	438	
6	郊外部交通改善事業（スムーズ交差点プラン）	B	72	B	78	440	意見
7	スムーズ交差点プラン	B	74	B	88	442	
8	自転車道ネットワーク事業	B	78	B	80	444	
9	道路特別整備事業（低騒音事業費のみ）	B	76	B	86	446	
.....平均点.....		75.3		82.9			

<施策名>		監査		局		頁
4	有害化学物質対策と公害防止	B	73	B	86	448

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	ダイオキシン類対策事業	B	72	B	82	450	
2	地盤沈下対策事業	C	60	B	78	452	
3	行政検体分析委託事業（水質）	C	70	B	80	454	
4	都市生活型環境対策事業（騒音振動測定）	B	78	B	88	456	
5	廃棄物焼却施設解体工事対策費	B	80	B	86	458	
6	揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策推進事業	C	68	B	82	460	
7	化学物質総合対策事業	B	74	B	88	462	
8	交通環境対策調査	B	80	B	86	464	
9	ダイオキシン類調査分析費	B	76	B	88	466	
10	有害化学物質対策	B	78	B	84	468	
11	PCB適正処理推進事業	B	76	B	78	470	意見
12	ダイオキシン類対策事業	C	66	C	70	472	
…………平均点…………		73.2		82.5			

<施策名>		監査		局		頁
5	市民、事業者による環境保全活動の推進	B	74	B	85	474

～事業名～		監査		局		頁	備考
1	環境学習支援事業	B	76	B	86	476	
2	環境ボランティア育成事業	B	78	B	78	478	
3	環境教育・環境学習推進	B	72	B	84	480	
4	環境まちづくり協働事業	B	90	A	96	482	優れた取組
5	緑の環境学習推進事業	C	70	A	94	484	
…………平均点…………		77.2		87.6			

「① 地域から地球に広がる環境行動都市の創造」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監査委員による 施策評価	1 適応性 (10点)	6	① b	この施策の実施に当たっては、環境に対する基本的な市民ニーズの特性を把握するため、平成17年度に「環境管理計画に関する市民意識実態調査」のとりまとめを行っている。事業ごとに、具体的なアンケート調査を実施しているものや、計画の策定段階でのパブリックコメント、ホームページを活用した意見の聴取などを行っている事業もあり、検討委員会を設置して検討している場合も、公募市民や事業者、専門家によって構成している事業もある。また、幅広い市民ニーズを把握するように努めている。しかし、アンケート結果に基づいた事業の重点化や改廃といった施策への具体的な反映は行っていない。
			② b	この施策は、環境問題に対応した持続可能な社会を作ることが目的であり、そのためには、エネルギーや資源の有効活用が求められる。エネルギーに関しては、「横浜・地域エネルギー政策基本構想」を検討する中で本市のおかれている状況を把握し、公募市民、事業者、専門家それぞれの意見を踏まえて方向性を検討している。また、京都議定書が発効し、その目標を達成するために、地域の市民、事業者、行政が協働で地域特性に合った取組を進めようとしているが、京都議定書の目標年次を考えると実施スケジュールの前倒しが求められる。
	2 有効性 (10点)	6	① b	この施策は、「横浜・地域エネルギー政策基本構想」を中核とし、「ISO14001認証取得事業」で市役所が率先垂範し、「ECO+横浜普及事業」で具体的な取組を進め、その他の事業によって補強、補完されている。しかし、基本構想を実現するための事業が「ECO+横浜普及事業」だけであり、施策を構成する事業が少ないため、施策としての実績や成果が上がりにくいものとなっている。
			② b	この施策の目的は、環境問題に対応した持続可能な社会を作ることであり、上位の政策である「環境の保全と創造（環境にやさしいライフスタイルと街づくり）」に合致したものである。また、エネルギー問題に関する取組は、京都議定書で約束された温室効果ガスの削減にも寄与するものであり、環境の保全に不可欠である。施策を推進する手法も、計画策定の段階や、事業実施の段階で市民との協働で取り組むというものであり、施策の目的に沿ったものとなっている。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	施策目的を果たすため、施策を構成する個々の事業では、目標の設定を行っている。しかし、施策の方向性を示す「横浜・地域エネルギー政策基本構想」が策定段階であるとともに、それ自体は実行計画ではないため、全体最適を考えた事業の目標を設定するまでには至っていない。
			② b	施策を構成する個々の事業では、おおむね目標を達成している。しかし、施策の方向性を検討している「横浜・地域エネルギー政策基本構想」が、現段階では策定中であり、この施策を構成する事業も少ないため、市民が施策の目的である「持続可能な社会の実現」を実感できる成果を上げるまでには至っていない。
	小計 (30点)	18	C	地球温暖化防止に向けた京都議定書が発効し、その目標達成のために、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識して行動することが求められている。本市では、事業者としての責務や率先行動という観点から「ISO14001認証取得事業」に取り組み、市役所の全組織で取得している。 一方、「横浜・地域エネルギー政策基本構想」は、この施策の中心であるが、現在策定中であり、効果的に事業を進めるため、早期の策定が望まれる。 また、環境行動都市の実現を目指して、市民や事業者が環境問題への取組を促すための普及、啓発などと併せて、引き続き事業の着実な推進が求められる。
	事業評価計 (70点)	52		
	総合評価 (100点)	70		

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	事業を進めるにあたって、既存の市民意識調査や独自の市民アンケート調査等を行い、市民ニーズの把握を行いました。また、公募市民や事業者で組織される委員会での意見聴取や新エネルギーに関するシンポジウムを開催したほか、計画素案作成の段階においては、パブリックコメントの実施やホームページを活用した意見募集を行い、広く市民の具体的な意見を聴取し事業に反映させました。
			② a	地球温暖化問題やヒートアイランド現象の顕著化など、環境に対する市民意識は高まっており、国においても、多様な施策や対策が施されています。これらの状況や関連事業者の動向や要請を踏まえ、事業を実施しています。
	2 有効性 (10点)	8	① b	施策の目的を実施するためには、市民や事業者との協働が不可欠です。事業を進めるにあたって、市民や事業者を含む関係者による委員会において意見を聞き、実効性の高い計画等を作成するとともに、的確な情報公開に努め、市民や事業者の理解や協力等を得やすいよう配慮しました。
			② a	国の政策や、本市の上位計画（環境管理計画、水と緑の基本計画、都市マスタープラン、生活環境の保全等に関する条例等）を踏まえた事業としています。
	3 目標達成度 (10点)	8	① a	規制指導に関する届出の許可・認定など、目標設定になじまない事業もありますが、それ以外の事業については、具体的な目標設定を行っています。
			② b	各事業により、目標到達度は異なりますが、おおむね各々の当初の目標を達成しています。
	小計 (30点)	26		昨今、地球温暖化との関連が指摘されている世界的規模の異常気象の問題など、地球規模の環境にかかわる様々な問題がクローズアップされています。これらの環境問題に対応し、持続可能な社会をつくるためには、市民、事業者、行政が各々の役割を認識し、協働して行動することが不可欠です。
	事業評価計 (70点)	60		
	総合評価 (100点)	86	B	このため、当施策についても、適応性や有効性が十分に確保されていることが必要であり、今回については一定程度以上の評価結果となっていると思われます。

事業の目的		国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、温暖化対策の推進に関する法律など制度整備に合わせ、個別に取り組んできたエネルギー対策を効率的・効果的に進めるため、地域エネルギー政策に係る中長期的な目標の設定と、その実現に向けた基本構想を策定する。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
11	① a	市民、事業者、行政が協力して新エネルギーの導入を進めることが重要であり、新エネルギー普及のために自己資金を活用しても良いと考えている市民等が多いことから、新エネルギー分野の中間まとめでは「市場の力を活用した普及啓発」を施策に位置付けている。		
	② b	国の政策の動向、関連事業者の動向等の調査を行って平成17年度に事業を開始した。		
	③ b	基本構想の策定に当たっては学識経験者やエネルギー事業者、市民等で構成される委員会で検討を行っている。		
11	① b	基本構想を検討する段階から市民や事業者の意見を聞いている。また、シンポジウムなどを利用してPRを行い、より実効性のある基本構想になるように努めている。		
	② a	庁内検討会を2か月に1回程度実施し、関係機関との役割分担は明確になっている。また、情報を共有し意見交換を行うことで、事業の重複は避けられている。		
	③ b	将来のエネルギーのあり方について検討することは、エネルギー政策上重要である。		
9	① b	目標を数値化することは困難であるが、年度当初に「新エネルギー構想素案作成」を目標水準とし、設定している。		
	② b	京都議定書を踏まえて中間取りまとめを前倒しで行っているが、議定書の目標年次を考えると更なる前倒しが求められる。		
	③ b	予定どおり目標を達成している。		
9	① b	エネルギーの賦存量（潜在的な存在量）調査や利用可能量、導入想定量の検討など専門的知識を用いる作業や、アンケート集計作業の委託では競争入札により業者を決定した。		
	② b	NEDO（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）とも協議したが、NEDOの規定により補助金を利用することができなかった。		
	③ b	委員会や、委託業者とのスケジュール管理には、年度当初に年間スケジュール表を作成し、計画的な事務執行に努めている。		
10	① a	エネルギー政策基本法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法などにに基づき適正に実施されている。		
	② a	市民アンケート調査における個人情報の取扱いについては、環境政策課で「個人情報漏えい事故防止マニュアル」を作成しており、職員に対しても、研修を行い周知されている。		
6	① b	横浜・地域エネルギー政策基本構想策定委員会のメンバーについては、広く学識経験者やエネルギー事業者、市民等から選定している。		
	② b	なじまない。		
6	① a	事業の進ちょく状況に合わせて公開されている。		
	② c	委員会についてはすべて公開されている。議事録や検討のプロセスについてはホームページで公表しているが、市民に分かりやすいものとするための工夫はできていない。		
5	① a	検討委員会には地域のNPOや事業者が参加しており、市民との連携が図られている。		
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体は環境負荷の低減に直結するものではない。		
70	C	この事業では、エネルギー問題に関する平成37年度までの長期展望と、平成22年度における新エネルギー導入想定量を設定した「横浜・地域エネルギー政策基本構想」を平成20年度までに策定しようとしていた。これに対して、京都議定書の目標達成年次が平成24年であることや、本市の温室効果ガス削減の目標達成年次が平成22年度であることから、当初の予定から1年前倒しし、平成19年度までに策定することとしている。しかし、事業の実施のために残された期間は、必ずしも十分あるとはいえないため、この構想の早期策定が求められる。		

事業の内容		(1)平成20年度までに、新エネルギー、省エネルギー、災害時のエネルギー問題の3つの分野からなる「横浜・地域エネルギー政策基本構想」を策定 (2)平成17年度は、現状と課題の整理、検討委員会の設置を予定			所管局課名 環境創造局 環境政策課
評価項目	点数	abc評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	検討を進めるにあたって、市民アンケートやシンポジウムを行い、市民ニーズの把握を行いました。また、中間まとめを作成するに当たって、その素案について局のホームページ等を利用し意見募集を行い、まとめに反映させました。		
		② a	検討調査を始めるにあたり、わが国のエネルギー需給状況調査や、国の政策の動向、関連事業者の動向等について、調査を行っています。		
		③ b	基本構想の策定は、基本的に官が主導で行うものと考えていますが、策定に当たっては、学識経験者やエネルギー事業者、市民等で構成される委員会を設け、協働により検討を実施しました。		
2 有効性 (15点)	13	① b	シンポジウムや事業者に対する説明を行い、基本構想策定に関してPRし、より実効性のある基本構想になるよう努めています。		
		② a	経済産業省など、国の関係機関を含む委員会を組織し検討を行ったほか、庁内においても、課長レベルの庁内検討会を定期的に設け、意見交換や情報の共有化を図っています。		
		③ a	国の政策や、本市における、各種の計画等を調査、整理し、位置づけを明確にしています。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	年度当初に、年度内の検討項目や到達点について設定し、委員会のなかでも議論を行いました。		
		② a	前年度の予算要求時の策定スケジュールを見直し、前倒しで中間まとめを行うなど、チャレンジ性のある目標としたと考えています。		
		③ a	「横浜・地域エネルギー政策基本構想」中間まとめ（新エネルギー編）としてまとめ、目標を達成しました。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	必要な作業のみをコンサルタントに委託しました。委託は適正に競争入札により行いました。アンケートの郵送やシンポジウムの運営などは、直営で行い、コスト縮減に努めました。		
		② b	基本構想策定費用について、国の補助金の導入について検討しましたが、補助要件に合致しないため、見送りました。		
		③ b	委員会や、委託業者とのスケジュール管理を行い、迅速な事業執行に努めました。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	適正なものとなっています。		
		② a	市民アンケート調査にあたって、個人情報については、本市で管理し、委託業者には業務を行わせないなど、個人情報の漏えいに細心の注意を払いました。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	基本構想検討委員会のメンバーについては、広い各分野から選定しました。		
		② b	基本構想の策定は、基本的に行政主体で行うものと考えています。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	シンポジウムでの素案の配布や、意見募集、中間まとめをホームページで公開しています。		
		② a	委員会についてはすべて公開で行っており、議事録についてもホームページで公開しており、検討のプロセスについても、情報提供をしています。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	検討委員会には地域のNPOや事業者が参加しています。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	検討委員への事前資料配布などは、電子メールを活用し、ペーパーレス化につとめました。（本事業を進めること自体が、大幅な環境負荷の低減につながります。）		
総合評価 (100点)	86	B	本事業は、総合的なエネルギー政策の課題と目標を市民・事業者と共有し具体的取組を行うために基本構想を策定するものですので、市民や事業者の意見を十分に取り入れることが重要であると考えています。		

事業の目的

市役所自身が大量の温室効果ガスを排出するなど環境負荷を増大させる事業者の一つであることから、全組織で環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得する。

点数	abc 評価	理由、説明等
9	① b	パブリックコメント等も参考に事業に取り組んでいる。また、本市が率先して環境行動に取り組むことで、市民の理解や環境に対する意識啓発につながっている。
	② b	今日、地球環境問題への取組が重要視されるなか、ISO14001は有効な手段であり、多くの自治体で認証取得が進んでいる。横浜市も平成15年度より取組を始めた。
	③ b	この事業は本市の環境マネジメントの構築であり、官民の役割分担になじまない。
11	① b	平成17年度は、平成16年度の第1期認証取得に対する定期審査と第2期拡大認証取得が主たる事業内容であり、本事業の効果の検証にとどまっている。
	② b	なじまない。
	③ a	ISO14001は国連環境開発会議で採択された、持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」を的確にフォローするために制定されたものであり、施策に対する寄与度は大きい。
11	① a	平成16年度は第1期組織（市庁舎、区役所など）、平成17年度には第2期組織（水再生センター、ごみ処理工場、図書館など）、平成18年度には第3期組織（学校、病院など）となっており、目標は明確である。
	② b	全組織で認証取得に取り組んでいる都市は本市以外には見当たらないものの、ほかの政令指定都市は横浜市に先駆けて認証取得していた。
	③ b	平成17年度の目標設定である第2期認証取得は予定どおり達成された。
11	① b	ISO14001に取り組むことで、本市の紙の消費量が減るなど、コスト削減につながる部分がある反面、事務負担の軽減という課題もある。
	② b	なじまない。
	③ a	環境目標設定表と進行管理表を一体化したり、各職場でのISO14001研修計画書を不要とするなど、工夫がみられる。
10	① a	ISO14001は環境マネジメントの国際規格であり、この規格に適合することで認証取得が得られることになっている。
	② a	事故の未然防止、事故が起こった際の迅速な対応について定められている。
8	① a	認証取得のためには、第三者機関による審査が必要であり、公正さが担保されている。
	② b	なじまない。
6	① b	ホームページで積極的に情報発信しているものの、認証取得の表示が遅れがちな所属があり、市民にタイムリーに伝わっていないといえない。また、職員の間でも情報がうまく伝わっていないところが見受けられる。
	② b	ホームページだけでなく、ISO14001の概要を記したパンフレットを区役所等に置くなど一層の工夫が必要である。
3	① b	ISO14001の認証取得は本市が行うものであり、市民協働の観点にはなじまない。
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。
74	B	市役所の温室効果ガス排出量は、横浜市全域の約5%を占め、ISO14001の認証取得の効果は大きい。しかし、その意義は市民に十分伝わっていないため、区役所における懸垂幕の設置や認証表示など、PRに努める必要がある。さらに全組織で認証取得した後、どのように本事業を展開していくのが今後の課題である。

監査委員による事業評価

事業の内容		(1)国際規格ISO14001に基づく横浜市の環境マネジメントシステムの構築 (2)環境に配慮した事業活動や横浜市環境管理計画の推進			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	平成15年10月にパブリックコメントを実施するとともに、公募市民や市内事業者等で構成する「アドバイザー委員会」を設置して、継続的な改善意見を受けながら運用している。		
		② a	世界的に環境経営の重要性が高まっており、ISO14001認証取得は社会的な要請であるといえる。		
		③ a	地方公共団体がISO14001を認証取得する意味（単に自らの業務に伴う環境影響を低減するだけでなく、地域全体の環境管理を適切に行うこと）について、アドバイザー委員会等から啓発を受けつつ運用している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	行政の独りよがりではない取組を進めるため、パブリックコメントの実施、ホームページを通じた積極的な情報公開、アドバイザー委員会による助言などの工夫を行っている。		
		② a	横浜市全体として統合的なISO14001認証取得を行っており、他の部署との重複はない。		
		③ a	ISO14001は、横浜市環境管理計画の推進を図るための進行管理ツールとしても機能しており、横浜市の環境保全・創造の実現を図る手段となっている。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	最終的には横浜市全組織での認証取得を目的としており、平成16年度は第1期組織（本庁、区役所など）、17年度には第2期組織（水再生センター、ごみ処理工場、図書館など）、平成18年度には第3期組織（学校、病院など）と段階的に拡大している方針が明らかになっている。		
		② a	本市のような大規模な自治体において全組織での認証取得は全国的にも他に例がなく、先駆的でチャレンジングな取組である。		
		③ a	第1期組織の認証取得は、当初の予定よりも半年前倒しで実現した。その後も、毎年順調に取得を重ねている。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	ISOの取組そのものがコスト縮減にも役立つ取組である。（例：H16年度のコピー用紙購入枚数はH12年度に比べて約900万枚減少） また、審査機関は毎年競争入札で選定することで経費縮減に取り組んでいる。		
		② b	ISOの取組は、新たな収入源確保にはなじまない。		
		③ a	毎年、ISO関連規程を見直すことで、より効率的で簡素な環境マネジメントシステムへの改善を実施している。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	ISO規格に則って取組を進めている。このことは、毎年の審査において、厳正に審査されている。		
		② a	ISO規格では、環境汚染の未然防止と事故等の緊急事態の対応が定められており、本市でも規格に則った規定を設けている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	第三者機関による審査という手法は、社会的公平性の観点からも妥当である。		
		② b	ISO14001の取組は、受益者負担という観点にはなじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	ホームページにより積極的な情報発信を行っている。また、各局・区・事業本部でISOホームページを作成し、四半期ごとに実績を更新・公表している。		
		② a	ISO14001の取組は、一般的には理解しづらい面があるが、分かりやすい工夫（文章やレイアウトを読みやすくする等）をしたホームページは、民間事業者や他自治体、審査機関からも評価をいただいている。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	ISO14001の取組は、基本的には行政の率先行動であり、それぞれの事業実施の過程において市民協働を工夫しているところ。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	94	A	環境に配慮した事業活動を展開するため、ISO14001認証取得は行政機関として当然視される時代であり、引き続き環境への取組を継続する必要がある。特に、認証取得することも目的の一つだが、取得してからの取組がより重要であり、継続的改善に向けて取り組んでいく。		

E C O + 横浜普及事業	事業の目的		市役所のISO14001認証取得の率先行動を踏まえ、市民、事業者に対して環境マネジメントの考え方を広め、環境に配慮した事業活動や日常生活への誘導を行う。	
	監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等
		13	① b	環境マネジメントシステム（以下「EMS」という）の普及、グリーン購入の普及いずれの事業についても市民アンケートを実施し、結果分析が行われている。
			② a	EMSについては、取引先企業からの認証取得要請など、中小企業にとっても身近な問題となってきた。グループでの認証取得の取組は全国でも初めての試みである。グリーン購入については、一般市民へのなじみは薄く、普及のためには、啓発が重要となっている。
			③ a	グリーン購入ガイドラインの作成では、市民、事業者で構成する作成委員会を設置し検討を重ねた。
		11	① b	本市のISO14001認証取得事業で得られたノウハウが、グループ審査登録モデル事業（以下「モデル事業」（旧経済局）という）やガイドブックの作成などに生かされた。
			② a	EMSでは経済観光局と役割を分担し事業を進めた。グリーン購入では資源循環局と協力して事業を進めた。
			③ b	民間への普及事業として施策の目的である環境行動都市の推進に寄与している。
		11	① a	EMSでは平成17年度モデル事業での認証取得10社（平成17年度から3年間では簡易型を含め100社）とガイドブックの作成、啓発が目標となっている。グリーン購入では、ガイドラインの作成、普及が目標となっている。
			② b	EMSのモデル事業の年次計画は設定されていないが、3か年目標（簡易型含む100社）からすると、おおむね妥当な設定となっている。
			③ b	年度目標は達成している。なお、グリーン購入については、普及のため更なる啓発活動が望まれる。
		11	① b	EMSのモデル事業では、2グループ合同での会合や研修会を実施するとともに、コンサルタント業務の契約にあたっては競争入札を実施するなど、経費の縮減に努めている。
			② a	EMS啓発ガイドブックの販売により、財源の確保に努めている。
			③ b	EMSのモデル事業では、2グループ合同で会合や研修会を実施するとともに、コンサルタントも1社で対応させるなど、できるだけ無駄のない執行に努めていた。
		6	① a	ISO14001規格にのっとりEMSを構築、運用している。また、モデル事業においては、認証取得参加企業の選定について基準を定めている。
			② c	事務処理上の事故等が想定されていない。
		10	① a	EMSのモデル事業における参加企業の選定については選定基準を定め募集案内で公表している。
			② a	EMSのモデル事業では、参加企業がISO14001認証取得審査登録費を自己負担している。
		8	① a	EMSについてはホームページで情報を提供するとともに、EMSガイドブック、シンポジウムなどでも情報を提供している。さらに、ホームページでは環境創造局のトップページに掲載されワンクリックで見られる工夫がされている。
			② b	モデル事業の選定経過については、平成17年度は応募企業数が応募枠内であったため公表していない。
		3	① b	EMSガイドブックでは本市と参加企業の役割が明確になっている。
		5	① a	EMS、グリーン購入とも環境に配慮した取組を行う事業である。
		78	B	市役所におけるEMSの認証取得で蓄積したノウハウや経験を積極的に活用し、市内中小企業者のEMSの認証取得への取組を進め、事業者による環境に配慮した事業活動への取組の推進が求められる。

事業の内容		(1)市内事業者へのISO14001の認証取得の促進 (2)環境マネジメントシステムガイドブックの作成 (3)シンポジウムの開催による啓発 (4)グリーン購入のガイドラインの作成、普及啓発			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	I S O14001を認証取得しようとする中小企業にとって大きな課題は「費用」と「作業負担」である。グループ認証モデル事業は、この2つの課題を解決する有効な手法を提示できたものと考えている。		
		② a	環境経営の重要性が高まっており、I S O14001認証取得は中小企業にとっても社会的な要請である。		
		③ a	横浜市の役割（コンサル派遣、情報提供等）と参加事業者の役割（EMS構築・運用、審査費用の負担等）を明確に分けて事業を実施した。		
2 有効性 (15点)	15	① a	2グループで実施したが、相互の啓発効果を高めるため合同で説明会・研修を実施するなど工夫をした。また、グリーン購入ガイドラインの作成に当たっては、民間事業者と市民グループの代表に参加いただいた。		
		② a	グループ認証モデル事業については旧経済局所管の産業振興公社と調整を行い、単独企業の支援は公社、グループ企業の支援は創造局との整理を行った。また、グリーン購入ガイドラインについては資源循環局の協力を得た。		
		③ a	横浜市環境管理計画に掲げる「市民・事業者の環境保全活動の促進」を具体化する事業である。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	グループ認証モデル事業については、参加事業者のI S O14001認証取得とガイドブック作成を目標とした。グリーン購入ガイドラインについては、ガイドライン作成を目標とした。		
		② a	グループ認証取得を支援する事業は全国でも初めての試みである。		
		③ b	当初掲げた目標はすべて達成した。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	コンサルタント選定に当たっては競争入札により、より安価な契約を目指した。また、事業者の会合・研修も市の会議室を使用することで経費削減を図った。		
		② a	グループ認証取得ガイドラインを¥1,500で販売することにより、収入増を図った。		
		③ b	2グループ合同の会合・研修を実施する、コンサルタントは2グループ共通とするなど、事業実施に当たってできるだけ無駄のない執行を目指した。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	I S O規格に則って、事業者の環境マネジメントシステムを構築・運用した。		
		② b	本事業の実施に当たっては特に事故等の心配をする必要はなかった。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	横浜市域の環境保全を進めるため、中小企業のI S O14001認証取得を、市が支援することは、社会的公平性の観点からも妥当である。		
		② a	事業の受益者（モデル事業への参加事業者）が審査登録費を負担したことは、受益者負担として妥当である。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	ホームページに掲載するとともに、ガイドブックを作成して市民に配布している。		
		② a	EMSガイドブックは専門的な内容ながら理解しやすいものとなった。グリーン購入ガイドラインは市民・事業者も参加し、読みやすい内容とした。		
8 市民との協働 (5点)	5	① a	市民・事業者と協働して実施した。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	94	A	環境に配慮した事業活動を展開するため、I S O14001認証取得は中小企業にも求められているが、取得の障壁となっている経費負担・人的負担の軽減を図る本事業は大きな意味がある。		

規制指導、環境情報管理システム運用事業

事業の目的		工場などの事業者に対して各種公害防止について、規制、指導を総合的に進めることにより良好な生活環境を保全する。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
15	① a	事業者が事業所の手続などで来庁した場合、窓口で他法令の手続状況が確認ができるため、事業者が各窓口を回る手間を省くことができるというメリットがあり、事業者ニーズに適合したものになっている。		
	② a	環境に関する情報は、法令が多岐に渡っているが、一元管理している。また、各担当者のパソコンから操作が可能なシステムとなっている。		
	③ a	現システムは平成15年度に構築されたものであるが、その際、庁内のIT活用推進課と数年かけて十分検討して構築されたシステムである。		
15	① a	環境情報管理システムと下水道システムを統合したことにより、申請漏れを防ぐとともに、事業者にとっても複数の手続について効率的な指導を受けることが可能となった。		
	② a	担当部署ごとに、所管する法令や条例が明確に分かれているとともに、法律改正等に迅速に対応できるよう、神奈川県及び部内の担当者と連絡調整が行われている。		
	③ a	環境行動都市の創造を実現するために必要な情報の一つとして、公害を発生する可能性のある作業を行う指定事業所の設備等の状況を把握している。		
9	① b	公害防止管理者の選任率の向上など定性的な目標を設定しているものはあるが、具体的な数値目標となっていない。		
	② b	なじまない。		
	③ b	予定どおり実施している。		
13	① a	事務経費については、消耗品の再利用を徹底し経費節減に努めている。また、簡易なシステムプログラムについては、職員が作成し、コスト削減に努めている。		
	② b	歳入確保のために手数料等を徴収している事例はないが、規制、指導という性格上、これによる歳入確保はなじまない。		
	③ a	システム変更の内容については、毎月行われるシステム会議により経済的、効率的なシステムになるよう改良されている。		
10	① a	「環境情報管理システム運用管理規程」を制定し、事故防止や管理について規定して、担当職員に研修が行われている。		
	② a	環境管理システムは、保守契約の中に、停電時等の対応について迅速な対応を図ることが盛り込まれている。また、システムのアクセスログの管理をしている。個人情報保護についても職員に研修を実施している。		
8	① b	なじまない。		
	② a	閲覧者は受益者ではあるが、年間件数（400件／年程度）に係る手数料徴収金額と、人件費や設備投資の費用対効果を考えて徴収のメリットはないと判断されている。		
8	① a	ホームページやパンフレットで、環境情報に関する統計データを公表している。システム自体のPRや説明は行われていない。		
	② b	公開できる事業所情報については、データ量が膨大なためホームページでの公表は難しいが、検索しやすくした閲覧システムによる情報提供の方法を検討している。		
3	① b	申請書の届出に関する許可及び認定が主な業務のため、なじまない。		
5	① a	事業自体が環境負荷の低減のための取組である。		
86	B	局再編によるシステムの統合により、指導がしやすくなるとともに、事業者が漏れなく手続きができるようになってきている。こうした改善点について、積極的にPRしていない。		

事業の内容		(1)横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく許可等 (2)横浜市 中小企業金融制度の運用 (3)公害防止管理者の届出受理 (4)神奈川 県公害防止推進協議会関係事務の実施 (5)環境保全協定の締結 (6) 環境情報管理システムの運用			所管局課名 環境創造局 環境管理課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	環境情報管理システムと下水道システムを統合したことにより、申請漏れを防ぐとともに、業者にとっても複数の手続きについて効率的な指導が受けることが可能となった。		
		② a	当事業はシステムの運用経費と事務経費を計上しているが、事務経費については、消耗品の再利用を徹底し経費節減に努めた。		
		③ a	システムの開発については、きわめて専門分野であり、委託で実施している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	システム変更の内容については、毎月行われるシステム会議により部内複数課の担当職員で充分内容精査して、実施している。		
		② a	法律改正等に迅速に対応できるよう、日頃から、県及び部内の担当者とは連絡調整を行っている。		
		③ a	「横浜市生活環境の保全等に関する条例」を主管する課として、条例改正の際には、他課の事業との調整を行っている。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	申請書の届出に関する許可及び認定が主な業務のため、目標は設定はなじまない。		
		② b	申請書の届出に関する許可及び認定が主な業務のため、チャレンジ性にはなじまない。		
		③ b	目標は設定していない。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	簡易なシステムプログラムについては、職員が作成している。		
		② b	なじまない。		
		③ a	システム変更の内容については、毎月行われるシステム会議により部内複数課の担当職員で充分内容精査して、実施している。		
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	① a	事業は関係法令（条例、規則を含む）等にとり、適正かつ正確に行われている。		
		② b	環境管理システムについては、保守契約をしており、停電時の対応及び障害対応について迅速な対応が可能である。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	なじまない。		
		② b	なじまない。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	環境情報システムの中の統計部分を利用し、「ホームページ」及び「横浜の環境」等で情報を公開している。		
		② a	公開できる事業所情報等について、タッチパネルで検索閲覧ができるシステムの開発の検討を行い、平成18年度に実施予定である。		
8 市民との 協働(5点)	3	① b	申請書の届出に関する許可及び認定が主な業務のため、なじまない。		
9 環境負荷の 低減(5点)	5	① a	工場などに対して各種公害防止の規制指導を総合的に進めるための許可及び認定事業であり、直接環境負荷低減のための事業である。		
総合評価 (100点)	84	B	市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しており、システム導入によるコスト削減効果も大きいのが、更なる工夫が必要である。		

市民協働による陸域生物相・生態系調査

事業の目的		本市の動植物に関するデータを市民と行政が共有し、環境施策の基礎資料や環境活動、環境学習において活用を図る。また、環境保全のための様々な事業成果の検証や事業改善に役立てる。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
9	① b	平成16年度市民意識調査の結果については把握しているが、市民ニーズを踏まえた調査は、平成20年度以降に予定されている。	
	② b	未利用施設の有効活用が検討されている。	
	③ b	平成17年度においても検討委員会を開催しているが、見直しは行っていない。	
9	① b	事業効果を高めるため、検討段階から市民と協働している。	
	② b	環境科学研究所との役割分担は検討業務作業分担表に基づいている。	
	③ b	地域の市民、事業者、行政が協働して環境問題に取り組む環境行動都市の実現を目指そうとしている。	
11	① a	「横浜市市民協働による陸域生物相・生態系調査検討委員会」を3回開催し、中間報告を出すことが目標である。	
	② a	他都市ではこうした取組がなく、事業に対する照会が多くあった。	
	③ c	検討委員会が予定どおり開催できず、中間報告が出せていない。	
7	① b	委託項目を絞り込むなどの努力をしている。	
	② b	なじまない。	
	③ c	効率性の追求は、すべての事業に通じることであるから、検討委員会の運営についても、資料の作成やスケジュールなど工夫の余地はある。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
6	① b	第1回検討委員会開催前に記者発表を行っている。検討委員会を傍聴する人が少ないことに関しては、広報の仕方を工夫すべきである。	
	② b	公表に際しては、形式的な文書（会議案内、議事録）を除き、図表を利用してわかりやすいように工夫している。	
5	① a	検討委員には市民公募の委員（2名）をはじめ、地域で生涯学習活動に取り組んでいる人やNPOが含まれている。	
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体は環境負荷の低減に直結するものではない。	
62	C	予定どおり事業が進捗していないが、事業効果を高めるため、検討段階から市民と協働している。今後は市民参加の仕組みを工夫し、市民の意見を広く生かしていくことが求められる。 また、外来動物についての調査も求められる。	

事業の内容		(1)中間報告に向けて、学識経験者、市民活動団体の代表者、公募市民で構成する「横浜市市民協働による陸域生物相・生態系調査検討委員会」を組織及び市民ボランティアの活用と育成、作業の統一化等の検討 (2)既往の生物調査データの整理及びデータベース化への対応方法や活用方法の検討			所管局課名 環境創造局 環境活動事業課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	平成16年度市民意識調査によると、「身近な水辺や緑、生き物とふれあえる環境」を望む声が多く、「生き物の観察」など自然にふれあえる活動に参加したいという市民ニーズが高まっている。		
		② a	市民ボランティア（市民調査員）の方々が生物調査を行う際の拠点として、当局が所管する未利活用施設の有効活用をあわせて検討している。		
		③ a	現在、検討委員会において市民協働による調査の仕組みづくりについての審議を行っており、市民調査員制度や協働の役割分担について検討を行っているところである。		
2 有効性 (15点)	9	① b	市民協働生物調査において得られた調査結果は、インターネット（Web-GIS）等を通じて一般に公開する。また市民意見を環境施策へ反映させるべく、結果の解析についても市民協働で行うことを検討している。		
		② b	市民協働生物調査については、他都市における先進事例がまだ少ない。今後、国立環境研究所との連携を図り、システム構築を行う予定である。		
		③ b	水と緑の基本計画（現在策定中）や生物多様性に関する横浜市の指針（現在構想中）について整合を図り、市民協働生物調査を推進する。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	平成18年度中に調査の基本計画を策定、平成19年度にシステム構築・モデル調査を実施し、平成20年度より本調査を開始する。		
		② a	調査の精度を統一し、環境政策に反映するという他都市における事例が無い市民協働生物調査を開始する。		
		③ b	平成18年度は検討委員会による検討の2か年目にあたるため、市民協働生物調査はまだ開始していないが、平成17年度に設定した検討目標はおおむね達成した。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① a	平成18年度は委員会における検討内容を見直し、事務経費の圧縮を行った。		
		② c	現在、特に検討していない。		
		③ b	調査の企画から調査結果の登録までオンラインで処理できる調査支援システムを平成19年度に整備する予定である。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	根拠法令は無いが、市民調査員や市民協働生物調査に関する要綱を制定し、適正かつ正確に調査を実施する。		
		② b	市民調査員に対して調査マニュアルや調査研修会を通じて周知を行い、万が一に備え市民活動保険の対象となる様、市民調査員や市民協働生物調査に関する要綱を整備する。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	4	① b	市民調査員には、関心を持つ方々から専門家・経験者まで、広く一般から募集する。		
		② c	受益者負担の考えはなじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	検討委員には市民公募の委員を広報よこはま及びホームページで募集し、第1回検討委員会の前には記者発表を行った。また検討委員会は原則公開で実施し、議事録も後日ホームページに掲載した。		
		② a	ホームページにおける情報提供は、PDFファイルを掲載しようとしたところ、ウェブアクセシビリティに配慮しHTMLファイルに変換し掲載した。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	検討委員には市民公募の委員（2名）をはじめ、地域における生涯学習やNPO法人で活躍されている方を含んでいる。また、本調査は市民調査員の方々との協働で行うものである。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	市民協働生物調査そのものは環境負荷低減に向けた取組ではないが、生物環境の現状を市民協働で把握する取り組みである。また、調査結果を公表することで市民の環境への関心を高め、普及啓発を行う効果がある。		
総合評価 (100点)	74	B	市民との協働で行う生物調査であるが、調査の開始に当たっては経済性・効率性の確保、コスト削減、環境負荷の軽減についてさらなる検討が必要である。		

「② 地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	4	① b	平成17年9月、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の改訂作業の一環として、「地球温暖化問題に関する市民・事業者アンケート」を実施し、結果の分析を行っている。分析結果を見ると、市民の約9割が地球温暖化に関心を持っている一方で、施策への認知度が5%以下と非常に低いこと、情報提供などソフト面で支援を求めていることなど、課題も明らかになっている。
			② c	京都議定書の発効等の情勢の変化を踏まえ、本市の温暖化対策のマスタープランである「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の改訂作業を進めており、平成17年度中の改訂を予定していたが作業が大幅に遅れている。なお、改訂後の計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、現行計画同様「平成22年度における一人当たり温室効果ガス排出量を、平成2年度比で6%以上削減する。」とすることを予定している。
	2 有効性 (10点)	4	① c	この施策では、新エネルギー対策、建築物に対する環境対策を中心に事業を構成している。しかし、公共施設等へのモデル事業や計画策定事業が多く、大きな効果が期待できる、市内での温室効果ガス排出量が多い上位2部門（「運輸部門」、「家庭部門」）での事業が少なく、必ずしも効果的な事業構成であるとはいえない。また、多くの事業で温室効果ガスの削減効果の検証が行われていないので、事業の重点化や見直しが困難となっている。
			② b	この施策の目的は、地球温暖化を防止することであり、上位政策である「環境の保全と創造」に貢献している。しかし、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めているものの、平成15年度の排出量調査によると、温室効果ガスの排出量は前年度に比べむしろ15%増加しており、憂慮すべき状況である。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」では、地球温暖化防止に向けた目標を「平成22年度における一人当たり温室効果ガス排出量を、平成2年度比で6%以上削減する。」としている。しかし、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、これに対する具体的な対策が示されていない現状では、目標の実現性に説得力が欠ける。
			② b	平成15年度における、横浜地域からの温室効果ガスは、一人当たり排出量で、基準年度である平成2年度と比べ15%増加している。（なお、温室効果ガス排出量がまとまるのが2年遅れとなっており、平成17年度分の結果が出るのは平成19年度になる。そこで、平成17年度確認できる平成15年度の排出量により評価した。）
	小計 (30点)	14	C	本市では、平成13年度に策定した「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の中で温室効果ガス排出量の削減目標を定め、太陽光発電の率先導入、住宅用太陽光発電システムの設置費補助などの事業を進めている。 平成15年度の市民一人当たりの温室効果ガスの排出量は、基準年度（平成2年度）に比べて15%増加し、平成22年度までに6%以上削減するという目標を達成することは困難な状況となっている。 一方、施策を構成する事業ごとの温室効果ガスの排出量が把握されておらず、削減効果が明らかになっていない。また、京都議定書の発効等を踏まえた同計画の改訂作業は遅れているため、これらの課題を解決して、目標の達成に向けて効果的、効率的に事業を推進することが必要である。
	事業評価計 (70点)	50		
	総合評価 (100点)	64		

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	・平成17年9月に実施した「地球温暖化問題に関する市民・事業者アンケート」によると、回答者の約9割が地球温暖化問題に関心を有しており、また、約7割の市民がライフスタイルの変革をとめた取組の必要性を感じている。
			② a	・平成17年2月の京都議定書の発効を受け、日本政府は温室効果ガスの総排出量を、平成2（1990）年比で6%削減するという約束を確実に達成し、さらに温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減のため、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定した。 ・横浜市としても、温室効果ガス削減に向けて、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進、効果的な普及啓発など、さまざまな施策を推進していく必要がある。
	2 有効性 (10点)	8	① b	・温暖化対策はさまざまな分野にわたる事業を網羅的に推進していく必要がある。 ・温室効果ガスの発生源としては、家庭、業務、運輸、産業などの部門があるが、本市の場合、人口増加や業務床面積の増加、自動車台数の増加などにより「家庭部門」、「業務部門」、「運輸部門」から排出される温室効果ガスの伸び率が高くなっている。そこで、これら三つの部門を中心に、産業部門やエネルギー転換部門も加えて、市民や事業者の行動参加を促しているところ。
			② a	・国における「京都議定書目標達成計画」を踏まえて、本市では「地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、より実効性のある事業展開を図っている。
	3 目標達成度 (10点)	8	① a	・「平成22年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を、平成2年度比で6%以上削減する」との目標を掲げている。 ・また、住宅用太陽光発電補助や風力発電などの新エネルギーの導入や、公共建築物の省エネルギー推進について、具体的な数値目標を設定している。 ・また、すず風舗装についても、舗装面積で数値目標を設定している。
			② b	・個別事業単位では数値目標を達成している事業がほとんどであるものの、総合的な温室効果ガス排出量抑制については困難な状況にある。
	小計 (30点)	26	B	温暖化対策については、新たな地域推進計画に基づき、大都市横浜の特性を踏まえ、重点部門を特定するとともに、より効果的な取組を選定しつつ、日常的な行動から重点的に推進する。 また、横浜市地球温暖化対策地域協議会をはじめ、市民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、市民や事業者と協働での取組促進を図るとともに、ヒートアイランド対策や緑化対策、環境教育活動、まちづくりなどの関連施策と十分連携を図りながら、脱温暖化社会につながる長期的な課題にも留意した対策を講じる必要がある。
	事業評価計 (70点)	57		
	総合評価 (100点)	83		

事業の目的		地球温暖化問題に対する市民の意識を高め、新エネルギーの技術開発や市民、事業者の新エネルギー導入の促進を図るとともに、温室効果ガス排出抑制のため、太陽光発電システム等の新エネルギーを啓発効果の高い公共施設に導入する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
9	① b	「新エネルギーに関する調査」を実施し、調査結果を分析検討している。	
	② b	国庫補助の見直しにより、補助基準を満たさなくなったソーラー・省エネ照明灯については事業を中止したが、学校、区役所等への太陽光発電システムは、NEDO（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助金を活用した。今後は、国の動向を踏まえた事業展開を検討していくこととしている。	
	③ b	なじまない。	
9	① b	燃料電池モデル導入事業を同じ小学校（1校）で実施し、新エネルギーの啓発に努めている。	
	② b	各局のエネルギー関連部署と検討会を開催している。また、設計施工を依頼している局区と連携して事業を実施している。	
	③ b	上位計画では、太陽光発電をはじめとした新エネルギーの普及を目指しているが、寄与度については明確になっていない。	
11	① a	設置場所ごとに設置箇所数の目標を設定し、係会議などで目標の共有に努めている。（学校：各区小学校1校、平成17年度は8校、区役所：2か所、商店街：モデル設置2か所、ソーラー・省エネ照明灯：50基）	
	② b	目標として設定した設置箇所数は小学校を除き、過去の実績と同数である。	
	③ b	学校、区役所は目標を達成することができたが、商店街のモデル設置では、条件を満たす商店街がなかったため目標を下回っている。また、ソーラー・省エネ照明灯は補助基準を満たさなくなったため事業を中止した。	
13	① b	学校への設置工事をまとめて発注したことで、経費の削減を図っている。	
	② a	売電が可能な施設には、売電ができるようメーターを設置して電力会社と契約をしている。	
	③ a	関係局による検討会の開催している。また、設置に際しては、施設管理者、設計担当部署と適宜、電子メールなどを使い連携を行っている。さらに、決定事項などは文書で確認し齟齬がないように工夫している。	
6	① a	設置校の選定にあたっては、選定の考え方とともに、外部委員を含む委員会で決定している。	
	② c	緊急連絡体制を整備し、設置施設や管理部署に配布することとしているが、対応は平成18年度を予定している。	
8	① a	設置校の選定に当たっては、全市立小学校に募集案内し、応募のあった学校の中から、外部委員を含む委員会で選定している。	
	② b	なじまない。	
10	① a	施設ごとにリーフレットを作成しPRに努めている。施設には発電量等を表示するディスプレイを設置するとともに、施設が発行する広報誌で地域住民などにPRしている。なお、ホームページについては平成18年度開設を予定している。	
	② a	パンフレットを小学生にもわかるような内容とするなどの工夫をしている。設置校選定の考え方等も公表することを予定している。	
3	① b	横浜市地球温暖化対策地域協議会の新エネルギープロジェクトと連携して普及啓発に努めている。	
5	① a	温室効果ガス排出抑制など環境負荷の低減に向けた事業として実施している。	
74	B	平成18年度中には当初目標としていた1区1小学校への設置を達成する見込みである。 この間、国の太陽光発電システムに対する補助の考え方は、普及啓発から温室効果ガス排出量の削減へと実質的な効果を求めるように変わり、それに伴い補助基準が変更（設備の最低発電能力：制限なし→200kw以上）された。	

事業の内容		(1)太陽光発電の率先導入として、小学校8校、区役所2か所、商店街2か所に太陽光発電設備を設置 (2)ソーラー・省エネ照明灯を50基設置			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	9	① b	「新エネルギーに関する市民向け意識調査」などを参考にしている。		
		② b	京都議定書が発効し、地球温暖化対策は国だけでなく、地方自治体の役割も大きくなってきている。		
		③ b	補助制度の見直しなどとともに検証を行っている。		
2 有効性 (15点)	11	① a	発電した電気を実体験できるよう屋上にコンセントを設けるなど、環境教育に活かす工夫を実施した。		
		② b	データの収集方法について、十分な検討ができていなかったため、設置した施設（学校・区役所）との調整に時間を要した。		
		③ b	中期政策プラン、温暖化対策地域推進計画、市役所温暖化防止実行計画に基づき実施されている。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	数値的な目標は無いため、各区1校の小学校への設置することを短期的な目標として独自設定して進めている。		
		② b	屋上太陽光については、2年目だが、設置箇所も増大して実施している。		
		③ b	ソーラー・省エネ照明灯については、補助要件が変更されたため実施できなかったが、太陽光発電の設置kWとしては、増加して実施できた。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	11	① b	発注方法の工夫や、設備の汎用品の使用などコスト削減に向けた工夫を図っている。		
		② a	環境省の補助を予定していたが、補助要件が変更されたため、急きょNEDOへ変更して対応を図った。		
		③ b	補助の申請時期に合わせ、設計を前年度前倒しで実施するなどの工夫を図った。		
5 合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① a	適正に実施している。		
		② c	緊急連絡体制を整理し、設置施設や管理部署に配布することとしたが、対応が遅れている。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	設置校については、全学校に募集をかけ、応募校の中から、選定委員会で公正に審査し選定している。		
		② b	なじまない。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① b	各施設ごとにリーフレットを作成し、PRに努めているが、ホームページについては未対応となっている。		
		② a	学校用のリーフレットは子ども向けにするなど、内容については十分配慮している。		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	市民（NPOや事業者等）が入った温暖化対策地域協議会の新エネプロジェクトと連携して、普及啓発活動を実施している。		
9 環境負荷の 低減(5点)	5	① a	環境負荷低減に向けた事業として実施している。		
総合評価 (100点)	72	B	地球温暖化問題に対する市民の意識を高め、新エネルギーの技術開発や導入促進を図るとともに、市役所が排出する温室効果ガス排出抑制を目的としており、継続的な普及啓発が重要である。		

事業の目的		市域で発生する温室効果ガス6種類(CO ₂ 等)の文献データを集計し、温室効果ガスの排出状況の基礎資料とし、各種事業の基礎データとして活用する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
9	① b	地球温暖化の防止という大きな目標に対しては、市民ニーズにこたえているが、その中で、この事業自体に対する市民ニーズは個別に把握していない。	
	② b	この事業の調査手法は、各種文献データに基づいたものであり、各種の取組の効果が把握できるものとなっていない。	
	③ b	官民の役割分担から、調査は民間に委託している。	
5	① c	この事業の調査手法は、各種文献データに基づいたものであり、各種の取組の効果が把握できるものとなっておらず、事業の成果、効果を高めるものになっていない。	
	② b	環境省のガイドラインに沿って調査しているが、各都市の実情に即して対応することになっており、算出方法が自治体によって異なるため、近隣自治体と数値を比較したりすることができないものとなっている。	
	③ c	本市で実施している事業ごとの効果、成果を把握できるものになっていない。また、調査結果が出るのが2年遅れになってしまい、即時性にも欠けたものとなっている。	
11	① a	環境省のガイドラインの範囲で、東京都などいくつかの自治体においても同様な目標を設定している。	
	② b	時間の短縮に向けた努力はしているが、大きく前進したものとなっていない。	
	③ b	予定どおりの目標達成となっている。	
7	① b	前年度から大幅に減額になったのは、主に前年度に追加業務が発生し、結果的に平成17年度が下がったものである。	
	② c	特に検討されていない。	
	③ b	時間短縮に向けた努力は行われているが、大幅な時間短縮には至っていない。	
8	① a	排出量の算出は、環境省のマニュアルに基づいて行われている。	
	② b	なじまない。	
8	① a	環境省のマニュアルに従って算出されている。	
	② b	なじまない。	
8	① b	市のホームページが活用されている。	
	② a	温室効果ガス排出状況だけでなく、その増減要因やエネルギー使用量などについても解析してお知らせしている。	
3	① b	なじまない。	
3	① b	なじまない。	
62	C	この調査は、市域における温室効果ガスの排出状況を把握する調査であり、調査結果は、本市の地域エネルギー政策等に反映され、それに基づく事業を実施する際の根拠データとなっている。しかし、内容を見てみると燃料の消費部門ごとの温室効果ガス排出量の増減に関する調査にとどまっている。今後は、本市が実施した各種の温暖化対策の削減効果を把握する手法の開発が必要である。また、調査結果が公表されるのが2年遅れで即時性に欠けたものとなっている。	

事業の内容		東京電力(株)、東京ガス(株)、国等の資料から収集した、燃料の「消費量」から、市域で発生していると推計されるCO ₂ などの排出量を算出			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	温室効果ガスの排出削減は喫緊の課題であり、そのためには、本市域からどの程度温室効果ガスが排出されているのか把握する必要がある。		
		② a	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」に定められている目標の達成に向け、各種施策の効果を把握する上でも、毎年度、温室効果ガスの排出量の実態調査をする必要がある。		
		③ b	市域全体の温室効果ガス排出量を把握するのは行政の責任だが、調査の手法として民間委託を導入している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	8月中に中間報告を行い、調査方法の妥当性等について検討している。		
		② a	この事業以外で横浜市域からの温室効果ガスの排出量の調査するものはない。		
		③ a	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」に定められている目標の達成に向け、各種施策の効果を把握する上でも、毎年度、温室効果ガスの排出量の実態調査をする必要がある。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	より実態に即した調査に努め、12月までには報告書をまとめるようにしている。		
		② b	各種統計資料が出そろうのに時間がかかるが、なるべく迅速なデータ収集や解析に努めている。		
		③ a	12月中に結果が公表できた。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	入札を行ったことにより、前年度比△41%となった。		
		② c	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。		
		③ a	各種統計資料の迅速な収集に努め、前年度までには3月までかかっていたものを、12月までには終了できるようにした。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」に定められている目標の達成に向け、各種施策の効果を把握する上でも、毎年度、温室効果ガスの排出量の実態調査をする必要がある。		
		② b	なじまない。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	環境省のマニュアルに従って算定している。		
		② b	なじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	市のホームページでお知らせしている。		
		② b	温室効果ガス排出状況だけでなく、その増減要因やエネルギー使用上などについても解析してお知らせしている。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	なじまない。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	なじまない。		
総合評価 (100点)	80	B	この事業は本市域から排出される温室効果ガスの排出量を把握するものであるが、平成17年度の委託では平成15年度の排出量を調査し、12月に数値が確定した。なるべく早い数値の確定が課題と考えている。		

大型風力発電事業

事業の目的		自然エネルギーの利用促進や地球温暖化対策の一環として、また、市民一人ひとりが具体的な環境行動を起こすきっかけとして、風力発電施設の建設を進める。		
監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等	
	9	① b	「新エネルギーに関する市民向け意識調査」は横浜市の新エネルギー施策全般に関する調査なので、この事業に関する市民ニーズを把握する方法を検討する必要がある。	
		② b	風力発電事業を実施している他都市の状況を調査している。	
		③ b	市民や企業に参加してもらい事業を検討し、その意見を取り入れながら実施している。	
	13	① a	行政運営調整局と連携をとり、事業を特定したミニ公募債（平成18年度発行予定）を本市で初めて発行することを計画している。市民参加型の事業とすることで、地球温暖化や新エネルギーに関する意識啓発につながるための工夫をしている。	
		② a	本市の新エネルギー関連事業実施部局と調整し、役割分担は明確になっており、事業の重複や欠落はみられない。	
		③ b	中期政策プランの環境行動都市の創造に位置付けている計画であり、地球温暖化防止の取組に寄与している。	
	9	① b	年間目標だけでなく、毎月の予定を立て、毎月開催する係会議で周知し業務を進めている。	
		② a	市民参加型の事業としてYーグリーンパートナーやミニ公募債を導入した例は他都市になく、先進的であるといえる。	
		③ c	当初目標とした建設着工は達成できていない。	
	9	① b	Yーグリーンパートナーの導入など、コスト削減についても検討している。	
		② a	実施設計、普及啓発費にNEDO（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助を導入している。補助以外については、一般財源に依存しないで、ミニ公募債の発行を予定していることなど工夫がみられる。	
		③ c	実施設計発注前に、別途機種を選定する方法で実施したために時間を要した。	
	8	① a	機種選定に当たっては、選定委員会を設置して行っている。また、設計に当たっては、電気関係法令、建築基準法などを設計担当課及び関係部署でチェックしている。	
		② b	事故防止マニュアルが整備されている。	
	8	① a	機種を公募し、外部委員による審査や一般競争入札を行っている。	
		② b	なじまない。	
	6	① b	ホームページなどが進ちょく状況に合わせて随時更新されているが、啓発効果を高めるため積極的なPRが必要である。	
		② b	図を用いて分かりやすくなるよう努めている。	
	5	① a	Yーグリーンパートナーやミニ公募債を導入した市民参加型の事業である。	
	3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、当該年度の取組は環境負荷の低減に直結するものではない。	
	70	C	Yーグリーンパートナーやミニ公募債（平成18年度発行予定）を導入するなどの工夫がみられるが、啓発効果を高めるため、より積極的なPRが求められる。	

事業の内容		(1)平成17年度は、機種を決定し、実施設計を完了 (2)Y-グリーンパートナー(グリーン電力証書)の募集を実施(100万円/年・口を45口発行し、建設費用の償却に充当)			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	11	① b	「新エネルギーに関する市民向け意識調査」などを参考にしている。		
		② b	京都議定書が発効し、地球温暖化対策は国だけでなく、地方自治体の役割も大きくなってきている。		
		③ a	事業を開始するにあたって、民設方式などの検討も行った。また、市民や企業が事業に参加できる事業スキームで実施することとしている。		
2 有効性 (15点)	11	① a	事業を特定したミニ公募債を本市で初めて実施する計画となっており、市民参加型の事業とすることで、より地球温暖化や新エネルギーに関する意識啓発につながる工夫をしている。		
		② b	関係機関との調整は図っており、事業の重複や欠落はない。		
		③ b	アントレプレナーシップ事業により事業化されているが、中期政策プランとも合致している。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	年間目標だけでなく、毎月の予定をたてて業務を進めている。		
		② a	本市初の事業であるとともに、新しい市民参加型の事業として計画している。		
		③ c	当初、建設着工を目標としていたが、補助採択基準の変更などのため、工程を見直した。完成予定は変更ないが、着工を翌年度からとした。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	コストの縮減よりも、採算性の向上のため、企業からの協賛などの工夫を図っている。		
		② a	実施設計、普及啓発費にNEDOの補助を導入している。(施設整備にも導入予定)補助以外については、ミニ公募債を発行する予定であり、基本的に一般財源に依存しない計画としている。		
		③ c	発注方法の検討・調整に時間を要した。		
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	① b	関係法令を遵守した設計を実施している。		
		② b	公正な入札が実施されるよう、関係部署と事前に協議した。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	公募及び外部委員による機種選定や一般競争入札など、公平性・公正性に十分配慮している。		
		② b	基本的に一般財源に依存しない計画となっており、受益者負担の考え方はなじまない。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	ホームページ、ポスターなど様々な媒体により、情報提供している。建設場所周辺に対しても、計画段階から逐次情報提供している。		
		② b	ホームページは、分かりやすさに重点をおいて作成している。事業を知らない市民も多く、今後建設スケジュールにあわせた積極的なPRが必要。		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	市民参加型の事業として進めている。		
9 環境負荷の 低減(5点)	5	① a	環境負荷低減に向けた事業として実施している。		
総合評価 (100点)	72	B	環境行動都市の実現に向けて、市民一人ひとりが具体的行動を起こすきっかけとするため、自然エネルギーの利用促進のシンボリックな事業となっており、今後は維持管理や普及啓発の計画が重要となる。		

事業の目的

現行の横浜市地球温暖化対策地域推進計画は、平成13年度に策定された。現在、国において「地球温暖化対策推進大綱」の見直し作業を進めており、横浜市においてもより具体的かつ実現性の高い新地域推進計画を策定する。

新地域推進計画策定事業

監査委員による事業評価

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に従い、本市も「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定したが、市民の認知度は必ずしも高いものではない。
	② b	京都議定書の発効や国の「地球温暖化対策推進大綱」の見直しに合わせて、本市も「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を改訂する。
	③ a	専門家、事業者、市民等のメンバーで構成された「横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂検討委員会」で、旧計画の取組状況を検証しながら検討を行っている。
7	① c	現行計画の下でも温室効果ガス排出量は約15%増えた。平成22年度の市民一人当たりの温室効果ガス排出量を平成2年度比で6%以上削減するという目標は変わっておらず、実現に向けた効果的な取組を示すことは難しいと思える。
	② b	「地球温暖化対策推進大綱」や「京都議定書目標達成計画」は国レベルの計画であり、それを受けて地域計画である「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定する。
	③ b	平成22年度の市民一人当たりの温室効果ガス排出量を平成2年度比で6%以上削減するという目標を掲げているが、現状では達成がかなり困難な中での計画の改訂であり、効果は不明である。
9	① a	平成17年度の目標は、新しい「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の策定だった。
	② b	同様の計画の策定は、他都市でも行っている。
	③ c	平成17年度は、改訂方針の取りまとめにとどまった。
7	① b	委託事業者は入札により決定した。
	② b	なじまない。
	③ c	事業スケジュールの立案、運営管理が不十分だった。
8	① a	地球温暖化対策の推進に関する法第20条に基づき、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定する。
	② b	なじまない。
8	① a	改訂検討委員会は、専門家、事業者、市民等計12名で構成されており、バランスもとれている。
	② b	なじまない。
10	① a	策定段階であり、事業の状況はホームページで公開する。改訂検討委員会の議事録は、了承が得られ次第速やかにホームページ上で公表されている。
	② a	改訂検討委員会の結果は、議事録のほか会議で使用した資料も公表しており、ホームページから入手が可能である。
5	① a	改訂検討委員会は専門家、事業者、市民等で構成されており、協働で計画策定に取り組んでいる。
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体は環境負荷の低減に直結するものではない。
68	C	京都議定書を踏まえ、本市では平成13年度に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を平成2年度比で平成22年度までに市民一人当たり6%以上削減するという目標を立てた。 しかしながら、平成15年度の調査でみると温室効果ガスの排出量は平成2年度比で15%増加しており、計画どおりの効果は上がっていない。そうした中で、この推進計画を改訂するための検討委員会を設置し、平成17年度中の新計画完成を目指したが終了しなかった。

事業の内容		(1)平成13年度に策定された「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を改訂するため、専門家、企業の代表、市民等からなる「横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂検討委員会」を設置 (2)計画改訂に向けて、平成17年度は検討委員会を5回開催。			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	地球温暖化問題は、市民の日常生活や事業活動と密接に関わり、地球全体が何世代にもわたってその影響を受ける可能性のある深刻な問題である。		
		② a	「京都議定書」の発効など、現行の計画策定後の内外の状況変化に対応し、関連する施策の展開も踏まえ、市民の環境行動を促し、市内から排出される温室効果ガスの着実な削減を確かなものとし、さらに長期的な温室効果ガスの削減を可能とする経済・社会につながる第一歩として、地域推進計画を見直すこととしたものである。		
		③ a	削減目標に向け、市民や事業者、行政が、温室効果ガス排出削減のための行動を、着実に実行していく必要があるため、各主体の役割を明確にしている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	改訂のための（市民や有識者で構成される）検討委員会を開催し、公開のもと検討している。		
		② a	国の計画である「京都議定書目標達成計画」に掲げられた施策を、国等と連携して推進し、さらに、本市の追加施策によって目標達成を目指す。		
		③ a	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」は、温暖化対策法第20条に基づき策定するものであり、本市の温暖化対策のマスタープランである。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	平成17年度中に、改訂方針の取りまとめをする。		
		② a	平成17年度中に、改訂方針の取りまとめをする。		
		③ b	3月までに計5回の検討委員会を開催し、改訂案を取りまとめた。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	入札により委託事業者を決定している。		
		② b	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。		
		③ b	年5回の検討委員会の開催のため、委託事業者と打ち合わせをしながら、資料の作成及び検討委員会の運営を行っている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	温暖化対策推進法第20条では、「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」としており、同法同条に基づき策定するものである。		
		② b	計画の策定事業であり、事故の未然防止等の考えは馴染まない。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	地球温暖化問題は全ての市民、事業者に対して密接に関係するものである。		
		② b	計画の策定事業であり、受益者負担の考えは馴染まない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	検討委員会は公開としており、議事録も市のホームページで公開している。		
		② a	検討委員会の資料については市のホームページでダウンロードできるようにしている。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	市民や学識経験者、NPO法人や事業者の代表などを検討委員会のメンバーとして、検討して頂いている。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	計画の策定事業であり、環境負荷の軽減の考えは馴染まない。		
総合評価 (100点)	86	B	平成17年度内に計5回の検討委員会を開催し、改訂方針を取りまとめたところである。今後、最終調整を行い改訂計画が確定した後は、市民にわかりやすいPRが必要である。		

横浜型企業の温暖化対策率先行動促進事業

事業の目的		大規模事業所の温室効果ガスを削減するため、条例で地球温暖化対策計画の策定を義務付けられている企業の組織化を行い、企業間における地球温暖化防止の共同取組などを検討していく。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
13	① b	平成16年度に学識経験者や市内事業者などを委員とする検討委員会を設置し、そこで出された意見等を踏まえ「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」（以下「協議会」という）を設置した。なお、各事業者に対し温暖化対策に関するニーズ調査は行われていないが、協議会が実施した研修会において参加者アンケートを実施し、結果を以後の研修に反映している。		
	② a	地球温暖化対策が重要な課題となっていること、本市では事業所などの事業活動に係るCO ₂ の排出割合が全国に比べて高いことなど、現状を踏まえた取組となっている。		
	③ a	平成16年度に、学識経験者や市内事業者などを委員とする検討委員会を設置し、そこで出された意見等を踏まえて協議会を設置した。さらに、事業者による自主的な協議会運営を推進するため、年数回、主要事業者との意見交換会の場を設けている。		
9	① a	講習会の内容や進め方などを専門機関に相談するなど、事業効果をより高めるための工夫をしている。		
	② c	現在、関係機関との連携、調整は行われていないが、事業効果をより高めるためには、関係機関との連携は有効であると考えており、その可能性について模索している。		
	③ b	横浜市環境管理計画の「市民・事業者の環境保全活動の促進」を具体化する事業として横浜市環境管理計画の目標達成に寄与している。		
9	① b	目標設定はされているが、具体的な数値目標となっていない。		
	② b	なじまない。		
	③ b	予定どおり目標を達成している。		
9	① b	委託業務の発注に当たっては競争入札を行うとともに、研修会等においても市の会議室を活用するなど経費の削減に努めている。		
	② c	今後の事業実施に当たっては、参加する事業者の経費負担や協議会としての会費の徴収などについて、平成18年度中に検討する予定となっている。		
	③ a	電子メールの活用により、形式的な会議を行わないように努めている。また、協議会の運営に当たっても定期的に意見交換の場を設け、手戻りのないように努めている。		
8	① a	協議会の運営に当たっては、規約を制定して行われている。		
	② b	個人情報等の漏えいや滅失などの事故防止等のため、適切な管理に努めている。		
4	① b	地球温暖化対策推進法において、地方公共団体は地域における事業者の活動の促進を図るために措置を構ずるよう努めることが定められており、また、市域では事業活動にかかわる「業務系」から排出される温室効果ガスの増加割合が大きく、事業者への温暖化対策の支援については理解が得られる。		
	② c	今後の事業実施に当たっては、参加する事業者の経費負担や協議会としての会費の徴収などについて、平成18年度中に検討する予定となっている。		
6	① b	協議会会員へは、講習会の開催や調査結果について情報を提供している。今後、会員以外にもホームページなどでの情報を提供していくことを検討している。		
	② b	活動内容を広く周知するため、わかりやすくするように努めている。		
5	① a	協議会を設置し、行政と事業者が役割を分担し取組を進めている。		
5	① a	事業所などでの事業活動に係るCO ₂ の排出量削減への取組である。		
68	C	関係部署との連携、調整を図るとともに、事業者に対する温暖化対策に関する実態、ニーズ把握調査の実施及び、調査結果に基づく実態に即した温暖化対策の取組が求められる。また、協議会の運営に当たっては、会費等の徴収の検討が求められる。		

事業の内容		温室効果ガスの主たる発生源を特定し、実態を参加企業間で共有し、全国に先駆けた温暖化対策に向けた有効策等を、企業間全体で展開			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	16年度に学識経験者や市内事業者を中心に検討委員会を設置し、そこで出された意見等を踏まえ、「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」を設立し、運営している。		
		② a	地球温暖化問題は今日のかつ緊急な課題であり、この事業はまさに社会経済情勢を踏まえた取組である。		
		③ b	市と事業者の役割分担については、これまでも事業者と議論、検討しており、今後も引き続き行う予定である。		
2 有効性 (15点)	13	① b	協議会運営にあたっては、行政主導によらず、あくまでも事業者の自主的な取組を促進するため、年に数回、市内の主要事業者と意見交換する場を設けている。		
		② a	事業者の温暖化対策の自主的取組を促進するために事業者間でネットワークを構築するこの事業は、他局等での事例は存在しません。		
		③ a	横浜市環境管理計画に掲げる「市民・事業者の環境保全活動の促進」を具体化するとともに、横浜市生活環境の保全等に関する条例の「地球温暖化対策計画書制度」を補完する事業である。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	横浜市地球温暖化対策地域推進計画において市域全体の温室効果ガス削減目標を掲げており、この事業はこの計画の推進に資することを目指しています。		
		② a	平成22年度予測をベースとした事業者の削減率は、工場部門、ビル部門のそれぞれ20%、35%となっており、チャレンジ性はかなり高いものと思われる。		
		③ b	平成22年度の排出量を目標としており、現在達成に向け取り組んでいるところである。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	調査業務委託にあたっては競争入札により、より安価な契約を目指した。また、事業者の会合・研修も市の会議室を使用することでコスト縮減に努めた。		
		② b	今後の事業実施にあたっては、参加する事業者の実費負担、もしくは協議会としての会費の徴収などの手法を18年度中に検討する予定である。		
		③ b	電子メールの活用により、形式的な会議を行わないよう努めた。また、協議会運営にあたっては市内の主要事業者と意見交換する場を設け、手戻りのないよう努めている。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	この事業は地球温暖化対策推進法に規定された地方公共団体の責務及び事業者の責務を果たすために実施している。事業者協議会の運営にあたっては規約を制定し、その規定に基づき遂行している。		
		② b	この事業の実施に当たっては特に事故等の心配をする必要はなかった。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	市域の温室効果ガス排出量の削減を図るため、大規模事業者の温暖化対策の取組を行政として支援することは、社会的公平性の観点からも妥当である。		
		② b	今後の事業実施にあたっては、参加する事業者の実費負担、もしくは協議会としての会費の徴収などの手法を18年度中に検討する予定である。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	講習会の開催や調査委託に伴う成果について、協議会会員事業所に情報提供している。		
		② b	提供先は、地球温暖化・省エネに対する専門的な知識を持っているが、活動内容を広く周知するため、可能な限り分かりやすく努めている。講習会の案内についても、応募者が予定定員を超えており、十分な内容の情報提供が来ている。		
8 市民との協働 (5点)	5	① a	事業者と協働して実施している。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	84	B	温室効果ガスの排出源の大半を占める事業者の温暖化対策の取組を促進する当事業は、本市の温暖化対策においても重要な意味を持つため、引き続き推進していく。		

事業の目的		温室効果ガスの排出量の削減を図るため、住宅への太陽光発電システムの普及を促進するとともに、市民に対して地球温暖化防止の取組に関する更なる意識の啓発を促す。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
7	① b	補助を受けた市民に対してはアンケート調査を実施しており、年度途中に行われた調査では、市民ニーズを部分的に把握している。	
	② b	新エネルギーの中でも、太陽光発電は普及段階にあり、個人レベルでも活用できるものであるが、国の補助金が平成17年度で無くなった状況において、本市も普及の状況を見ながら今後の方向性を検討する必要がある。	
	③ c	官民の役割分担等、事業のあり方の見直しは行っていない。	
11	① a	小学校や区役所に設置した太陽光発電システムを用いて、小学生や地域の方々を対象にした普及啓発が行われている。	
	② b	国の補助がなくなったため、重複はなくなった。	
	③ b	上位計画では、太陽光発電をはじめとした新エネルギーの普及を目指しているが、寄与度については明確になっていない。	
13	① a	平成15年度から18年度までの4年間で、1,000戸に補助することとなっている。	
	② b	年平均250件が目標であり、応募状況からも妥当な目標設定と考えられる。	
	③ a	平成17年度までの3年間で、790戸に達しており、年度割の目標を超えている。	
11	① a	ホームページでの説明や、申請書類等のダウンロードを可能にしたことで、リーフレットや申請書類等の配布を最小限に抑えるといった工夫がされている。	
	② c	特に検討されていない。	
	③ a	補助申請関係の決裁区分を見直したことにより、事務の省力化が図られている。	
10	① a	補助要綱に基づいて行われている。	
	② a	誤送付防止対策として、複数の担当者による突き合わせ作業が行われている。	
4	① b	個人住宅への導入に補助することは、必ずしも市民全体の公平な利益に直接つながっているとはいえない。	
	② c	補助金の上限額12万円の設定根拠がないため、受益者負担の考え方も明確になっていない。	
10	① a	募集に当たっては、記者発表を行うとともに、市のホームページも利用されている。また、各区役所や市民情報センター、住宅展示場などでも募集案内を配布している。	
	② a	募集案内には補助の概要や募集期間などを記載しているほか、補助要綱も掲載している。	
3	① b	なじまない。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
74	B	住宅用太陽光発電システムの設置に関する国の補助金は、平成17年度で廃止になった。こうした国の動向や民間事業者による商業ベースでの普及の状況を踏まえて、太陽光発電システムの普及に果たすべき自治体の役割を検証し、今後のこの事業のあり方を検討する必要がある。	

事業の内容		住宅(新築、既存)に太陽光発電システムを設置する者で、国(NEF: (財)新エネルギー財団)の補助を受ける者に対して、設置後に補助金(1kw当たり3万円、上限12万円)を交付(NEFの補助は、平成17年度分で終了し、平成18年度から、本市の補助のみに変わった。)			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	局 に よ る 事 業 評 価	11	① a	アンケート調査でも「補助制度があったら導入した」と回答する市民が多く、同制度に対する市民ニーズは高い。また、予算の執行率も90%以上となっている。	
			② a	地球温暖化対策は喫緊の課題であり、太陽光発電を含めた新エネルギーの普及は大変有効な対策である。	
			③ c	行っていない。	
2 有効性 (15点)		15	① a	地球温暖化防止のため、太陽光発電システムの有効性について、地域協議会などを通じた普及啓発を実施している。	
			② a	横浜市民に限定した太陽光発電システムの補助事業は、この事業以外はない。	
			③ a	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」では、太陽光発電をはじめとした新エネルギーの普及を目指している。	
3 目標達成度 (15点)		15	① a	中期政策プランにおいて、平成15年度から18年度までの4年間に1,000戸補助することとしている。	
			② a	平成15年度、16年度は200件の予定に対してそれぞれ216件、256件であり、17年度は250件の予定に対して318件の補助実績となっている。	
			③ a	平成17年度までの3年間で790件の補助しており、18年度で1,000戸に到達する見込みである。	
4 経済性・ 効率性 (15点)		13	① a	17年度に比べ18年度は補助予定件数を大幅に増やしているが(250→400)、事務の執行内容を見直し、迅速な処理を行うようにしている。	
			② b	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。	
			③ a	補助申請に必要な書類の見直し等により、大幅な事務の省力化を図った。	
5 合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)		10	① a	補助要綱に基づき適正に行われている。	
			② a	補助金交付予定者へ交付決定等の書類を送る前に、誤送付防止対策として、複数の担当者による突き合わせ作業を行っている。	
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)		10	① a	当該設備を設置希望する市民の個人住宅全てを対象としており、また、提供するサービスの内容も一律としている。	
			② a	補助金上限額を12万円としており、それ以外の費用については、受益者の負担としている。	
7 説明責任・ 情報公開 (10点)		10	① a	記者発表をするともに、市のホームページでもお知らせしている。また、各区役所や市民情報センター、住宅展示場などでも募集案内を配布している。	
			② a	募集案内には補助の概要や募集期間など記載しているほか、補助要綱も掲載している。	
8 市民との 協働(5点)		3	① b	なじまない。	
9 環境負荷の 低減(5点)		3	① b	なじまない。	
総合評価 (100点)		90	B	この事業は市民ニーズが高く、また、温暖化防止に直接資する対策である。さらなる広報に努めて、より多くの市民にとって使いやすい事業としていく必要がある。	

燃料電池モデル導入

事業の目的		地球温暖化防止対策の一つとして期待されている小型燃料電池を市民に対して普及啓発するため、公共施設にモデル導入する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
9	① b	「新エネルギーに関する市民向け意識調査」などを参考にしているが、燃料電池導入に関する独自の市民ニーズも把握する必要がある。	
	② b	他都市の導入事例がほとんどなく、先駆けとなっている。	
	③ b	今年度は事業初年度のため、検証は行っていない。	
11	① b	小学校では環境学習等の一環として、発電表示板を設置している視聴覚教室で学習会を実施している。	
	② a	新技術に関する国と自治体の役割について、検討が必要である。市役所内部では役割分担が明確になっている。	
	③ b	「横浜市温暖化対策地域推進計画」や「横浜市役所温暖化防止実行計画」で、市が実施する取組として燃料電池の導入に努めることとしており、上位の施策に合致している。	
11	① a	1か所設置することを目標としている。	
	② b	学校に燃料電池を設置した事例は全国的に数例である。	
	③ b	予定どおり目標を達成している。	
9	① b	太陽光発電設置校に設置することにより、出前講座などイベントの開催が少なくても普及啓発ができるようになったことで、コスト縮減を図っている。	
	② a	国の補助を導入している。	
	③ c	前例がないため、契約方法の調整などに時間を要している。	
10	① a	電気事業法、建築基準法などにに基づき適正に実施されている。	
	② a	事故防止マニュアルは整備されており、緊急連絡体制は周知徹底されている。	
6	① b	環境教育モデル校として区が位置付けていたことを選定理由としている。	
	② b	なじまない。	
2	① c	お披露目のためのイベントを平成18年度に実施予定としている。また、設置業者によるリーフレット等の作成が遅れている。	
	② c	リーフレットの内容を調整中である。	
1	① c	現段階では市民との協働による取組はないが、市民（NPOや事業者等）が入った温暖化対策地域協議会の新エネルギープロジェクトと連携して、普及啓発活動を実施していく予定である。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減となる取組である。	
64	C	新技術の開発に関する国と自治体の役割について、検討が求められる。また、一校のみの設置であり、多くの市民への啓発方法について検討が求められる。	

事業の内容		(1)小型燃料電池1基を小学校にモデル設置 (2)稼働状況の検証 (3)市民への普及啓発を実施			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	7	① b	「新エネルギーに関する市民向け意識調査」などを参考にしている。		
		② b	市場導入されて間もない機器であり、導入事例もほとんどなく、他都市に先駆けたモデル導入となっている。		
		③ c	事業初年度のため、検証は行っていない。		
2 有効性 (15点)	15	① a	発電表示の設置や視聴覚室での環境学習用ソフトなど多くの工夫を図った。		
		② a	関係機関との調整は図っており、事業の重複や欠落はない。		
		③ a	中期政策プラン、温暖化対策地域推進計画、市役所温暖化防止実行計画に基づき実施されている。		
3 目標達成度 (15点)	11	① b	単年度で設置完了が目標であったが、3年間のレンタル契約に変更して実施した。		
		② a	学校へのモデル導入は本市初めてである。		
		③ b	予定どおり設置完了していたが、普及啓発については次年度対応とした。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	太陽光発電設置校に設置したことにより、普及啓発面でのコスト削減が図られた。		
		② a	国の補助を導入している。		
		③ c	発注・契約方法の調整に時間を要した。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	適正に実施している。		
		② a	緊急連絡体制を整理し、設置施設などに配布した。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	モデル導入のため、社会的公平性にはなじまない。導入可能な業者すべてが参加して入札を実施しており公正性に適切なものとなっている。		
		② b	なじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	2	① c	次年度（平成18年度）にお披露目のためのイベントを実施予定。設置業者が作成するリーフレット等が遅れている。		
		② c	リーフレットの内容を調整中。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	市民（NPOや事業者等）が入った温暖化対策地域協議会の新エネプロジェクトと連携して、普及啓発活動を実施していく予定。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	環境負荷低減に向けた事業として実施している。		
総合評価 (100点)	72	B	温暖化対策の一環として、また環境教育への活用などのため、モデル的に本市で初めて学校に燃料電池を設置する事業であり、今後は普及に向けた検証を行っていく必要がある。		

事業の目的

ヒートアイランド現象緩和の対策の一つとして、建物の屋根面や壁面の高温化抑制が有効であると考えられている。そのため、緑地が不足する市街地において、良好な自然的環境を創出し、ヒートアイランド現象緩和の一助とするため建築物の屋上や壁面の緑化を推進する。

屋上緑化推進事業

点数	abc 評価	理由、説明等
7	① b	対象となるビルオーナーにはアンケート調査を行っているが、実績が2件；緑化面積44.9㎡という結果を考えると、ニーズの把握に問題があったと考えられる。
	② c	事業の見直しは行ったものの、平成16年度の実績4件；緑化面積105.2㎡より更に平成17年度実績は下がっている。
	③ b	官民の役割分担は整理されている。
5	① c	前年度と比べて実績が落ちており、原因分析が必要である。また、この事業効果をより一層高めるために、他都市での先進的な取組を参考にして事業展開を工夫する必要がある。
	② b	P Rについて、温暖化対策課、開発調整課と連携している。
	③ c	年間2件という実績からすると、施策に寄与する割合は低い。
9	① a	年間10件という目標を立てている。
	② b	ヒートアイランド現象緩和という事業目的に対して、目標水準は他都市とほぼ同様の水準である。
	③ c	実績は2件で、目標を大幅に下回った。
7	① b	募集ちらしのデザイン・構成を職員が行い、経費の節減に努めた。
	② c	検討していない。
	③ b	申請の受付から、審査会の開催、助成金の交付の有無の通知をスケジュールどおり行っている。
8	① a	横浜市屋上緑化等助成事業要綱に基づき実施している。助成基準も明確となっている。
	② b	扱っている情報は主に申請書であり、汎用の個人情報マニュアルで対応している。
6	① b	助成するかどうかは、審査会の審査を経ている。ただし、平成18年度は審査会を見直し、委員も追加することとされている。
	② b	他都市の状況を踏まえて、助成額を決定している。
8	① a	募集に関しては広報よこはま、募集ちらしの配布、ホームページなど多様な方法が取られている。
	② b	応募件数を上げるためには、P Rの内容及び方法等に一層の工夫が必要である。
3	① b	なじまない。
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。
58	C	事業を実施する前に対象となるビルオーナーにアンケート調査を行ってニーズのあることを把握していたが、今のところ目標を大幅に下回っている。 平成17年度は、補助条件を緩和したり、広報の充実を図ったが、その成果は十分ではなかった。 建物を対象にしたヒートアイランド対策がこの事業の目的であることから、屋上緑化に加え新しい外装材を用いた手法等についても費用対効果を考慮した上で検討するなど、補助のあり方を考える必要がある。

監査委員による事業評価

事業の内容		屋上及び壁面の緑化を施す民間建物に対して、その費用の一部(対象経費の1/2、50万円上限)を助成			所管局課名 環境創造局 環境活動事業課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	13	①	a	・実施結果等を踏まえ、毎年事業内容を検証し、市民ニーズと事業効果の観点から事業内容の見直しを行っている。 【見直しの具体例】助成対象の拡大、受付期間の延長	
			②	a	・社会情勢を踏まえ、事業内容を弾力的に見直している。 【見直しの具体例】助成対象の拡大	
			③	b	・事業の実施は民間主体で、行政はそれをバックアップするものである。	
2	有効性 (15点)	9	①	b	・各区における募集ちらしの配布、広報よこはま・ホームページへの掲載、記者発表資料の配布を行い、広報に努めた。	
			②	b	・ヒートアイランド現象の緩和策として制度が有効に利用されるよう、温暖化対策課と連携を図っている。 ・開発調整課の緑化協議と連携を図っている。	
			③	b	・事業が地球温暖化対策に基づいて実施されており、施策目標の実現に寄与している。	
3	目標達成度 (15点)	9	①	a	・目標が具体的に数値化されている。	
			②	b	・他都市の状況から想定される水準等を参考に目標を設定している。	
			③	c	・目標の2割に止まった。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	①	b	・募集ちらしは前年度のものをベースに職員が修正を加え、作成している。	
			②	c	・特に検討していない。	
			③	b	・事務処理手順を決め、迅速かつ効率的な事務手続きが図られている。	
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	①	a	・実施要綱に基づき、適正に実施されている。	
			②	b	・当課個人情報管理マニュアル等に則り、対応している。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	・審査会を設け、透明性、公平性を図っている。	
			②	b	・他都市の状況等も踏まえ、負担割合を決めている。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	a	・各区における募集ちらしの配布、広報よこはま・ホームページへの掲載等により、幅広い周知に努めている。	
			②	b	・助成要件の一つである「用途地域」を申請者が確認する方法に工夫が必要である。	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	・実施主体は、市民、事業者であり、それを行政がバックアップしている。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	・事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
総合評価 (100点)		70	C		地球温暖化対策の施策目標の実現に寄与する事業にもかかわらず、目標達成率が低すぎるため、市民ニーズや社会情勢に更に対応した取組が必要である。	

事業の目的		ヒートアイランド現象に関する基礎的研究を実施するとともに、ヒートアイランド対策技術の検証を行う。また、これらの研究結果を踏まえ、ヒートアイランド対策の取組方針に反映させる。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	平成16年に市民アンケートを実施してニーズを把握し、現象把握などを実施している。	
	② a	ヒートアイランド現象は地球温暖化に直接結びつくものではないとされているが、100年間の本市の平均気温上昇は全国平均よりも2.6℃高く、熱環境が悪化していることから、対策検討のための現象把握を行っている。	
	③ b	温度観測において、一部委託化などは図っているが、気象庁等でもヒートアイランドの状況を公表しており、代替について検討する必要がある。	
9	① b	精度は異なるものの、現象把握の成果は、今のところ、事業提案までは至っていない。	
	② b	ヒートアイランド現象は、広域からの影響が大きいいため、詳細度は異なるものの、神奈川県でもヒートアイランドに関する調査・研究を行っているので、活用できないか検討する必要がある。	
	③ b	ヒートアイランド現象は地球温暖化に直接結びつくものではないとされているが、対策となる事業は重複するものが多く、結果的に地球温暖化対策に対する寄与はあると考えられる。	
13	① a	温暖化対策課が中心となって実施したヒートアイランド対策の取組方針の策定に向けて研究成果をまとめることとされた。	
	② a	ヒートアイランドに関する観測は、東京都とともに他都市に先行して進めているものである。	
	③ b	研究成果は、ヒートアイランド対策の取組方針の策定に活用された。	
11	① a	気温観測のデータ回収やシミュレーションは業務効率を考慮して委託し、気温マップ、熱環境マップの作成など、民間業者では経験がなく十分な成果を得るのが難しいと判断したものは直接実施している。	
	② c	現段階では財源確保について特に検討していない。	
	③ a	ヒートアイランドの観測を遅滞なく実施するため、業務委託の早期発注手続きの実施や、他業務の実施スケジュールとの調整を図っている。	
10	① a	データ観測の基準は定まっていないが、他都市においても本市と同様に小学校の温度観測点を活用した測定方法を検討している。	
	② a	壁面緑化の設置等に当たっては、事故防止の仕様を盛り込むとともに、事故発生時の緊急連絡体制の確立に努め、安全に事業が執行されている。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
10	① a	夏のヒートアイランドの観測結果を10月に記者発表しているほか、気温観測結果を「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」に掲載したことなどにより、情報提供を積極的に行っている。	
	② a	得られたデータは、分かりやすく地図化、グラフ化して公開し、一般用、小・中学生用、専門家用に分けて作成されている。	
5	① a	和田町モデル事業では、横浜国立大学と協働した観測を行っている。また、各地で開催された打ち水作戦での温度観測等が地域との協働で行われた。	
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体は環境負荷の低減に直結するものではない。	
80	B	現状では、気象状況などの現象把握にとどまっており、今後、研究成果を具体的な事業にまで結び付けていく必要がある。また、ヒートアイランド現象の対策は、対象・規模に合わせた調査の方法を検討する必要がある。広域での連携が必要なものは、神奈川県、東京都等と連携して行うとともに、調査結果の活用、データの相互利用などを検討する必要がある。	

事業の内容		(1)気温観測地点を30か所から50か所に増設し精度を高めて測定 (2)環境気候図のシミュレーションを実施 (3)屋上緑化の効果測定を継続するとともに壁面緑化モデル事業を実施 (4)ヒートアイランド対策の取組方針に反映			所管局課名 環境創造局 環境科学研究所
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	ヒートアイランドシンポジウム(平成16年)の市民アンケート結果、ヒートアイランド対策検討委員会からの意見、和田町でのモデル事業での地元の意見、港北区でのグリーンサポーターの意見等を踏まえた内容となっている。		
		② a	近年、都市での熱環境の悪化は著しく、特に横浜市でも熱帯夜の増加が懸念されており、その対策を実施するにあたり、ヒートアイランドの現象把握、対策の効果について緊急な対応を図った。		
		③ b	民間で行える業務の委託化、機器等のまたは調査対象物のリースまたはレンタル化等を積極的に導入し、常に見直しを行った。		
2 有効性 (15点)	15	① a	気温、気象、GISなどの最新データを用いてシミュレーションなど必要な解析を行い、その結果を委員会で検討を行い、再度調査方法にフィードバックするなど事業効果を高める工夫をした。		
		② a	あらかじめ大学、他の研究機関など論文等を精査し、国、東京都、神奈川県、川崎市などの研究機関と連絡をとり重複や欠落のないように事業を展開した。		
		③ a	国で策定した、ヒートアイランド対策要綱との整合、横浜市地球温暖化対策地域推進計画、本市長期プラン、中期政策プラン等との整合を図った上で、地域特性に応じた調査研究の実施を行っている。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	17年度中にヒートアイランドの取組方針の策定をするために、研究成果が取組方針に反映できるよう調査研究のスケジュール管理を行った。		
		② a	本市で初めての調査であり、平成17年度の事業は壁面緑化の効果測定のための観測も含めるなど、取組方針策定にともなうアクションプランを視野に入れて事業を行った。		
		③ a	横浜市における環境気候図の作成を行い、などヒートアイランド対策検討委員会でもその活用をしており目標は十分に達成された。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① a	行政がになうべき業務は直接実施し、民間がより高い技術や経験を有するもの、業務上効率化を図れるものについて委託、リース等を活用してトータルコストを削減した。		
		② c	ヒートアイランドの調査研究事業では国等の対象事業がないので、財源確保が困難なため検討していない。今後の課題と考える。		
		③ b	ヒートアイランドの調査は夏期に集中する傾向があるため、早期発注の実施や他業務について時期をずらせた業務体制を組むなど円滑な業務執行のための工夫を行った。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	ヒートアイランド大綱や温暖化対策地域推進計画に位置づけられ適正に執行されている。		
		② a	栄第一水再生センターでの壁面緑化の設置、維持管理、撤去に関して事故防止の仕様を盛り込むとともに、事故時の関係者との緊急連絡体制の確立に努め、安全に事業を執行した。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	効果測定やシミュレーション事業を実施するにあたり、国、他都市の動向を踏まえると共に学術資料などの情報を参考にし、横浜市で行うべき水準を維持しながら行った。		
		② b	公共・公益的な施策を策定するための基礎的な調査・研究なのでこの段階での直接の受益者負担はなじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	夏のヒートアイランドの観測結果を10月に記者発表、気温観測結果をヒートアイランド対策取り組み方針に掲載、シミュレーション結果、壁面緑化観測結果を当研究所報等に掲載するなど積極的に情報公開に努めた。		
		② a	得られたデータはすべて分かりやすいような地図化、グラフ化して公開し、見学者や発表用に一般市民用、小中学生用、専門家用に分けてファイルを作成し、広い市民層に活用できるように努めた。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	和田町モデル事業での市民と協働した観測、各地で開催された打ち水作戦での温度観測、港北区役所屋上緑化グリーンサポーター(NPO)への情報提供等市民との協働して行った。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	ヒートアイランド対策事業は環境負荷低減のための事業である。		
総合評価 (100点)	88	B	17年度の実施事業はほぼヒートアイランド対策取組方針作成に活用することができた。しかし今後の具体的な施策遂行にあたりヒートアイランド対策技術への多様なニーズへ適切に対応していく必要がある。		

ヒートアイランド対策事業

事業の目的		ヒートアイランド現象に関する基礎研究の研究結果を踏まえ、ヒートアイランド対策の取組方針を作成する。	
点数		abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 事 業 評 価	15	① a	平成16年11月に市民アンケートを実施し、アンケート結果を分析している。取組方針は素案を市民に公表し意見を募集している。
		② a	本市の気温分布や風向分布、緑地分布、土地の利用形態、人工排熱の状況などを踏まえ、取組方針の策定に当たっている。
		③ a	学識経験者等による横浜市ヒートアイランド対策検討委員会(以下「委員会」という)を設置し、委員会での議論を踏まえ取組方針の策定に当たっている。
	13	① a	環境科学研究所と連携し、研究所が実施したシミュレーションを基に重点推進地域などを設定し、より効率的、効果的な事業推進を図っている。
		② a	庁内関係者によるワーキンググループを開催し、取組方針について意見の集約、調整を図っている。また、適宜、神奈川県・川崎市との連絡会や八都県市のワーキンググループで情報交換を行っている。
		③ b	施策目標の実現に寄与している。なお、取組方針では、平成37年度ごろまでに熱帯夜日数を現状から1割程度減少させるという目標になっている。
	11	① a	平成17年度はヒートアイランド対策の取組方針を策定することを目標にしている。
		② b	ヒートアイランドの取組方針を策定している自治体は数都市ある。なお、県内では本市が最初の策定となる。
		③ b	取組方針を策定することができた。
	11	① b	委託業務の発注に当たっては競争入札を実施し、経費の節減に努めている。
		② b	なじまない。
		③ a	委員会開催前には、庁内関係者によるワーキングを開催し、取組方針について意見の集約、調整を行っている。さらに、受託業者と打合せをしながら資料の作成、委員会の運営に当たっている。
	6	① a	「横浜市ヒートアイランド対策検討委員会設置要綱」により委員会を運営している。
		② c	事故発生への認識が十分でない。
	8	① a	取組方針(素案)を市民に公表し広く市民から意見を募集し、その結果を踏まえ取組方針を策定している。
② b		なじまない。	
10	① a	委員会は公開で開催され、議事録はホームページで公表しており、委員会終了後速やかに更新している。取組方針は概要版、リーフレットを区役所、市民情報センターで配布している。	
	② a	ヒートアイランド現象や対策の目標、取組方針、対策メニュー、具体的な事例についてわかりやすく表現している。	
3	① b	取組方針の策定に当たっては、市民や学識経験者などをメンバーとした対策検討委員会での議論や素案に対する市民からの意見募集を行っている。	
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体は環境負荷の低減に直結するものではない。	
80	B	取組方針で目標としている、平成37年度ごろまでに熱帯夜日数を現状から1割程度減少させるという目標については、熱帯夜日数の減少目標達成までの期間が20年と長期となっているので、市民が一日も早く取組の効果が実感できるよう積極的な対応が求められる。	

事業の内容		ヒートアイランド対策の取組方針の策定			所管局課名 環境創造局 温暖化対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	ヒートアイランド現象は、都市部の気温が郊外部に比べて高くなる現象であり、近年、大都市において顕著にみられる環境問題として注目を集めている。市民へアンケート調査を行った結果、「道路からの熱気」や「夜間の暑苦しさ」などに対して市民の関心が高い。		
		② a	ヒートアイランド現象は、過去数十年にもわたる都市化の結果として生じてきた環境問題であるだけに、対策に取り組むに当たっては、長期的視野に立ち、総合的な対策を効果的に進めていくことが必要である。		
		③ a	ヒートアイランド問題は、都市に生活するすべての人に係わる問題であるため、その対策には行政だけでなく、市民や事業者、行政各々が共通の認識の基に、連携して取り組んでいく必要がある。		
2 有効性 (15点)	15	① a	環境科学研究所が実施したシミュレーションを基に重点推進地域などを設定し、より効果的・効率的な事業を展開することとしている。		
		② a	神奈川県や川崎市とともに1県2市の連絡会を設置して、適宜情報交換をしている。また八都県市のワーキンググループでも情報交換を行っている。		
		③ a	「横浜市地ヒートアイランド対策取組方針」は、対策を効果的に推進するための基本方針や取組むべき具体的施策などについて取りまとめたものである。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	17年度内に本市のヒートアイランド対策の取組方針を策定する。		
		② a	ヒートアイランド対策の取組方針を策定している自治体は、県内では本市のみであり、全国的に見てもまだ数は少ない。		
		③ a	17年度内に方針を策定した。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	入札により委託事業者を決定している。		
		② b	特定財源や新規財源の確保は特に検討していない。		
		③ b	年3回の検討委員会の開催のため、委託事業者と打ち合わせをしながら、資料の作成及び検討委員会の運営を行っている。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	「横浜市ヒートアイランド対策検討委員会設置要綱」に基づき、検討を行ったものである。		
		② b	方針の策定事業であり、事故の未然防止等の考えは馴染まない。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	都市の高温化は、夏季の生活環境の快適性を損なうだけでなく、熱中症やストレスの増加など市民の健康や、生態系などへの影響も懸念されている。		
		② b	市の方針策定事業であり、受益者負担の考えは馴染まない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	ヒートアイランド対策検討委員会は公開としており、議事録も市のホームページで公開している。		
		② a	ヒートアイランド対策の取組方針の概要版及びリーフレットを作成し、市民に配布している。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	市民や学識経験者、事業者の代表などを検討委員会のメンバーとして、検討して頂いた。		
9 環境負荷の低減 (5点)	3	① b	計画の策定事業であり、環境負荷の軽減の考えは馴染まない。		
総合評価 (100点)	88	B	平成17年度内に計3回の検討委員会を開催し、3月に策定した。今後は、市民や事業者との協働により、ヒートアイランド対策を実施していく必要がある。		

酸性降下物の影響に関する調査

事業の目的		酸性雨のモニタリングを行うとともに、森林生態系や建造物、文化財への影響、湖沼の富栄養化への影響について調査する。また、これらの成果をもとに環境学習、啓発事業を支援する。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
9	① b	ホームページへのアクセス数や問い合わせをもって市民ニーズの把握に努めているとしているが、今後は、より具体的なニーズ把握の方法も検討する必要がある。		
	② b	酸性雨の影響及び酸性雨に関する市民の関心は、都市部では文化財等への影響にあり、郊外部では森林の保全にあるという具合に、異なる実態がある。本市の酸性雨調査、研究ではこの点に関して考慮されている。		
	③ b	検体の採取と分析などの一部は、民間検査機関に委託している。データの継続性や共同調査の実施は、委託の絶対的阻害要因であるとは考えられない。関係自治体と調整、連携してその対策を工夫するなどして、更なる民間委託の推進について検討する必要がある。		
9	① b	酸性雨の影響については、本市だけの調査、研究だけではその意義は限定的であるが、近隣の自治体とデータの共有や共同研究などを行うことによって実態や被害の状況をより一層明確に把握することができる。そうした観点から近隣自治体との連携が図られている。		
	② b	酸性雨の影響を広域的に把握して、その実像を明確にするとともに、関係自治体間でデータ解析等について役割分担をすることで重複を避けている。		
	③ b	酸性雨は、森林(植物)、土壌、文化財等の構造物に与える影響が大きく、その意味では人間の生存環境(地球環境)を保全する上で不可避な考慮要素である。したがってこの事業は、上位の政策、施策に合致するものである。		
11	① b	調査、分析した結果については、ホームページで定期的に公表しているものの、公表すること自体を目標とすることは、事業目標の設定としてはやや趣旨が違うものと思われる。調査、分析した結果を、市民が享受できる事業に活用することを目標に据えることも検討する必要がある。		
	② a	ほかの自治体にはない本市独自の調査項目を設定しており、これに追随する自治体もある。とりわけ器物に対する影響調査は、都市部に位置する本市の特性に合致したものであり適切である。		
	③ b	年間で計画していた項目の調査、分析は、ほぼ予定どおり達成したものの、降水中の多元素成分など一部の調査が未了であった。		
9	① b	分析カラム等一部の消耗品については、ほかの事業と共用して検体当たりのコスト削減に努めているが、調査の頻度や分析項目の再検討等、事業全体の見直しも必要と思われる。		
	② c	新規財源の開拓に関する検討が行われていない。		
	③ a	酸性雨調査ではほかの自治体との広域的な連携が不可欠であるが、関係自治体、機関との連絡調整を、できるだけ電子メールを活用して、会議の数を必要最小限にすべく努めている。		
6	① b	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例や、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク法に準拠している。		
	② b	薬品管理規定、廃棄物管理マニュアル等により適切に処理されており、これらのマニュアル等については、職員に周知徹底されている。		
6	① b	酸性雨による土壌、森林(植物)、文化財等の構造物に与える影響を、地域的なレベルで調査、分析し、その情報を市民に公表することは、市民の利益にかなったものと評価できる。		
	② b	市民全体を対象としているため、なじまない。		
10	① a	事業の成果は、記者発表、環境白書、副読本、ホームページ等多様な媒体で公表されている。		
	② a	情報提供のための媒体は多様であり、対象に応じてグラフや図表、イラストを用いるなど工夫されている。		
3	① b	調査、分析の成果を、わかりやすく、また広く市民に還元する一環として、「ふれあい社会人塾(10回)」「ふれあい子ども塾(5回)」を実施しており、市民意識の啓発に貢献している。		
3	① b	この事業実施に当たっては、ISO14001に準拠しており、環境負荷への配慮をしている。		
66	C	酸性雨が日常生活環境に与える影響をデータで裏付けている。今後は、事業によって得られたデータの一層の有効活用が求められる。		

事業の内容		(1) 1年を通して、すべての雨について降り始めの1mmと、その後の雨を採取し、酸性度や、雨水に含まれる重金属、有害物質を分析調査 (2) 文化財や歴史的建造物を中心に酸性雨による影響を調査			所管局課名 環境創造局 環境科学研究所	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	局 に よ る 事 業 評 価	11	① b	様々な機会を利用して市民ニーズの把握に努めている。特に、市民、企業、マスコミ等からは、影響に関する問い合わせが多く、影響に関するホームページ(HP)のアクセス数も多い。また、環境学習の要望も多い。		
			② a	調査当初は酸性雨の実態、生成機構の把握が重点であったが、市民生活にかかわりの深い土壌の酸性化や屋外器物への影響等の影響調査に重点を置くようにしている。また、成果を市民に積極的に知らせる環境学習にも重点を置いている。		
			③ b	データの継続性、共同調査の関係等から、民間への全委託はなじまない。しかし、一部簡易的なものについては民間に委託している。		
2 有効性 (15点)		15	① a	本市単独でなく、各自治体(神奈川県内、関東周辺の自治体、全国環境科学研究所)と連携して調査している。これにより、本市の酸性雨の実態、被害の程度が明確となる。		
			② a	各自治体と連携して調査しているが、データ解析等は役割分担し、省力化を図っている。		
			③ a	事業が上位の「環境保全の強化」、「環境活動の推進」の施策に基づいて体系だてて進められており、施策目標の実現に大きく寄与している。		
3 目標達成度 (15点)		13	① a	この事業の目標は、酸性降下物による被害を未然に防ぐことであり、このため、1年を通じ酸性雨を監視し、その状況を速報していくこと、各種酸性雨の影響を調査し、明らかにしていくことをノルマに設定。		
			② a	本市独自手法(降水毎、一降水全量、初期1mmを測定、一般は2週間毎、一降水全量)で酸性雨を詳細に監視している。また、器物に対する影響調査は、本市独自のものである。		
			③ b	達成している。三宅島火山ガスの影響により酸性雨が強まっていることを日本でいち早く速報、また、横浜は現在、日本の中で最も酸性雨のレベルが高い地域であり、器物影響が加速している状況にあることを明らかにした。		
4 経済性・効率性 (15点)		11	① a	分析コスト削減のため、他の事業と共有できる分析カラム等の消耗品は、できるだけ共用し、1検体当たりのコスト削減を図っている。		
			② c	過去において、分析機器に国庫補助が導入されていたが、現在は廃止されている。		
			③ a	電子メールの活用により、神奈川県、関東地方、全国環境研究所との共同調査会議の回数を減らすなど、スケジュールの進捗を図る工夫をしている。		
5 法規性・正確性・安全性 (10点)		10	① a	「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」第17条に基づき事業を実施している。また、事業の調査手法に関しては、国際的統一手法(東アジア酸性雨モニタリングネットワーク手法)に準拠し実施している。		
			② a	薬品管理、廃棄物管理等については、所内規定に基づき、適切に運用している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)		10	① a	事業の目標である酸性降下物による被害を未然に防ぐことは、一部の市民だけでなく、市民全体の利益になることである。		
			② a	市民の安全・安心に貢献することから、受益者は全市民といえる。		
7 説明責任・情報公開 (10点)		10	① a	事業の成果物は、記者発表、研究所報、報告書、環境白書、環境副読本等で公表しており、横浜の酸性雨の状況については、ホームページで2週間ごと、随時更新している。		
			② a	事業の成果物は、報告書、研究所報、環境白書等の専門的なものから、小・中学生、子ども向け用に図やグラフ、イラスト等でわかりやすくしたパンフレット、環境副読本等を作成し公表している。		
8 市民との協働(5点)		3	① b	ふれあい社会人塾、子ども塾を実施しており、これらを通じ、先生方、父兄方、地域の方々と連携して事業を展開していくことを模索している。		
9 環境負荷の低減(5点)		5	① a	この事業の目標は、酸性雨原因物質の軽減(環境負荷の軽減)であり、また、当事業を実施する際に生じる環境負荷に対しては、ISO14001に基づき対処している。		
総合評価 (100点)		88	B	東アジア地域は、現在、急速な工業化が進み、汚染量が激増している。このため、少なくともここ10年は酸性雨の状況、酸性雨の影響を注意深く監視していく必要がある。		

事業の目的		公共工事の設計、施工に当たって、地球温暖化や生物生息環境の保全など環境面で配慮すべき事項を定めるとともに、環境に配慮した取組を進め、環境負荷の低減を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
9	① b	公共工事事前評価制度など既に類似の制度がある中で、新たにこのガイドラインを必要とする市民ニーズの把握が不十分である。	
	② b	あらゆる面で環境問題への対応が求められる現在、公共工事のみならず民間工事においても環境に配慮することは必要である。	
	③ b	公共工事だけでなく、民間の工事においても環境に配慮する必要がある。本市が率先して行うことで民間に波及するかどうかは不透明であり、具体的な方策を検討する必要がある。	
9	① b	I S O 14001の一環として行うことを検討している段階である。	
	② b	関係のある都市整備局公共事業調査課、環境創造局温暖化対策課と制度の運用方法を検討しており、それぞれの役割についても今後調整が予定されている。	
	③ b	公共工事の進行過程全般にわたって、環境面で配慮すべき事項を定めたり、環境に配慮した取組を進めることを目指している。	
9	① b	事業種別ごとの環境配慮項目、方向性の整理が目標である。	
	② b	他都市では既に I S O 14001の中に位置付けて行っているところがある。	
	③ b	事業種別の環境配慮項目の整理を行い、I S O 14001の一環として行うことを検討している。	
9	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
	③ b	どのような工夫ができるか検討している段階である。	
6	① b	ガイドラインの策定に際しては、環境配慮への取組度合いを数値化する工夫を行う。	
	② b	なじまない。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
2	① c	平成17年度の取組を何も公表していない。	
	② c	平成17年度の取組を何も公表していない。	
3	① b	市民との協働について検討している段階である。	
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体は環境負荷の低減に直結するものではない。	
56	C	ガイドラインの策定を最終目標として、平成15年度から事業に取り組んでいるが、既存の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」や「公共工事事前評価制度」と重複する部分があるため、ガイドラインの方向性が明確になっていない。 また、平成18年度の策定を予定しているが、平成17年度は環境配慮の項目、方向性の検討にとどまっている。	

事業の内容		(1)事業を所管する部署が、詳細計画を決定する前段階で環境配慮について多様な視点から検討できるように、環境配慮型公共工事ガイドラインの内容を整理 (2)関係局と調整するための素案の作成			所管局課名 環境創造局 環境影響評価課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	環境創造局が行った調査では身近な住環境に緑のニーズが高いなどの市民の環境保全に関する意識が高いことが把握されている。		
		② a	環境配慮はあらゆる事業主の社会的な責任として求められており、公共工事の計画者、発注者の横浜市の対応も求められている。		
		③ b	公共工事の環境配慮は民間に担わせる問題ではなく、事業者である横浜市が主体的に取組み、民間事業者に率先して行動することにより波及効果をねらうものである。		
2 有効性 (15点)	9	① b	I S O 14001の取組の一部を組み込むことで成果を見えるようにする検討を進めている。		
		② b	都市整備局公共事業調査課、環境創造局温暖化対策課と制度運用方法を検討しながら調整を進めている。		
		③ b	横浜市環境管理計画の推進の一部にも位置付けられており、地球温暖化対策だけでなく公共工事の総合的な環境配慮を促進することをめざしている。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	事業種別ごとの環境配慮項目、方向性について整理を進めようとした。平成18年度中の策定をめざしている。		
		② b	地球温暖化対策の強化、ヒートアイランド問題への対応などをこれまでの実施設計、施工段階よりも前の段階でも検討する環境保全施策の新たな取組となる。		
		③ b	事業種別ごとの環境配慮項目の整理に留まった。他都市の状況把握し制度づくり、運用方法の調整を進めている。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	省エネルギー、生物生息環境の保全の推進などは、長期的な評価においては社会的なコストの削減につながっていくものと考ええる。		
		② b	なじまない。		
		③ b	これまでの公共工事のプロセスに組み込むことで手続を大きく変更しない工夫を検討している。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	工事における法令遵守は従来どおりであり、環境配慮は法令に規定されない範囲のより効果的な視点を用意する方向で検討している。環境配慮の取り組み度合い数値化の工夫も検討していく。		
		② b	なじまない。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	公共工事で取り組む環境配慮の指針であり民間事業を拘束するものではない。民間事業ではCSR(企業の社会的責任)としての取り組みが一部で進んでいる。		
		② b	なじまない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	ガイドラインによる公共工事の環境配慮の取組みは、I S O 14001の取組などで公表する方向で検討している。		
		② b	ガイドラインは公共工事の計画施工を行う行政職員向けのものだが、内容、表現は市民に理解を得られやすいものにしていく。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	市民との協働による公共施設の管理運営に関しての取組み推進についても検討していく。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	従来からの取組をさらに進める視点を整理し、各事業課が取り組んでいけるように構成することで、環境負荷の低減を進めることができるようにする。		
総合評価 (100点)	68	C	ガイドラインは公共工事の計画、設計、施工を行う各段階の所属の取組を進める視点を整理するもので、具体的な取組の大小、多様性を拘束するものとしいない予定です。		

環境影響評価審査事務費（CASBEE建築物環境配慮事業）

事業の目的		環境にやさしい建築物が造られるように、建築主に対して、省エネルギー対策や建築物の長寿命化、周辺のまちなみとの調和、緑化など、総合的な環境配慮を促すとともに、5,000㎡を超える建築物を建築する際には、環境配慮の取組の届出を求め、その概要を公表する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	アンケート結果、届出時の質問等を基に、評価軸を明確にしたり、質疑応答集を作成して効率的な運用が図られている。また、建築主の動機付けになるように認証制度が作られている。	
	② a	CASBEEを使用した届出制度は、全国で3番目の導入であるが、建築主の動機付けとなる認証制度を創設するなどの工夫が見られる。	
	③ a	建築主の自己評価ではあるが、行政が提出書類をチェックして公表することで、内容の確度が高いものとなっている。	
11	① b	市街地環境設計制度との連携や、建築主が環境創造局の関係制度の活用をするようPRしている。	
	② a	質疑応答集の作成に当たっては国や財団法人建築環境省エネルギー機構と考え方について調整されている。また、認証制度の適正運用についても事前調整している。	
	③ b	省エネルギー効果という点で、施策に寄与している。	
15	① a	明確な数値目標が立てられている。	
	② a	他都市の実績を踏まえ、それらを上回る目標を設定している。	
	③ a	当初の目標を上回っている。	
9	① c	コスト削減の工夫は特にしていない。	
	② a	手数料を徴収することも検討しているが、環境配慮型の建築物を促進することを優先して無償としている。将来、制度が軌道に乗った時点で、一部有料化することを検討課題としている。	
	③ b	現在は業務マニュアルが作成されていないが、質疑応答集を作成し、ホームページで公表している。	
6	① a	認証制度は要綱によって位置付けられ、届出と公表は条例に基づいている。	
	② c	想定される事故としては、審査関係書類の紛失、個人情報の漏れ、誤送付等があるが、未然防止策までは検討されていない。	
6	① c	既存対象物への適用も検討されたが、対応されていない。	
	② a	ラベリングのプレート作成の有料化も検討しているが、設計段階の認証制度であることから見送られている。	
6	① b	質疑応答集はこれまでに1回更新した。今後、適宜更新する。	
	② b	届出内容を公表することで、この事業の効果が上がるような仕組みとしているが、ホームページ上での公表がわかりやすいものとなっていない。	
3	① b	建築関係の団体には浸透している。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減を目的とした取組である。	
76	B	環境配慮の取組の届出があった建築物の概要を公表することが、建築主にとっての重要な動機付けになると位置付けられているが、ホームページでは、検索しにくいものとなっている。	

事業の内容		(1)平成17年7月からCASBEE横浜(横浜市版建築物総合環境性能評価システム)という評価手法を用いて、建築に際し総合的な環境配慮を促す制度を運用開始 (2)市民向けのパンフレットを作成 (3)ホームページで制度の概要を説明		所管局課名 まちづくり調整局 建築環境課
評価項目	点数	abc評価	理由、説明等	
1 適応性 (15点)	15	① a	制度実施時の講習会等においてアンケートを行い、建築主側のニーズの把握に努め、制度を効果的に運用するための検討を行った。	
		② a	CASBEEを使用した届出制度は、全国の自治体で3番目の導入であるが、建築主の動機付けとなる制度を創設することで、一歩進んだ取組みを行った。	
		③ a	建築主としては自己評価による届出を義務付け自助努力を促し、行政としては、良い取組みを後押しするとともに、市民に対する啓発を行う観点で事業を勧めている。	
2 有効性 (15点)	15	① a	市街地環境設計制度との連携(許可条件に付加)や、広く建築物の環境配慮の必要性について啓発することを目的に、分かりやすいパンフレットを作成し配布を行った。	
		② a	QA集や認証制度の創設にあたり、国土交通省や財団法人建築環境省エネルギー機構と調整を行った。	
		③ a	地球温暖化対策などの施策目標として、中期政策プランに位置づけられた制度として実施された他、より効果的に運用されるための工夫を行なった。	
3 目標達成度 (15点)	13	① a	年間の目標を、建築主の動機付けとなる仕組み造りと社会的な意識向上の両方の観点から年間を通しての作業工程を職場内で共有して行った。また、届出においてAランク以上が20%以上となるよう目標設定した。	
		② a	認証制度の創設は全国の自治体で初めてであるとともに、Aランク以上が20%以上の設定も他都市の実績を上回るものである。	
		③ b	当初の目標どおり適切に実施できた。	
4 経済性・効率性 (15点)	5	① c	基本的に手続きの中で誘導していく事業なので、コスト削減の工夫等は検討していない。	
		② c	新たに創設した認証制度においては、手数料を徴収することも検討したが、環境配慮型の建築物を促進することを優先し、無償とした。	
		③ b	初めての制度なので、係会議等の定期的開催により、届審査上の取り扱いにおいて共通認識を図りながら進め、QA等の作成も行った。	
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	6	① a	届出と公表は条例に基づき行われており、新たに創設した認証制度は要綱によって位置づけている。	
		② c	事故の未然防止等については検討されていない。	
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	建築主の自助努力により環境負荷低減を促す制度であり、他都市とも同様の手法である。	
		② b	地球温暖化対策など地球環境問題への対応と貢献が施策目標で、建築物の環境負荷の低減が事業の目的なので、受益者負担の観点は馴染まない。	
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	制度実施前に関係団体等に説明会を開催した。また、評価基準が明確となるようマニュアル及びQAを公表するほか、届出内容は審査が終了次第、随時ホームページ等で公表を行っている。	
		② a	届出内容の公表のほか、それらの取組みの事例集の公表やリーフレットの配布により、分かりやすく情報を提供している。	
8 市民との協働 (5点)	3	① b	関係団体等に向け、制度の説明会を行い建築物の環境配慮について理解を求めた。	
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減を目的とした取組みである。	
総合評価 (100点)	80	B	この事業は建築物の環境負荷等の低減を目的とし、建築主のインセンティブと社会的な意識向上の両側面からの優れた取組みがあるが、コスト削減や事故防止に関する検討も今後必要と考えられる。	

公共建築物省エネルギー推進事業（ESCO事業審査委員会費）

事業の目的		区役所や病院、市民利用施設などの既存公共建築物の設備改修において、民間の資金とノウハウを活用しながら、設備更新に係る初期投資なく省エネルギー化と維持管理費の低減を図ることができる「ESCO (Energy Service Company) 事業」を導入する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
15	① a	事業者の募集要項は毎回改訂しているが、その際、直接の顧客である施設管理者からヒアリングを行い、省エネルギーに寄与する要望で、受け入れられるものは募集要項に反映させている。	
	② a	CO ₂ の削減は全国的に取り組まれているとともに、ESCO事業に関する全国の取組状況は随時把握されている。	
	③ a	ESCO事業はまだ新しいもので、国の指針にのっとって作成しており、見直しは行っていない。ただし、募集要項はその都度見直しをしている。	
15	① a	応募状況は第1号事業から第5号事業まで、それぞれ5社、8社、5社、3社、5社であった。提案は各社とも工夫しており、十分競争原理が働いている。	
	② a	関係する環境創造局は民間を含めたESCO事業など市全体の環境施策を扱い、まちづくり調整局は、所管する約1,700施設（施設全体の76%）のESCO事業を担っている。	
	③ a	施策への寄与度は、CO ₂ 削減量の数値をベースに考えられている。この事業が予定されている19施設に導入されると、現在これらの施設から排出されているCO ₂ が9.3%削減される予定である。	
13	① a	平成17年度の目標は、2事業としている。	
	② b	ESCO事業導入計画に基づき年2事業のペースで進めている。他都市の取組状況、特徴は把握しているが、それに比べて本市が先進的かどうかは、他都市の執行体制が把握されていないため判断できない。	
	③ a	平成17年度実績は、予定より1件増え、3件を実施している。	
15	① a	民間のノウハウを活用するために提案を公募しているが、価格競争性もあり、コストダウンが図られている。	
	② a	民間資金活用型にできないものは自己資金型で行われており、NEDO（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の補助金をできるだけ活用している。	
	③ a	公募から6か月先のスケジュールを確定している。また、審査期間が短くなるよう、庁内にプロジェクトを設置して関係課の協力が得られるようにすることで、提案から最終審査まで1か月弱で終了するように工夫されている。	
8	① a	委員会です承された提案審査要領にのっとり、16項目についてチェックして事業者を選定している。	
	② b	施工段階の事業者責任については、一般の工事と同様に対応している。運用段階においては、緊急連絡網等が作成されている。	
10	① a	外部の専門委員のメンバー構成は建築専門家、学識経験者等で定員5名だが、現在は4名である。審査は事業者が持つ独自のノウハウ等が対象であり、守秘義務が生じるため公開できない。	
	② a	サービス料の設定の考え方については、委員にファイナンスの専門家があり、適切に議論されている。	
8	① a	事業の進ちょくに合わせて節目ごとに記者発表を行っているほか、ホームページにも掲載している。	
	② b	提案内容の比較は文章で公表されている。ノウハウに相当する数値根拠まで示すことはできない。	
5	① a	提案から設計、施工、維持管理、資金調達まで民間が行う事業であり、役割分担も明確になっている。	
5	① a	事業そのものが、環境負荷の低減に役立つ取組である。	
94	A	ESCO事業は、建物の設備改修に際し、民間活力と資金を可能な限り活用し、財政負担の軽減と省エネルギー化を実現する事業である。平成17年度に審査した3施設についても、エネルギーやコストの削減効果がはっきりしており、事業実施による効果は非常に高い。また、審査方法やスケジュール管理についても工夫がみられ、事業効果を一層高めている。審査結果の情報提供については、わかりやすさのための工夫が求められる。	

事業の内容		(1)平成16年度に「横浜市公共建築物ESCO事業導入計画策定事業報告書」を作成(ESCO事業の対象:19施設) (2)毎年2施設ずつESCO事業につなげるため、横浜市ESCO事業提案審査委員会による審査を実施			所管局課名 まちづくり調整局 保全推進課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	顧客は、一義的には施設管理者と想定している。事業実施に当たっては、施設管理者と事前に十分な調整を行っている。		
		② a	横浜市役所地球温暖化防止対策の有効な手段であると共に、財政難の中で、初期投資無く設備更新が図られている。		
		③ a	事業内容の提案から設計施工、資金調達までを民間が行うことで民間のノウハウを最大限生かしている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	提案を公募、審査委員会で審査することにより、事業者間の競争原理が働き、優秀な提案が採用されている。		
		② a	環境創造局との調整により、各々の役割分担を明確にしている。		
		③ a	横浜市役所地球温暖化防止対策の目標を達成するために不可欠な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	11	① b	E S C O事業導入計画において、年2事業の実施を目標としている。		
		② b	提案公募から、審査、改修工事の施工、事業開始後の計測・検証業務等、必要な手続きが多い。また、施設管理者との事前調整にも時間を必要とする。外部委員の負担も考慮すると適正な事業量といえる。		
		③ a	こども科学館を原局の要望により17年度事業としたため、年3事業の審査を行った。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	民間のノウハウを最大限生かせること、提案を公募とすることで、価格競争性もあり、コストダウンを図っている。		
		② a	民間資金活用型は、初期投資なく事業実施が可能。また、事業の実施に当たっては、自己資金型も含め、N E D Oの補助金を活用している。		
		③ b	E S C O事業導入計画に基づき計画的に事業を進めている。また、関係局とは連絡調整会議を実施し、手戻りがないようにしている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	「横浜市E S C O事業提案審査会の設置及び運営に関する要綱」にのっとり適切に事業が行われている。		
		② b	工事施工段階では、緊急連絡先を提出させるほか、定例会議を開催し事故防止に努めている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	外部の専門委員により構成するE S C O事業提案審査会で、公平かつ公正な審査を行っている。		
		② a	E S C O事業は光熱水費削減額の中からサービス料をE S C O事業者に支払うシステムであるため、適切な受益者負担となっている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	事業の進捗にあわせ節目ごとに記者発表を行っているほか、ホームページにも掲載している。		
		② a	一般市民が理解しやすいように、図を多用しているほか、用語解説をつけるなどの工夫をしている。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	提案から設計・施工、維持管理、資金調達まで民間が行う事業であり、役割分担を明確に規定している。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	事業そのものが、環境負荷低減を目的にしたものである。		
総合評価 (100点)	92	A	「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」におけるCO ₂ 削減目標を達成するために必要不可欠な事業といえる。平成16年度に策定したE S C O事業導入計画に基づき着実に事業を実施している。		

事業の目的		公共施設への省エネルギー設備の導入について調査するとともに、その手法、計画を策定し、CO ₂ の削減と省エネルギーを推進する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	計画策定に当たっては、現地調査、顧客としている施設管理者のヒアリングを実施し、事前に十分な調整が行われている。	
	② a	E S C O事業に適さない建築物にも省エネルギー設備を導入し、光熱水費、CO ₂ の削減を目指す計画の策定である。	
	③ b	学校、地区センター、地域ケアプラザなどは元々個々の規模が小さく、大規模施設を前提としたE S C O事業になじまない。そのため、こうした施設の省エネルギー対策として考えられた事業である。	
11	① a	E S C O事業との補完関係は適切である。学校、地区センター、地域ケアプラザなどは設計が類似しているため、同じメニューを多くの施設に導入することができ、手続等をパターン化し高い効果が期待できる。なお、E S C O事業、省エネルギー設備導入事業のどちらにも適さない51%の公共建築物は、個別対応となってしまう。	
	② c	平成18年度に関係局と予算要求に関することも含めて役割分担を調整する。	
	③ a	平成14年度からみてCO ₂ の削減量約5,000 t、削減率9.4%を見込んでおり、「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」の目標を達成するための貢献度が高く、上位施策にも大きく寄与しているといえる。	
13	① a	平成17年度の目標は計画を策定することとしている。	
	② a	小規模施設の省エネルギー対策を、計画的に実行するための計画を策定している例は見当たらず、チャレンジ性のある目標といえる。	
	③ b	平成17年度の目標は計画を策定することなので、達成できている。	
13	① b	省エネルギーのメニューに応じた施設ごとの費用対効果は算出しているが、計画策定段階での経費節減額は検討していない。	
	② a	導入計画の策定に当たっては、国の補助金（補助率100%）を活用している。	
	③ a	施設管理者へのアンケートを実施している。また、調査施設の選定に当たっては、各施設のエネルギー利用特性を代表する施設について調査し、効率的に計画を策定している。	
6	① b	「横浜市区省エネルギー設備等導入計画策定委員会設置要綱」に基づき、事業計画を策定している。	
	② b	なじまない。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
10	① a	ホームページで「横浜市区省エネルギー設備等導入計画策定委員会」の議事録を随時公表し、平成18年3月に「横浜市区省エネルギー設備等導入計画策定事業報告書」が完成した際は、概要版を公表している。	
	② a	議事録は公開している。また、工事の説明会のときに出向いて説明し、リーフレットの配布も行っている。	
5	① a	導入計画の策定に当たっては、外部委員、施設管理者から意見をもらっている。	
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、当該年度の取組は環境負荷の低減に直結するものではない。	
80	B	横浜市区省エネルギー設備等導入計画によると、E S C O事業としての事業性が低い公共建築物（学校、地域ケア施設、地区センター）においても、CO ₂ の削減、省エネルギー化が期待でき、今後は同計画に沿った着実な事業の推進が求められる。	

事業の内容		(1)ESCO (Energy Service Company)事業には適さないがCO ₂ の削減、省エネルギー効果が見込まれる施設の選定、省エネルギーの手法などを検討し事業計画を策定 (2)計画の策定に当たり、横浜市省エネルギー設備等導入計画策定委員会を設置			所管局課名 まちづくり調整局 保全推進課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	顧客は、一義的には施設管理者と想定している。計画策定に当たっては、現地調査、施設管理者のヒアリングを実施し、事前に十分な調整を行っている。		
		② a	CO ₂ 削減は地球規模の課題となっている。		
		③ b	公共建築物の省エネルギー化などの環境対策は、本市が先導的に取り組む必要がある。		
2 有効性 (15点)	13	① a	多数ある施設へ導入することで、省エネルギー効果を高める工夫をしている。		
		② b	今年度、関係局と調整を行い役割分担を調整することとしている。		
		③ a	横浜市役所地球温暖化防止対策の目標を達成するために不可欠な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	ESCO事業には適さないが、多数ある施設の省エネルギー計画を策定する		
		② a	小規模施設の省エネルギー対策を、計画的に実行する計画を策定している例は見当たらない。		
		③ b	「省エネルギー設備等導入計画」として目標どおりの成果を得た。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	省エネルギーを図ることで、CO ₂ の削減と共に光熱水費を削減することができる。		
		② a	導入計画の策定に当たっては、国の補助金（補助率100%）を活用している。		
		③ b	施設管理者へのアンケートを実施したほか、調査施設の選定に当たって、各施設のエネルギー利用特性を代表する施設について調査し、効率的に計画を策定した。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	該当しない		
		② b	該当しない		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	該当しない		
		② b	該当しない		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	施設管理者、利用者向けにリーフレットを作成し、積極的に啓発を行っている。		
		② a	一般市民が理解しやすいように、図を多用しているほか、用語解説をつけるなどの工夫をしている。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	導入計画策定に当たっては、施設管理者へのアンケート、ヒアリングを実施し、計画に反映した。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	事業そのものが、環境負荷低減を目的にしたものである。		
総合評価 (100点)	82	B	「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」におけるCO ₂ 削減目標を達成するために必要不可欠な事業といえる。平成17年度に策定した省エネルギー設備等導入計画に基づき着実に事業を実施していく。		

すず風舗装整備事業

事業の目的		ヒートアイランド現象の抑制策の一つとして、道路の舗装表面温度を降雨や散水により保水した水分の気化熱で低下させる「すず風舗装(保水性舗装)」などを実施する。散水は、商店街やハマロードサポーターの協力を得ることとしている。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	ヒートアイランド対策という大きな目標に対しては、市民ニーズにこたえているが、コストを踏まえた上での市民ニーズの把握などは行っていない。工事の実施に当たっては、関係者に個別に説明して理解を得ている。	
	② a	ヒートアイランド対策という社会ニーズにはこたえており、国や東京都の先行事例を参考に、今後の方向性を検討している。	
	③ a	すず風舗装(保水性舗装)と類似の国の補助メニューとして遮熱性舗装があるため、次年度は、それぞれの特性を踏まえて実施することを決めた。	
9	① c	より多くの人々が、涼しさを感じられ、散水の協力が期待できる箇所での実施を検討しているが、散水等の基準については、現段階では検討中である。	
	② a	国とは、補助採択に向けた調整を行っている。	
	③ b	横浜市ヒートアイランド対策取組方針に位置付けられているが、散水状況が把握されていないため、期待される効果が発揮できているかどうかは明確になっていない。	
15	① a	温度低減効果は、成果目標に設定していないが、数値目標は、年間の施工面積で設定しており、平成17年度は20,000㎡を目標としている。	
	② a	工事の実施に当たっては、本市独自の仕様書を定めるなどの工夫をしている。散水については、商店街やハマロードサポーターの協力を得るなどの工夫をしている。	
	③ a	年間の施工面積としては、当初目標を超える29,000㎡が施工できている。	
11	① c	平成18年度以降は「遮熱性舗装」を導入することになっているが、平成17年度は新工法採用などコスト面で工夫した点は見られない。	
	② a	新たな財源として、国庫補助制度の新設に向けて国に働きかけて、補助の導入を図っている。	
	③ a	すず風舗装の工事施行を遅滞なく進めるため、国への補助申請段階から地元調整を行うなどの工夫がされている。	
10	① a	道路法に基づき適正に実施している。	
	② a	施工計画の中で事故防止マニュアルなども整備され、関係職員の間にも周知徹底が十分図られている。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
10	① a	一般市民が見ても理解できるよう整備対策が実施され、ホームページ等で公表されている。整備済箇所には現地に看板を設置しているところもあり、未設置箇所についても設置するように調整されている。	
	② a	図を用いてわかりやすく説明している。	
3	① b	散水について市民に協力を依頼し、行政と地域住民との連携を図っているが、現段階で散水状況については、把握されていない。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
82	B	降雨がない場合は、散水によって温度低減効果が発揮されるが、散水の状況が十分把握されていない。このことについては、必要な散水量、散水頻度等を定めた基準の策定や効果的な散水方法の検討をするように、平成17年度定期監査で指摘済みである。	

事業の内容		平成17年度は、10か所、20,000㎡を施工			所管局課名 道路局 維持課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	15	①	a	道路のヒートアイランド対策として市民ニーズにこたえている。	
			②	a	社会情勢の変化に応じ要求される対策として他都市に先駆けて実施している。	
			③	a	国等の事例を参考にしながら、今後の進め方等を検討している。	
2	有効性 (15点)	13	①	a	より多くの人が、涼しさを感じられ、散水の協力が期待できる箇所で行っている。	
			②	b	事業の採択基準について国と連携を図っている。	
			③	a	横浜市ヒートアイランド対策取組方針に位置づけられており、年度計画に基づき実施している。	
3	目標達成度 (15点)	15	①	a	目標が具体的に分かりやすい形で数値化されており、かつ設定した目標が職場内で共有されている。	
			②	a	新たな基準を設定するなど、他都市に先駆けて行っている。	
			③	a	目標の事業量以上を達成している。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	①	b	将来の維持管理コストを考慮し、新技術を積極的に活用している。	
			②	a	新たな財源として、国庫補助事業の導入を図っている。	
			③	b	効果的な対策を図るため、早期完成を目指し事業調整を行っている。	
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	事業関係法令により適切かつ正確に実施している。	
			②	b	施工計画の中で決まっており関係職員の間にも周知徹底が十分図られている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	一般市民が見ても理解できるよう整備効果がホームページ等で公表されている。	
			②	b	馴染まない	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	10	①	a	一般市民が見ても理解できるよう整備対策が実施され、ホームページ等で公表されている。	
			②	a	整備内容、整備効果等を市民が理解しやすいよう工夫している。	
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	散水について市民に協力を依頼し、行政と地域住民との連携を図っている。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
総合評価 (100点)		88	B		市民ニーズや社会情勢に的確に対応しており、新たな財源の確保や新技術の活用を図っている。	

「③ 自動車公害対策の強化」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	8	① b	「自動車公害対策の強化」に関する市民アンケート等によるニーズ把握はしていないが、施策を構成する事業について低公害車導入の事業者アンケートを実施したり、道路行政全般について考えを聞く「ヨコハマの道路に関する市民意識調査」を実施したりして、市民ニーズの把握に努めている。 この施策の推進が市民満足度に結びついているかどうかについては検証されていない。
			② a	自動車台数の増加やディーゼル車によるCO ₂ や浮遊粒子状物質などによる大気汚染、騒音は依然大きな社会問題である。こうした状況を踏まえ、本市は「横浜市自動車公害防止計画」を指針として、発生源対策、事業所自動車排出ガス対策、道路構造・沿道対策などに取り組み、この施策を推進している。
	2 有効性 (10点)	8	① a	この施策の指針となっている「横浜市自動車公害防止計画」では、①発生源及び自動車交通量に関する対策の充実・強化、②大型貨物自動車対策の推進、③道路構造・沿道対策の推進の3点を重点項目に掲げている。これを踏まえて、この施策は低公害車の普及、バス、トラックへのPM（粒子状物質）減少装置の装着補助、ディーゼル車対策、幹線道路沿道の環境対策や交差点改良などを目的とした事業で構成されている。そこで示された考え方は、事業間の重要度、優先度の順位付けにも反映している。
			② b	施策を構成する事業を実施することで、ディーゼル車から排出される粒子状物質等の低減や低公害車の普及、道路沿道の環境改善などが進んでおり、この施策は、「良好な環境の確保」という上位の政策である「環境の保全と創造」の目的に貢献している。 しかし、個々の事業で具体的な事業効果の検証が行われていないため、どの程度上位の政策に貢献しているか明確ではない。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	「横浜市環境管理計画」の中で、自動車排出ガス測定による二酸化窒素濃度などの数値目標を示しているが、中期政策プランではこの施策の目標数値を示していない。施策を構成する個々の事業ではおおむね目標が設定されているが、そのほとんどが事業量であり、市民にわかりやすい数値目標となっていない。「横浜市環境管理計画」とこの施策の関係を明確にし、整合性のある数値目標を掲げる必要がある。
			② b	平成17年度については、「横浜市環境管理計画」で示されている目標が達成されたか不明である。施策を構成する個々の事業を見てみると、重要度の高い郊外部交通改良改善事業やスムーズ交差点プランで目標を達成できておらず、施策の目標を十分に達成している状況にない。
	小計 (30点)	22		本市では、自動車の排出ガス対策などを柱とした「横浜市自動車公害防止計画」を策定し、この施策の指針としている。同計画では、排出ガスの発生源対策の充実、強化などを重点項目として示しており、それに基づき低公害車民間普及促進事業やディーゼル車の運行規制事業などを着実に実施している。 しかし、同計画は平成10年度に策定後、既に7年が経過しており、その間の技術進歩等により必要とされる自動車公害対策も大きく変わってきている。
	事業評価計 (70点)	53		
	総合評価 (100点)	75	B	そこで、大気汚染物質の排出量を減らす発生源対策など同計画が重点として掲げている項目について、これまでの取組によって達成された成果を検証し、それらの結果や今後の取組をわかりやすく市民に公表することが求められる。

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	自動車排ガスによる大気汚染を改善するための施策を推進することで、住民の健康や住環境を守るという市民ニーズに応える施策である。
			② a	国の動向や自動車技術の状況を考慮するとともに、バリアフリーの考え方を取り入れるなど、社会経済情勢を踏まえて事業を実施している。
	2 有効性 (10点)	10	① a	バスや収集車に低公害車を率先導入するとともに、低公害車導入のための補助制度の実施、交差点の改善、自転車利用の促進など関連事業を総合的に組み合わせて推進することで効果をより高めるものになっている。
			② a	地球環境の保全や環境行動都市の創造を具体化する事業として位置づけており、上位の政策の目的又は理念に合致した形で施策が進められている。
	3 目標達成度 (10点)	8	① a	中期政策プランや例年実績あるいは関係機関との協議等に基づき目標設定を行っている。
			② b	ほぼ達成できているものもあるが、関係機関等との調整に時間がかかっているものもある。
	小計 (30点)	28		大気環境の改善を進める上で、発生源対策として、官民一体となって低公害車を普及促進していく必要がある。また、交通渋滞解消等のため、交差点の改善や自転車利用の促進など交通流や交通量の対策もあわせて推進していく必要がある。今後とも、様々な施策を総合的に進めることにより、自動車公害対策の強化を図っていくこととする。
	事業評価計 (70点)	58		
	総合評価 (100点)	86	B	

低公害車民間普及促進事業

事業の目的		環境への負荷が低い低公害車の普及を目指して、神奈川県生活環境の保全等に関する条例で規制対象のディーゼル車に民間事業者がPM(粒子状物質)減少装置を装着する際や、天然ガストラック等を導入する際に補助等を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
7	① b	低公害車の導入を検討している事業者に対してアンケート調査を行い、施策の参考としている。一般市民のニーズは、自動車公害対策の強化という社会ニーズにはこたえているが、具体的には把握していない。	
	② b	低公害車への誘導という方向性で事業を進めているが、LNG(液化天然ガス)車、CNG(圧縮天然ガス)車、HV(ハイブリッド)車、燃料電池車、PM(粒子状物質)減少装置取付などにおいて、どの方式の車に重点をおくというような、本市なりの長期見通しが検討されていない。	
	③ c	いつまで補助を続けるかというような事業のあり方については検証されていない。	
9	① c	関連する事業とともにその効果を検証することは行われていない。	
	② a	八都県市で連携して取り組んでいるほか、経済観光局の事業である「中小企業融資制度」とは、要綱改正の際に、その条件等について調整を行っている。	
	③ b	横浜市自動車公害防止計画における低公害車の導入に寄与している。	
11	① a	補助メニュー全体で、年間3,000台を目標にしている。	
	② b	例年の実績から設定している。	
	③ b	ほぼ達成している。	
11	① a	補助額については、国の補助制度による基準額をベースとしながら、補助対象や補助金額の見直しを毎年行っている。	
	② c	特に検討されていない。	
	③ a	局のホームページを活用した申請様式のダウンロードや、補助金事務手続の効率化など、効率的な受付事務を行う体制が整えられている。	
10	① a	横浜市生活環境の保全等に関する条例の中に「低公害車の購入、使用に努めること。」が盛り込まれ、補助制度については、要綱に基づき、適正に処理されている。	
	② a	交付決定通知書など、事業者へ書類を送付する際の誤送付防止対策や、申請者の個人情報に関する取扱いに対しては複数でチェックすることとされている。	
10	① a	環境負荷の大きさを考慮し、負荷の大きいトラック、バスを対象として補助が行われている。	
	② a	車種による補助額の決定は、国の補助制度の基準額をベースとして、適宜見直しがされている。	
10	① a	広報への掲載、局のホームページへの掲載のほか、自動車メーカーへの資料配付等、対象となる事業者に対しても広く周知している。	
	② a	申請様式には記載例を付けるなど、わかりやすいものとされている。	
3	① b	CNG車の普及については、協議会を設置し、事業者からの意見、要望等の情報交換の場としている。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
76	B	国の補助制度の動向を踏まえてはいるが、本市なりの導入計画がなく、LNG車、CNG車、HV車、燃料電池車、PM減少装置取付などにおいて、どの方式の車に重点をおくか、また、どの方式の車に対して、どのような補助をするべきかという考え方が明確でない。	

事業の内容		(1)ディーゼル車にPM減少装置を装着する際や天然ガストラック等を導入する際に補助を行い、低公害車への早期代替を推進 (2)CNG(圧縮天然ガス)スタンドの新設及び普及促進を図るため地域協議会を運営			所管局課名 環境創造局 交通環境対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	首都圏の深刻な大気汚染環境を改善する施策を推進することで、その地域に住む住民の健康を守り、住環境をよりよくしたいという市民ニーズに応える施策である。		
		② a	現行の自動車技術の動向を考慮しながら、低公害車への誘導策を進めていく必要があり、国等の規制、補助制度の動向を考慮しながら要綱を見直す等の事業を進めている。		
		③ b	現行の規制状況、国の施策等を考慮しながら、見直しを進めている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	低公害車等の普及促進のため補助制度等による支援を行うことは、その効果をより高めるものになっている。		
		② a	国、県等の補助制度の動向を考慮しながら、連携・調整を図っている。		
		③ a	横浜市自動車公害防止計画に則り、体系的に実施している。		
3 目標達成度 (15点)	11	① a	例年の実績による市民ニーズにより目標を設定している。		
		② b	堅実な目標を設定している。		
		③ b	ほぼ達成している。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	国等の補助金額を参考としながら、毎年補助金額の見直しを行っている。		
		② c	主には取り組んでいない。		
		③ a	局のホームページを活用した申請様式のダウンロードや、補助金事務手続きの効率化（データベースを活用）、自動車販売店への指導など、効率的な受付事務を行う体制を整えている。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	市条例のなかで、「低公害車の導入、使用に努めること」を定義するとともに、補助制度については、要綱に基づき、適正に処理している。		
		② a	交付決定通知書など、事業者書類を送付する際の誤送付防止対策や、申請者の個人情報に関する取り扱いに対しては複数でチェックするなど注意して事務処理を進めている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	環境負荷を低減する効果的な対策として、負荷の大きいトラック・バスを対象として施策を進めている。		
		② b	基本となる車両価格と低公害車の車両価格との差額を算出し、低公害車導入に当たっては、事業者にも一定の負担を担う形としている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	毎年広報への掲載、局のホームページへの掲載、事業場検査時による資料配付、自動車メーカーへの資料配付等、対象となる事業者に対して、広く周知している。		
		② b	申請様式には記載例を付ける等わかりやすいものを心がけている。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	CNG車の普及については、協議会の設置、要望等のアンケート調査を行うなど、低公害車を導入することを検討している事業者の意見を取り入れる場を設けている。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	この事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	80	B	この事業は、大気環境の改善を進める上で施策の柱のひとつとなるものであり、今後も低公害車を普及促進していく必要性は高い。このため、国の規制及び技術開発の動向を考慮しながら補助金等の見直しを進める必要がある。		

低公害バス集中導入事業（自動車事業会計繰出金）

事業の目的		NOx(窒素酸化物)やPM(粒子状物質)の排出量を抑制し、自動車公害による環境への負荷を低減するため、市営バスの低公害化を率先して推進する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	市民から直接、低公害バス導入の訴えを受けた例や、バスの排気管から出る黒煙の苦情があり、低公害バスを増やすよう要望もあるが、苦情、要望だけではなく独自の市民ニーズ把握方法の確立も必要と考える。	
	② a	低公害車を市営バスに集中導入している川崎市と東京都の調査を行い、併せて事業の見直しを行っている。	
	③ b	毎年、横浜市自動車公害防止計画推進報告書作成時に、民間バス事業者の低公害バス等の導入状況を把握している。	
13	① a	国等の補助金に関する情報を交通局と共有化し、より有利な補助制度を利用することで、低公害バス導入につなげている。	
	② a	交通環境対策課は補助金交付申請手続、繰出事務等を行い、交通局は導入した低公害バスの燃費（CO ₂ 削減量）調査や消費税額確定事務を行っていることで、役割分担が明確になっている。	
	③ b	低公害バスの率先導入により自動車公害防止には役立っている。	
11	① a	市営バスに毎年10台導入する目標を立てている。	
	② b	例年の導入実績により設定している	
	③ b	おおむね目標は達成できている。	
13	① a	新たに設けられた改造費を100%補助する制度を活用し、歳出削減に努めている。	
	② a	改造費100%の補助を確保している。	
	③ b	補助金の交付決定後、迅速に契約、発注をするために早期から準備をし、低公害バスの納入時期を早めて路線に投入しようと努めている。	
4	① b	国庫補助要綱及びNEDO（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助金交付規程に基づいて、補助金申請事務を適正に実施している。給付ベースでの繰出金の使い方については、今後検討していく。	
	② c	想定される事故防止マニュアルは整備していない。	
4	① c	市営バスには維持管理費を出しているが、民間普及促進事業では維持管理費を補助していないなど維持管理費の算定根拠が明確になっていない。	
	② b	市営バスには低公害車導入への差額分を市が補助し、民間バスには低公害車導入への差額分を市及び国が補助している。	
6	① b	ディーゼルバスと比較して排出ガスがきれい、燃費が良い、地球温暖化防止に役立つなど低公害バスの長所を各種環境イベントで説明したり、パンフレットなどに掲載している。	
	② b	バスの車体及び車室内に低公害車であることを表示している。また、最新低公害車の普及を図る大規模な展示会「エコカーワールド」に出展している。	
3	① b	横浜市自動車公害防止計画推進協議会を通じて関係各機関、事業者と低公害化された車両台数などの情報を交換している。	
5	① a	この事業自体が環境負荷の低減となる取組である。	
70	C	市営バス事業者への繰出金の中には、民間のバス事業者等への補助に含まれていない維持管理費が含まれているなど、維持管理費の算定根拠が明確になっていないため、検討する必要がある。	

監査委員による事業評価

事業の内容		(1)市営バスへの新型ハイブリッドバス導入に向けた費用の補助 (2)導入済のCNG(圧縮天然ガス)車や天然ガス充填設備の維持管理費等の補助			所管局課名 環境創造局 交通環境対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	市民の足である市営バスに低公害車を率先して導入することは、大気汚染の改善につながり、このことは市民の健康を守ることとなり、市民ニーズに大きく貢献している。		
		② a	今や二酸化炭素排出量の削減を目指す政策をとることは社会的な要求であり、最新の低公害技術を装備した低公害且つ省燃費なバスを導入している。		
		③ a	市民の足である市営バスに低公害車を率先導入することは民間バス事業者にも低公害バス導入の気運を高め、また自動車メーカーにも低公害バス生産に対する活力を発揮させている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	交通局が排出ガス性状の悪い古いバスを代替する際に、国等の補助制度の情報を共有するよう努め、実際に低公害バスの導入につなげている。		
		② a	低公害車の導入に関しては交通局等の企業局に対して国等の補助要綱を活用して導入を推進するため、導入推進の窓口となっている当課が綿密に連携を採って役割分担している。		
		③ a	横浜市自動車公害防止計画に則り、体系的に実施している。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	横浜市中期政策プランに盛り込まれている計画に基づいて導入が進められている。		
		② b	公営バス事業という厳しい経営環境の中においてこの事業を継続して実施し一定数の低公害バスを導入し続けることは意義のあることである。		
		③ a	常に最新情報を把握するように努め、有利な補助制度を活用して低公害バスを導入した。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	新たに設けられた改造費を100%補助する制度を活用し歳出削減に努めた。		
		② a	改造費100%の補助を確保した。		
		③ b	NEDO新技術総合開発機構によって補助事業が採択されると、速やかに低公害バスの契約・発注が出来るよう交通局と調整した。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	国庫補助要綱及びNEDO新技術総合開発機構の補助金交付規程に基づいて補助金申請事務を適正に実施した。		
		② b	申請に当たっては複数の職員によるチェック体制をとっている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	本来なら速やかに早期に全てを低公害バス化したいが、補助の財源面からも計画的に導入を行っている。		
		② b	利用する市民だけではなく道路沿道に居住する市民の環境改善に役立っている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	導入した低公害バスの車体外側及び車室内に低公害バスであることの情報を広報して低公害バスの意義を情報提供している。		
		② b	導入した低公害車の車体には低公害車の種類名を大書して市民にすぐ分かるように配慮している。また赤煉瓦パークで開催されるエコカーワールド等に出展して説明パネルを設置するなど普及啓発活動を実施した。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	自治体及び民間バス事業者が低公害バスの購入を進めれば、これに伴ってバスメーカーにおける低公害化技術の研究・開発に弾みがつく。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	この事業そのものが環境負荷の軽減に貢献している。		
総合評価 (100点)	82	B	大気汚染防止、健康被害防止及び地球温暖化防止の観点から市民ニーズに迅速に対応している。問題点としては低公害バスが購入時にまだ高額であることであり、CNG充填所の維持管理費等がかかることである。		

ディーゼル車の運行規制

事業の目的

神奈川県から事務の移譲を受け、粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の県内での運行を規制する。

点数	abc評価		理由、説明等
13	①	a	NO _x ・PM法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）によるPM（粒子状物質）削減効果が不十分であるとの判断から、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」による規制を実施している。
	②	a	自動車は移動発生源であり、広域的、一体的に規制すべきであるという横浜市環境審議会の答申に基づき、神奈川県から事務移譲を受け、県と一体で実施している。
	③	b	神奈川県の条例に基づく移譲事務であり、事業のあり方についての検証は県が行う業務である。
11	①	a	各検査を組み合わせることで、指導を受けた車両を使用する事業所に対して直接改善指導等ができる。また、八都県市で、荷主に対する働きかけをしており、効果が上がっている。
	②	b	流入車対策は横浜市だけでは効果が薄い。今後、国を含めた関係機関との連携、調整を図っていく必要がある。
	③	b	規制開始直後と比較すると、違反車両の割合が減少している。
11	①	a	路上検査14件、拠点検査108件、事業所検査560件という年間目標を立て、SPM（浮遊粒子状物質）の環境基準を達成する。また、課内会議で目標を共有し、毎月計画的に検査を実施している。
	②	b	神奈川県の条例に基づく規制を実施している。
	③	b	目標は達成できている。
13	①	a	人材派遣委託により検査の補助要員を確保し、立入権限のある職員とペアで行っている。
	②	b	神奈川県条例による移譲事務であり、実施検査件数に応じた事務移譲金が県から歳入される。
	③	a	神奈川県条例に基づいて事業を実施しているなかで、神奈川県・川崎市と連携はできている。
10	①	a	神奈川県条例に基づいて行われている事業であり、条例には規制基準や罰則が明確に定められている。検査のフローや手続についてマニュアルが整備されており、客観的な判断基準による実施が確保されている。
	②	a	事故防止マニュアルは整備しており、緊急連絡時のため、検査業務に当たっては携帯電話を持ち歩いている。
8	①	a	すべての規制対象車を検査することはできないが、規制対象車は明確に判別できる。
	②	b	なじまない。
6	①	b	規制の周知のため、各種業界団体を通じた広報、ラジオによる宣伝、その他自治体ホームページ等による情報提供を行っている。
	②	b	ミニリーフレットなど要点を集約した規制の概要版を作成し、配布している。
3	①	b	なじまない。
5	①	a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。
80	B		首都圏の一都三県がそれぞれの条例において、同様の規定で実施している。また、八都県市で、荷主に対する働きかけも行っており、効果が上がっている。今後は流入車対策について、検討が求められる。

監査委員による事業評価

事業の内容		(1)「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」等に従い、路上検査、 拠点検査、事業所検査、荷主検査を実施 (2)違反者に対し是正指導等を実施			所管局課名 環境創造局 交通環境対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	環境意識が高まる中、浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成のため実施しているものである。主要な移動発生源であるディーゼル車からの粒子状物質（PM）の規制をすることで住環境を良くしたいという市民ニーズに応えている。		
		② a	NOx・PM法によるPM削減効果が不十分であるとの判断から、法の適用に先行して平成15年10月から県条例による規制を実施している。		
		③ b	県条例に基づく行政による規制業務として実施している。		
2 有効性 (15点)	11	① b	路上検査、拠点検査、事業所検査を効率的に実施するとともに、県HPにおいて毎月の検査結果を公表し、適合状況の推移等がわかるようにしている。		
		② a	路上検査は、本市単独で実施の他、国土交通省及び神奈川県税務所の街頭検査と合同で実施することで重複を避け、検査回数の確保を図っている。		
		③ b	自動車公害防止計画の推進に則り、体系的に実施している。		
3 目標達成度 (15点)	11	① a	最終的な目標は環境基準達成であるが、日常業務においては実現可能な目標検査件数を設けている。		
		② b	PMの環境基準達成には、さまざまな固定発生源や移動発生源など排出源が多岐にわたり、総合的な取組が必要な難しさがある中で、条例に基づく規制を実施している。		
		③ b	市内の自動車排ガス測定局全局において、SPMの環境基準をほぼ達成した。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	15	① a	時限的な業務であるため、人材派遣委託により検査の補助要員を確保し、職員定数の増加を抑えつつ、コスト削減を図っている。		
		② a	財源については、県条例による移譲事務であり、実施検査件数に応じた事務移譲金が県から歳入される。		
		③ a	毎月、県、川崎市と連絡調整会議を設け、全体として手戻りのない進め方がされている。		
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	県条例により、規制基準や罰則が明確に定められており、関係法令の解釈・適用においても実務上の誤りがない。		
		② a	検査のフローや手続についてマニュアルが整備されており、客観的な判断基準による実施が確保されている。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	① b	規制の対象者について、業種、規模等を問わず対象としており、検査に当たっても、広く公平な検査を実施している。		
		② b	規制対応を図る事業者等に補助金を交付しているが、大気環境が改善されることで市民へ還元されている。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	6	① b	各種業界団体を通じた広報、ラジオによる宣伝、その他自治体HP等による情報提供により、規制の周知を図っている。		
		② b	ミニリーフレットの配布など、要点を集約した規制の概要版を作成し、市民、事業者が理解しやすいよう工夫している。		
8 市民との 協働(5点)	3	① b	規制業務であるため、NPOとの協働には馴染まない。		
9 環境負荷の 低減(5点)	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	80	B	市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しており、人員の委託化によるコスト削減も図りながら実施しているが、Nox・PM法の対策地域外からの流入車対策に取組む必要がある。		

八都県市首脳会議関連対策等事業

事業の目的		平成元年6月16日、第21回首都圏サミットで採択された「首都圏環境宣言」に基づき、八都県市が共同、協調して自動車公害対策事業を進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	八都県市の各自治体が大気汚染に関する市民ニーズを把握し、会議の場で意見交換を行っている。	
	② a	首都圏の大気環境を改善するため、八都県市が共同、協調して、自動車公害対策を推進するため、関係省庁へ要望行動を行っている。	
	③ a	粒子状物質減少装置審査会、低公害車の指定委員会は、学識経験者、専門家等の意見を聴取しながら進められている。	
11	① a	八都県市が共同、協調して取り組んでいる低公害車の普及やディーゼル車対策を推進するため、本市では他都市と協調し、低公害車民間普及促進事業やディーゼル車運行規制事業などに取り組んでいる。	
	② b	事務局は八都県市が毎年持ち回りで受け持っている。	
	③ b	横浜市自動車公害防止計画の環境目標の達成に寄与する事業となっている。	
13	① a	八都県市が協調、共同して対策を進めていくことが目標である。国の定める環境基準をすべての測定局で下回ることを数値目標としている。	
	② a	すべての測定局で、年間を通じ環境基準を達成することを目標としており高い目標設定となっている。	
	③ b	一部の測定局で環境基準を満たすことができなかった。	
11	① b	審査会、ワーキング等の開催に当たっては市の会議室を活用し経費の削減に努めている。	
	② b	なじまない。	
	③ a	電子メールによる意見集約や課題ごとにワーキングを立ち上げるなど、迅速で無駄のない対応のための工夫をしている。	
8	① a	会議は規約を設けて運営するとともに、規制等は条例に基づき適正に実施している。規制の内容は一都三県が同じ内容となっている。	
	② b	虚偽手続については、装置の指定要綱等に基づき八都県市として速やかな対応が行える体制を整えている。	
8	① a	粒子状物質減少装置審査会、低公害車の指定委員会は、学識経験者、専門家等の意見を聴取しながら進められている。	
	② b	なじまない。	
8	① a	本市ホームページにより取組内容等を公表している。ホームページは内容に変更が生じるたびに更新している。報道機関にも情報提供を行っている。なお、八都県市専用のホームページでも情報を提供している。	
	② b	ホームページでは専門用語の説明を掲載するなど、わかりやすい情報提供に努めている。	
3	① b	自動車メーカー等関連団体に、減少装置や低公害車にかかわるヒアリングを適宜行っている。	
5	① a	八都県市が共同、協調して、二酸化窒素やSPM（浮遊粒子状物質）の削減などの大気汚染の防止に寄与している事業である。	
80	B	八都県市首脳会議で検討された意見等を踏まえ、関係局の環境関連事業に対して積極的に調整を行い、大気環境を改善することが求められる。	

事業の内容		(1)八都県市首脳会議「大気保全専門部会」の開催 (2)関係省庁への要望行動の実施 (3)ディーゼル車対策、低公害車の普及			所管局課名 環境創造局 交通環境対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	首都圏の深刻な大気汚染環境を改善する施策を推進することで、その地域に住む住民の健康を守り、住環境をよくしたいという市民ニーズにこたえる。		
		② a	首都圏の大気環境を改善するため、八都県市で共同・協調して自動車公害対策を推進する取組を進めている。		
		③ a	八都県市として共同で進めている粒子状物質減少装置、低公害車の指定制度については、有識者による外部の意見も取り入れながら進めている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	首都圏内でディーゼル車の運行禁止条例に基づいて、一定の基準に満たない車両の運行を禁止するとともに、対策のための装置等の指定制度を設けるなどの施策を進めている。		
		② a	八都県市による連携・調整が図られている。		
		③ a	横浜市自動車公害防止計画に則り、体系的に実施している。		
3 目標達成度 (15点)	11	① b	ひとつの指標として「年間の環境基準の達成」を掲げている。		
		② a	高い目標であると考ええる。		
		③ b	条例施行以前よりは改善されてきている。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① b	審査会、ワーキング等各自治体の会議室を利用し経費の節減を図っている。		
		② c	特に行っていません。		
		③ a	電子メールによる意見集約や、課題毎にワーキング立ち上げ、個別に検討を行い取組を進めている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	八都県市として規約を設けるとともに、規制等は条例に基づき適正に実施している。		
		② b	装置の指定要綱等に基づき、虚偽手続きには八都県市として速やかな対応を行える体制を整えている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	有識者による指定委員会等を立ち上げ、市民からみても客観的な説明ができるような形で公表されている。		
		② b	環境への負荷の大きい自動車に対して施策を講じることにより、その使用者である事業者に適正な負担を求めている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	ホームページによる周知や、現在の改善状況など報道機関等に情報提供を行っている。		
		② b	専門知識が必要な部分もあるが、概ねわかりやすいものを情報提供している。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	自動車メーカー等関連団体との連携を図り、施策を進めている。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	この事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	80	B	この事業は首都圏の自治体が共同・協調して自動車公害対策を推進するものであり、広域的な対応に効果を発揮しているが、構成団体の協議が不可欠なためスムーズな実行が必要である。		

収集車等低公害化推進事業

事業の目的		収集車両等の低公害化を更に推進するため、ディーゼル車から低公害車への転換を進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	一般論としてニーズはある。古いディーゼル車の黒煙の苦情に対しては、適切に対応している。	
	② b	CNG（圧縮天然ガス）車やHV（ハイブリッド）車の導入について、他都市の状況は把握されていない。	
	③ a	収集業務が民間委託されていることに合わせて、車両台数は減らされている。	
9	① b	車両の耐用年数は、通常6年だが、NO _x PM法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）の範囲内で更新年限を延長している。	
	② b	この事業と類似する事業はないとされている。	
	③ b	車両更新、調達の事業であるので結果的には排出ガスが削減され、上位施策に対して寄与している。	
11	① a	当初計画では130台の更新（新規含む）を予定していたが、古紙古布回収用の69台は平成16年度に前倒しでリースし、61台を更新する予定であった。	
	② b	仕様の見直しやHV車の長期試用などの工夫をしている。	
	③ b	ほぼ、予定どおりの62台を更新している。	
13	① a	細かい装備の見直しにより、車両1台当たり30～40万円のコスト削減を図っている。	
	② a	この事業は、予算におけるメリットシステムの対象事業となっている。また、中古車を売却して収入としている。	
	③ b	業務課に収集計画を早期に策定してもらうことで、車両を迅速に発注できるようにしている。	
8	① a	NO _x PM法等関係法令にのっとり、適正に行われている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	一般競争入札を行っている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	環境創造局がまとめて公表している。	
	② b	収集車に、CNG車であることを表示し、低公害車を導入していることをPRしている。	
3	① b	なじまない。	
5	① a	この事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
72	B	収集車両等への低公害車の導入促進が求められる。	

事業の内容		収集車両等の更新に合わせ低公害車への転換			所管局課名 資源循環局 車両課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	15	①	a	G 3 0 推進を支える、分別排出に合わせた車両更新	
			②	a	低公害化の推進	
			③	a	低公害車導入について、民間の先導的立場であるべきか検証した。	
2	有効性 (15点)	15	①	a	車両更新年限の延長	
			②	a	重複なし	
			③	a	G 3 0 推進を支える、分別排出に合わせた車両更新	
3	目標達成度 (15点)	15	①	a	各年度ごとに更新車両台数を設定している。	
			②	a	仕様の見直しや電気ハイブリッド収集車の長期試用など、チャレンジ性は高い。	
			③	a	更新車両の調達	
4	経済性・ 効率性 (15点)	15	①	a	車両の仕様の見直しを行い、装備を簡素化してコストダウンを図った。	
			②	a	調達方法を購入からファイナンスリースとして、単年度の予算額を抑えている。	
			③	a	業務課との連携をとりながら、迅速な契約発注を心がけており、早期発注を実施した。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	自動車NOx・PM法等関係法令に則り、適正に行われている。	
			②	a	収集作業が安全に行えるようブレーキロック等装備している。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	a	契約は入札を行っており、適切なものとする。	
			②	b	非該当	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	「市民からの提案」への速やかな回答を実施	
			②	b	事業計画書の開示	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	非該当	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	最新排出ガス規制適合車の導入	
総合評価 (100点)		92	A		G 3 0 推進を支える車両更新を実施できた。また、ハイブリッドごみ収集車を試用できたことで、導入に向けての検討を行うことができた。	

事業の目的

主に都市計画道路の整備率が低く、幹線道路網の密度も低い郊外部において、交通環境の改善を図るために、国の補助が入る幹線道路及び接続する道路で渋滞の生じている交差点の平面改良（交差点拡幅、右・左折レーンの設置）を実施する。

点数	abc 評価	理由、説明等
11	① b	神奈川県第3次渋滞対策プログラムの中で示された横浜市内の44箇所の渋滞箇所の中から選定して工事を行っている。
	② a	都市計画道路や幹線道路の整備率の低い郊外部で渋滞の発生している交差点について、早期に効果発揮が見込まれる整備手法が図られている。
	③ b	法令に基づき道路管理者である本市が行う事業であり、この事業では民間がかかわる要素はない。
11	① b	国道1号や国道16号などで、国・神奈川県とも調整し、スムーズ交差点プラン、駅まで15分道路整備事業などと組み合わせて整備して、渋滞解消に取り組んでいる。
	② a	国道事務所、建設課、維持課、土木事務所で連絡調整会議を行っている。
	③ b	渋滞を緩和、解消することで、CO ₂ や排出ガスを削減し、自動車公害対策や環境の改善に資する事業である。
7	① b	場所の選定はされているが、完成期間を設定していない。
	② b	通常の整備スケジュールで計画されている。
	③ c	地権者との交渉、用地買収等が予定通りに進まず、平成15年度の事業スタートから現在まで整備できていない。
11	① b	再生材の利用などによる工事経費の削減を検討している。
	② b	用地買収や工事の施工にあたっては、国庫補助金の導入を予定しているが、平成17年度は工事实績がない。
	③ a	横浜市道路工事調整連絡会議で全路線を対象に年2～3回会議を行い、調整を図っている。今後工事に入れば、事業者と適宜打合せを行っていくこととしている。
10	① a	道路構造令や土木工事積算基準などにおいて、工事施工に関する基準が示されており、これら関係規定により工事が施工されている。
	② a	「土木技術職員のための手引き・土木工事施工要領」（平成18年3月改訂）が整備され、職員にも周知徹底が図られている。
8	① a	整備箇所の基準は、神奈川県第3次渋滞対策プログラムによる主要ポイント及び市民要望の高い交差点の中から、整備効果の高い箇所を選定している。
	② b	なじまない。
6	① b	局の事業概要や運営方針では説明している。
	② b	改良工事図面などを用いて説明している。
3	① b	市民と話し合う機会を設け、反映できるものはできるだけ実施する方向だが、実際に変更できる余地は限られている。
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。
72	B	平成15年度の事業開始以降、現在も主要幹線道路の2か所で事業中であるが、いずれも用地取得に時間を要し完成に至っていない。また、整備箇所の選定に当たっての判断基準を市民に公表する必要がある。 今後は、事業の優先順位の高い整備箇所について、個々の実情に合わせた対応を工夫し、事業を推進することが求められる。

監査委員による事業評価

事業の内容		杉田交差点、不動坂交差点の2か所の整備			所管局課名 道路局 建設課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	13	①	a	道路整備計画の策定や事業実施に際し、特に渋滞の激しく市民生活に大きな影響を及ぼしている、又は市民からの改善要望の高い交差点が選定されており、市民ニーズを踏まえた対応が図られている。	
			②	a	都市計画道路や幹線道路の整備率の低い郊外部で渋滞の発生している交差点について、早期に効果発揮が見込まれる整備手法が図られており、社会経済情勢を踏まえた対応が図られている。	
			③	b	郊外部の交通環境の改善を目的とした渋滞緩和の手法として交差点改良を実施しているため、道路法に基づき、道路管理者が事業を実施している。	
2	有効性 (15点)	11	①	b	関連する国県市等の整備計画に従い、一体的な事業推進を図っている。	
			②	b	関連する国県市等の整備計画との重複・欠落を図るため、個々の計画策定や実施段階で関係部署との連携調整を図っている。	
			③	a	運営方針等の上位施策に基づき事業を進めている。	
3	目標達成度 (15点)	9	①	b	事業予定期間を公表している。 事業期間は進捗に応じ適宜見直している。	
			②	b	関係機関・関係事業・関係権利者との調整を前提に整備スケジュールを設定している。	
			③	b	予定通り達成できる場合もあるが、関係機関・関係事業・関係権利者との調整により達成時期が遅れることもある。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	11	①	a	再生材の使用や建設発生土の工事間流用等コスト削減を図っている。	
			②	b	国庫補助事業の導入を図っている。	
			③	b	関係機関協議や占用企業者との連絡調整会議を定期的に行っている。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	道路法をはじめ、各種基準類、事務手続き等が明確に定められており、その解釈や適用においても実務上の誤りはない。	
			②	a	事故防止等マニュアルが整備されており関係職員にも周知されている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	都市計画道路や幹線道路の整備率の低い郊外部で交通環境の改善を促進するものでありサービスの提供基準が説明できる形で公表されている。	
			②	a	提供されるサービスは広く一般の用に供されており、適切な受益者負担となっている。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	進捗状況については、印刷物やホームページ等を利用して情報提供している。	
			②	b	完成事例や整備イメージ図を活用している。	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	必要に応じ市民との連携を図っている。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	ボトルネックの解消により渋滞や速度低下による環境負荷を低減することができ、環境改善が図られる。	
総合評価 (100点)		78	B		当事業は経済活動や市民生活の根幹をなす社会基盤の一部を構築するものであり、道路法において道路管理者による整備が定められている。事業への社会的関心や要求は高く、早期の目標達成に向けた取組とより高度の説明責任を果たしていく必要がある。	

スムーズ交差点プラン

事業の目的		郊外部において交通環境の改善を図るため、交通渋滞の生じている交差点について、右折レーンの設置などの平面改良を実施する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	市民からの改善要望は土木事務所で把握している。ただし、工事实施の有無の判断基準等はなく、相対的な判断で決定している。	
	② a	用地取得などの進ちょく状況を考慮し、施工範囲や線形を変えるなど現場の状況に合わせ、早期完成に向けた対応を図っている。交通バリアフリー法は、平成12年に施行され、道路局では、平成16年度から対応している。	
	③ b	法令に基づき道路管理者である本市が行う事業であり、この事業では民間がかかわる要素はない。	
13	① b	類似の事業としては、幹線道路における郊外部の交通改善事業(スムーズ交差点プラン)、駅まで15分道路整備があり、本事業とともにこれら事業が進むことで渋滞が緩和され、CO ₂ や排出ガスの削減が進む。	
	② a	建設課、維持課、土木事務所で連絡調整会議を行っている。	
	③ a	右(左)折レーンを設置し、渋滞を緩和、解消することで、CO ₂ や排出ガスの削減に努めている。	
9	① a	年間300メートルの整備が目標となっている。	
	② b	目標としている延長は過去の実績と同程度となっている。	
	③ c	平成17年度は用地取得が進まず、整備は進まなかった。	
11	① b	工事の実施に当たっては、他の工事と同様に、再生材を活用し、コスト削減に取り組んでいる。	
	② b	なじまない。	
	③ a	横浜市道路工事調整連絡会議や関係局区との調整会議(年3回)を実施し、手戻りのない執行に努めている。	
10	① a	道路構造令や土木工事積算基準などにおいて、工事施工に関する基準が示されており、他の道路工事と同様、これら関係規定により工事が施工されている。	
	② a	「土木技術職員のための手引き・土木工事施工要領」(平成18年3月改訂)が整備され、職員にも周知徹底が図られている。	
4	① c	環状2号線の外側を対象区域としているが、整備箇所の選定方法の明確な基準は定められていない。	
	② b	なじまない。	
8	① a	現地測量前、用地取得前、工事着手前に地元説明会を開催している。そのほか、個別の説明も実施している。	
	② b	改良工事図面などを用いて、わかりやすい説明に努めている。	
3	① b	なじまない。	
5	① a	交通渋滞を緩和解消することで、CO ₂ の削減、排出ガスの削減に役立つ取組となっている。	
74	B	用地取得の問題などから整備に遅れが生じている。優先順位の高い交差点については、早期整備を進めるための工夫が求められる。	

事業の内容		交通渋滞の生じている交差点について、右折レーンの設置など、交差点改良を実施		所管局課名 道路局 維持課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等	
1	適応性 (15点)	15	① a	各区土木事務所及び事業担当課に寄せられた市民からの要望や意見を最大限反映する事業内容となっている。	
			② a	当初計画にはなかったバリアフリーの考え方を事業実行の段階で取り込んでいる。	
			③ a	毎年度、完成箇所について事業効果を検証し、それを今後の事業に活かせるよう見直しを行っている。	
2	有効性 (15点)	15	① a	関係事業と組み合わせて事業を進めることで、事業の成果・効果を高めている。	
			② a	関係機関との事業の重複や欠落を避けるために、相互の連携や調整が図られている。	
			③ a	事業が上位の施策に基づいて体系立って進められている。	
3	目標達成度 (15点)	11	① a	目標が具体的に分かりやすい形で数値化されており、かつ設定した目標が職場内で共有されている。	
			② b	市の中期政策プランに位置づけられており、困難を乗り越え行う取り組みである。	
			③ b	当初の目標をほぼ達成している。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	① a	現道内の既存施設の改修や再生材などの既存資源の有効活用を図っている。	
			② b	馴染まない。	
			③ a	関係局区及び担当事業課との連絡調整会議を設けるなど、全体として手戻りのない進め方がされている。	
5	法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	判断の拠り所となる基準が明確に定められており、関係法令の解釈・適用においても、実務上の誤りが無い。	
			② a	「土木技術職員のための手引き・土木工事施工要領」などが整備され、関係職員の間にも周知徹底が十分図られている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	① a	実施基準について、客観的な説明ができるような形で公表されている。	
			② b	馴染まない。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	① a	ホームページ、地元説明会等の多種多様な広報経路を活用し幅広く周知に努めている。	
			② b	図や表形式でホームページに掲載するなど市民が理解しやすいような工夫をしている。	
8	市民との 協働(5点)	3	① b	馴染まない。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	① a	交通の円滑化により二酸化炭素排出削減などの効果をもたらすように、事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
総合評価 (100点)		88	B	当事業は市民からの要望や意見を事業に反映させ、手戻りのないような事業執行体制となっている。	

自転車道ネットワーク事業

事業の目的		歩行者と自転車の事故を防ぎ、市民が安全で快適な生活が送れるように、既存の広幅員の歩道を塗装により区分して自転車道とし、自転車をより多く活用してもらうとともに、環境問題にも役立てる。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	局で独自に「ヨコハマの道路に関する市民意識調査」を行うとともに、平成15年度には、整備効果の社会実験を行い、使用状況の調査やアンケート調査を実施して市民ニーズを把握している。	
	② a	国土交通省の自転車施策の方針に基づき、横浜独自の「横浜市自転車ネットワーク整備指針」を策定している。策定に当たっては、他都市の事例・状況を参考にした。	
	③ b	なじまない。	
11	① a	利用者の利便を考えて、整備に当たっては、色彩、標示等を統一することとしている。既存のサイクリングコースとも連携を考慮した計画にしている。	
	② b	色彩や標示等の基準については、横浜の事例を神奈川県内のほかの市でも活用できるよう、神奈川県警と調整しながら行っている。	
	③ b	自転車の利用促進により、自動車交通量を抑制するという効果を期待している。	
9	① b	平成17年度は整備指針の策定と一部施工であった。本格的な事業は、平成18年度から実施することになっており、具体的な事業量の目標設定は、平成18年度に設定することになっている。	
	② a	本格的な事業実施は、平成18年度であり、現段階では目標は設定されていないが、事業自体は他都市に先駆けて行う取組である。	
	③ c	関係機関との調整に時間を要したことなどから、平成17年度に一部施工する予定であったが着手できなかった。	
15	① a	既存のストック活用を基本としているため、新規に整備する場合と比べ、低コストで事業を進めることができる。	
	② a	国の自転車施策の動向を踏まえ、特定財源（国庫補助制度）を導入して、市費負担の軽減を図ろうとしている。	
	③ a	実際の事業着手前に、関係者と十分な調整を行っている。	
10	① a	判断のよりどころとなる基準を指針として定めた。	
	② a	安全性を確かめるため、事業着手前に社会実験（自転車走行実態調査）が行われている。	
6	① b	整備指針の中で整備箇所の選定を行っているが、事業の実施計画は平成18年度に策定する予定である。	
	② b	なじまない。	
8	① b	自転車の安全な利用を啓発するために配布される交通安全協会のチラシの中で説明している。	
	② a	交通安全協会が、毎年5月に開催しているキャンペーンで市民に配布しているチラシは、イメージ図を添付するなど、わかりやすいものになるように工夫されている。	
3	① b	なじまない。	
3	① b	実際の事業が進めば、環境負荷の低減が期待できる事業であるが、現段階では効果が予測できていない。	
78	B	総合交通計画の中で、自転車利用の位置付けが明確になっていない。利用者の認知度を高めるため、市域のみならず神奈川県内のほかの市にもこの事業と同様の整備が拡大できるよう、整備手法をマニュアル化するなど、事業効果を高める工夫をしている。	

事業の内容		(1)「横浜自転車道ネットワーク整備指針」を策定 (2)自転車道を一部整備			所管局課名 道路局 企画課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	局独自の市民ニーズ調査(ヨコハマの道路に関する市民意識調査)を行うとともに、公聴案件での市民の意見も認識し、事業執行の根拠としている。		
		② a	市民ニーズへの適応はもとより、増加傾向にある交通事故、環境負荷の低減、市民の高齢化等、都市の抱える課題に対応した事業である。また、自転車施策に関する国の動向や他都市の状況を調査・把握しながら、合理的な事業計画を構築している。		
		③ b	当該着眼点は評価に適さない。		
2 有効性 (15点)	13	① a	利用者(歩行者・自転車)にとってのわかりやすさ、認知度を高めるため、対象となる市内全路線を色彩、標示等統一した整備手法で計画している。		
		② b	県下で先進的取り組みであることから、警察(県警)との協議・調整を随時行い、役割分担を確認。なお、後発が予測される神奈川県、国道事務所等の道路管理者にも統一見解を示す予定。		
		③ a	中期政策プランの中で「利用しやすい交通体系の実現」に包括。交通施設の安全性・快適性の向上、環境への配慮を行う施策として位置付けられ、施策の目的に合致した取り組みを行っている。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	中期政策プラン内において計画を構築するとともに事業着手にとりかかるスケジュールとなっている。なお、整備を開始する平成18年度の状況を踏まえ計画事業量等の目標設定する。		
		② b	自転車走行空間の確保の取り組みは先進的なものであり、施策自身にチャレンジ性がある。また、計画事業量等の目標設定の際にもチャレンジ性のあるものとする。		
		③ b	関係機関との調整に時間を要したこと、また、効果検証のための社会実験を行うなど、慎重に事業を進めているため、事業着手時期がやや遅れている。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	基本的に既存ストックを有効に活用した取り組み(既存の広幅員歩道の一部を色明示等により自転車通行帯とする。)であり、大規模な改良等工事も伴わないことから、コスト面で優れている。		
		② a	国の自転車施策の動向を踏まえ、特定財源(国庫補助制度)の枠組みを導入し、市費負担の軽減を図っている。		
		③ b	計画構築においては、関係機関と定期的な調整を行い、手戻りのない進め方がなされている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	判断の拠り所となる基準が明確に定められており、関係法令の解釈・適用においても、誤りがない。		
		② a	事業着手前に事業の安全性を確かめるため、社会実験(自転車走行実態調査)を行っている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	計画構築中にあつたため、詳細内容であるサービスの提供基準等の公表はなされていない。(平成18年度「指針」を公表予定)		
		② b	市域全体及び市民全体へ向けた取り組みなので受益者負担の考え方は適用されない。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① b	平成17年度までは、当事業の紹介として、その概要を局事業概要や市交通安全協会へ協力要請し自転車啓発ちらしなどに掲載している。		
		② a	その概要を簡易にまとめ、イメージ図を添付するなど、わかりやすいものになっている。また、伝えたい情報が効果的な媒体を選んでいる。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	既存の広幅員歩道を活用することから、自ずとルート選定等が決定するなど、当該着眼点は評価に適さない。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	当事業は、NOx、SPM等の排出源の一部である自動車交通を自転車交通に転換させる作用をもち、事業そのものが環境負荷低減に役立つ取り組みである。		
総合評価 (100点)	80	B	当事業は、環境の保全に寄与するとともに、交通渋滞の解消、健康増進など様々な利点・効果がある。今後とも、市民の自転車利用を促進するため、利用環境の改善に先進的に取り組む事業として推進する取組である。		

道路特別整備事業（低騒音事業費のみ）

事業の目的		タイヤの走行音やエンジン音などの騒音を低減し、沿道の環境の改善を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① a	実態調査、苦情により市民ニーズを把握し、路線選定に反映している。	
	② b	市民の苦情等にこたえ、また、市内全体のバランスを考慮しながら舗装路線を選定している。	
	③ b	道路法に基づき、道路管理者（国・自治体）が事業を行うこととなっている。	
13	① a	低騒音舗装は排水性舗装でもあるため、騒音低減効果だけでなく、雨天時の交通安全に対する効果も得られる。	
	② a	関係機関との連携については、横浜市道路交通環境対策連絡会議を年1回実施し、環境創造局交通環境対策課等と連携している。	
	③ b	中期政策プランに基づき事業を推進し、上位施策に対しても寄与している。	
9	① b	数値目標を設定するのが困難である。国の補助金の範囲内にて実施路線を決定し、それ为目标としている。	
	② b	国の補助金の範囲内においての目標設定となっている。	
	③ b	予算の柔軟な執行により、当初計画より路線数が上回って実施されている。	
13	① b	使用材料などについて検討し、通常舗装と比較して極端に割高とならないようコスト削減を図っている。	
	② a	国庫補助事業を積極的に導入している。	
	③ a	基本的に道路の補修、拡幅、新設時期に合わせる工夫をして実施している。	
8	① a	道路法に基づいて執行している。	
	② b	工事等事故防止マニュアルが整備されている。	
8	① a	土木事務所が区民ニーズをとらえ、それを受けて市全体のバランスを見ながら、環境基準を基に効果的な対象路線を選定している。	
	② b	なじまない。	
8	① b	印刷物やホームページを利用して、情報を提供しているが、事業決定プロセスや進ちょく状況などは適宜情報提供されていない。	
	② a	各区ごとのマップ及びホームページに事業予定箇所を表示し、公表している。	
1	① c	平成17年度は具体的な取組が見られなかった。	
5	① a	この事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
76	B	整備箇所の選定などの事業決定プロセスや進ちょく状況について、情報提供が十分行われていない。	

事業の内容		平成12年度に旧環境保全局が実施した騒音実態調査を基に、環境基準を超えている路線(主要幹線道路)を対象に整備			所管局課名 道路局 企画課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	11	①	a	環状2号線など道路騒音に対する市民要望が強い路線について事業を実施している。	
			②	b	社会経済情勢や財政状況を踏まえ、優先的に整備すべき箇所を選定している。	
			③	b	道路法に基づき、道路管理者が事業を行っている。	
2	有効性 (15点)	15	①	a	本事業実施により、交通騒音低減効果だけでなく路面の排水性が向上するため、雨天時の交通安全に対する効果が高い。	
			②	a	他事業で実施した区間を含んで実施状況を把握しており、区界などについて実施主体の調整を行っている。	
			③	a	中期政策プランに基づき事業を推進している。	
3	目標達成度 (15点)	11	①	b	具体的な数値目標はないが、中期政策プランに基づき事業を推進している。	
			②	b	具体的な数値目標はないが、中期政策プランに基づき事業を推進している。	
			③	a	中期政策プランに基づき着実に事業を推進している。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	15	①	a	使用材料などについて検討し、通常舗装と比較して極端に割高とならないようコスト削減を図っている。	
			②	a	国庫補助事業を積極的に導入している。	
			③	a	基本的に舗装の補修にあわせて実施している。	
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	①	a	道路法に基づく道路事業として執行している。	
			②	a	工事等事故防止マニュアルが整備されている。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	①	a	環境基準を基に実施箇所を選定している。	
			②	a	環境基準を基に実施箇所を選定している。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	印刷物やホームページを利用して、情報を提供している。	
			②	b	各区ごとのマップに事業予定箇所を表示し公表している。	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	必要に応じて、市民との連携を図っている。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	道路交通による騒音を低減し、沿道環境改善を図っている。	
総合評価 (100点)		86	B	当事業は、舗装の補修に合わせて沿道環境改善を実施するものであり、道路法において道路管理者が実施することとなっている。また環境や交通安全に対する社会関心は高く、事業決定プロセスや進捗状況について、一層の情報提供を行っていく必要がある。		

「④ 有害化学物質対策と公害防止」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監 査 委 員 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	8	① b	この施策を推進するため、平成17年度に「環境管理計画に関する市民意識実態調査」を実施しており、市民ニーズの把握に努めている。なお、施策を構成する個々の事業のほとんどが法令に基づいて行われる規制業務、指導業務等である。 しかし、「横浜市環境管理計画」に関する市民の理解と浸透度は必ずしも十分であるとはいえず、周知のための広報に一層の努力が望まれる。
			② a	国内では様々な化学物質が使用されており、それらの中には環境中に排出されて人の健康や生活環境に被害を与える恐れが大きい化学物質も多く、排出規制等の対策が必要である。また、大気汚染や水質汚濁等の公害については、法令にのっとり引き続き対処する必要がある。 このような状況の中、緊急対応が必要となったダイオキシン類やアスベストの問題については、迅速に対処し必要な対策を施した。
	2 有効性 (10点)	8	① a	この施策の指針である「横浜市環境管理計画」では、公害（生活環境）対策の推進として①大気環境の保全、②水環境の保全、③地盤環境の保全、④有害化学物質対策の推進、⑤騒音、振動対策の5点を掲げている。この施策は公害の防止、法令で規制されている有害化学物質の排出等の規制、未規制の化学物質の管理等を目的とした事業で構成されており、「横浜市環境管理計画」に沿ったものとなっている。
			② b	この施策を推進することで、有害化学物質の適正な規制、指導や管理並びに公害防止が図られるので、この施策は、上位の政策の目的である「良好な環境の確保」に貢献している。しかし、個々の事業の具体的な事業効果の検証が行われていないため、施策の効果は明確ではない。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	この施策の目標は中期政策プラン、「横浜市環境管理計画」で公表されている。また、同計画の公害（生活環境）対策の推進に掲げられた5つの項目には、目標達成のための数値指標が示されている。しかし、目標を市民に周知するための工夫が必要である。
			② b	「横浜市環境管理計画」で目標達成のための数値指標が示されているが、施策を構成する個々の事業では、業務量を目標としていたり、目標自体が不明確であるなど、必ずしも施策の数値目標を意識したものとなっていない。そのため、どの程度この施策目標が達成されているか、市民にわかりにくい形になっている。
	小計 (30点)	22		人の健康に深刻な影響を及ぼす有害化学物質や生活環境の悪化をもたらす公害について、本市では「横浜市環境管理計画」の中で、良好な環境を維持するためにダイオキシン類等有害化学物質の環境基準を明確にし、それを指針としてこの施策を推進している。また、年次報告書を作成し、1年ごとにその達成状況を市民に公表している。 有害化学物質や公害に対する対策が計画に基づいて進められていることなどを、適宜、市民に周知することが必要である。
	事業評価計 (70点)	51		
	総合評価 (100点)	73	B	

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	10	① a	市民生活の安全・安心を守るため、PCB、ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染防止及び公害防止を推進する。このため工場や事業場等への規制指導等や市民からの苦情・相談の解決など市民生活の安全・安心を確保し、各種の環境問題に対して市民ニーズに応えるとともにさらなる対策の推進が求められている。
			② a	多様な環境問題に対応するため、環境関連の法律・条例に基づいて適切に事業者指導を行っている。また、より良好な環境を求める市民ニーズの高まりにより各種の環境・公害関係の苦情・相談を受け、その解決に努めている。 なお、要望・質問等及びその対応状況については、ホームページで公表している。
	2 有効性 (10点)	10	① a	規制・監視業務については、公正を期すために行政が行うことにより市民に安心を与えているが、官民の役割を考えて、民間に測定業務などを全部又は一部委託しているほか、事業者自身による計測を実施するよう指導している。
			② a	本施策は環境汚染の低減や複雑・多様化する市民要望への適切な対応など、都市生活型環境対策の推進を図るものであり、上位政策である「安全・安心な生活環境の確保ー環境保全の強化」の中核をなす施策として位置づけられまた、有効に機能している。
	3 目標達成度 (10点)	8	① a	市民に望ましい環境の状況として、環境基準のほか、横浜市環境管理計画の達成目標を設定し、市民にわかりやすく公表している。また、法律・条例の規制対象の事業場については、立ち入り件数などの数値目標を設定している。市民からの苦情・相談対応については、処理率の向上や速やかな対応を目標としている。
			② b	設定した目標を概ね達成している。市内の環境汚染の状況は、高度経済成長期に比べ長期的スパンで見ると大きく改善されてきたが、現在でも環境基準及び環境管理計画目標値を達成できていない一部の地域や項目がある。苦情・相談対応については、17年度処理率90%を達成し、年度当初の目標を達成した。
	小計 (30点)	28	/	公害防止に関しては国を挙げて取り組んでおり、本市も先進的取組を心がけてきている。市民生活の安全・安心を担保するために事業者等に対する規制指導をさらに強力に推進していくとともに事業者の自主的な環境問題への取組を支援していく必要がある。一方、多様化する環境問題に対する市民からの相談・苦情に適切で迅速な解決を求められており、市民の生活環境の向上のために、さらなる対策の推進を図る必要がある。
	事業評価計 (70点)	58		
	総合評価 (100点)	86		
			B	

ダイオキシン類対策事業

事業の目的		ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、事業所からのダイオキシン類の排出状況や環境中濃度の実態を把握し、事業者指導を進めるとともに、対策効果の確認等を行う。また、市民等への広報啓発を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	ダイオキシン類が社会問題化し、その発生源である焼却施設等の規制が図られたが、その後の市民ニーズを把握する仕組みが設けられていない。	
	② a	ダイオキシン類が大きな問題として取り上げられた平成9年と比較すると、95%が削減されており、これにあわせて、検査件数の見直しが行われている。	
	③ a	事業の中で、安い経費で委託できる部分は、委託により実施されている。	
11	① b	資源循環局所管施設においても別の法律に基づき独自に調査しており、その結果を踏まえて、調査対象の炉を選定するなどの工夫をしている。	
	② b	資源循環局所管施設の調査において重なる部分があるので、効率的な方法を検討する必要がある。	
	③ a	有害化学物質であるダイオキシン類が、確実に減少してきているため、有効な事業といえる。	
11	① a	市内の焼却炉数100施設のうち、平成17年度は、25～30施設を立入調査することとしている。	
	② b	過去の実績から設定したものである。	
	③ b	目標どおり達成している。	
11	① a	検出量が平成9年から95%カットされたことを受けて、リーフレットの配布を取りやめるなど、コスト縮減に取り組んでいる。	
	② b	なじまない。	
	③ b	委託については、受託業者とスケジュールについて調整している。	
8	① a	法律で定められた測定方法で、検査を行っている。	
	② b	検査のための採取は委託しているが、その際、事故のないように立ち会っている。	
6	① b	法律で規定された検査事業である。	
	② b	なじまない。	
4	① b	立入調査をしていることは説明しているが、結果については公表していない。	
	② c	立入調査の詳細については説明していない。	
3	① b	なじまない。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
72	B	廃棄物焼却炉の排出ガス、排水の測定に当たっては、自主調査の結果を踏まえて、調査対象の炉を選定するなどの工夫をしている。資源循環局との役割分担について効率化の検討が求められる。	

事業の内容		(1)稼働中の廃棄物焼却炉から出る排出ガスや排水のダイオキシン類の排出状況、及び大気、水質、底質、土壌、地下水の一般環境中のダイオキシン類の実態把握並びに事業者の指導 (2)一般環境の環境監視は、規模を縮小するが継続して実施			所管局課名 環境創造局 規制指導課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	ダイオキシン類が社会問題化し、その発生源である焼却施設等の規制が図られたが、法律に基づきその焼却施設の排出状況を確認し、指導するために行う事業である。		
		② a	法律の基準が守られているかの確認を実施する必要がある。また、焼却施設等の減少に伴い検査件数も見直しを行っている。		
		③ a	規制・監視業務であり行政が行うことにより、市民に安心を与える。		
2 有効性 (15点)	13	① b	全施設（約100）を調査することがベストだが、コストの関係で、その中から規模や施設の状況から判断して四分の一程度の施設の確認を実施した。		
		② a	本市特有の事業である。		
		③ a	事業を適正に行うことで、「環境保全の強化」に有効な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	規模、過去の状況等から勘案して四分の一の施設の調査を実施する。		
		② b	チャレンジできるものではない。		
		③ a	目標通り全て実施した。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	全面委託によりコスト縮減に努めている。		
		② b	一般財源から、前年度に要求して得ている。		
		③ b	法律で検査義務があり、法定の測定法で行っている。		
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	関係法令に基づき測定することになっている。		
		② b	検査のための採取は委託しているが、その際、事故のないように立ち会っている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	法律で規定された検査事業である。		
		② b	市民の安全のため実施するため、行政が負担している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	4	① b	この事業については、情報提供するものではないが、市民の安全のため立入調査している旨は公表している。		
		② c	詳細の説明はしていない。		
8 市民との協働 (5点)	5	① a	規制監視業務であり、行政単独の業務である。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	環境負荷低減のための監視業務である。		
総合評価 (100点)	82	B	市民ニーズにこたえて規定された規制業務であり、環境負荷低減に寄与している。		

地盤沈下対策事業	事業の目的		地盤沈下防止に係る規制、指導を行うとともに、地盤沈下状況を監視する。	
	監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等
		9	① b	地盤沈下の状況を把握し、市民生活の安全を確認する事業であるが、市民の個別要望は受け入れられていない。
			② b	関東地方の自治体（1都6県4市）及び国（国土地理院、オブザーバーとして環境省及び国土交通省）で構成している関東測量協議会で、毎年測量ポイントの協議を行い、お互いに情報を共有している。
			③ b	市民や有識者を交えての測量事業の見直しについては、検討したことはない。
		9	① b	関連している事業としては、条例に基づいた地下水揚水の許可や建設工事の届出等があり、地盤沈下に関する情報の共有化を図っている。
			② b	地盤沈下の状況は、国土地理院の要請により自治体が測量している。また、全国の状況について集計が行われ、毎年公表されている。
			③ b	上位施策である「有害化学物質対策と公害防止」に対して、典型的な公害に挙げられている地盤沈下の状況を正確に知る手段として活用されている。
		9	① b	関東測量協議会で定められた測量ポイントで実態把握をしている。
			② b	なじまない。
			③ b	予定どおり目標を達成している。
		7	① b	委託業務の発注については一般競争入札を実施し、コスト縮減に努めている。
			② c	新規財源の開拓は考えられていない。
			③ b	測量基準日は国で設定しており、情報の共有を国、関東測量協議会と行っている。
		4	① b	地盤沈下は、その他の公害と異なり、判定基準がない。
			② c	事故防止マニュアルについては整備されていない。
		6	① b	地盤沈下状況については、毎年記者発表しており、記者発表資料はホームページで公表されている。
			② b	なじまない。
		8	① a	1月1日を基準日として測量を行っており、その結果を地盤沈下報告書としてまとめ、毎年1回各図書館へ配布するとともに、ホームページ等で公表している。
			② b	地盤沈下の状況を示す全体図を使って、市民にわかりやすく説明するなどの工夫を検討する必要がある。
		3	① b	なじまない。
		5	① a	この事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。
		60	C	地盤沈下は他の公害と異なり、判定基準が定められていない。また、地盤沈下の状況を図で示すなど市民にわかりやすい公表をしていくことが求められる。

事業の内容		(1)精密測量(0.1mm単位)を毎年1月1日の前後1か月に全国一律で実施 (2)測量結果を市民に公開(販売) (3)測量結果を国に報告 (4)区役所への情報提供			所管局課名 環境創造局 規制指導課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	典型7公害のうちの一つである地盤沈下の状況を把握し、市民生活の安全を確認する事業である。		
		② a	実態調査等を実施することにより、最近、目立って多くなった企業による地下水利用やマンション建設工事等による排水など、地盤沈下を起こしうる原因の究明を図り、指導する。		
		③ a	地盤環境の監視業務であり、行政が行うことにより、市民に安心を与える。		
2 有効性 (15点)	13	① b	1/10mmまで正確な測量を行うに当たり、かなり高度な専門性を有している業者に委託せざるをえないが、競争入札を導入して効果的にコスト縮減を図っている。		
		② a	国土地理院の要請により全国の自治体が測量しており、地盤沈下の状況は全国集計され、毎年公表されている。		
		③ a	事業を適正に行うことで、「環境保全の強化」に有効な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	11	① a	実態の把握。		
		② b	チャレンジできるものではない。		
		③ b	経年的にみて測量地点数に減少があり、市内全体の把握が若干、難しくなっている。		
4 経済性・効率性 (15点)	9	① a	全面委託によりコスト縮減に努めている。		
		② c	一般財源から、前年度要求して得ている。		
		③ b	国で測量の基準日が設定されており、年度内実施は図られた。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	条例上の地盤沈下対策のための実態調査事業である。		
		② b	交通量が多い場所の測量など、危険がないように委託事業者を指導した。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	地盤沈下対策の実態を把握する上で有効な事業である。		
		② b	市民の安全のため実施するため、行政が負担している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	この事業については、毎年、地盤沈下報告書を製本印刷し、各区図書館へ配布するとともにホームページ等に掲載した。		
		② b	記者発表は行っているが、地盤沈下の状況を示す全体図などを公開していく方向で、市民に対してもう少しわかりやすい工夫を検討する必要がある。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	監視業務であり、行政単独の業務である。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	環境負荷低減のための監視業務である。		
総合評価 (100点)	78	B	市民ニーズに答えて規定された業務を、円滑に行うために実施したものであるが、今後市民や事業者に一層周知する必要がある。		

行政検体分析委託事業（水質）

事業の目的		法律等に基づく事業所等の立入調査や採水、分析結果をもとに規制指導を行い、公害防止や公害発生の予防を図る。また、水質事故や苦情等の原因究明や被害防止に役立てる。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	水質汚濁防止法や環境保全条例に基づいて行う監視・指導業務である。	
	② b	水質汚濁防止法や環境保全条例に基づいて行っている事業である。	
	③ a	検体の分析については、民間の分析機関で行っても業務上支障はないため、業務委託を進めてきた。	
11	① b	違反を発見した場合は直ちに指導しているが、違反を予防するような効果的な取組がなく、年ごとに違反事業者数にバラつきが出ている。	
	② a	神奈川県とは情報の共有化を図っており、国には法令に基づいて結果報告を行っている。	
	③ b	法令にのっとり、環境に悪影響を与えないよう、規制値の遵守を各事業者に指導している。	
11	① a	3期（1期：5月～7月、2期：10～12月、3期：2月～3月）に分けて、のべ704事業所に対して検査を実施した。	
	② b	前年と同程度の検査数である。	
	③ b	当初の計画どおり目標を達成した。	
11	① a	分析の委託費用の高いものについては環境科学研究所で行っている。	
	② b	法令にのっとり行っている検査、指導業務であり、評価になじまない。	
	③ b	当初のスケジュールどおり、業務を行った。	
6	① a	法令に従って事務を行っている。基準値も法令に明示されている。	
	② c	採水時の事故等に関するマニュアルは整備されていない。	
6	① b	法令にあるとおり、事業を行っている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	横浜市環境管理計画年次報告書で公表している。	
	② b	横浜市環境管理計画年次報告書には事業場立入状況、違反事業場の推移などを公表している。	
3	① b	なじまない。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
70	C	違反を予防する効果的な取組がなく、違反事業者が減っていない。検査による指導が中心になっており、積極的な予防対策が求められる。	

事業の内容		水質汚濁防止法、環境保全条例(「横浜市生活環境の保全等に関する条例」)に基づき、事業所などに立入調査し排水の分析等を実施			所管局課名 環境創造局 規制指導課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	15	①	a	水質汚濁防止法や市環境保全条例に基づいて事業場等を立入し、採水した検体を委託分析する事業であるが、事業場等を監視・指導を行っており、広い意味で市民生活の安全を確認する事業である。	
			②	a	昭和47年から継続されている事業であるが、事業者等への指導・改善により、河川・海域の水質改善に有効に寄与している。	
			③	a	規制・監視業務であり行政が行うことにより、市民に安心を与える。	
2	有効性 (15点)	13	①	b	法令等に基づく事業であり、現在のところこの方法しかない。	
			②	a	法令等に基づく事業であり、全国の都道府県や政令市などの自治体で同様な事業を展開している。	
			③	a	事業を適正に行うことで、「環境保全の強化」に有効な事業である。	
3	目標達成度 (15点)	15	①	a	事業場の規模や有害化学物質を扱っている等の判断基準から、立入事業場を選別している。	
			②	a	上記判断基準により、当初立入計画を策定している。	
			③	a	当初計画通り全て実施した。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	7	①	b	大半を委託してコスト削減に努めている。	
			②	c	一般財源から、前年度要求して得ている。	
			③	b	迅速性は特には必要ではなく、年度内実施は図られた。	
5	合规性・ 正確性・ 安全性 (10点)	8	①	a	関係法令に基づき監視するようになっている。	
			②	b	採水等は当課職員が行っており、採水時の事故防止については係会等で日頃より注意している。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	6	①	a	法令・条例等で規定された事業である。	
			②	c	市民の安全のため実施するため、行政が負担している。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	6	①	b	この事業については、情報提供するものではないが、市民の安全のため立入調査している旨は公表している。	
			②	b	詳細の説明はしていない。	
8	市民との 協働(5点)	5	①	a	規制監視業務であり、行政単独の業務である。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	環境負荷低減のための監視業務である。	
総合評価 (100点)		80	B	市民ニーズに答えて規定した監視業務であり、環境負荷低減に寄与しているが、財源確保が必要である。		

都市生活型環境対策事業（騒音振動測定）

事業の目的		市民の生活様式や価値観の変化により、新しい苦情が出てきている。それに合わせた評価方法をとるようになってきており、平成15年には条例化した。 規制緩和により工・商業地域への住宅建設が進み、住民からの苦情が多くなり、対応が必要となった。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	市民から寄せられる苦情は内容を分析し、評価方法等の改善の参考としている。	
	② a	都市生活型の騒音苦情（夜間営業による騒音等）の増加に伴い、横浜市生活環境保全等に関する条例（以下「条例」という）を改正している。また、工業地域への集合住宅建設に当たっては経済観光局と連携し、工場と開発業者が協定を締結して苦情の発生を未然に防ぐ対策を図っている。	
	③ a	事業の執行に当たり、官民の役割分担について検証を行い、行政は事業者指導を行い、騒音の測定業務を民間に委託している。	
11	① b	騒音等発生施設の中には、許可申請の必要な場合もあるので、許可申請担当部署と連携して対応している。	
	② a	工業地域での集合住宅対策については、経済観光局と役割分担を明確にしている。	
	③ b	「横浜市環境管理計画」の騒音、振動対策に係る目標の達成に寄与する事業である。	
11	① a	市民から寄せられる苦情に迅速に対応するため、苦情を受け付けてから10日以内に処理することや、年間解決率の向上を目標としている。	
	② b	過去の実績（おおむね12日）に比べると処理期間を短縮している。	
	③ b	ほぼ達成している。	
13	① a	測定業務の全面委託化により経費の縮減に努めている。	
	② b	なじまない。	
	③ a	まちづくり調整局、区役所等と必要に応じて連絡会を開催している。また、関係局と連携して合同で立ち入るなど工夫をしている。	
8	① a	ほとんどの事案（近隣騒音の規制指導を除く）を条例に基づいて、規制指導している。	
	② b	委託業務においては、特記仕様書に緊急時の連絡体制や個人情報保護に関する注意事項を記載して徹底を図っている。	
8	① a	条例に用途地域別、時間帯別に規制の基準が定められている。さらに、夜間営業や屋外作業に係る指針、指導基準も定められ公表されている。	
	② b	なじまない。	
6	① b	条例等の内容をホームページで公表している。測定結果は苦情者及び事業者の説明している。	
	② b	騒音、振動の規制基準等は、項目ごとに検索できるようになっている。	
3	① b	近隣騒音対策については、自治会町内会やマンション管理組合と連携して対応している。	
5	① a	騒音、振動の被害に対する適正な指導により、環境に配慮した良好な生活環境が維持されている。	
78	B	多様化する騒音苦情にも、迅速、的確に対応している。近隣騒音については、規制指導が行えるような規定の整備がされていない。市民への情報の公表については、可能な限り多くの広報媒体を用いるなどの工夫が求められる。	

事業の内容		(1)住民からの苦情に対し、現地で騒音、振動の測定を実施 (2)基準値を超える案件に係る指導の実施(近隣騒音の苦情については、測定を行いデータを参考として示す。その後は当事者間で解決してもらっている。)			所管局課名 環境創造局 規制指導課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	市民から寄せられる公害に関する苦情を処理するため、夜間営業及び屋外作業の騒音等測定は長時間にわたる測定のため、委託により実施している。		
		② a	入札により民間業者に委託している。		
		③ a	官民の役割分担について検証を行い、事業者指導については官が行い、騒音測定は民間委託している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	測定方法は決められており、現在ところこの方法しかない。		
		② a	本市特有の事業である。		
		③ a	苦情解決にあたり、事業者指導のために必要なデータを得るための事業であり、「環境保全の強化」に有効な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	苦情解決のために行っており、目標の設定はできない。		
		② a	予算の範囲内で実施している。		
		③ a	全て実施した。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	全面委託によりコスト削減に努めている。		
		② c	一般財源から、前年度要求して得ている。 費用負担を求められる事業ではない。		
		③ a	長時間の測定のため、日程調整等細かく連絡を取り合っており実施している。		
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	市条例に基づき適正に実施されている。		
		② a	測定による事故は無いが、個人情報の保護及び苦情者とのトラブルを起さないよう委託仕様書の中に記載している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① a	条例で規定された事業である。		
		② c	市民の生活を守るため実施しているので、行政が負担している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	この事業については、条例の内容をホームページ等に掲載し、市民等にかかるようにしている。		
		② b	条例の内容をわかりやすく記載している。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	事業者等の規制を主とする測定業務であり、行政単独の業務である。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	市民からの苦情を解決するための手段として測定を行っており、環境負荷低減のための取り組みの一環である。		
総合評価 (100点)	88	B	市民ニーズにこたえて実施した測定業務であり、環境負荷低減に寄与しているが、財源確保が必要である。		

廃棄物焼却施設解体工事対策費

事業の目的		廃棄物焼却施設の解体工事現場の周辺で常時モニタリングを行うことにより、周辺環境への影響を調査して指導を行う。		
監査委員による事業評価	点数	abc 評価	理由、説明等	
	13	① b	ダイオキシン類が社会問題化し、その多くの発生源である焼却施設の規制が図られたが、その後の市民ニーズを把握する仕組みは設けられていない。	
		② a	平成13年から要綱で指導してきたが、平成15年に条例に規定して指導してきている。	
		③ a	測定結果によっては、工事の中止を指導する場合もあるため、行政が担う業務であるといえる。	
	11	① b	常時監視においては、ダイオキシン類調査を連続で行うと、膨大な費用がかかるとともに、早急な対応ができないため、浮遊粒子状物質を連続測定して類推している。	
		② b	資源循環局所管施設の調査において重なる部分があるので、効率的な方法を検討する必要がある。	
		③ a	焼却施設の解体に伴いダイオキシンが飛散しないように監視指導することは、有害化学物質対策や公害防止に大きく寄与している。	
	9	① b	なじまない。	
		② b	条例に基づいて実施している。	
		③ b	なじまない。	
	13	① a	解体工事現場の特性により監視地点数を減らしたり、委託業者から本市への通報体制を一部見直し、委託費の削減に努めている。	
		② b	事業者の負担を検討したが、工事中止等の指導につながる業務であるため、市が負担することとした。	
		③ a	携帯電話等の利用によるデータ転送で、リアルタイムの監視を行っている。	
	10	① a	条例の規定により監視しており、判定基準には環境基準値を用いている。	
		② a	解体を行っている事業者には、事故時の対応、連絡網等について作成し、提出するよう指導している。	
	10	① a	対象規模は明確になっており、大規模施設は台帳で管理することで捕捉できている。	
		② a	事業者の負担を検討したが、工事中止等の指導につながる業務であるため、市が負担することとしている。	
	6	① b	当該事業の根拠である条例の内容をホームページ等に掲載している。	
		② b	条例の内容は掲載しているが、測定結果はわかりやすいものとなっていない。	
	3	① b	なじまない。	
	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
	80	B	一つの焼却炉解体工事に対して、資源循環局もかかわっており、効率化を図るための検討が求められる。	

事業の内容		(1)廃棄物焼却施設の解体工事現場の周囲で、大気中の浮遊粒子状物質の常時モニタリングを実施 (2)周辺環境への影響を調査して、条例に基づく規制指導を実施 (3)平成17年度は、栄工場、南部汚泥処理センターほか1施設で測定			所管局課名 環境創造局 規制指導課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	ダイオキシン類が社会問題化し、その多くの発生源である焼却施設の規制が図られたが、その焼却施設解体時にダイオキシン類の飛散により健康被害を心配する市民の安全を確認する監視であり、条例に規定された事業である。		
		② a	同上の理由から、平成13年から要綱で、また平成15年から条例で規定したもので、全国初の取組みである。		
		③ a	規制・監視業務であり行政が行うことにより、市民に安心を与える。		
2 有効性 (15点)	13	① b	常時監視の方法としては、現在のところこの方法しかない。		
		② a	本市特有の事業である。		
		③ a	事業を適正に行うことで、「環境保全の強化」に有効な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	焼却施設のうち周辺への影響が大きい大規模焼却施設の解体を全て監視することを目標にしている。		
		② a	全国でも唯一の取組みである。		
		③ a	全て実施した。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	監視業務全般を民間委託によりコスト削減に努めている。		
		② c	一般財源から、前年度要求して得ている。		
		③ a	携帯電話等の利用でリアルタイムの監視を行っている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	条例の規定により監視するようになっている。		
		② b	本市側は安全な測定機による監視であるため事故は考えにくいだが、連続監視できるよう委託仕様書の中で、委託業者に測定器のチェック等を定期的の実施させている。なお、解体を行っている事業者には、事故時の対応、連絡網等について作成し提出するよう指導している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	条例で規定された事業である。		
		② b	市民の安全のため実施するため、行政が負担している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	この事業については、条例の内容をホームページ等に掲載し、市民等にかかるようにしている。		
		② b	条例の内容をわかりやすく記載している。		
8 市民との協働 (5点)	5	① a	規制監視業務であり、行政単独の業務である。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	環境負荷低減のための監視業務である。		
総合評価 (100点)	86	B	市民ニーズにこたえて規定した監視業務であり、環境負荷低減に寄与しているが、財源確保が必要である。		

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策推進事業

事業の目的		浮遊粒子状物質、光化学オキシダントによる大気汚染の防止を図るため排出規制を行い、それらの排出量を平成22年度までに対平成12年度比30%削減する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	光化学スモッグについては、横浜環境監視センターで状況把握、注意報発令、被害受付等を行っている。	
	② a	平成18年4月1日から始まる規制がスムーズに実施できるように、VOC（揮発性有機化合物）取扱事業者アンケートや実態調査を行った。それを踏まえて、立入測定計画を策定し、苦情処理などの受付体制を整備している。	
	③ b	VOC取扱事業者が今後行う自主的取組に対する行政の支援方法について、国の委員でもある専門家の意見を聞いている。	
11	① b	実態把握調査と支援方法の検討については調査会社に委託し、その中で、専門家や学識経験者にヒアリングを行っている。今後は、業界団体へのヒアリングを行い、顕彰制度等について検討する予定である。	
	② a	神奈川県内の市町村とは、情報交換、連携等のための連絡調整会議を平成18年度に開催する予定である。	
	③ b	事業の目的は浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準の達成率を高めることであるが、実施は平成18年度からである。	
9	① b	平成18年度実施に向け実態把握と支援方法の検討を目標としている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	予定どおり目標を達成している。	
11	① a	実態調査と支援方法の検討については調査会社に全面委託し、コスト削減に努めている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	専門家を含めた検討会を開催するに当たり、スケジュールどおりに実施している。	
8	① a	改正された大気汚染防止法に従って実施されている。	
	② b	法令に基づく調査を行うように委託事業者には指導している。測定立会の職員の事故は想定しておらず、事故発生時の職員対応マニュアルは整備していない。	
6	① b	なじまない。	
	② b	なじまない。	
6	① b	説明会を2回実施し、ホームページ等に掲載している。	
	② b	更にわかりやすいリーフレット作成のために、平成18年度に業界団体からのヒアリングを予定している。	
3	① b	市民、事業者、行政の役割分担は「VOC排出抑制対策推進に関わる調査委託報告書」に盛り込まれている。しかし、具体的な役割分担については、今後検討していくこととなっている。	
3	① b	この事業は環境負荷の低減を目指しているが、当該年度の取組は環境負荷の低減に直結するものではない。	
68	C	実態調査の結果を踏まえ、早期に対応策を講じることが求められる。	

事業の内容		(1)平成18年4月1日からの揮発性有機化合物の排出規制実施に向けた実態把握 (2)排出調査及び取組の検討			所管局課名 環境創造局 規制指導課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	光化学スモッグ等により被害が出ているが、その原因物質を削減するために始まる規制である。		
		② a	新たな規制がスムーズに実施できるように、実態調査等を実施した。		
		③ a	規制・監視業務であり行政が行うことにより、市民に安心を与える。		
2 有効性 (15点)	15	① a	委託業者に委託し、専門家のヒアリング等により事業を進める条件を付している。また、実態調査には職員が立ち会い。学識経験者からのヒアリング時には職員が立ち会った。		
		② a	本市単独の事業である。周知に関しては、2回にわたって事業者には郵送で周知するとともに、神奈川県内の市町村とともに説明会を実施した。		
		③ a	事業を適正に行うことで、「環境保全の強化」に有効な事業である。		
3 目標達成度 (15点)	13	① a	円滑な法施行と有効な排出抑制のための実態の把握と支援方法の検討。		
		② a	先進的に調査を実施した。		
		③ b	支援方法に若干の困難性があった。(補助金交付等)		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	実態調査と支援方法の検討は全面委託によりコスト縮減に努めている。		
		② b	一般財源から、前年度要求して得ている。		
		③ b	迅速性は必要なく、年度内実施は図られた。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	8	① a	改正大気汚染防止法の円滑な施行のための事業である。		
		② b	事業所におけるガス採取時に危険がないよう公定法に基づく調査を行うよう、委託事業者を指導した。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	改正大気汚染防止法の円滑な施行のための事業である。		
		② b	市民の安全のため実施するため、行政が負担している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	4	① b	この事業については、説明会を実施するとともにホームページ等に掲載した。		
		② c	さらにわかりやすいリーフレット等の作成が必要と思われる。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	規制監視業務であり、行政単独の業務である。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	環境負荷低減のための規制監視業務である。		
総合評価 (100点)	82	B	市民ニーズにこたえて規定された業務を、円滑に行うために実施したものであるが、他都市と共同できる部分は共同し、市民や事業者に一層周知する必要がある。		

化学物質総合対策事業

事業の目的		化学物質による環境汚染を未然に防止するため、有害化学物質で未規制の物質のリスク管理の普及、啓発を行うとともに、事業者に管理の徹底及び無害物質への代替を図ってもらう。			
点数		abc 評価		理由、説明等	
監 査 委 員 に よ る 事 業 評 価	11	①	a	対象事業者や有害化学物質の問題に関心の高い市民には、アンケート調査等を行いニーズ把握に努めた。また、緊急対応が必要となったアスベスト問題については、「アスベスト対策会議」を設置し、課題に対処した。	
		②	b	国も化学物質対策の見直しをしており、意見交換している。神奈川県、川崎市の状況も把握している。	
		③	b	事業者が化学物質を管理し、市民が知識と理解を深め、本市が情報提供や情報を共有する場を設定し、今後、三者でこの事業のあり方について検討する必要がある。	
	11	①	b	多くの市民が、意見交換会等の成果を共有できるよう工夫が必要である。	
		②	a	特に緊急対応が必要であったアスベスト問題においては、本市の事務局として、国や神奈川県、川崎市と連携をとって対策に当たった。	
		③	b	「横浜市環境管理計画」の中にある「有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている」という目標にあった取組である。	
	11	①	b	「横浜市環境管理計画」にある取組を目標としている。	
		②	a	アスベスト問題に関しては、事務局として迅速かつ的確に対処した。	
		③	b	予定どおり目標を達成している。	
	9	①	c	事業を行う上でのコスト削減に向けた検討をしていない。	
		②	b	なじまない。	
		③	a	電子メールの活用により、形式的な会議の回数を減らすなど、スケジュールの進ちょくを図る工夫をしている。	
	10	①	a	P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）等の根拠法令に従って事業を行っている。作業の解説本やマニュアルも整備している。	
		②	a	事故防止マニュアルは整備されており、職員にも周知徹底されている。	
	6	①	b	公募した市民との意見交換会や事業者向けの懇談会等を開催して、普及啓発を図っている。	
②		b	なじまない。		
8	①	a	アスベストについては、ホームページ以外にも広報よこはま特集号で全戸配布した。		
	②	b	風評被害や市民が不安に陥らないような情報提供について検討している。		
3	①	b	今後市民、事業者、行政の意見交換を行う場を設置する予定であるとされている。		
5	①	a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
74	B		市民への有害化学物質に対する知識の普及、啓発という点では、情報提供のあり方を検討する必要がある。緊急対応が必要になったアスベスト問題については、本市の事務局として、関係機関との調整や対策などに迅速かつ的確に対応した。		

事業の内容		(1)化学物質を取り扱う市内事業者に対する、化学物質の適正管理に関する周知、報告書の徴集等の実施及び自主的な管理の促進 (2)市民に対する、広報などを活用した化学物質に関する啓発活動の実施			所管局課名 環境創造局 環境管理課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	P R T R法対象事業所を対象にアンケート調査を実施するとともに事業者 に気付きを促し自主管理を促進した。また、市民・事業者を対象とした意見交 換会を実施し、本事業にフィードバックしている。		
		② a	化学物質の適正管理について、事業者に自主的取り組みを促進するととも に、急遽発生したアスベスト問題について「アスベスト対策会議」の事務局 として対策の推進を行っている。		
		③ a	事業者は、化学物質の自主的に適正管理を行う。市民は化学物質に関する知 識と理解を深める。本市が市民・事業者・本市が情報を共有できる場を設け ることなどにより、環境汚染を未然に防止する枠組み作りを推進している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	P R T R法対象事業所を対象にアンケート調査を実施、市民・事業者を対象 とした意見交換会を実施するにあたり民間委託による手法を入れることによ り的確な成果を上げた。		
		② a	化学物質の総合窓口として、また「アスベスト対策会議」の事務局として関 係局区及び関係機関と情報交換等を積極的に行い、事業の重複・欠落のない よう対策の推進を行っている。		
		③ a	横浜市環境管理計画、中期政策プランに位置付けられ、目標達成に向け寄与 している。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	目標について、明確な数値として表せないが達成すべき事項を明確にした。		
		② b	化学物質については、事業者に規制指導を実施してきたが、新たに事業者に よる適正管理の自主的取組みを促進するものである。「アスベスト対策会 議」事務局として対策の推進を迅速かつ適切に行っている。		
		③ b	アスベスト問題について、「アスベスト対策会議」事務局として対策の推進 を迅速かつ適切に行っている。		
4 経済性・ 効率性 (15点)	9	① b	本事業そのものが環境負荷の低減、環境汚染を未然に防止するものであり、 環境汚染への対応にかかる負担を低減するものである。役立つ取り組みであ る。		
		② b	馴染まない。		
		③ b	電子メールの活用により形式的な会議を減らすとともに情報交換を密に行っ た		
5 法規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	10	① a	横浜市環境管理計画、中期政策プランに位置付けられている。		
		② a	既存の事故防止マニュアルの準用が可能であるため、これにより対応してい る。		
6 社会的 公平性・ 公正性 (10点)	10	① a	市民の方にも化学物質の管理について情報が入手できるようP R T R法に基 づきデータを公開している。		
		② a	化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質の適正管理について自主的に取 り組むことを求めるものである。		
7 説明責任・ 情報公開 (10点)	10	① a	アスベスト対策については、事業の進捗に合わせて、節目毎に情報提供して いる。化学物質の適正管理についてもP R T R法に基づくデータを公開して いる。		
		② a	アスベスト対策に関する情報は、全て公開している。化学物質の適正管理に についてもP R T R法に基づくデータを公開している		
8 市民との 協働(5点)	5	① a	市民・事業者・本市が主体性を保ちつつ、役割分担を明確にしている。ま た、化学物質に関する情報を共有できる場を設けることなどにより、環境汚 染を未然に防止する枠組み作りを推進している。		
9 環境負荷の 低減(5点)	5	① a	本事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取り組みである。		
総合評価 (100点)	88	B	市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しており、本事業の推進によ り環境汚染によるリスクを削減する効果が期待される。さらに市民・事業者 への周知や協働について更なる推進が必要である。		

交通環境対策調査

事業の目的		自動車、鉄道、航空機などの移動発生源からの局地的な公害を把握するため、市民からの調査依頼に基づいて、自動車排出ガス汚染調査、交通騒音振動調査等を行い、管理者に対して指導等を行う。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民から寄せられる要望から交通環境状況を把握し、問題の解決を図っている。	
	② b	道路の供用開始や鉄道の開業などにより、毎年、調査依頼の内容や件数は異なるが、関係者等への対応も含め適切に対応している。	
	③ a	事業の執行に当たり、官民の役割分担の検討を行い、移動発生源の騒音測定業務を民間に委託している。	
11	① b	定点観測は環境科学研究所と連携して実施している。	
	② a	規制指導課、都市経営局基地対策課、各区土木事務所等と役割分担を明確化し、連携・調整を図っている。また、道路管理者、鉄道事業者と定期的な連絡会議を開催しているほか、案件ごとに対応策を協議している。	
	③ b	横浜市自動車公害防止計画の環境目標の達成に寄与している。	
11	① a	市民要望に対しては連絡を受けた段階でアクションを起こして速やかに対応することを目標としている。	
	② b	市民要望に対して迅速、的確に対応する目標となっている。	
	③ b	当初目標は達成されている。	
9	① b	既存データの活用などにより経費の縮減に努めている。	
	② b	なじまない。	
	③ b	定点測定、既存データなどを活用して、市民からの要望に対応している。	
10	① a	大気汚染防止法、騒音規制法等の関係法規にのっとり適正に行っている。	
	② a	緊急連絡体制や事故対応マニュアルを整備し、職員へ周知している。	
8	① a	関係法令を遵守し、測定機器の定期検査、校正の実施等、公正な測定に配慮している。	
	② b	測定機器設置要望者へは設置場所の提供と電力の負担をお願いしている。	
10	① a	測定結果は、要望をした市民及び関係する道路管理者、鉄道事業者等に提供している。市民からの要望や質問への対応については、類似のものをまとめてホームページで公表している。	
	② a	結果報告はわかりやすい内容にするともに、文書で送付するほか電話連絡を密にして解説するなどの対応を実施している。	
3	① b	なじまない。	
5	① a	騒音、振動に対する適切な指導により、環境に配慮した良好な生活環境が維持される。	
80	B	市民対応は適切に行われている。 調査結果を踏まえた道路管理者等との調整を積極的に行い、引き続き交通環境の改善に努める必要がある。	

事業の内容		(1)市民からの調査依頼に基づき、自動車等の移動発生源について、排出ガス、振動、騒音等の測定を実施 (2)調査結果を依頼主に提供(道路管理者や鉄道管理者にも伝えている。)			所管局課名 環境創造局 交通環境対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	市民から寄せられる要望を基に、交通環境状況を把握することで、問題解決を図っている。		
		② a	苦情対応に関しては適時情報収集を行い、適切に対応策等について情報提供している。類似する要望や質問については、対応内容についてホームページに掲載している。		
		③ a	市民の要望を受け環境状況を調査し、測定結果等を市民と事業者・管理者の双方へ情報提供し問題解決を図っている。事業者・管理者と連絡会議を通じて検証を行っている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	市民に対しては調査結果を電話、文書にて適時報告し、法令等に基づく解説を行う。事業者等に対しては定期的連絡会を開催しているほかに、案件ごとに対応策を協議している。		
		② a	規制指導課、基地対策課、土木事務所等との、連携、調整を実施している。		
		③ a	横浜市自動車公害防止計画に則り、体系的に実行している。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	市民要望に対しては速やかに対応し、規制基準、環境基準等に基づいて対応している。		
		② a	非常に困難な要望にも可能な限り対応している。		
		③ a	市民の要望について全てに対応している。事業者等との連携を基に目標を達成している。		
4 経済性・効率性 (15点)	7	① b	現場調査については公共交通機関の利用を高め、既設の測定データ等についても有効活用を行い経費の削減を図っている。		
		② c	行っていない。		
		③ b	定点測定等を実施し、様々な要望に速やかに対応している。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	関係法令等に則り適正に行っている。		
		② a	事業に係る現場調査を事前に行い、市民、事業者等との調整の下、安全を確認したうえで機器の設置等を行い関係者へ周知している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	関係法令を遵守し、測定機器の定期検査、校正をおこなっている。		
		② b	測定機器設置要望者へは場所及び電力の負担をお願いしている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	調査結果については情報を開示、提供している。		
		② a	結果報告は、関係者に解りやすい内容とし、連絡を密にし解説を行う等の応対を実施している。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	中立的かつ公平性を保つため、協働活動は馴染まない。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
総合評価 (100点)	86	B	市民要望や環境情勢の変化に対応しており、問題解決に効果が現れているが、より多くの市民が調査内容に対して満足を実感できる工夫が必要である。		

ダイオキシン類調査分析費

事業の目的		環境中におけるダイオキシン類の濃度をモニタリングするとともに、市内の汚染特性を把握する。また、精度管理手法を検討し、測定値の信頼性確保を図る。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
11	① b	市民意識調査では、環境汚染対策についての満足度が要望を大きく下回っている。また、環境に対する意識実態調査（平成16年度）でも公害などの環境汚染の防止に対する市民の関心は高いが、この事業自体のニーズは把握していない。		
	② a	平成17年に、国がダイオキシン類の削減計画を定めたが、自治体は、この削減計画の実効を監視する役割を負っている。		
	③ b	他都市では分析業務を委託にして、行政は精度管理業務を行っているところもあり、本市においても同様の対応ができないか検討する必要がある。		
13	① a	測定日や測定方法を、神奈川県、川崎市と調整し、環境濃度の広域的な傾向を把握している。		
	② a	関係局で構成する庁内連絡会で情報交換し、連携を図っている。		
	③ b	この事業の成果が、他の事業に、どのように生かされているかということについて、説明できるようにする必要がある。		
11	① a	業務量、業務の質について目標が定められている。		
	② b	目標は過年度の実績と同等のものとなっている。		
	③ b	業務量、業務の質について目標は達成している。		
7	① c	汚染事故時の機動的な対応を考慮しながらも、経済的効率性を考えた民間委託についても検討する必要がある。		
	② c	他都市では、有料で分析業務を請け負っている研究施設もあり、本市でも検討する必要がある。		
	③ a	分析工程を簡素化し、分析期間の短縮が図られている。		
10	① a	ダイオキシン類対策特別措置法及び公定分析法に従って実施されている。		
	② a	事故防止のため、防火管理、施設の保守点検、廃棄物の管理、薬品管理を行い、チェック体制を整備するとともに職員に周知している。		
8	① a	大気測定は各区1地点で行っているが、選定に当たっては、特定の発生源の影響を受けないように配慮されている。		
	② b	なじまない。		
8	① a	年間の調査結果は記者発表するとともに、ホームページでも最新データが公表されている。また、「横浜の環境」、「横浜市大気汚染調査報告書」などの冊子にも調査結果を掲載している。		
	② b	提供する情報は、わかりやすいものにする必要がある。		
3	① b	なじまない。		
5	① a	廃棄物の適正管理を行うとともに、分析に使用する有機溶媒類の使用量削減に取り組んでいる。		
76	B	本市では、直営で分析を行っているが、他都市では、分析業務を委託して、精度管理業務のみを行っている自治体研究機関もあり、今後の調査分析のあり方について検討が求められる。		

事業の内容		(1)一般環境調査として、大気や河床等の堆積物中のダイオキシン類の調査研究を実施 (2)ほかの部署からの緊急的な依頼分析を実施 (3)汚染問題が発生した場合、迅速に調査分析を実施 (4)測定データの精度管理や関係局が外部委託分析する際のガイドラインの作成			所管局課名 環境創造局 環境科学研究所
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定測定のほか、汚染問題が発生した場合の緊急・重点調査を実施。迅速かつ信頼性のある測定データの公表とそれに基づく対応策の実施を通して、市民の安全・安心の確保に貢献している。		
		② b	各種のダイオキシン類対策の成果から、定点測定では環境基準の超過は見られなくなった。一方、局地的な汚染は現在でも発生しており、機動的な分析体制の確保が求められる。		
		③ a	ダイオキシン類の測定値は市民に与える影響が大きい。このため、本市唯一のダイオキシン類分析施設として、全庁的な委託分析の信頼性確保の取組を推進している。一方、本事業でも試料採取など業務の一部を委託化している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	ダイオキシン類対策の施策効果検証として位置づけられる。測定日は県、川崎市と同日とし、環境濃度の広域的な傾向を把握している。		
		② a	県、他市との重複はない。局再編に伴い、規制指導課と役割分担を整理した。調査結果については、関係局で構成する庁内連絡会で情報交換し、連携を図っている。		
		③ a	環境濃度はダイオキシン類対策の施策効果検証の指標であり、横浜市環境管理計画でも目標達成のための指標として位置づけられている。		
3 目標達成度 (15点)	11	① a	業務量の目標としては分析検体数があり、業務の質の目標としては公定分析法（環境省マニュアルやJ I S）で指定する分析精度の確保が求められる。（微量分析であるため、測定値の信頼性確保が重要）		
		② b	一般環境調査検体数は過年度の実績と同等の目標。緊急・重点調査は必要な検体数を実施。		
		③ b	一般環境調査及び緊急・重点調査ともに目標量を達成。測定結果は、要求される分析精度の水準をすべて満足している。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	公定法に準拠しながら、分析工程の簡素化、薬品使用量の削減等を実施。		
		② b	一般環境調査については17年度から国庫補助が廃止された。（庁内の依頼分析については、別途、有料化を検討している。）		
		③ a	分析工程を簡素化し、サンプリングから測定結果提出までの期間を短縮した。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	ダイオキシン類対策特別措置法及び公定分析法に従い、適正かつ正確に実施している。		
		② a	事故防止のため、防火管理、施設の保守点検、廃棄物の管理、薬品管理を行い、チェック体制を整備している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	大気測定は公平性を考慮して、18地点（各区1地点）で実施している。		
		② a	法定の環境調査であり、受益者は全市民である。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	年間の調査結果は記者発表し、ホームページでは四季ごとに最新データを公表している。また、「横浜の環境」、「横浜市大気汚染調査報告書」などの冊子に掲載して公表している。		
		② b	ホームページには環境調査の全データを掲載している。環境濃度の低減傾向など、視覚的にわかりやすい情報提供の推進を検討中である。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	(評価に適さない)		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	・ 廃棄物の適正管理を行っている。 ・ 分析に使用する有機溶媒類の使用量削減に取り組んでいる。		
総合評価 (100点)	88	B	測定値の信頼性の確保、緊急対応、調査結果の公開など優れた取組があり、本市唯一の分析施設として役割を果たしている。市民への情報提供については、さらにわかりやすくする取組を進めている。		

有害化学物質対策

事業の目的		市内水域における環境ホルモンの濃度状況を把握するための環境調査を実施する。また、河川水を用いて環境ホルモン等による魚への影響を調べ、さらに、化学物質対策で新たに対応が必要な有害化学物質の調査、リスク評価の検討を行う。		
監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等	
	11	① b	市民意識調査や環境に対する意識実態調査の結果から、市民の関心は高い。	
		② a	調査対象化学物質の選定については国の動向や社会情勢の変化に対応しており、分析方法についても見直ししながら、実施している。	
		③ b	調査分析の需要が多くないため、民間機関での対応は難しい。環境省と地方環境研究機関の協力関係で実施する枠組みが定着している。	
	11	① b	化学物質に関する庁内連絡会を開催し、各部署の調査結果や取組についての情報交換を行い、有害化学物質対策を連携して行うように努めている。	
		② a	環境省と地方環境研究機関の協力関係で実施する枠組みが定着している。研究が重複する横浜市立大学との役割分担に関しては、横浜市立大学は環境ホルモン作用のメカニズムの解明等を、研究所は環境状況の実態把握を行っている。	
		③ b	環境中の化学物質の監視については横浜市環境管理計画に位置付けられており、実態把握調査は対策事業の基礎となっている。	
	13	① a	平成17年度の目標は調査項目88項目、調査地点15地点、調査回数24回に設定されている。	
		② a	天然の女性ホルモンに関する高精度の分析方法の開発など、他都市に先駆けて実施した取組がある。	
		③ b	予定どおり達成された。	
	15	① a	既存の分析装置の活用、試料採取委託費の削減など、コスト削減に向けた工夫を行っている。	
		② a	化学物質環境実態調査については国庫補助を導入している。	
		③ a	分析工程の簡素化、薬品使用量の削減、分析手法の工夫など効率化に努めている。	
	10	① a	環境省の調査マニュアル等に基づき、精度管理を行っている。	
		② a	薬品管理、廃棄物管理等については所内規定に基づき、適切に運用している。	
	8	① a	調査地点の選定理由は、公表した調査報告書の中で説明しており、地域的な偏りはない。	
		② b	なじまない。	
	4	① b	年間の調査結果を庁内連絡会で報告した後、ホームページに掲載し、更新している。	
		② c	市民にわかりやすく情報提供するための取組について検討中であり、現段階では、専門的な内容となっている。	
	1	① c	調査結果等の情報発信について、市民を入れた検討委員会で検討する予定である。現段階においては、取り入れていない。	
	5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
	78	B	国との連携や新しい分析方法の開発については十分になされている。調査分析の有料化や調査結果のわかりやすい公表について他都市の例を参考に検討する必要がある。	

事業の内容		(1)環境ホルモンと確定された物質等のモニタリング調査 (2)市内の河川水を用いて環境ホルモンや女性ホルモンによる魚への影響の試験・調査を横浜市立大学と共同で実施 (3)女性ホルモンの形態別分析方法についての検討 (4)新たな対応が必要な有害化学物質等に関する調査及びリスクコミュニケーションに向けたリスク評価の検討			所管局課名 環境創造局 環境科学研究所
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① a	化学物質に対する市民の潜在的な不安感は大い。環境濃度の実態把握を行い、測定結果を公表することで、市民の安全・安心の確保に貢献している。また、化学物質流出事故時に緊急分析を行い、市民の安全の確保、対策の実施等に貢献している。		
		② a	環境ホルモンやP R T R法対象物質など、国の動向や社会情勢の変化に対応しながら調査対象化学物質を選定している。		
		③ b	未規制化学物質の分析方法検討から環境実態調査までの取組は、環境省と地方環境研究機関の協力関係で実施するスキームが定着しており、民間分析機関で対応できる業者はほとんど見られない。		
2 有効性 (15点)	15	① a	化学物質に関する市内連絡会を開催し、関係部署で調査結果や取組について情報交換を行い、有害化学物質対策を連携して推進している。		
		② a	化学物質環境実態調査は環境省を中心に各地方研究機関が分担して実施しており、重複がないように調整されている。		
		③ a	環境ホルモンを含め、環境中の化学物質の実態の監視については、横浜市環境管理計画の<目標達成のために必要な取組>に位置づけられている。		
3 目標達成度 (15点)	11	① b	年間の達成目標と作業計画を策定している。		
		② a	新規項目の分析方法検討や調査の実施など、チャレンジ性の高い目標を設定している。		
		③ b	分析方法の検討・開発を含め、目標は達成できた。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	既存の分析装置の活用、また、試料採取委託費の減（できるものは自前で言う）など、常にコスト削減に向けた工夫を行っている。		
		② b	化学物質環境実態調査については国費を導入している。（環境省受託調査）		
		③ b	分析工程の簡素化、薬品使用量の削減など、分析の効率化に努めている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	環境省の調査マニュアル等に基づき、精度管理を行っている。		
		② a	薬品管理、廃棄物管理等については所内規定に基づき、適切に運用している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	測定地点は公共用水域水質測定計画に定める測定地点の中から、市内主要河川について選定しており、地域的な偏りはない。		
		② b	化学物質の安全性が市民の安全・安心の確保に貢献することから、受益者は全市民と言える。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① a	調査結果はホームページの他、冊子（研究所報、調査報告書など）で公表している。また、施設公開や環境学習塾などで市民にわかりやすく説明し、情報提供している。		
		② b	ホームページには調査結果を掲載しているが、やや専門的な内容になっている。市民へのわかりやすい情報提供の取組を検討している。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	(環境測定については評価に適さない。)		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	・事業そのものが、環境負荷の低減に役立つ取組である。 ・廃棄物の適正管理及び削減に取り組んでいる。		
総合評価 (100点)	84	B	一見地味ではあるが、独自の分析方法を開発するなど、チャレンジ性が高い取組が行われている。調査内容は専門性が高いが、わかりやすい情報公開を進めていきたい。		

事業の目的		適正保管困難者が保管しているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物による環境汚染を未然に防止するため、管理指導を行うとともに、都内に建設された広域処理施設で迅速、適正に処理されるように市が関与して、環境へのリスクを低減する。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
9	① b	「P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施している事業である。保管事業者からは来庁の際に要望等を聞くものの事業に直接反映させている訳ではない。		
	② b	「P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、実施している事業である。		
	③ b	法令にのっとり、事業者は適正な保管・処理義務を果たし、行政は適正な保管指導を行っている。		
11	① b	法令にのっとり、現場への立入調査を中心に行っている。しかしながら、個人で保管しているP C Bについては、保管者の高齢化や処理費用などが高くてなかなか処理に踏み切れないなどの問題がある。また正確な使用状況や過去の処理状況については、把握する手段がない。		
	② a	首都圏1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）及び保健所設置の8市により構成する首都圏広域処理協議会で、意見調整を行っている。		
	③ b	法令にのっとり、保管基準を遵守するよう各事業者に指導し、環境に悪影響を与えないように監視している。		
11	① b	東京都内に建設されたJ E S C O（日本環境安全事業株式会社）の施設を1都3県で共用するため、本市だけでは年次目標を定めることができなかった。首都圏広域処理協議会で調整が必要である。		
	② a	「P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」では平成28年までにP C Bを全量処理することになっているが、神奈川県では「神奈川県廃棄物処理計画」で平成27年度までの全量無害化を目標とした。		
	③ b	具体的目標が不明確であり、達成状況を測ることは困難である。		
13	① a	シルバー人材センターを活用して、全事業所分のデータ1,171件を入力（更新）し、国に報告している。		
	② b	なじまない。		
	③ a	P C B 廃棄物管理システムで、過去の履歴や問い合わせの検索を行い、立入調査の際にも活用している。		
8	① b	個人情報にかかわる報告書について、国と調整した。		
	② a	業務マニュアルは2年前の「P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の改正があった際に作成した。今後も法改正に合わせて改訂する予定としている。質疑応答集は適宜見直しをしている。		
6	① b	法令にあるとおり、保管・処理とも原則事業者責任である。		
	② b	処理費用はJ E S C Oが定めており、全国統一料金である。		
8	① b	事業者が対象の事業ということもあり、縦覧でのみ対応している。しかし、市民生活にかかわる問題であることから、情報提供のあり方については検討が必要である。		
	② a	説明会ではJ E S C Oの職員に説明してもらっているほか、報告書の書き方についても具体的に説明している。また、J E S C Oのパンプレットの作成に際しては、首都圏広域処理協議会で検討し、編集にかかわった。		
5	① a	法令により、役割分担が明確になっている。		
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
76	B	環境汚染の未然防止のため今後も届出がされていないP C B 廃棄物等について把握する仕組みや、個人保管のP C B 廃棄物の処理促進策について、検討する必要がある。 また、P C Bに関する情報提供は縦覧のみとなっているが、市民の健康にかかわる問題であることから情報提供のあり方について検討が必要である。		

事業の内容		(1)事業者によるPCB廃棄物の適正保管、管理の指導及び保管状況の国への報告、並びに適正処理に向けての周知 (2)平成17年11月に、PCB廃棄物を処理する施設が都内に完成したことに伴い1都3県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)及び保健所設置の8市からなる首都圏広域処理協議会での意見調整(東京から順次処理開始し、3県分は緊急対応を除き平成23年から27年までに処理。)			所管局課名 資源循環局 産業廃棄物対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	9	① b	PCB廃棄物適正処理特別措置法、廃棄物処理法の基づいたPCB廃棄物適正処理指導である。		
		② b	国のPCB廃棄物適正処理基本計画に基いて事業をすすめている。		
		③ b	国のPCB廃棄物適正処理基本計画に基いて事業をすすめている。		
2 有効性 (15点)	15	① a	事業を確実に進めるため、積極的に事業所に立入し、適正保管指導を行なっている。		
		② a	首都圏のPCB廃棄物を処理するために設置された首都圏の一都3県8保健所設置市で構成する首都圏広域処理協議会で、連携・協議しながら事業を進めている。		
		③ a	環境の保全と創造のための施策の一つである「有害化学物質と公害防止」に添った取組みであり、環境汚染の未然防止に寄与している。		
3 目標達成度 (15点)	7	① b	PCB廃棄物適正処理特別措置法で定められた平成28年までに本市内のPCB廃棄物処理を完了する。		
		② b	本市内のPCB廃棄物は国が整備した広域処理施設(東京PCB廃棄物処理施設)で、平成19年度から一部、平成22年度からは本格的に処理が開始されるが、倒産等により個人で保管されているPCB機器等緊急対応が必要な物を18年度中に処理を行う。		
		③ c	東京PCB廃棄物処理施設は平成17年11月にPCB廃棄物の処理を開始したが、施設の処理体制の整備が遅れたために、17年度は緊急対応が必要な物の処理を行うことができなかった。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	PCB廃棄物適正処理特別措置法で、市内のPCB廃棄物保管状況等を国へ報告することが義務付けられているが、国からは統一様式により報告するように求められている。これに対応するため16年度より、事業者からの提出された報告書データの入力作業をシルバー人材センターに委託することで、事務の効率化を図っている。		
		② b	PCB廃棄物適正処理特別措置法及び廃棄物処理法で、事業者の「自己処理責任」が義務付けられているので、原則的に本市の負担はない。		
		③ a	平成15年度に導入したPCB廃棄物管理システムにより、市内PCB機器等保有状況の把握、事業者への適正保管指導及び情報提供等を効率的に行なっている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	PCB廃棄物適正処理特別措置法及び廃棄物処理法に基づき適正かつ正確に事務を行なうために、業務マニュアルやQA集を作成し統一的な事業者指導を行なっている。		
		② a	事業者から提出された報告書の縦覧手続きについては、要綱やマニュアルを定めて対応している。また、18年度から個人保管者については個人情報保護の観点から縦覧対象外とした。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	PCB廃棄物適正処理特別措置法及び廃棄物処理法で、事業者の「自己処理責任」が義務付けられている。		
		② b	PCB廃棄物適正処理特別措置法及び廃棄物処理法で、事業者の「自己処理責任」が義務付けられているので、処理等に要する費用は事業者自らの負担となる。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	PCB廃棄物適正処理特別措置法に基づき事業者から提出された報告書は、同法で縦覧による公表の対象となっている。		
		② a	16年度に引き続き、PCB廃棄物保管事業者に対して、17年5月に同年11月から処理が開始する東京PCB廃棄物処理施設及び同施設を運営する日本環境安全事業(株)(JESCO)が実施する早期登録割引制度(17年度限り)に関する説明会を実施した。		
8 市民との協働 (5点)	3	① b	関係法で事業者の自己処理責任が規定されており、本市は適正保管指導などを実施することによってそれぞれの役割を担っている。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	事業目的そのものが、環境汚染の未然防止のための取組みである。		
総合評価 (100点)	78	B	保管事業者に対する広報、適正保管指導の徹底を行なってきた。平成17年度に緊急対応が必要な機器についての処理を計画していたが、東京PCB廃棄物処理施設の体制が整わなかったため実施できなかった。平成18年度には関係機関と調整を進め、処理を実現する必要がある。また、その他の機器についても処理が完了するまで適正保管指導を徹底する必要がある。		

ダイオキシン類対策事業

事業の目的		稼動中の焼却施設及び解体施設から発生するダイオキシン類を分析調査し、排出抑制や適正処理を指導する。		
点数	abc 評価	理由、説明等		
11	① b	ダイオキシン類が社会問題化し、平成11年にダイオキシン類対策特別措置法が成立した。これを受けて平成12年度から行っている事業である。		
	② b	焼却施設を解体する際のダイオキシン類分析を、解体作業の一環として事業者責任で行うことを徹底している。本市は事業者が行った分析結果の検証を行っている。		
	③ a	ダイオキシン類の分析方法が確立し、結果については環境計量士による分析証明書も発行されることなどから、焼却炉の解体に際しての分析調査は事業者任せにしている。		
11	① b	苦情など市民から情報が寄せられた際、環境創造局の所管課と一緒に現場に出向いて調査を行うなど連携を図っている。		
	② a	大気、水質、底質、土壌に関する調査は環境創造局の各担当課が行い、産業廃棄物についての調査は資源循環局の産業廃棄物対策課が行っている。		
	③ b	法令を遵守し、状況が悪化しないように適切な監督、指導を行い、安定的に事業を執行しているが、老朽化した施設に対して抜本的な対策を施せないなどの問題も抱えている。		
9	① b	手法を目標としているが、具体的な数値目標となっていない。		
	② b	法令どおり事業を行っている。		
	③ b	予定どおり目標を達成している。		
7	① b	当初本市でもダイオキシン類の分析を行っていたが、現在は分析業務も事業者責任の一環として行うよう徹底しており、経費削減に努めている。		
	② c	工夫が見られない。検討もされていない。		
	③ b	事業者と本市の役割分担を明確にして事業を行っているが、全体的な作業時間の短縮につなげない。		
8	① a	ダイオキシン類対策特別措置法を遵守し、事業を行っている。		
	② b	年末年始の緊急連絡網、大雨の時の緊急出動態勢は整備している。		
6	① b	調査結果に関して、過去のデータと比較して悪化している場合、原因追求に努めているが、老朽化した施設に対しては、抜本的な改善策を施すことができていない。		
	② b	なじまない。		
6	① b	年1回環境創造局が集約して、検査結果をホームページ上で公表している。また事業所や市役所で、検査結果を閲覧できる。情報提供の時期や頻度、閲覧できる場所等に関して更に検討が必要である。		
	② b	要点を集約した概要版を作成するなど、市民が理解しやすいような工夫が必要である。		
3	① b	環境衛生指導員（行政職員）が行う事務であり、評価になじまない。		
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。		
66	C	焼却施設を解体する際のダイオキシン類の分析調査は、解体作業の一環として事業者任せにしている。しかし、事業の目標が不明確で、事業の達成状況を正確に計測することができない。また、市民への情報提供についても十分とはいえない。		

事業の内容		ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、稼働中の焼却施設から出る焼却灰や集塵灰、最終処分場の浸出水に含有するダイオキシン類の分析把握と指導			所管局課名 資源循環局 産業廃棄物対策課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	13	① b	市民の安全と安心を守る観点で生活環境保全上のチェックに役立てている。		
		② a	人の生命及び健康に影響を及ぼすダイオキシン類による汚染を確実に防止する一方で、原因者負担の考え方を徹底する。		
		③ a	原因者負担の考え方から焼却炉解体廃棄物の分析について、その分析方法と検査体制が確立したため、これまで本市が行っていたクロスチェック検査を廃止した。		
2 有効性 (15点)	11	① b	稼働中の焼却施設においては、適正な運転管理が行われるよう、クロスチェックを継続した。		
		② a	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
		③ b	安全で安心できる生活環境を形成するために寄与している。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
		② b	前例に流されず、中身を考えた予算執行とした。		
		③ b	ほぼ予定どおりの進行状況。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	事業者任せられる検査は事業者負担させた。		
		② c	特になし		
		③ a	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	ダイオキシン類特別措置法の遵守を前提に進めている。		
		② b	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	6	① b	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
		② b	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	稼働中の焼却施設においては、事業者のデータを公表している。		
		② b	環境基準との比較ができる。		
8 市民との協働(5点)	3	① b	検査体制の整備状況や施設の性格を考え、事業者の責任で分析させる一方、現場立入や書類審査を厳格に行った。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	人の生命及び健康に影響を及ぼすダイオキシン類による汚染を確実に防止する一方で、原因者負担の考え方を徹底する。		
総合評価 (100点)	70	C	この事業はダイオキシン類による生活環境への支障を防止する観点で重要な業務となっていたが、現在では分析方法や対策が進んでいる。今後も社会動向や技術の進展をみきわめ、事業者との役割分担を一層明確にして取り組んでいく。		

「⑤ 市民、事業者による環境保全活動の推進」

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
監査委員による 施策評価	1 適応性 (10点)	6	① b	平成17年に京都議定書が発効するなど、今日環境に配慮した安全で持続可能な社会の実現に向けて、一人ひとりが環境行動をとることが求められている。しかし、市民意識調査で見ると、環境対策への関心は必ずしも高いものとなっていない。そこで、環境教育の推進や環境学習の支援、環境ボランティアの育成など、市民、事業者、行政の三者が協働して環境保全活動に取り組むため、この施策をより一層充実、浸透させていく必要がある。
			② b	地球温暖化などの環境問題が深刻化、多様化する中で、市民、市民活動団体、事業者、行政などが協働して環境行動を起こしていくことが必要となっている。そのため本市は、環境教育や環境保全活動を継続的に進めていくことを目的とした「横浜市環境教育基本方針」を策定した。この内容は、環境に配慮した市民、事業者の自主的な活動を誘導、支援、環境教育、環境学習の機会の充実等を目的としたこの施策に合致したものとなっている。一方、環境教育については、民間事業者による講演会や教室の開催なども多くなっている。
	2 有効性 (10点)	8	① a	これまで複数の部署で行われてきた類似の事業を統合することによって、より大きな成果を得るために、事業の再編を行ってきた。また、事業執行時に実施したアンケート結果を踏まえ、研修会や講座などの内容を要望に沿ったものにしたり、開催期間、開催時期を見直すなどして事業に反映させることにより、施策の効果が上がるように工夫している。
			② b	この施策を推進するに当たっては、上位政策の「環境の保全と創造」の基本的な考え方である、環境にやさしい街づくりに沿って「持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり」を基本理念とした「横浜市環境教育基本方針」を策定した。施策を構成する各事業は同方針に基づいて実施しており、上位の政策に寄与している。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	個別の事業で見ると具体的な数値目標を設定しているものもあるが、施策全体の具体的な指標としての目標設定はされていない。なお、平成18年度以降は施策の目標である横浜環境教育基本方針の実現のために、「横浜市環境教育アクションプラン」において今後の方向性と5年間の実現目標が設定されている。
			② b	具体的な数値目標を設定している個別の事業については、おおむね目標を達成している。しかし、施策全体の具体的な指標の目標設定がされていないため、達成度を明確に表せない。なお、平成18年度以降は、「環境教育アクションプラン」を踏まえた目標達成が期待される。
	小計 (30点)	20		本市では、環境問題について、市民自ら考え、具体的な行動を実践する人づくりを基本理念とした「横浜市環境教育基本方針」を策定し、同方針に基づいて環境保全活動の推進に向けた事業を実施している。特に「環境まちづくり協働事業」は、市民の発想を取り入れた事業を行政と協働して進めていく取組であることから、市民の環境保全活動に対する多様なニーズにこたえられるものと考えられる。
	事業評価計 (70点)	54		
	総合評価 (100点)	74	B	また、環境教育・環境活動について、行政はイベントや講演会などを実施し、民間レベルでも施設見学会や環境教室の開催などに取り組む例も増えてきており、このような取組を行政は民間事業者と協力しながら進めていくことが望まれる。

評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等
局 に よ る 施 策 評 価	1 適応性 (10点)	8	① a	事業執行時に実施するアンケートや、協働事業における参加者からの意見からも見て取れるように、環境問題に取り組む市民の社会貢献に対する意欲はますます高まっている。このニーズに応えるため、活動に必要な資金の提供、事業の提案、ノウハウ・情報の提供、分野を越えた交流の促進など、さまざまなメニューを提供しており、また各事業ごとの有機的な多様な市民ニーズに柔軟に対応できる施策体系となっている。
			② b	環境教育・環境活動の推進は、平成15年7月に制定された「環境教育推進法」でも要請されているように、「持続可能な社会」の実現を目指す上で不可欠であり、今後より推進していく必要がある。横浜市としては「環境教育アクションプラン」に示す”目指す方向性”に沿った施策展開を行っていく。一方、市民意識調査における「市民の心配ごと」としての環境問題の割合が減少しているなど、一般市民の関心が高まっているとはいえないため、意識の涵養・醸成をはかる施策も求められる。
	2 有効性 (10点)	10	① a	より効果的な成果を得るため、事業の再編などをこれまでも行ってきた。また、事業終了後における反省会や事業評価の実施など、事業の評価・振り返りを積極的に行っており、施策を継続する上でも市民等の意見を充分踏まえて展開していく手法が確立されている。今後は「環境教育アクションプラン」に示すパイロット事業の実施などにより、さらなる環境保全活動の推進を図っていく。
			② a	中期政策プラン（ごみ・環境 環境の保全と創造 市民の環境活動への支援）に位置づけられている。 上位には、「環境教育基本方針」「環境教育アクションプラン」の基本理念「持続可能な社会の実現に向けて自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり」に寄与している。
	3 目標達成度 (10点)	6	① b	中期政策プランにおいて事業全体の目標を設定しているが、具体的ではない。個別の事業については、局運営方針などにより目標を公表している。今後は「環境教育アクションプラン」に示す評価指標に基づいた現状把握・評価の方法を確立させ、より具体的でわかりやすい目標設定を徹底していく。
			② b	施策の目標が具体的でないため、達成度を図ることは難しいが、今後は「環境教育アクションプラン」に示す評価指標に基づいた現状把握・評価の方法を今後確立させて施策を推進していく。
	小計 (30点)	24		環境教育・環境活動の重要性は日に日に高まっており、すべての市民、事業者、学校等とともに取り組んでいくことを目指す必要がある。こうした中で、活動の裾野を広げたり、それぞれの連携を深めるための仕組みを提供することが不可欠であり、その役目を本施策が担っているといえる。 将来的には、それぞれの主体が自立的に取組を拡大していくことが望まれ、その上で協働の取組を推進することで、大規模な環境ムーブメントを呼び起こすことが重要であり、今後も粘り強く啓発や参加の呼びかけを行っていく必要がある。
	事業評価計 (70点)	61		
	総合評価 (100点)	85	B	

環境学習支援事業

事業の目的		市民に対する環境教育の普及、啓発を進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
7	① b	主に小・中学生並びに教員を対象にして実施している事業であり、教育委員会事務局を通してニーズの把握に努めている。	
	② b	教育委員会事務局と打合せを行い、教育現場に即したテーマを取り上げている。また、体験学習等の学習手法については他都市の事例を参考にしている。	
	③ c	民間でも環境教育事業を行っている中で、官民との役割分担について事業の見直しを行っていない。	
9	① b	事業の成果を参加者だけでなく、一般市民も共有できる工夫が必要である。	
	② b	環境活動事業課が行っている「出前講座」について、担当する講座の調整を図っている。また、こどもエコフォーラムに関して教育委員会事務局と連携している。	
	③ b	中期政策プラン、「横浜市環境教育基本方針」を踏まえた事業である。	
11	① b	テーマ数、講座数を一応目標としているが、環境教育の普及、啓発という事業の目的を考えると参加人数を目標とした方が適切である。	
	② b	事業の目的である環境教育の普及、啓発という観点からは、参加人数を目標として設定し、その人数の水準でチャレンジ性を判断する方が適切である。	
	③ a	当初の予想を上回る事業量となった。	
13	① a	展示内容を見直すことにより、数百万円単位のコスト削減を行っている。また、作成した教材等は次年度以降も活用可能である。	
	② b	広告導入を検討している。	
	③ a	ホームページによる広報や電子メールによる申込み受付を行うなど事務の省力化を行った。	
10	① a	環境教育推進の基本的な考え方や方向性を示した「横浜市環境教育基本方針」に基づいて行っている事業である。	
	② a	二重チェックによる誤送付防止対策や傷害保険に加入するなど野外活動の際の事故防止対策、参加者の緊急連絡先の把握など、事故に対する体制は整っている。	
8	① a	事業は全市民を対象とした構成となっている。	
	② b	実費程度の受益者負担について検討する必要がある。	
8	① a	参加者の募集に関しては、十分な方法が取られている。	
	② b	事業の実施結果について、参加人数やアンケート調査の結果等は公表されていない。	
5	① a	「こどもエコフォーラム」では、教員団体が音楽演奏を行ったり、NPOとは出展内容を協力して検討することなどにより協働で事業に取り組んだ。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
76	B	多くのNPOが環境教育に携わり、また企業が社会貢献の一環として取り組んでいるなかで、官民の役割分担や事業の内容等について、再検討が求められる。	

事業の内容		(1)小・中学生を対象とした「こどもエコフォーラム」、「ふれあい環境学習塾:小中学生塾」の開催 (2)社会人を対象とした「ふれあい環境学習塾:社会人塾」の開催			所管局課名 環境創造局 環境科学研究所
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	11	① b	過去実施事業「川の生きもの野外調査」、「環境セミナー」のアンケート調査内容を検討した。また、本年度新規事業の「ふれあい環境学習塾」や「こどもエコフォーラム」は、教育委員会との調整により、児童生徒、教員のニーズに沿った内容にしている。		
		② a	環境配慮の行動様式が新たな社会規範となりつつある状況を踏まえ、就学児童から職業人までの幅の広い年齢の方々を対象にした環境塾を新たに開催し、啓発を行っている。		
		③ b	いわゆる「環境教育基本法」は国や地方自治体の役割を明確に定めており、本市が策定した「環境教育基本指針」を基に、実験・体験的な学習塾を開催している。一部大手民間による環境教育事業もなされているが、当塾のような体系的取り組みは承知していない。		
2 有効性 (15点)	13	① a	環境学習講座に対する学習及び応用意識を高めることに役立ててもらえるよう、講座受講者に要点を記述した資料テキストを配布している。また、「こどもエコフォーラム」においては、初めて環境に関する音楽演奏も取り入れる工夫を行い、かなりの集客効果を得た。		
		② b	年1回、関係局・課との連絡調整会を設けて意見交換を行い、事業の重複・欠落が生じないように調整を行っている。また、教育委員会との連絡会議も設け、事業の連携・調整のもと、事業実施した。		
		③ a	上位施策『環境教育基本指針』の中心として、「持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり」や「自然や命を大切にする完成を養い、自然環境の保全・再生に取り組む人の育成」といった目標の実現に大きく寄与している。		
3 目標達成度 (15点)	13	① b	昨年度策定した「ふれあい環境学習塾」において、小中学生対象の塾を5テーマ、また、社会人対象の塾を10テーマ開催する目標を設定した。また、「こどもエコフォーラム」においては、52編の応募作品の中から15編の当日発表作品を選出した。		
		② a	過去、研究所が開催していた環境啓発事業は「川の生きもの観察会」及び「環境セミナー＜市民研究発表会＞」の2事業のみであったが、今回の事業「ふれあい環境学習塾」は総計15講座であり、「こどもエコフォーラム」を加え、大幅に事業数を引き上げる目標となっている。		
		③ a	今回の事業「ふれあい環境学習塾」は、年間で総計15講座達成した。この講座を開催したことで評価が高まり、予定にないさらにいくつかの講座を市民や学校の要望で追加開催した。また、「こどもエコフォーラム」は、715名の参加者であり、昨年の2倍以上であった。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① a	ジオラマ製作事業予定を見直し、移動が可能な分かりやすいカラー説明パネル展示物を作成することにより費用負担を軽減すると共に、移動先での塾開催を可能にした。また、環境教育Q&Aソフトは、目前で製作し予算を軽減した。		
		② c	16年度事業から、環境に関する広告の導入を検討したが、現時点では実施に至っていない。		
		③ a	ホームページや電子メールなどの新しい通信・広報システムを十分に活用することによって、通信伝達作業などの手間が軽減され、大幅な事務の省力化・スピードアップにつながった。		
5 法規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	いわゆる「環境教育基本法」を踏まえて横浜市が制定している「環境教育基本指針」にそった内容で実施されている。		
		② a	講座申し込み市民へのお知らせを配布する前に、誤送付防止対策として、複数の担当者による確認作業を行っている。また、川の生きもの観察など実際に川に入っていく講座の場合は、事故に備え、アウトドア・イベント用の傷害保険に加入している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	市内の小中学生を対象とした学習塾の設定調整には、横浜市教育委員会と連携しているが、公平性を期するため、市立学校のみならず、国立及び私立学校生も応募資格としている。		
		② b	他都市との均衡を考慮して受益者負担は求めている。自治体の責務の部分が大きいと考えられるので、有料化はなじまないと考えている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	10	① a	「広報よこはま」お知らせ欄への掲載に加え、市のHPでもお知らせしている。また、小中学生塾の案内は、市内の各学校長あて個別に案内している。		
		② a	「広報よこはま」は、スペースの関係で十分な内容を記述できない場合があるが、HPなどでは視覚的に分かりやすい開催案内ちらしをPDFで作成しダウンロードできるように配慮している。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	「こどもエコフォーラム」開催事業では、教員団体や市民NPO団体の展示説明コーナーにおける参加を実施した。また、開催にあたっては各団体から意見や協力を仰ぐ機会を設け、当事業に対し、より効果的な工夫を盛り込むようにした。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	開催日においては、ごみの持ち帰りを原則とした。また、当事業そのものが、環境付加低減に役立つ啓発事業である。		
総合評価 (100点)	86	B	市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しており、情報伝達手段としてホームページや電子メールを使用するなど、コスト削減にも配慮しているが、参加しやすい日程やニーズの高いテーマの検討も必要である。		

環境ボランティア育成事業

事業の目的		地域における環境学習を通して、環境への関心や理解を深め、一人ひとりが環境を大切にすることを育み環境に配慮したまちづくり(環境まちづくり)へと行動をつなげていくための支援を行う。また、環境ボランティアのすそ野を拡大する。		
監査委員による事業評価	点数	abc評価	理由、説明等	
	15	① a	市民ニーズは、環境月間パネル展、出前講座、環境伝言板などの事業の中で直接得ているとともに、平成16年度市民意識調査をベースにカリキュラムや参観日、参加団体の分野の選定に反映させている。	
		② a	環境活動団体構成員の高齢化や、担い手が少なくなっているという状況を踏まえ、分野の異なる団体の交流などもプログラムに組み込んでいる。	
		③ a	初年度の事業であるため、事業のあり方は見直されていないが、事業の企画段階から、市民活動支援センターやNPO等と調整を行っている。	
	11	① b	年度当初に関係する事業との調整を行っている。	
		② a	区役所区政推進課、地域振興課への周知や、市民活動支援センターの登録団体等への情報提供などの連携、調整を行っている。	
		③ b	市民の環境行動(関心、行動、協働の3段階)を高めるための事業として、環境行動都市の創造に寄与している。	
	9	① b	手法を目標としているが、具体的な数値目標となっていない。	
		② b	なじまない。	
		③ b	ほぼ予定どおり目標を達成している。	
	11	① b	初年度事業であるため、比較できないが、紙の使用量の削減に努めている。	
		② a	特定財源(環境保全促進事業助成金)を活用している。	
		③ b	共催している市民活動支援センターとの電子メール等のやり取りなど、会議時間の短縮を図っている。	
	6	① c	支援の基準など、事業を進めるに当たっての判断のよりどころは、定められていない。	
		② a	屋外活動を伴うカリキュラムでは、参加者のけが等が考えられるため、事故等が発生した場合の連絡体制は実施前に確認されている。	
	8	① a	初年度事業であることから、事業の対象者は市民、環境活動団体等で幅広く範囲を設けており、公平、公正なものとなっている。	
		② b	市は講師報償費や事務費を負担しており、ポスター等の作成などは、団体の運営費から支出されているが、支援の基準は明確になっていない。	
	10	① a	事業の進捗よくに合わせ、必要に応じて、記者発表やホームページ、広報よこはま、ミニコミ誌等を通して情報提供をしている。	
		② a	参加者募集などのチラシは、イラスト等を使用し、親しみやすく理解しやすいよう工夫されている。	
	5	① a	事業そのものが、NPO、市民活動団体と協働するものとなっている。	
	3	① b	環境負荷の低減を目指しているが、この事業自体では低減していない。	
	78	B	過去に開催したセミナーの参加者へのアンケートの意見を反映し、開催時期や日数などを見直して、参加しやすくするなどの工夫がされている。目標が具体的に示されておらず、事業の効果・成果が把握できないものとなっている。また、団体に対する支援の基準が明確になっていない。	

事業の内容		(1)環境ボランティア活動に参加したい市民と、すでに活動実績のある環境活動団体の橋渡しするイベント「環境ボランティア参観日」の開催 (2)環境活動団体を設立したい人や、他の団体との協働を考えている人を対象にした研修の実施			所管局課名 環境創造局 環境活動事業課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	環境活動団体のニーズを踏まえ、活動を側面から支援し、市民の環境行動全般を活性化できるよう企画、執行している。		
		② a	環境活動団体も高齢化がすすみ、団体の担い手が少なくなっていることを踏まえ、分野の異なる団体の交流も執行の視野に入れプログラムを構成している。		
		③ a	市民活動支援センターやNPO法人等との事前調整などを行い、企画している。		
2 有効性 (15点)	13	① a	カリキュラムや、団体ごとのプロフィール集を作成し、団体間の交流をしやすくするとともに、事業終了後は関係者との反省会を実施している。		
		② b	庁内他課との調整、県域レベルのNPO法人との調整を行っている。		
		③ a	局運営方針、「環境教育基本方針」に基づきプログラムを構成し、目標の実現に寄与している。		
3 目標達成度 (15点)	9	① b	目標値はないが、参加者アンケート等を踏まえ18年度事業に生かす手法で取り組む。環境活動の波及効果は、個別環境活動団体から得られている。		
		② b	環境活動団体と連携して事業実施を迫及している。		
		③ b	環境活動団体との協働により進められている。		
4 経済性・効率性 (15点)	11	① b	紙資料は人数分とし、パソコンを使用した発表等に努めている。		
		② a	特定財源（環境保全促進事業助成金）を活用した。		
		③ b	共催している市民活動支援センターとは、電子メール等のやり取りを行い最小の会議時間としている。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	6	① b	関係法令等は該当しない。 「横浜市環境教育基本方針」の方向性に則り事業推進している。		
		② b	事故防止マニュアル（環境活動事業課）に基づき適切に対応している。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	事業の対象者は市民・環境活動団体等幅広く範囲を設け、公平・公正である。		
		② a	ポスター等の作成など、団体側が準備するものは団体の運営費から出されている。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	記者発表、ホームページ、広報よこはま、ミニコミ誌等事業進捗にあわせ情報を提供している。		
		② b	情報提供については、イラスト等を使用し、親しみやすく理解しやすいよう工夫している。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	事業の性格上、NPO、市民活動団体とは連携協働し進めている。		
9 環境負荷の低減(5点)	3	① b	事業そのものが環境負荷の低減を含めたものとなっている。		
総合評価 (100点)	78	B	持続可能な社会の実現を目指すには、様々な主体と協働する必要がある。数値目標は大切だが、市民・団体等に対し、その熟度に応じたきめ細かな手法による支援策を提供していくことが必要である。		

事業の目的		小・中学生等にわかりやすい環境情報を提供することにより、身近な地域環境の向上を図る。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① b	副読本の利用者は、教員と生徒であり、教員へのアンケート調査は行っているが、生徒・保護者へのアンケート調査は行っていない。	
	② a	教員へのアンケート結果を踏まえ、内容や配布方法を見直している。	
	③ a	市販本には、児童・生徒向けの環境全般について書かれているものや、横浜の環境について書かれているものではなく、代替できるものはない。	
9	① b	市立図書館で閲覧に供しているが、地区センターや区役所のロビー等への設置など、より多くの市民の啓発用に活用していない。	
	② b	局再編により旧下水道局が独自に発行していた副読本を統合したものとなっている。資源循環局でも環境副読本を作成しているので統合に向けて調整を行ったが不調に終わった。	
	③ b	次世代を担う子どもたちへの環境教育を進めるという点で施策に寄与している。	
9	① b	具体的な数値目標ではないが、旧下水道局が作成していた副読本との統合を目標としている。	
	② b	教員の要望を取り入れ、環境副読本の中に「ワークシート」のページを設けた。	
	③ b	目標としていた、旧下水道局が作成していた環境副読本との統合をした。	
11	① c	東京都では冊子での配布をやめているところもあるが、学校のパソコン設置環境によるところが大きく、本市の現状では冊子配布が適正と考えられる。中学校での個人配布を取りやめたことは、生徒へのアンケートを実施して決めたものではない。	
	② a	裏表紙に広告を掲載することにより歳入を確保している。	
	③ a	会議開催に当たっては電子メールを活用し、連絡調整会議などの開催回数を極力減らしている。	
6	① b	「横浜市環境教育基本方針」の方向性にのっとり事業推進している。	
	② b	個人情報の保護に関する事故については注意しているが、今回の改訂作業では個人情報は取り扱っていない。	
6	① c	学校長に配布希望をとった結果、4つの小学校で配布されていないが、事業の趣旨に照らして検討の必要がある。	
	② a	学校への配布は、教科書と同じように、受益者である生徒の負担は求められないが、書店では有償配布している。	
8	① b	予算の範囲内で、ホームページによる情報提供や市立図書館、市民情報センターでの閲覧などを行っているが、より一層充実を図る工夫が必要である。	
	② a	内容や文字の大きさなどはわかりやすいものとなっている。	
5	① a	内容の選択や表現方法などについて、教員や指導主事に協力を得ている。	
5	① a	事業そのものが環境負荷の低減を含めた内容となっている。また、中学生用副読本の配布方法変更により印刷数が減り、紙の使用量が少なくなっている。	
72	B	学校長から配布希望アンケートをとっているが、結果的に349校中4つの小学校で、副読本を配布しなかったということは、児童・生徒への環境教育を推進するという事業目的に照らして検討する必要がある。	

事業の内容		多様化する環境問題の現状を正しく理解し、環境問題に対する関心を深め、児童・生徒が問題解決の行動を起こすきっかけとしてもらうために、環境副読本を作成し配布する。			所管局課名 環境創造局 環境活動事業課	
評価項目		点数	abc 評価	理由、説明等		
1	適応性 (15点)	13	①	a	環境副読本改訂に向けて、小中学校の教員に副読本についてアンケート調査を行った。さらに、配布にあたっては希望調査を行い必要とする学校に配布した。	
			②	a	アンケート結果を反映させた内容の副読本を作成し、配布方法についても、小学生は5年生配布から4年生配布に、中学生は個人配布から学校配布に改めた。	
			③	b	学校現場の教職員の意見を取り入れて作成した。	
2	有効性 (15点)	15	①	a	環境副読本は、環境について教科書にない部分を補完しており、持続可能な社会の形成に向けての人材育成を担っている。また、「環境副読本の活用について」を小・中学校全学校に配布し、活用の際の参考にしてもらえるよう工夫した。	
			②	a	教育現場の教育委員会指導主事、小中学校教職員や関係局課との連携をはかり、よりわかりやすく、子どもたち使いやすい内容とした。	
			③	a	横浜市環境教育基本方針や環境教育指導資料の中でも、学校での環境教育が重視されている。教科書にはない横浜の環境について学ぶためものはほかに無く、必要な教材である。	
3	目標達成度 (15点)	13	①	a	数値的な目標はないが、改訂の目的は、京都議定書の締結や地球規模での環境を取り巻く状況の変化に対応するため、旧下水道局が作成していた環境副読本との統合などである。	
			②	a	内容として、現状の説明の他、「やってみよう」や「ワークシート」などを取り入れ、自ら考え、行動できるような作りとなっている。	
			③	b	旧下水道局が作成していた環境副読本との統合をはかり、環境の現状を盛り込み自ら行動できるようになっている。改訂版を平成18年度に配布後、教員に対して必要なアンケートを行う。	
4	経済性・ 効率性 (15点)	13	①	b	配布対象を中学生全員から学校配布に改めたことにより印刷コストの削減が図られる。	
			②	a	裏表紙に広告を掲載することにより115万円の歳入を確保した。	
			③	a	庁内で教職員を含めた検討会議を設け内容を十分に検討した。会議開催にあたっては電子メールを活用し連絡調整会議などの開催回数を極力減らした。	
5	合規性・ 正確性・ 安全性 (10点)	6	①	b	関係法令等は該当しない。 「横浜市環境教育基本方針」の方向性に則り事業推進している。	
			②	b	事故防止マニュアル（環境活動事業課）に基づき適切に対応している。	
6	社会的 公平性・ 公正性 (10点)	8	①	b	学校長に配布希望をとって配布した。	
			②	a	学校配布は無償だが、希望による市民配布は有償配布している。	
7	説明責任・ 情報公開 (10点)	8	①	b	ホームページによる情報提供や市立図書館、市民情報センターでの閲覧などを行っているが、それ以外の手段でも充実を図る必要がある。	
			②	a	内容や文字の大きさなどはわかりやすいものとなっている。	
8	市民との 協働(5点)	3	①	b	副読本の原稿作成時には、市民や事業者から必要な資料や情報の提供をいただいた。	
9	環境負荷の 低減(5点)	5	①	a	事業そのものが環境負荷の低減を含めた内容となっている。また、中学生用副読本の配布方法変更により印刷数が減り、紙の使用量が減となる。	
総合評価 (100点)		84	B		改訂版改訂の目標はほぼ達成している。今後、学校にアンケートを行い、使われ方などを調査し、学校での環境教育をどのように推進していくのかが今後の検討課題である。そのため、教育委員会との連携がさらに必要である。	

事業の目的		市民活動団体が提案する、環境に配慮したまちづくり事業で、横浜市が協働して進めることにより、事業効果が高まると考えられる事業を選考し、年度ごとに3回まで負担金(100万円を上限とする)の交付を行い、双方の役割分担を協定書で確認後、事業を進める。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
13	① a	市民団体と行政が共有する課題や事業の目的を、事業の進ちょく状況にあわせて開催する調整会議で議論されている。	
	② b	環境問題への関心と市民の社会貢献に対する意欲は高まっている。	
	③ a	市民団体と締結している協定書に役割分担等を明記し、それに基づいて実施されている。	
13	① a	年度の終了時に、行政、市民団体の双方で事業評価を実施し、事業にフィードバックされている。	
	② a	各事業の進ちょくにあわせた調整会議の場で見直しを行っている。	
	③ b	行政と市民団体の協働で事業を進めることの目的は、各主体の自立化を促進することであり、地域における多様な環境保全が活発化することで、上位施策に寄与している。	
13	① a	市民団体より提案された事業ごとに具体的な目標が設定されている。	
	② a	事業を市民の発想から企画する先駆的な取組である。	
	③ b	目標は達成できている。	
15	① a	提案されている各事業の収支決算報告書を受けて、費用対効果等を審査しており、必要に応じて助言している。	
	② a	協働する行政と市民団体の双方で事業経費は負担されている。	
	③ a	調整会議における関係諸機関との連絡、スケジュール管理は、電子メールを活用して行われている。	
10	① a	事業内容により関係法令等が異なるが、状況に応じて随時、関係部署と確認、調整しながら進められている。	
	② a	事前の調整会議において考えられるトラブルを想定し、シミュレーションした後に導き出された防止策が周知徹底されている。	
10	① a	外部委員による審査は、募集要項やホームページにより市民に公表されている。	
	② a	事業計画書、予算書で自己資金による団体の経費分担を確認し、負担金交付要領に基づいて交付されている。	
6	① b	ホームページでは市民への情報提供として各事業の概要を掲載しているが、今後は各事業についての進ちょく状況などの情報提供の充実が望まれる。	
	② b	現段階では実施されていないが、事業に関する検証と協働に関する検証を整理し、情報提供する項目を検討する予定である。	
5	① a	調整会議や電話による相談などで、役割分担を確認しながら随時行われている。	
5	① a	この事業そのものが環境負荷の低減に役立つ取組である。	
90	B	事業の具体的な取組としては、提案された事業の進ちょく状況に合わせて調整会議が開催され、市民活動団体と本市の双方が共通の理解に立って事業が進められており、円滑な運営がなされている。また、市民団体から提案された事業のうち採用される事業が徐々に増えてきており、この事業の仕組みが市民に理解されてきているといえる。 さらに、個々の事業の目標に向けて同会議の中で課題の調整が行われ、事業の振り返りを行い改善に生かされている。	

事業の内容		(1)市民団体から応募があった事業の、審査、選考を横浜市環境保全活動推進委員会に諮問して、公開プレゼンテーションなどを行い、事業を選考し、市民活動団体と行政が協働で事業を実施 (2)採用された事業で行政が行うべき事業として各担当部署で認められた場合は、事業化されると同時に協働事業の実施を通じて、自主財源の確保のための情報提供などにより市民活動団体の自立化を促進			所管局課名 環境創造局 環境活動事業課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	提案事業は市民・社会ニーズを評価項目に取り入れて審査している。また、採択された事業を進めるための実施団体のニーズについても、それぞれの事業内容に合わせた調整会議の開催などにより十分に対応はできている。		
		② a	環境問題への関心と市民の社会貢献に対する意欲はますます高まっており、これを踏まえて事業を組み立てている。		
		③ a	あらかじめ役割分担等を明記した協定書を締結し、それに基づき実施している。		
2 有効性 (15点)	15	① a	年度の終了時に、行政、事業実施団体の双方の事業評価を実施し、成果を確認し合っている。		
		② a	事業の進捗にあわせて、事業に関係する部署との調整会議を開催している。		
		③ a	市民活動団体から提案された様々なテーマを実施することから、環境に関するあらゆる施策に該当し、それぞれ施策実現に寄与している。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	提案された事業ごとに目標を設定している。		
		② a	市民の目から見た、行政が気がつかない先駆性のある取り組みである。		
		③ a	事業計画書に基づき実施し、各事業の目標は達成されている。		
4 経済性・効率性 (15点)	15	① a	提案されている事業内容と申請金額を比較し、事業内容に対する予算の適正や効率性、費用対効果などを十分審査している。		
		② a	協働する双方で事業経費を負担している。		
		③ a	実施にあたっては、事業に関係する部署及び関係諸機関との調整会議により役割分担等を確認しながら効率的に進めている。		
5 合規性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	「協働推進の基本方針」や提案されている事業に係る法令等を、関係部署と調整しながら進めている。		
		② a	事前の調整会議で調整をしている。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	10	① a	公正・公平性を保つため、審査・採択にあたっては外部委員による審査を行っている。		
		② a	事業計画と同時に予算書において、受益者負担が可能なものについては、自己資金による団体の経費分担を確認している。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	6	① b	ホームページによる情報提供を心がけているが、具体的な事業内容の掲載には至っていないので充実を図る必要がある。		
		② b	情報提供に関する検証をしていないので、十分かつ分かりやすいとは必ずしもいえない。		
8 市民との協働(5点)	5	① a	各団体の自主性を尊重したうえで、役割分担を確認しながら実施している。また、各団体が自立化を促すような助言を心がけている。		
9 環境負荷の低減(5点)	5	① a	チラシ、申込書等の配付印刷物の作成数を抑え、インターネットによる情報提供を実施している。また、採択する事業も環境負荷の軽減をめざす事業である。		
総合評価 (100点)	96	A	提案型協働事業は、実施するにあたって双方の役割分担を確認し、それに基づき一緒に活動するため、従来の補助金の助成とは質・量ともに密度が濃い。また、提案される事業内容は先駆性のある、つまり今までにない領域に挑戦しているものが多いため関係部署との調整は必須である。先例のない事業が多いので、今後は、各事業の取り組みを検証し、協働事業の進め方についての指針のようなものをまとめる必要がある。		

緑の環境学習推進事業

事業の目的		市民に身近な緑の環境に触れ合う機会を提供したり、緑に関するイベント、講座情報の集約、発信や主たる対象者である小学校に緑の環境学習プログラムを普及することなどにより、緑に関する環境学習を推進する。	
点数	abc 評価	理由、説明等	
11	① b	平成17年度実績として80回以上の講義を行っており、事業の主たる対象者である小学生・保護者や教員のニーズはある。	
	② a	各自治体とも環境問題に対して、様々な取組を行っている。本事業においても他都市の取組を参考にして、プログラム改善などを行っている。	
	③ b	一部の内容について、市民講師に講義を依頼している。今後環境教育に取り組んでいる企業や市民団体等による講座開設を検討することになっている。	
9	① b	事業の検証は行っていないが、小学生・保護者が興味を示すような講座内容とするような工夫をしている。環境教育・環境学習推進事業で作成した環境副読本を教材に使っている。	
	② b	方法は違うが、環境科学研究所でも同種の環境学習支援事業を行っており、受講者募集の際これらのプログラムを紹介している。	
	③ b	子供たちの環境問題に対する意識や関心の高まりにつながる事業であり、施策に寄与している。	
11	① a	出前講座を40校で実施するという具体的目標を設定している。	
	② b	例年と同程度の水準である。	
	③ b	目標をほぼ達成した。	
9	① b	教材を使い回すなど、低コストでの事業執行に努めている。	
	② b	今後の歳入確保について検討している。	
	③ b	アンケート結果を講義の見直しに役立てるよう、担当部署に改善を促している。	
6	① b	「横浜市環境教育基本方針」には基本理念や各実施主体の役割等が示されている。	
	② b	講義に伴って発生する事故等の対応については、講義担当課と連携して対応することとしているが、緊急連絡網やマニュアル等は整備されていない。	
8	① a	市立小学校全校に対し募集を行った。	
	② b	学校からの希望を募り環境を教育を行っており、受益者負担について検討している。	
6	① b	平成17年度は市立小学校全校への募集案内の配布、ホームページでの事業紹介を行った。	
	② b	ホームページの内容は、講座の簡単な紹介と実施校の一覧である。今後内容の改善を行う予定。	
5	① a	市民講師とは事前に十分な打合せを行って、講座を実施している。	
5	① a	事業そのものが、環境負荷の低減に役立つ取組である。	
70	C	事業効果の検証が不十分である。また、民間企業等との連携について検討が求められる。	

事業の内容		(1)緑のイベント・講座情報の発行 (2)環境学習プログラムの改良 (3)出前講座の実施 (4)市民ボランティア、専門家講師の育成及び派遣			所管局課名 環境創造局 環境活動事業課
評価項目	点数	abc 評価	理由、説明等		
1 適応性 (15点)	15	① a	教育現場において、環境教育そのものや、その方法論に対するニーズは高い。市民の環境に対する関心も年々高まっており、環境学習のきっかけとしての本事業への期待は高いと考える。		
		② a	環境教育に対する要求は今や全世界的なものである。		
		③ a	環境問題に関する気づきを与える事業としては行政以外の主体がもっと積極的に取り組む仕組みが必要だが、環境に関する行政の事業PRとしての本事業の役割は大きい。		
2 有効性 (15点)	15	① a	本事業の成果を高めるために、環境学習プログラムの作成や職員研修などを行い、より内容の濃い講義の実施を目指している。		
		② a	環境創造局以外の部署が実施している同様な事業についてはある程度把握しており、受講希望者募集に際にはそれらのプログラムについても積極的に紹介している。今後は民間主体で行われている事業についても情報収集に務めたい。		
		③ a	環境教育基本方針、環境教育アクションプランに沿った形で実施されている。		
3 目標達成度 (15点)	15	① a	平成17年度は事業初年度として、できるだけ幅広い内容の講座を開設することを目標とした。		
		② a	行政が主体となって行う環境活動の事例としては全国的にも珍しい活動であり、チャレンジングで先駆的な事業といっている。		
		③ a	平成17年度については、学校版、地域版あわせて80回以上の講義を開催し、受講者の感触は概ね良好で継続を求める声が多かったことなどを踏まえ、当初の目標は達成したと考えている。		
4 経済性・効率性 (15点)	13	① a	環境創造局職員が講義を実施するという事業の性質上、元来低コストで進められるということがメリットであると言える。		
		② b	この項目の着眼点には事業として馴染まない。今後、講義の実施を企業や市民団体に担わせることが間接的な新規財源の開拓と考えることはできる。		
		③ a	講義終了後に講師側、受講者側それぞれに振り返りのアンケートを記入してもらい、その結果を踏まえて講義の進め方などの改善を促している。		
5 合规性・正確性・安全性 (10点)	10	① a	横浜市環境教育基本方針に基づいた形で進められている。		
		② a	講義の実施に関する情報は環境活動事業課で一元的に管理しており、講義実施に伴って起きた事故等については、講義担当課と連携して対処する。		
6 社会的公平性・公正性 (10点)	8	① a	講義実施についての募集の方法は公明正大であり、社会的公平性・公正性に抵触する問題は無い。		
		② b	市民の環境学習に対する意識の高まりに伴い、今後、自主的な「学習」の場として本事業が展開される際には、相応の受益者負担を求めるための制度を設ける必要があると考えられる。		
7 説明責任・情報公開 (10点)	8	① b	本事業に関する情報については、インターネットなどを通じ適正に開示されている。		
		② a	開示されている情報の中に講義実施の詳細な情報も含まれており、事業の全容が分かるような内容となっている。		
8 市民との協働 (5点)	5	① a	既に市民講師による講座も開講している。今後、市民団体、企業の参加の機会を増やしていく。		
9 環境負荷の低減 (5点)	5	① a	環境教育そのものが環境負荷を軽減することを一つの目標として実施している事業である。		
総合評価 (100点)	94	A	環境問題への気づきを与える「環境教育」の根幹的な事業として、重要な役割を担うものであり、今後、企業や市民団体との共同を進めることでより発展していく事業であると言える。		